

令和七年十一月九日招集

福島県議会定例会会議録



令和七年十二月福島県議会定例会会議録



## 目 次

	ページ
会期及び会議日程	一
議員席次	二
議長提出報告第四号	一五
議会事務局職員	一四
県の一般事務に關する質問及び知事提出議案第一号から第四十七号までに対する質疑	一五
●十二月九日	
議事日程	
本日の会議に付した事件	五
出席議員	五
説明のため出席した者	五
議会事務局職員	六
開会挨拶	七
常任委員の辞任（報告）	七
決算審査特別委員の辞任許可（報告）	八
議席の指定	八
会議録署名議員の指名	八
会期決定の件	九
地方自治法第二百二十二条の規定による委任または嘱託を受けた者の職氏名について	九
議長提出報告第一号から第三号まで	一四
知事提出議案第一号から第四十七号まで（知事説明）	一四
休会の件	五三
●十二月十六日	
議事日程	
本日の会議に付した事件	五五
出席議員	五五
説明のため出席した者	五五
議会事務局職員	五六
議長提出報告第五号	五七
県の一般事務に關する質問及び知事提出議案第一号から第六十一号までに対する質疑	五七
●十二月十一日	
議事日程	
本日の会議に付した事件	一三

	出席議員
説明のため出席した者	一三
議長提出報告第四号	一四
議会事務局職員	一三
県の一般事務に關する質問及び知事提出議案第一号から第四十七号までに対する質疑	一五
●十二月十二日	
議事日程	
本日の会議に付した事件	三九
出席議員	三九
説明のため出席した者	三九
議会事務局職員	三九
県の一般事務に關する質問及び知事提出議案第一号から第四十七号までに対する質疑	四一
知事提出議案第四十八号から第六十一号まで（知事説明）	五一
休会の件	五三
●十二月十六日	
議事日程	
本日の会議に付した事件	五五
出席議員	五五
説明のため出席した者	五五
議会事務局職員	五六
議長提出報告第五号	五七
県の一般事務に關する質問及び知事提出議案第一号から第六十一号までに対する質疑	五七

## ●十二月十七日

議事日程 ..... 九五  
本日の会議に付した事件 ..... 九五

出席議員 ..... 九五  
出席議員 ..... 九五

説明のため出席した者 ..... 九七  
議会事務局職員 ..... 九七

県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第六十一号 ..... 九七  
までに対する質疑 ..... 九七

知事提出議案第一号から第六十一号まで各常任委員会付託 ..... 一三四  
知事提出議案第六十二号から第六十四号まで（知事説明、

各常任委員会付託） ..... 一三四  
議員提出議案第二百三十七号から第二百三十七号まで各常任委員会付託 ..... 一三四  
請願撤回の件 ..... 一五六

議員提出議案第六号 ..... 一五六  
議長提出報告第六号 ..... 一五六

議員提出議案第六十二号（即決） ..... 一五六  
知事提出議案第一号から第六十一号（即決） ..... 一五六

各常任委員会付託 ..... 一五六  
議員提出議案第一号から第六十一号（即決） ..... 一五六

議員提出議案第一号から第六十一号（即決） ..... 一五六  
議員提出議案第一号から第六十一号（即決） ..... 一五六

知事提出継続審査議案第三十五号から第三十九号まで（委員長報告、  
討論、採決） ..... 一七八

知事提出議案第六十五号から第七十二号まで（知事説明、採決） ..... 一八四  
議員提出議案第二百三十八号（即決） ..... 一八七

復興・創生推進対策について（特別委員会設置、同委員、  
委員長及び副委員長の選任、事件付託） ..... 一八八

議員提出議案第二百三十九号（即決） ..... 一八九  
県民の安全・安心対策について（特別委員会設置、同委員、  
委員長及び副委員長の選任、事件付託） ..... 一九〇

議員提出議案第二百四十号（即決） ..... 一九〇  
人口減少・地域活力創造対策について（特別委員会設置、同委員、  
委員長及び副委員長の選任、事件付託） ..... 一九一

議員提出議案第二百四十一号（即決） ..... 一九二  
復興・創生推進対策について（委員長中間報告、継続調査付議） ..... 一九二

県民の安全・安心対策について（委員長中間報告、継続調査付議） ..... 一九三  
人口減少・地域活力創造対策について（委員長中間報告、継続調査  
付議） ..... 一九三

閉会挨拶 ..... 一九四  
閉会挨拶 ..... 一九五

## ◆発言の索引

### ◆議長及び議員

ページ

○議長 矢吹貢一君

開会挨拶……………七

七、八、九、一四、一六、二二、二四、二五、三三、三六、四一、四八、五二、五三、五四、五七、六二、六四、六九、七一、七五、七七、二三、二二、二六、二七、

三三、一三四、一三五、一五五、一五六、一五七、二六、一六五、一六六、

一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七四、一七六、一七七、一七八、

一八〇、一八三、一八四、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、

一九二、一九三、一九四、一九五

閉会挨拶……………一九五

○副議長 佐藤雅裕君

議事進行……………  
一七七、八一、八四、八九、九三、九七、一〇〇、一〇一、一〇八、一二二、

一一三、一二四、一二九、一二三

○一番 金澤拓哉君

一般質問……………五七

○八番 半沢雄助君

一般質問……………七七

○十四番 山内長君

一般質問……………七一

○十五番 渡辺康平君

一般質問……………一二四、一二三

○十六番 鈴木優樹君  
農林水産委員長報告……………一六八

○十七番 渡邊哲也君  
商労文教委員長報告……………一六七

○十八番 江花圭司君  
一般質問……………九七

○十九番 安田成一君  
企画環境委員長報告……………一六六

○二十番 三村博隆君  
一般質問……………六四

○二十一番 安田成一君  
一般質問……………六四

○二十四番 大橋沙織君  
決算審査特別委員長報告……………一七八

○二十五番 水野透君  
一般質問……………八四、九一、九二

○二十六番 山口信雄君  
一般質問……………一二六

○二十七番 佐藤郁雄君  
土木委員長報告……………一六九

○二十九番 佐々木彰君  
総務委員長報告……………一七〇

○三十番 橋本徹君  
議事進行……………一七〇

○三十四番 橋本徹君  
復興・創生推進対策特別委員長中間報告……………一九三

○三十七番 山田平四郎君  
一般質問……………一九三

県民の安全・安心対策特別委員長中間報告……………一九三

●四十一番 鈴木 智君

一般質問（代表）……………一五

●四十七番 古市三久君

一般質問……………一五

●五十番 満山喜一君

人口減少・地域活力創造対策特別委員長中間報告……………一九四

●五十四番 今井久敏君

一般質問……………一三三

福祉公安委員長報告……………一六六

●五十八番 神山悦子君

議事進行……………一九

討論（知事提出議案第五十四号外）……………一八〇

## ◆知事部局

●知事内堀雅雄君

提案理由の説明……………一六、五三、一三五、一八六

鈴木智議員に対する答弁……………三二

三村博隆議員に対する答弁……………四八

金澤拓哉議員に対する答弁……………六一

安田成一議員に対する答弁……………六三

山内長議員に対する答弁……………七五

半沢雄助議員に対する答弁……………八二

大橋沙織議員に対する答弁……………八三

江花圭司議員に対する答弁……………一〇〇  
古市三久議員に対する答弁……………一〇八  
渡辺康平議員に対する答弁……………一九  
今井久敏議員に対する答弁……………二六  
水野透議員に対する答弁……………一三三  
閉会挨拶……………一九五

●総務部長 国分守君

半沢雄助議員に対する答弁……………八三

大橋沙織議員に対する答弁……………八九

江花圭司議員に対する答弁……………一〇一

古市三久議員に対する答弁……………一〇八

水野透議員に対する答弁……………一三二

●危機管理部長 細川了君

三村博隆議員に対する答弁……………六二

安田成一議員に対する答弁……………六九

金澤拓哉議員に対する答弁……………八三

半沢雄助議員に対する答弁……………一〇一

江花圭司議員に対する答弁……………一〇九

古市三久議員に対する答弁……………一〇九

渡辺康平議員に対する答弁……………一一〇

●企画調整部長 五月女有良君

鈴木智議員に対する答弁……………一三三

三村博隆議員に対する答弁.....

四九

金澤拓哉議員に対する答弁.....

六三

大橋沙織議員に対する答弁.....

八九

水野透議員に対する答弁.....

一三三

●生活環境部長 宍 戸 陽 介 君

鈴木智議員に対する答弁.....

三三

安田成一議員に対する答弁.....

七〇

山内長議員に対する答弁.....

七五

半沢雄助議員に対する答弁.....

八三

大橋沙織議員に対する答弁.....

八九

古市三久議員に対する答弁.....

一〇

渡辺康平議員に対する答弁.....

二〇

●保健福祉部長 菅 野 俊 彦 君

鈴木智議員に対する答弁.....

三四

半沢雄助議員に対する答弁.....

八三

大橋沙織議員に対する答弁.....

九〇

江花圭司議員に対する答弁.....

一〇

古市三久議員に対する答弁.....

一一〇、一二二、一三

渡辺康平議員に対する答弁.....

一一〇、一二一

今井久敏議員に対する答弁.....

二七

鈴木智議員に対する答弁.....

三四

三村博隆議員に対する答弁.....

四五

安田成一議員に対する答弁.....

七〇

大橋沙織議員に対する答弁.....

九〇、九一

今井久敏議員に対する答弁.....

一二七

●農林水産部長 沖 野 浩 之 君

鈴木智議員に対する答弁.....

三五

三村博隆議員に対する答弁.....

五〇

金澤拓哉議員に対する答弁.....

六三

大橋沙織議員に対する答弁.....

九〇

江花圭司議員に対する答弁.....

一〇一

渡辺康平議員に対する答弁.....

一二〇

●土木部長 矢 澤 敏 幸 君

鈴木智議員に対する答弁.....

三五

三村博隆議員に対する答弁.....

五〇

金澤拓哉議員に対する答弁.....

六四

山内長議員に対する答弁.....

六七

半沢雄助議員に対する答弁.....

八三

江花圭司議員に対する答弁.....

一〇二

古市三久議員に対する答弁.....

一一〇

今井久敏議員に対する答弁.....

一二七

水野透議員に対する答弁.....

一三一

山内長議員に対する答弁.....

(六)

半沢雄助議員に対する答弁.....

七六

●避難地域復興局長 市村 尊広君

三五

鈴木智議員に対する答弁.....

三五

●文化スポーツ局長 紺野 香里君

五一

三村博隆議員に対する答弁.....

三六

古市三久議員に対する答弁.....

一二

水野透議員に対する答弁.....

一三三

●こども未来局長 菅野 寿井君

五一

三村博隆議員に対する答弁.....

五六

金澤拓哉議員に対する答弁.....

六四

安田成一議員に対する答弁.....

七一

山内長議員に対する答弁.....

七七

●教育長 鈴木竜次君

鈴木智議員に対する答弁.....

三六

三村博隆議員に対する答弁.....

五一

古市三久議員に対する答弁.....

一二、二二三

水野透議員に対する答弁.....

一三四

●観光交流局長 藤城良教君

五六

鈴木智議員に対する答弁.....

三六

三村博隆議員に対する答弁.....

七〇

安田成一議員に対する答弁.....

七六

山内長議員に対する答弁.....

一〇一

◆人事委員会

●委員長 千葉悦子君

一二、二二四

古市三久議員に対する答弁.....

一三四

水野透議員に対する答弁.....

一三四

◆公安委員会

◆病院局

●病院局長 菅野 崇君

三六

●警察本部長 森末治君

三六





## 一、会期及び会議日程

一會期十五日間

令和七年十一月九日開会

令和七年十二月二十三日閉会

十二月九日(火)開会

議席の指定

## 会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

知事說明

(議案調査のため休会)

一般質問及び質疑（代表）

同

休會

同上

（議事都合のため休会）

一般質問及び質疑

同

決算審査特別委員会

各常任委員會

各常任委員會

(休会)

十二月二十一日（旦）～ 同  
十二月二十二日（月）各常任委員會（採決  
十二月二十三日（火）委員長報告

二、議員席次

二十二番	二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
渡安真鳥江	渡鈴渡山佐々	吉山猪半	佐石矢木	誉金	部田山居花邊木辺内木口	田田侯沢	藤井吹村	田澤												
英成祐作圭哲優康	恵洋	眞明雄	徹信貢	謙憲拓																
明一一弥司也樹平長寿太誠郎	伸助哉夫	一郎孝哉																		

四十七番	四十六番	四十五番	四十四番	四十三番	四十二番	四十番	三十九番	三十八番	三十七番	三十六番	三十五番	三十四番	三十三番	三十二番	三十一番	三十番	二十九番	二十八番	二十七番	二十六番	二十五番	二十四番	二十三番
古高佐久	三安佐久	佐鈴先	西佐野	山藤間	宮木瓶	大崎	橋山	荒藤	伊野	水野	高木	佐野	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	大村
市野	間	瓶	部	藤	木	崎	山	藤	田	本	場	本	藤	野	宮	木	藤	藤	藤	藤	口	野	橋
三光久	俊正	泰雅		温尚	政平	四四	秀	秀	達	さち	秀	達	さち	義敏	彰	憲	光	義郁	信	沙博	二		
久	二男	榮男	裕智	容利	隆郎	え	樹	徹	一也	こ	敏	彰	憲	雄	雄	透	織	隆					

四十八番

四十九番

五十番

五十一番

五十二番

五十三番

五十四番

五十五番

五十六番

五十七番

五十八番

神 爪 龜 宮 今 佐 太 渡 満 長 宮

山 生 岡 下 井 藤 田 辺 山 尾 川

悦 信 義 雅 久 憲 光 義 喜 ト  
一 子 郎 尚 志 敏 保 秋 信 一 子 え  
子 み



# 令和七年十一月九日（火曜日）

六、議長提出報告第一号から第三号まで  
七、知事提出議案第一号から第四十七号まで

## 1 知事説明

### 八、休会の件

午後一時二分開会  
午後一時三十八分散会

### 議事日程

#### 午後一時開会

#### 一、開会

#### 二、日程第一 議席の指定

#### 三、日程第二 会議録署名議員の指名

#### 四、日程第三 会期の決定

#### 五、諸般の報告

1 地方自治法第百二十二条の規定による委任または嘱託を受けた者の職氏名について

#### 2 議長提出報告第一号から第三号まで

#### 六、日程第四 知事提出議案第一号から第四十七号まで

付議議案に対する知事説明

#### 七、日程第五 休会の件

#### 本日の会議に付した事件

#### 一、開会

#### 二、議席の指定

#### 三、会議録署名議員の指名

#### 四、会期の決定

五、地方自治法第二百二十二条の規定による委任または嘱託を受けた者の職氏名について

出席議員	
一 番 金澤 拓哉君	二 番 誉田 憲孝君
二 番 石井 信夫君	三 番 木村 謙一郎君
三 番 半沢 雄助君	四 番 矢吹 貢一君
四 番 佐藤 徹哉君	五 番 畑山 田 真太郎君
五 番 猪俣 明伸君	六 番 佐藤 勝也君
六 番 渡辺 康平君	七 番 吉田 誠君
七 番 佐々木 恵寿君	八 番 佐々木 恵寿君
八 番 渡邊 哲也君	九 番 渡邊 哲也君
九 番 佐藤 郁雄君	十 番 山口 洋太君
十 番 佐藤 徹哉君	十一 番 吉田 誠君
十一 番 佐々木 恵寿君	十二 番 山口 洋太君
十二 番 佐々木 恵寿君	十三 番 佐々木 恵寿君
十三 番 佐々木 恵寿君	十四 番 山内 長君
十四 番 佐々木 恵寿君	十五 番 渡辺 康平君
十五 番 渡辺 康平君	十六 番 鈴木 優樹君
十六 番 鈴木 優樹君	十七 番 渡邊 哲也君
十七 番 渡邊 哲也君	十八 番 江花 圭司君
十八 番 江花 圭司君	十九 番 鳩原 一君
十九 番 鳩原 一君	二十 番 真山 祐一君
二十 番 真山 祐一君	二十一 番 安田 成一君
二十一 番 安田 成一君	二十二 番 渡部 英明君
二十二 番 渡部 英明君	二十三 番 三村 博隆君
二十三 番 三村 博隆君	二十四 番 大橋 沙織君
二十四 番 大橋 沙織君	二十五 番 水野 透君
二十五 番 水野 透君	二十六 番 山口 信雄君
二十六 番 山口 信雄君	二十七 番 佐藤 郁雄君
二十七 番 佐藤 郁雄君	二十八 番 佐藤 義憲君
二十八 番 佐藤 義憲君	二十九 番 佐藤 郁雄君
二十九 番 佐藤 郁雄君	三十 番 高宮 光敏君
三十 番 高宮 光敏君	三十一 番 佐藤 郁雄君
三十一 番 佐藤 郁雄君	三十二 番 伊藤 達也君
三十二 番 伊藤 達也君	三十三 番 佐藤 郁雄君
三十三 番 佐藤 郁雄君	三十四 番 橋 本 徹君
三十四 番 橋 本 徹君	三十五 番 荒 秀一君
三十五 番 荒 秀一君	三十六 番 宮 本 しづえ君
三十六 番 宮 本 しづえ君	三十七 番 大場 秀一君
三十七 番 大場 秀一君	三十八 番 佐藤 政隆君
三十八 番 佐藤 政隆君	三十九 番 西山 尚利君
三十九 番 西山 尚利君	四十 番 鈴木 智君



事務局長 長根由里子君  
監査委員 渡辺仁君

議会事務局職員  
事務局次長 白石孝之君  
総務課長 佐藤尚美君  
議事課長 菅野義君  
政務調査課長 後藤新吾君  
議事課主幹兼課長 富塚康治君  
議事課主任主査 中村誠君  
大君

議長（矢吹貢一君）ただいま出席議員が定足数に達しております。

これより令和七年十二月福島県議会定例会を開会いたします。  
開会の挨拶に先立ち、昨夜発生した青森県東方沖を震源とする強い地震により被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

### ●開会挨拶

議長（矢吹貢一君）開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、十一月定例会が招集されましたところ、議員をはじめ関係の皆様方には御健闘にて御出席をいただき、ここに開会できることは、誠に御同慶に堪えないところであります。

### ●常任委員の辞任（報告）

議長（矢吹貢一君）この際、委員会条例の規定に基づき、私は去る十一月二十八日に総務委員を辞任いたしましたので、御報告いたします。

本年六月定例会以降、皆様の御協力の下、仮議場での開催を重ねてまいりましたが、本日、装いを新たにした本議場で開会の日を迎えることができました。

開場から七十年余の歴史の中で初めての大規模改修となつたわけでありますが、県議会はこの議場に深く刻み込まれた先人たちの思いや真摯に議論を重ねてこられた歴史と伝統をしつかり受け継ぎ、今後とも県民の負託に応え、県政のさらなる進展を図るべく、力を尽くしてまいる所存であります。

また、ユニバーサルデザインの導入をはじめ、多くの県産材を活用し、木のぬくもりを感じることのできるこの議場にたくさんの県民の皆様に足をお運びいただき、より開かれた、親しみを持つていただける県議会となることを願うものであります。

今期定例会は、地域経済の活性化に向けた取組や地域医療提供体制の充実など、緊急に措置すべき経費として計上した七十二億六千六百万円に上る令和七年度福島県一般会計補正予算をはじめ、各種条例の改正など、県政当面の重要な案件を審議する議会であります。

議員の皆様方には、会期中格別の御精励を賜り、事業者の活動支援及び県民生活の安定向上に向けた施策の実現に向けて審議を尽くされますとともに、議事運営につきましても特段の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

これより本日の会議を開きます。

## ●決算審査特別委員の辞任許可（報告）

○議長（矢吹貢一君）次に、決算審査特別委員の辞任許可について御報告いた

去る十一月二十八日に佐藤雅裕君から決算審査特別委員の辞任願が提出され、許可いたしました。

## ○議席の指定

○議長（矢吹貢一君）これより日程に入ります。

### 日程第一、議席の指定を行います。

議席は、別紙議席表のとおり指定いたします。

(参照)

一番	金澤拓哉君	二番	誉田憲孝君
三番	木村謙一郎君	四番	矢吹貢一君
五番	石井信夫君	六番	佐藤徹哉君
七番	欠	八番	半沢雄助君
九番	猪俣明伸君	十番	山田真太郎君
十一番	吉田誠君	十二番	山口洋太君
十三番	佐々木恵寿君	十四番	山内長君
十五番	渡辺康平君	十六番	鈴木優樹君
十七番	渡邊哲也君	十八番	江花圭司君

## ○会議録署名議員の指名

○議長（矢吹貢一君）次に、日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

十九番	鳥居	作	弥	君	二十番	真山	祐	一	君
二十一番	安田	成	一	君	二十二番	渡部	英明	君	
二十三番	三村	博	隆	君	二十四番	大橋	沙織	君	
二十五番	水野	透	君		二十六番	山口	信雄	君	
二十七番	佐藤	郁雄	君		二十八番	佐藤	義憲	君	
二十九番	佐々木	彰	君		二十九番	高宮	光敏	君	
三十番	水野	さちこ	君		三十一番	伊藤	達也	君	
三十三番	荒	秀一	君		三十四番	橋本	徹	君	
三十五番	大場	樹	君		三十六番	宮本	しづえ	君	
三十七番	山田	平四郎	君		三十八番	佐藤	政隆	君	
三十九番	西山	尚利	君		四十番	先崎	温容	君	
四十一番	鈴木	智	君		四十二番	佐藤	雅裕	君	
四十三番	安部	泰男	君		四十四番	三瓶	正栄	君	
四十五番	佐久間	俊	君		四十六番	高野	光二	君	
四十七番	古市	三久	君		四十八番	宮川	えみ子	君	
四十九番	佐渡	義信	君		五十番	満山	喜一	君	
五十一番	長尾	トモ子	君		五十二番	高野	光二	君	
五十三番	佐藤	憲保	君		五十四番	太田	光秋	君	
五十五番	宮下	雅志	君		五十六番	今井	久敏	君	
五十七番	生信一郎	君			五十八番	神山	悦子	君	

会議録署名議員は、議長より

三十三番 荒秀一君

(参照)

三十七番  
山田平四郎君

三十九番 佐藤政隆君

以上のとおり指名いたします。

○会期決定の件

●議長（矢吹貢一君）次に、日程第三、会期決定の件を議題といたします。

十五日間とすることに御異議ありませんか。

(一異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よって、会期は本日から十五日間と決定いたしました。

○地方自治法第二百二十二条の規定による委任または嘱託を受けた者の職氏名について

○議長（矢吹貢一君）次に、本定例会に当たり、知事並びに教育委員会教育長及び選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会の各委員長並びに労働委員会云々の委員及び監査委員に対し、説明のためあらかじめ出席を求めておりますが

次に、地方自治法第二百二十二条の規定による委任または嘱託を受けた者の職氏名について、それぞれ別紙のとおり通知になつておりますから、御報告いたします。

七財第二三三六号

地方自治法第二百二十二条の規定による委任又は嘱託をした者の職氏名について（回答）

記

副 副 知 知 事 事

危機管理部長

企画課整音長

商工勞働部長  
保健福祉部長

農林水產部長  
土木部長

出納局長(兼)會計管理者

擔風評  
當·風理化  
戰事略

原子力損害対策  
担当理事(兼)

福島県知事

企画調整部担当長	企画調整部政策監(兼)	企画調整部構想推進監	企画調整部次長	地域づくり担当長	危機管理部政策監	危機管理部次長	原子力安全管理部担当長	(原)子力安全部次長	市町村部担当長	文書管財部担当長	人事部担当長	公務部担当長	総務部担当長	企業誘致部担当長	商工労働部担当長	土木部技監	農林水産部技監	觀光交流局長	保健労働局長	文化スポーツ局長	避難地域復興局長
----------	-------------	------------	---------	----------	----------	---------	-------------	------------	---------	----------	--------	--------	--------	----------	----------	-------	---------	--------	--------	----------	----------

長内佐佐	濱佐二	濱山本	金星山	鈴藤菅紺	市
塚田藤藤	津藤瓶	津内間	田田木城	野野	村
仁基安安	ひろ隆達	建茂	正	幸良寿	香尊
一博彦彦	み広也	篤史	行勇敏毅	則教井	里広

---

農業振興監部	農林水産部政策監	觀光交流局長	商工労働部次長	商工労働部政策監	産業振興担当長	再生可能エネルギー監	商工労働部次長	保健福祉部次長	保健福祉部次長	保健福祉部次長	保健福祉部次長	生活環境部次長	生活環境部次長	生活環境部次長	環境回復推進監	生活環境部次長	カーボンニュートラル推進監	文化スポーツ局次長	避難地域復興局次長
--------	----------	--------	---------	----------	---------	------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------------	-----------	-----------

上野台	有我	加藤	蓑谷	蓑谷	鈴木	塚川	玉藤	武藤	佐藤	角田	角藤	加藤	丹治	本多
直之	兼一	泰廣			正豪	人淳	啓清	行き	角和	靖和	靖和	加和	司貴	明子



教育庁県立高校改革監

教務教育参事長  
義務教育課長

根本  
佐藤  
敏也

事務局次長  
福公委(總)第三七号

一三

川名義則

七福選管第四〇六号  
令和七年十一月二十六日

福島県議會議長様

令和七年十一月二十五日  
福島県議會議長様

福島県公安委員会委員長

地方自治法第二百二十二条の規定による委任又は  
嘱託をした者の職氏名について(回答)

選挙管理委員会委員長

令和七年十一月二十五日付け七福局議第二二五号により照会のあつた十二  
月県議会定例会のみだしのことについては、別紙のとおり回答します。

別紙

警察本部長

警務部長

生活安全部長

交通部長

刑事部長

地域部長

警備部長

首府監察官

警務部総務監

警備部警備監

警務部統括參事官兼

令和七年十一月二十五日付け七福局議第二二五号で照会のありましたこの  
ことについては、下記のとおりです。

記

事務局長伊藤賢一

七人委第八一四号  
令和七年十一月二十五日  
福島県議會議長様

福島県人事委員会委員長

地方自治法第二百二十二条の規定による委任又は  
嘱託をした者の職氏名について(回答)

令和七年十一月二十五日付け七福局議第二二五号で照会のありましたこの  
ことについては、下記のとおりです。

門川柳佐渡小渡岡小佐高白関荒鹿増  
馬上澤間邊林辺崎松松藤橋田根井目子  
英正和美義聖伸正昌秀  
光敷植和修久剛加夫莫幸樹之智穏樹浩

七勞委第二九二号

福島県労働委員会会長

地方自治法第百二十二条の規定による委任又は

令和七年十一月二十五日付け七福局議第一三五号で照会ありましたこのことについては、下記のとおりです。

事務局次長 大橋雅人記

七福監第四四〇号

令和七年十一月二十五日

福島県議会議長 様

地方自治法第二百二十二条の規定による委任又は

嘱託をした者の職氏名について（回答）

令和七年十一月二十五日付け七福局議第三三五号で照会ありましたこのことについては、下記のとおりです。

福島県代表監査委員

事務局長 本田伸雄  
事務局次長 石田弘枝

●議長（矢吹貢一君）この際、知事より別紙提出書のとおり議案提出の通知がありますから、御報告いたします。

（議案別冊参照）

●議長（矢吹貢一君）お諮りいたします。ただいま御報告いたしました委任または嘱託を受けた者に対し、説明のため本議場に出席を求めることに御異議ありませんか。

（異議なし）と呼ぶ者あり

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よつて、議長よりそれぞれ出席を求めることにいたします。

### ●議長提出報告第一号から第三号まで

●議長（矢吹貢一君）次に、議長より報告第一号から第三号まで、以上三件を提出いたします。

（参考照）

報告第一号 定期監査の結果報告について  
報告第二号 公営企業に係る定期監査の結果報告について  
報告第三号 令和七年十二月一日に執行した例月出納検査の結果報告について

て

### ●知事提出議案第一号から第四十七号まで

（知事説明）

議案第十五号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第十三号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
議案第十四号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

する条例の一部を改正する条例

議案第十六号 福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案第十七号 福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

議案第十八号 福島県認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例

議案第十九号 福島県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第二十号 福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第二十一号 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第二十二号 福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第二十三号 福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第二十四号 福島県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第二十五号 福島県農地中間管理事業の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第二十六号 福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第二十七号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改

正する条例

議案第二十八号 当せん金付証票の発売について

議案第二十九号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第三十号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第三十一号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第三十二号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第三十三号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第三十四号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第三十五号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第三十六号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第三十七号 県の行う建設事業等に対する市町村の負担の一部変更について

議案第三十八号 工事請負契約の一部変更について

議案第三十九号 工事請負契約の一部変更について

議案第四十号 工事請負契約の一部変更について

議案第四十一号 工事請負契約の一部変更について

議案第四十二号 工事請負契約の一部変更について

議案第四十三号 工事請負契約の一部変更について

議案第四十四号 工事請負契約の一部変更について

議案第四十五号 工事施行変更協定について

議案第四十六号 動産の取得について

議案第四十七号 民事調停の申立てについて

報告第一号 専決処分の報告について  
上記のとおり提出します。

令和七年十二月九日

福島県議会議長 矢吹貢一様

よう、国と連携し、地元自治体の意向を丁寧に伺いながら、インフラや生活環境の整備等に取り組んでまいります。

一方、本県の復興は今後も中長期にわたる継続的な取組が不可欠であることから、先月、復興大臣をはじめとする関係閣僚に対し緊急要望活動を実施いたしました。

付議議案に対する知事の説明を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

● 知事（内堀雅雄君） 十二月県議会定例会が開催されるに当たり、当面する重要な議案を提出いたしました。

以下、そのあらましについて御説明いたしますが、それに先立ち、昨夜発生した青森県東方沖を震源とする地震について申し上げます。

この地震により被害に遭われた皆さんに心からお見舞いを申し上げます。また、千島海溝、日本海溝沿いでは、今後一週間程度、大規模地震が発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まっていることから、北海道・三陸沖後発地震注意情報が初めて発表されました。

このため、県では府内における警戒体制を強化するとともに、県民の皆さんに対し、改めて地震、津波への備えを確認いただくよう周知してまいります。それでは、県政に関する当面の諸課題について所信の一端を述べさせていただきます。

避難地域においては、先般、飯舘村長泥地区の特定復興再生拠点区域で震災後初めてとなる米の出荷が実現したほか、先月四日には双葉町の下長塚、三字、羽鳥の三行政区における特定帰還居住区域について立入規制の緩和がなされ、住民帰還の促進に向けた大切な一步を踏み出しました。

引き続き、帰還意向をお持ちの皆さんが一日も早くふるさとに帰還できる

帰還困難区域の復興再生や風評対策、福島イノベーション・コースト構想の推進、人口減少対策など、本県の復興と地方創生を切れ目なく進めていく上で、特に重要となる項目について着実な対応を求めたところであります。こうした中、十二月一日には高市総理大臣が就任後初めて本県を視察され、「全ての閣僚が復興大臣であるという決意の下に、内閣の重要課題として福島の復興に責任貫徹の思いで取り組んでいく」と述べられ、復興に向けた取組をさらに加速させるとの姿勢を示されました。

引き続き、第二期復興・創生期間の初年度となる令和八年度予算の確保もとより、中長期にわたって必要となる十分な財源と枠組み、税制特例をはじめとした復興を支える制度の確保等に全力で取り組んでまいります。次に、環境回復について申し上げます。

十月二十八日に福島第一原子力発電所を視察いたしました。二号機の使用済み燃料取扱設備や燃料デブリの本格的な取り出しに向けた検討状況を直接確認するとともに、ALPS処理水の海洋放出で空になつたタンクの解体状況等も確認し、この一年間で廃炉作業が着実に進んでいることを実感したところであります。

一方、今後は燃料デブリの本格的な取り出しなどリスクの高い作業が本格化することから、東京電力の小早川社長に対し、安全を最優先の上、確實に作業を進めるよう求めたところであり、県としても廃炉安全監視協議会等を通じて国及び東京電力の取組を厳しく監視してまいります。

また、除去土壤等の県外最終処分につきましては、十月二十三日に石原環境大臣が県庁を訪問された際、県民の皆さんがあ然として県外最終処分の見通しを実感できない状況にあることをお伝えし、具体的な工程表の速やかな明示などを直接訴えたところであり、引き続き県外最終処分の確実な実施に向け、最後まで責任を持つて対応するよう強く求めてまいります。

次に、風評・風化対策について申し上げます。

先月開催された東京二〇二五デフリンピックでは、本県のJヴィレッジを会場にサッカー競技が行われ、音のない世界で限界に挑む世界最高峰の選手たちのプレーを目の当たりにし、私たち県民も大きな感動と勇気をいたしました。

大会期間中は、県主催によるオープニングセレモニーの開催をはじめ、サテライト開会式における伝統芸能等の披露や、常磐ものを使用した振る舞いなどの実施、さらには震災伝承施設を巡る周遊バスの運行などを通じて、選手や観客の皆さんに福島の魅力や復興が進む姿を発信することができました。

今後も様々な機会を捉え、本県の正確な情報がより効果的に伝わるよう取り組んでまいります。

また、九月二十日に東日本大震災・原子力災害伝承館が開館から五周年を迎える、来館者も累計で四十万人を突破するなど、国内外から多くの方々に足を運んでいただいております。

新たな取組として、学芸員と共に被災地を巡る特別フィールドワークの実施や、デフリンピックの開催に合わせ、語り部講話で手話通訳を実施したほか、来年一月には高知県において四国地方初となる出張展を開催いたします。

さらに、来年は震災と原発事故から十五年、そして現在の福島県の形が誕生してから百五十年という節目の年を迎えることから、これまで積み重ねてきた挑戦の歴史を振り返り、それらを礎とした新たな福島県を創造していく

ため、県政百五十周年記念事業の準備を進めております。

十月には、県政百五十周年記念・官民ネットワークを設立し、記念事業への参加を広く呼びかけるなど、協力いただける団体等の募集も開始いたしました。

引き続き、特設ウェブサイトをはじめ様々な媒体を通じて関連事業等の情報発信し、さらなる機運の醸成を図ってまいります。

次に、産業政策について申し上げます。

来年一月十日から十七日にかけて、再生可能エネルギーや水素等に関する経済交流と県産品の取引拡大等を図るため、スペイン、オランダ、ドイツの欧州三か国を訪問いたします。

スペインのバスク州、ドイツのハンブルク州及びノルトライン・ヴェストファーレン州との間で締結をしている再エネや水素、医療関連産業等に関する連携覚書を更新し、再エネの技術革新や水素社会の実現など、今後の产学研官の取組に向けた連携を深めるとともに、現地でのビジネスセミナーやトップセールス等を通じて福島の今と県産日本酒等の魅力を直接お伝えし、本県に対する一層の理解醸成と県産品の販路拡大につなげてまいります。

また、来年春にふくしまデステイネーションキャンペーンの本番を控える中、県内における昨年の観光客入り込み数が五千七百五十七万三千人に達し、震災前の水準を初めて上回りました。

先月から今月にかけては、全国七か所においてDC期間中の旅行商品造成を働きかける説明会を実施するほか、補助制度等を通じた観光コンテンツづくりの支援、おもてなし力の向上や観光資源の磨き上げを目的としたセミナーの開催などにより、国内外からのさらなる誘客を促進してまいります。

特に来年二月に開催される大ゴッホ展を観光誘客における強力なコンテンツの一つとして捉え、観覧を軸とした旅行商品の造成や海外のインフルエン

サーによる情報発信等を展開し、インバウンドの拡大とふくしまアートツーリズムの推進などを図つてまいります。

一方、県内経済は長引く物価高に加え、来年一月からは最低賃金が過去最高となる時給千三十三円に引き上げられることから、県内事業者の経営に大きな影響を及ぼすことなどが懸念されます。

このため、今定例会において賃上げに要する経費の一部を補助する県独自の事業者支援を提案したところであり、今後も社会・経済情勢を注視しながら県内事業者の経営安定化を支援してまいります。

次に、農林水産業の再生について申し上げます。

令和七年度の新規就農者数は過去最多の三百九十一名を記録し、四年連続で三百名を上回りました。

こうした流れをより確実なものとするため、県内外での就農相談会の開催や福島県農業経営・就農支援センターを通じたきめ細かな支援をはじめ、農業法人におけるお試し就農体験の開催、スマート農業技術の導入による作業環境の改善など、様々な取組を進めてまいります。

また、県産日本酒の酒かすを餌に加えて育成した福島牛「福粕花」につきましては、本年五月の豪州訪問で築いたネットワークを活用し、先月、初の海外輸出を実現いたしました。

現地の飲食店関係者等を集めた試食会においても、「軟らかく、口の中で溶けるような味わい」、「お客様にお勧めしたいすばらしい和牛」といった高い評価をいただいたところであります。引き続きブランド価値を広く浸透させ、福島牛のさらなる生産振興を図つてまいります。

さらに、先月二十一日には台湾において日本産食品の輸入規制が撤廃され、規制を設けている国、地域も五十五から五まで減少しました。

今後も国と連携しながら、科学的根拠に基づいた正確な情報や県産農林水

産物の魅力等を発信し、輸入規制の完全撤廃を目指すとともに、一層の輸出拡大に取り組んでまいります。

次に、県民の健康増進について申し上げます。

本年度の県政世論調査において、心身の健康づくりの実践状況を尋ねたところ、実践していないと回答された方が四〇%となり、昨年度とほぼ同じ水準であることが分かりました。

こうした状況を踏まえ、県では日常生活の中で気軽に取り組める健康づくりの実践に力を入れております。

県内のアートスポットをウォーキングしながら巡るアートウォーキングラリーの開催やフレイル予防の普及啓発、健民アプリに体重などを記録することで行動変容を促すキャンペーンの実施、さらには市町村長や企業のトップを対象とした健康に関するセミナーを開催し、女性の健康に着目した職場環境の改善を図るなど、オール福島で健康づくりの実践を進めてまいります。

また、県民の皆さんのが命と健康を守るために、地域の医療・福祉を支える人材の確保が欠かせません。

こうした中、先般、来年度からの卒後臨床研修を希望する医学部生と臨床研修病院とのマッチング結果が公表され、本県のマッチング数は過去最多の百二十三人となりました。

これは、臨床研修の受入れ体制充実をはじめ、県外の大学も対象とした周知活動の推進など、様々な対策を強化してきた成果と受け止めております。引き続き、県民の皆さんのが健康で生き生きと安心して暮らせるよう、医療、福祉、介護人材の着実な確保に取り組んでまいります。

次に、子ども・若者育成について申し上げます。

十月二十五、二十六日の二日間にわたり、郡山市と伊達市を会場として第三十五回全国産業教育フェア福島大会が開催され、農業や工業、商業などの

専門学科等で学ぶ高校生が全国各地から福島に集い、日頃の活動や学習成果等を発信する大変貴重な機会となりました。

この大会前、生徒実行委員を務める本県の若者たちと懇談し、「復興に向けて挑戦する福島県と産業教育の魅力を全国に伝えたい」との熱い思いを伺い、本県の未来を担う若者たちの成長を頼もしく思うとともに、大会にかける情熱に深く感銘を受けたところであります。

その言葉どおり、福島ならではの大会となるよう検討を重ね、工夫を凝らした様々な企画は、来場された方々からも高い評価をいただきました。

引き続き、地域課題と主体的に向き合いながら、課題解決に必要な資質、能力を育成するなど、新たな時代に即した産業教育の振興を図つてまいります。

一方、こうした子供たちを取り巻く社会環境は急激に変化しており、各方面で深刻な問題をもたらしております。

特に、先頃公表された文部科学省の調査によれば、昨年度、県内の小中学校で三十日以上欠席した不登校の児童生徒数が四千三百六十五人となり、過去最多を更新しました。

不登校の要因や背景は複合化、多様化していることから、学校と家庭との

連携を密にしながらチームによる教育相談の充実を図るとともに、専任教員を配置したスペシャルサポートルームの設置や不登校児童生徒支援センターにおける仮想空間を活用したオンラインでの支援などを通じて、児童生徒一人一人の特性や学び方に応じた多様な教育機会を確保してまいります。

次に、インフラ整備と安全・安心の確保について申し上げます。

ふくしま復興(再生道路として整備を進めてきた国道二百八十八号船引バイパスが来年の三月二十二日に全線開通する見通しとなりました。

国道二百八十八号は、中通りと浜通りを結び、広域的な物流や観光、救急・

地域医療などを担い、災害時には救助活動や物資輸送の要となる重要な道路であります。

この全線開通により、田村市船引町の中心部における交通混雑が緩和されるとともに、避難地域における住民の帰還促進や地域振興等につながるものと考えております。

また、今冬に向けた除排雪対策につきましては、今年二月の大雪対応に係る検証結果を踏まえ、市町村との連携の下、集中的に除排雪を行う路線の設定や新たな雪捨場の確保、市町村に対する県有機械の貸与手続の制度化等により除排雪体制を強化したほか、雪害が発生した際に適切な対応ができるよう、市町村や警察、消防などの防災関係機関と連携し行動計画の策定を進めなど、大雪時における対応力の強化に取り組んでまいります。

そして、もはや災害レベルの非常事態とも言うべき熊対策につきましては、熊が人里に慣れ、出没が常態化する「熊の人慣れ」と、人も熊の出没に慣れ、危機感が薄れる「人の熊慣れ」の両課題に対応するため、十月二十三日に緊急対策を盛り込んだ補正予算を編成し、市町村に専門家を派遣する人材の支援や捕獲に必要な資材を提供する財政的支援、さらには様々な媒体を通じた注意喚起等に努めてまいりました。

先月十三日には、国に対する緊急要望として、私から直接石原環境大臣に対し、地方が被害防止対策を確実に進められるよう、国の各省庁等が一体となつて必要な予算を確保することや、国が主体的に実効性のある対策を講じることなどを求め、国のクマ被害対策パッケージにも反映されたところであります。

県としても、補正予算に加え、予備費を充用した追加対策を市町村や関係団体等と連携して実施するとともに、引き続き国の動向を注視しながら効果的な対策に取り組んでまいります。

次に、地方創生・人口減少対策について申し上げます。

本年七月に六百を超える企業、団体、市町村等の参画をいただいて設立したふくしま共創チームの下、九月からは大学生を中心に企業や市町村などの若手の皆さんが参加するワーキングチームが活動を開始し、企業訪問やワーケションップなどを通じて活発な議論が行われています。

魅力的な働き方に関する議論では、「休暇制度が整っていても取りづらい雰囲気がある」、「服装や髪型など自分らしさが尊重される職場づくりが進んでほしい」といった若者目線による率直な意見や課題が出されたほか、チームの活動に関わった企業側においても、「新たな気づきにつながっている」などのうれしい感想をいただいております。

若い世代の県外流出を抑制するためには、こうした若者たちに県内企業の持つ魅力を効果的に発信していく必要があることから、新たな取組として、

本県の学生が実際に県内企業を訪れ、自身を感じたその企業の魅力をショートドラマで表現し、SNS等で発信する活動等も進めております。

引き続き、若い世代の声を県の施策や企業などの取組に反映し、若者らの県内定着や還流促進を図つてまいります。

また、総務省が先月公表した令和六年度における移住相談件数では、本県に関する移住相談が過去最多の二万五百五件となり、全国一位となりました。

県ではこれまで、移住を希望される方々のニーズを踏まえながら、全国最多となる十一か所の相談窓口を設けるなど、丁寧な相談対応に努めてきたところであり、先月八日に都内で開催した移住相談会では、県内市町村等が多く出展し、来場者数も過去最多を更新いたしました。

地方移住への関心は依然として高い水準にあることから、今後も市町村や関係団体等と連携しながら取組を進めてまいります。

以上、県政に関する諸課題等について所信の一端を申し上げました。

「私たちは、過去だけでなく未来についても語っている」。これは、震災と原発事故の語り部活動を行っている県内の女子中学生が、先日開催された英語弁論大会の場で語った言葉です。

この女子生徒は、震災のあつた年に生まれました。当時の記憶はあります。が、両親や地元の方々から話を聞いたり、実際に津波の被害に遭った現場などを訪れるうちに、自分たちの世代でも教わったこと、学んだことを語り継ぐことができるのではないかと考え、語り部活動に参加するようになつたそうです。

女子生徒は、聴衆をしっかりと見詰めながら、災害がいつどこで起きてもおかしくないこと、命が失われてから準備を始めても遅過ぎることなど、語り部活動を通して学んだ大切な教訓を訴え、最後に力強くこう語つてくれました。

「あなたに私の経験を、考え方を、感じたことを、そして未来への希望を伝えるために、私は今日この場にいる。私はこれからも二〇一一年生まれの語り部であり続ける」。その言葉は、会場の人々だけでなく、自分自身に向けて発せられた決意のように感じられました。時間の経過とともに震災の記憶の風化が進む中、こうした若い世代の奮闘は本県の未来に向けた大きな希望であります。

「過去から学び、未来を創る」。女子生徒が示してくれた大切な教訓、そして搖るぎなき復興への思いを共有しながら、私はこれからも、県民誰もが安全・安心に暮らし、夢と希望に満ちた福島の未来を創るために、全力で挑戦を続けてまいります。

提出議案について御説明申し上げます。

令和七年度一般会計補正予算案につきましては、賃上げによる経営への影響を緩和するための中小企業等への緊急一時支援、ふくしまDCに向けた海

外誘客促進のための観光プロモーションの展開、新たに承継、開業を行う診療所への支援などに要する経費を計上いたしました。

これによる一般会計補正予算の総額は七十二億六千六百万円となり、本年度予算の累計は一兆三千四億三千万円となります。

特別会計等につきましては、福島県土地取得事業特別会計など七会計につきまして、それぞれ補正額を計上いたしました。

その他の議案といたしましては、条例が「福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」など十九件、条例以外の議案が「当せん金付証票の発売について」など二十件で、いずれも県政執行上重要な案件であります。

慎重に御審議の上、速やかな御議決をお願い申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 次に、ただいま議題となりました知事提出議案第十二号から第十六号まで及び第二十七号、以上の各案は、人事委員会の意見を聞くことになつておりますので、議長より同委員会に対し手続をいたしておりますから、御了承願います。

## ●休会の件

●議長（矢吹貢一君） 次に、日程第五、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明十二月十日は、議案調査のため休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認めます。よつて、明十二月十日は議案調査のため休会とすることに決しました。

本日は、以上をもつて議事を終わります。

明十二月十日は議案調査のため休会、十一日は定刻より会議を開きます。

議事日程は、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第十七号までに対する質疑であります。

午後一時三十八分散会

これをもつて、散会いたします。



令和七年十二月十一日（木曜日）

午後一時一分開議

午後二時散会

議事日程

午後一時開議

# 一、日程第一 県の一般事務に関する質問

## 二、日程第二 知事提出議案第一号から第四十七号まで

付説議案に付する所賀白知

一、義理是出版言寫四

二、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第四十七号までに対する質疑

出席議員

県	二十四番	大橋	渡部	英明	君
説明のため出席した者	二十六番	山口	信雄	君	
総務部長	二十八番	佐藤	義憲	君	
副事務長	三十番	高宮	光敏	君	
副事務長	三十二番	伊藤	達也	君	
副事務長	三十四番	橋本	しづえ	君	
副事務長	三十六番	宮本	徹	君	
副事務長	三十八番	佐藤	政隆	君	
副事務長	四十番	先崎	温容	君	
副事務長	四十二番	佐藤	雅裕	君	
副事務長	四十四番	三瓶	正栄	君	
副事務長	四十六番	高野	光二	君	
副事務長	四十八番	川喜一	君		
内閣	五十分	満山	えみ子	君	
佐藤	五十一番	田光	君		
木村	五十二番	宮川	えみ子	君	
堀	五十三番	今井	久敏	君	
分守	五十四番	太田	光秋	君	
宏君	五十五番	宮下	雅志	君	
正君	五十六番	佐藤	憲保	君	
雅君	五十七番	佐藤	憲信	君	
君	五十八番	瓜生	信一郎	君	
君	五十九番	佐藤	渡辺	君	
君	六十番	長尾	トモ子	君	
君	六十一番	古市	三久	君	
君	六十二番	佐久間	俊男	君	
君	六十三番	安部	泰男	君	
君	六十四番	鈴木	智	君	
君	六十五番	西山	尚利	君	
君	六十六番	山田	平四郎	君	
君	六十七番	大場	秀樹	君	
君	六十八番	荒秀一	君		
君	六十九番	水野	さちこ	君	
君	七十番	佐々木	彰	君	
君	七十一番	佐藤	郁雄	君	
君	七十二番	水野	透	君	
君	七十三番	三村	博隆	君	
君	七十四番	水野	透	君	

○議長（矢吹貢一君）ただいま出席議員が定足数に達しております。

午後一時一分開議

これより本日の会議を開きます。

## ●議長提出報告第四号

●議長（矢吹貢一君）この際、議長より報告第四号を提出いたします。

（参考照）

報告第四号 職員に関する条例を制定することについて

## ●県の一般事務に関する質問及び知事提出議案 第一号から第四十七号までに対する質疑

●議長（矢吹貢一君）これより日程に入ります。

日程第一及び日程第二を一括し、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第四十七号まで、以上の各案に対する質疑を併せて行います。

通告により発言を許します。四十一番鈴木智君。（拍手）

（四十一番鈴木 智君登壇）

●四十一番（鈴木 智君）自由民主党議員会の鈴木智です。

この福島県議会議場は、一九五四年、昭和二十九年九月に開場し、七十有余年の歴史を刻み、このたび議員席ばかりでなく、傍聴席にも車椅子スペースや手すりが整備されるなど、大規模改修を経てリニューアルオープンをされました。

開場当時の様子を福島県議会史より少し引用させていただきます。

昭和二十九年八月末に竣工した新庁舎は、県議会関係の全部、県警本部、

各種行政委員会、知事部局の大部分等を収容し、同年九月九日、移転式が行われ、そこで大竹知事は、「一層民主主義県政の実現に努め、県民の心を心とする豊かで住みよい福島県をつくって、これを後世に残すために努力したい。今後は、庁舎を一つにする県議会と執行部は和して同せず、それぞれに県民福祉の増進に努力されることを願つてやまない」と挨拶をされ、続いて蓮沼議長より、「心機を一転し、県政の議決、執行一体化の自覚を新たにして、その重責を全うすることを誓う」と述べて、両者とも手を携えて民主県政に臨む決意を披瀝したとあります。

なお、この日の全員協議会において、議会運営委員会において開閉会の合図を電鈴（電気の鈴）に改めることが報告されております。

七十一年の月日は流れましたが、県政に対する考えは何一つ変わらないと言えます。

この間、様々な県政課題がこの議場で議論されてまいりましたが、引き続き我々も県民福祉の増進に努力することを改めて自覚するとともに、この議場改修を機に、さらに県民の皆様の議会への関心が高まるよう、我々も質疑の質を高め、負託に応えてまいりたいと感じております。

それでは、以下通告に従い、代表質問を行います。

初めに、令和八年度当初予算編成についてであります。

我が国史上初の女性総理として歴史の扉を開いた高市総理は、第二百十九回国会における所信表明演説において、責任ある積極財政で暮らしや未来への不安を希望に変え、強い経済をつくる決意を表明しております。

今後、国民の暮らしを守る物価高対策等をはじめとした総合経済対策を基に確実に補正予算を成立させ、全国津々浦々に景気回復の果実が届けられることを期待しております。

そして、地域の産業基盤を強固にし、地方の活力、ひいては日本の活力を

取り戻すとともに、道半ばである本県の復興については、歴代政権と同様に真摯に取り組むことを求めます。

今月一日には、福島第一原発や帰還困難区域を視察し、復興へかける思いを「責任貫徹の思い」という言葉で表現されました。

被災者の生活や産業、なりわいの再建はもとより、福島イノベーション・コースト構想の実現や復興再生土の利活用など、国と県が密に連携し、山積する諸課題に対しても積極的に取り組んでいくことを強く求めていく考えであります。

来年は昭和百周年、そして福島県政百五十周年に当たり、東日本大震災の発生から十五年となる節目の年でもあります。

国においては、政治の安定、そして本県においては、福島県の定義を被災の地から希望の地へと変えていく内堀県政二期目の総仕上げを確実に実行し、国民、県民のための政策の具現化を目指していく必要があります。

そこで、知事は令和八年度当初予算をどのように考案の下に編成していくのかお尋ねいたします。

次に、人口減少対策についてであります。

かつては二百万県民と言っていた本県の人口も平成十年の二百十四万人をピークに減少の一途をたどり、現在の人口は約百七十二万人となりました。

時代が変わり、価値観の多様化も相まって、若者、特に女性の県外転出をはじめ、未婚化、晩婚化などが急激に進んでおります。

また、県の発表によれば、本年四月一日現在の県内の子供の数は十八万八十四人で、前年度比六千四百二十四人の減少となり、またゼロ歳児は初めて八千人を下回るなど、大変衝撃的な数字が並んでおり、本県人口の現状は極めて憂慮すべき状態にあります。

今年度は、新たに策定されたふくしま創生総合戦略の初年度であり、令和

二十二年に福島県総人口百五十万人程度の維持を目指し、持続可能な地域づくりを進めることとしておりますが、様々な取組の中でも、特に県が七月に設立したふくしま共創チームの下、地域の実情に応じた官民連携による人口減少対策を確実に進めていくことが重要だと考えております。

そこで、県はふくしま共創チームの取組を通じて人口減少対策をどのように進めていくのかお尋ねいたします。

次に、避難地域の復興再生についてであります。

令和五年六月の福島復興再生特別措置法の改正により、特定帰還居住区域制度が創設されてから二年半が経過いたしました。

この間、帰還困難区域を抱える七市町村のうち六市町村において特定帰還居住区域が設定され、帰還意向のある住民の方々が日常生活を営むために必要な生活圈に当たる宅地、道路等の除染やインフラ整備など、避難指示解除に向けた取組が進められております。

しかしながら、帰還困難区域を抱える地域においては、医療、介護、福祉、子育て、教育、買物等の生活環境の整備をはじめ、産業、なりわいの再生などまだまだ多くの課題があることから、帰還をためらう住民が多いのも現状であります。多くの方々に帰還いただくためには様々な取組を加速していく必要があります。

そこで、県は特定帰還居住区域における住民帰還の促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、復興祈念公園の活用についてであります。

復興祈念公園の開園がいよいよ近づいてきたところであります。既に開園した岩手県や宮城県の復興祈念公園では、多くの来園者を迎えていると聞いております。

また、本県の復興祈念公園に隣接する東日本大震災・原子力災害伝承館に

おいても、これまで県内外から多くの方々が来館し、去る八月には来館者が四十万人に達したところであります。

現在、本県の復興は着実に歩みを進めており、来春には震災から十五年を迎えるところであります。今後も粘り強く復興を進めていくためには、改めて本県における未曾有の複合災害の実情を多くの方々に思い起こしていただきため、情報発信を継続し、震災からの復興に取り組む本県への理解者を増やしていくなければなりません。

このため、来春開園予定の復興祈念公園を活用し、本県への理解を深めてもらえるよう取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、復興への歩みを進める本県の姿を発信するため、復興祈念公園をどのように活用していくのか、知事の考えをお尋ねいたします。次に、デフリンピックについてであります。

先月、聞こえない、聞こえにくい人のオリンピック、東京二〇二五デフリンピックのサッカー競技がJヴィレッジで開催されました。

デフリンピックは、オリンピックと同様に四年に一度開催され、日本で初めて開催された東京大会は夏季大会として二十五回目となり、一九二四年の第一回フランスパリ大会から数えて百周年となる記念すべき大会です。

また、Jヴィレッジで開催されたサッカー競技には、男子が十三チーム、女子が四チーム参加し、選手団に加え、国内外から数多くの観客の皆さんが福島を訪れ、熱い応援で盛り上りました。

私も十一月十五日の女子日本代表とアメリカ代表の初戦を観戦いたしました。フィジカルに勝る世界ランキング一位のアメリカに五対ゼロで敗れました。ものの、ひたむきにボールを追う姿に勇気をもらいました。

また、Jヴィレッジ駅に向かう常磐線の車内で何組かの聾者の方が笑顔で手話で会話を交わす姿や、海外からの応援の方と地元の方とが英語で会話を交わす風

景が見受けられ、私自身この大会がもたらすあらゆる人がそれぞれに輝くことを感じられる一日となりました。

このような国際大会が福島県内で開催されたことにより、県としても得られるものが多い大会だつたのではないでしようか。

そこで、デフリンピックを振り返っての知事の思いをお尋ねいたします。次に、ふくしまグリーン復興構想についてであります。

本県は、磐梯山、猪苗代湖や五色沼湖沼群をはじめとした豊かな自然環境に恵まれ、訪れる人々に心の癒やしと感動を与えてくれます。県では、平成三十一年四月に環境省と共同でふくしまグリーン復興構想を策定し、国立・国定公園の魅力向上、越後三山只見国定公園の区域拡張、周遊する仕組みづくりの三つを柱とし、これまで奥会津ビジャーベンターの整備や自然を歩いて楽しむトレイルルートの設定などに取り組んでまいりました。

先月二十七日には、ふくしまグリーン復興推進協議会総会が開催され、令和八年から令和十二年までの五年間を取組期間とする新たなふくしまグリーン復興構想の骨子案が承認されましたと伺いました。

本構想においては、本県の自然公園利用者数がまだ東日本大震災前の水準まで回復していない中、本県の豊かで美しい自然を守りつつ、その魅力を多くの人に伝える取組として大いに期待しているところであります。

そこで、県は次期ふくしまグリーン復興構想の実現に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、県民生活の安全・安心の確保についてであります。

まず、地域公共交通の維持確保についてであります。

バスや鉄道などの地域公共交通は、今さら申すまでもなく、地域経済、そして住民生活を支えている重要なインフラであります。近年、運転手不足

や利用者の減少、さらには燃料費の高騰などが経営に深刻な影響をもたらし、地域公共交通の維持が困難になつてきております。

先月には、長年にわたり本県の公共交通ネットワークの維持や観光産業の発展などに貢献してきた福島交通と会津乗合自動車の両グループによる令和八年四月からの経営統合が発表されるなど、交通事業関係者は地域の活性化や経営資源の最適活用のため最善の企業努力を続けているところであります

が、事業者だけでの対応には限界があります。

住民生活を支えるインフラを守ることは、地方創生の基盤を守ることに直結するため、地域住民が安心して利用することができるよう、十分な対応が必要であると考えます。

そこで、県は地域公共交通の維持確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、除排雪体制の強化についてであります。

道路は、産業、経済及び県民の日常生活を支える最も基本的で重要な社会基盤の一つであり、冬期間においても安全・安心な交通を確保していく必要があります。

今年二月には、本県の会津地方を中心に記録的な大雪に見舞われ、災害級の豪雪となりました。

会津若松市内においては、車両の擦れ違いが困難な状況やスタッフが続発するなど交通障害が発生し、県民生活に大きな影響を与えたことから、交通確保に向け、除雪事業者による昼夜を問わない懸命な除排雪作業が行われました。

今年二月の大雪を踏まえ、各市町村では除雪体制の見直しを進めており、会津若松市では道路に積もった雪山を優先的に除去する特別班を編成するなどの取組が報じられております。

一方、県におきましては、九月議会における除排雪体制の強化についての質問に対し、除雪業務の一層の効率化に向けた検討を進めており、今冬の体制の強化に取り組むとの答弁があつたところであります。

そこで、県は今年二月の大雪を踏まえ、除排雪体制をどのように強化しているのかお尋ねいたします。

次に、ツキノワグマ被害対策についてであります。

県民生活の安全・安心を脅かすのは自然災害だけではありません。従来から鹿やイノシシの農作物被害などが深刻化しておりましたが、近年は熊が我々の生活圏内に入つてくるようになり、その目撃件数、人身被害が過去最悪のペースで発生しております。

先月十六日には、喜多方市において、改正鳥獣保護管理法の施行後、県内で初めてとなる緊急銃猟による駆除が行われました。

国は関係閣僚会議を立ち上げ、被害防止と生息管理の強化に着手しておりますが、県内においては、鳥獣被害対策の最前線を担つてきた狩猟者の高齢化や減少などにより、捕獲体制の維持が難しい地域が増えている状況にあります。

一方、鳥獣被害は増加していることから、狩猟者の確保と育成が急務となつております。実効性のある対策が求められます。

そこで、県はツキノワグマによる被害の拡大防止に向けた狩猟者の確保と育成にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、県警察におけるツキノワグマによる人身被害の防止についてであります。

ツキノワグマの目撃情報があれば、警察官は迅速に通報現場へ臨場して付近住民等の被害防止策を講じるほか、自治体が実施する緊急銃猟の際にには関係機関と調整を行うなど、県警察には幅広い対応が求められております。

何よりも県民の安全と安心を確保し平穏な暮らしを守るためにも、引き続き県警察には適切な対応をお願いしたいと切に望んでおります。

そこで、県警察はツキノワグマによる人身被害の防止にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、診療所医師の定着についてであります。

県民の誰もが安心して医療を受けられる体制の確保は県政の最重要課題の一つであります。

県では、本年度より、医師の絶対数の不足や地域での偏在など直面する課題に対応するため、養成から定着まで一貫した本県独自の総合的な対策を進めているものと認識しております。

また、国においては、昨年十二月、医師偏在是正のための総合的な対策を示し、順次取組が進められていくものと伺っております。

本県は、医師少數県ではあるものの、これまでの取組により医師数は着実に増加しておりますが、診療所の医師数については減少傾向にあり、地域による偏在も生じております。

また、診療所はかかりつけ医として相談に乗ってくれる身近な医療機関であるほか、学校医や予防接種等、地域保健の面でも役割を担っていることから、その医師が地域に定着していくように積極的な取組が求められております。

そこで、県は地域医療を支える診療所医師の定着にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、健康経営の推進についてであります。

働く世代の健康づくりは、生活習慣病の改善を図る上で大変重要です。働く世代は日中多くの時間を企業などで過ごしていることから、企業における健康経営の取組は、働く世代の健康づくりだけでなく、働きやすい職場づくり

りの観点からも非常に大切であると考えています。

加えて、健康経営は企業の社員を大事にする姿勢の表れであり、女性や若者から選ばれる企業を増やしていく上でも、健康経営に取り組む企業を増やすことがより重要となつております。

そこで、県は健康経営の推進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、最低賃金の引上げに伴う県内事業者支援についてであります。

先月二十一日、高市政権は、将来世代への責任を果たすため、積極財政による総合経済対策を発表し、所得を増やして強い経済を実現する必要性を明確に示しました。

地域経済を下支えしている県内の中小企業、小規模事業者は、雇用やコミュニケーション維持などの中心的な役割を担っておりますが、昨今の原材料価格の高騰や人手不足、後継者不足に加え、令和八年一月一日に発効予定の本県の最低賃金については、過去最大の上げ幅となる千三十三円となり、初めて千円を超える水準となります。

こうしたことから、今回の最低賃金引上げによる中小企業への影響は甚大であり、大きな影響を受ける事業者への早急な支援が求められております。

そこで、知事は最低賃金の引上げを受け、県内事業者への支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、ドローンの社会実装についてであります。

昨年六月に本県と長崎県は国家戦略特区「連携・糾・特区」に指定され、規制緩和によるドローンの社会実装に注目が集まっているところです。

これまで本県では、福島ロボットテストフィールドを核としてロボット・ドローン関連企業が集積しており、特区指定を契機にドローンの社会実装に向けた追い風が吹いていると感じております。

本県では、ドローンの活用に向けた支援を積極的に行つており、昨年度はいわき市での有事の際の物流実証のほか、田村市や南会津町においても実験を行うなど、ドローンの社会実装に向けた取組が加速しております。

また、南会津では、今年七月に南会津ドローン中学校が開校され、若手ドローン人材の育成などが行われており、今後様々な分野でのドローンの活用が期待され、ドローンの社会実装はますます重要になると考えております。

そこで、県はドローンの社会実装にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、来年本番を迎えるふくしまデステイネーションキャンペーンに向けて情報発信についてであります。

今年四月から開催したプレDCでは、桜をはじめとした花や各地域の特色を生かした多くの特別企画が実施され、目標としていた千五百万人を超える方々に本県の観光を楽しんでいただいたと伺っております。

一方、来年のDC本番ではプレDCを超える千六百万人の観光客入り込み数を掲げており、この達成に向けては、県内の美しい自然や温泉、歴史、伝統文化、おいしい食など、各地域が持つ魅力をさらに高め発信する取組と併せて、全国的なインバウンドの高まりを本県に向けるような新たな取組が重要であると考えます。

また、来年は震災から十五年の節目の年、いまだ続く風評と時間の経過による風化の問題がありますが、海外の多くの方々に実際に来ていただき、福島を見て、知つて、味わつて、感じていただくことこそが海外に対する最大の風評・風化対策だと考えます。

そこで、県はDC本番に向け、海外への効果的な情報発信にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、農林水産業の振興についてであります。

まず、福島牛の生産基盤の維持拡大についてであります。

福島牛に代表される県産の和牛については、枝肉価格が全国平均と比較して一割程度安値で取引されているなど、厳しい状況が続いております。

一方、本県が全国に誇る日本酒の酒かすを飼料に加えて育てられた福島牛「福柏花」が昨年デビューするなど、生産者、団体、県などが連携して品質向上や販売促進に向け取り組んでいるところであり、こうした取組を契機として県産牛のブランド力や認知度が向上することを期待しております。

震災後、大幅に減少した飼養頭数については回復の傾向にあるものの、震災前と比較すると八割程度にとどまり、また、生産を担う農家の戸数は、高齢化の進行もあり減少していると聞いております。

そのような中、福島牛を多くの方々に認識してもらい、ブランド力を向上させていくためには、品質の確保に加え、安定した供給も重要であると考えております。

そこで、県は福島牛の生産基盤の維持拡大にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、水産業の復興についてであります。

漁業者の皆様は、試験操業の終了後、水産業の復興を図るために本格操業に向けた生産拡大に取り組んでおりますが、令和六年の沿岸漁業の水揚げ量は震災前の二五%程度で、ほかの被災県に比べても生産回復が大きく立ち後れている状況です。

今後ALPS処理水の海洋放出が数十年にわたり続く中、水産業の復興を着実に進めていくためには、水産業関係者の皆様が意欲を持ち安心して生産拡大に取り組めるよう、必要な対策をしっかりと講じていくことが必要であります。

そこで、県は沿岸漁業のさらなる生産拡大をどのように支援していくのか

お尋ねいたします。

次に、地球温暖化に対応した農業生産技術の確立についてであります。

地球温暖化や近年の急激な気候変動は、我々の日常生活のみならず、我が

国の農業にも深刻な影響を与えて います。

水稻栽培では、米粒が白濁する白未熟粒が発生し、また、果実栽培においては着色不良が起きるなど、高温障害の被害が発生しています。

本県においても、米の一等米比率の低下やビニールハウス内の高温化によるキユウリやトマトなど園芸作物への影響、さらにはカメムシなどの病害虫の増加など、農作物の収量や品質の低下につながる様々な問題が発生しており、農業者の生産意欲にも大きな影響を与えています。

今後も気温上昇の傾向は続くことから、高温障害などに対応できる対策の強化が求められます。

そこで、県は地球温暖化に対応した農業生産の技術確立にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、教育行政についてであります。

近年、全国的に年間平均気温が上昇傾向にあり、福島県ではこの夏、三十五度以上の猛暑日が昨年の十二日に對し二十九日を記録して、私たちの日常生活にエアコンは欠かせないものとなつております。

福島県では、県立高校でのエアコン設置率が普通教室では一〇〇%となつて いるものの、特別教室では四五・八%、体育館では一・六%となつて います。一方、全国の状況としては、設置率の全国平均が特別教室では五八・四%、体育館では一四・〇%となつており、全国と比較し、本県の設置が進んでいないことは明らかです。

また、施設整備の効果に関する文部科学省のアンケート調査によると、空

調設置前は授業に集中できないことがあると回答した児童生徒の割合が九〇%だったのに対し、設置後は勉強が頑張れるようになつたとの回答が九六%と逆転し、児童生徒の集中力の変化に大きな効果が期待できます。

さらに、本年七月のカムチャツカ地震の際には猛暑の中での避難となり、幸い夏休み中だつことから空き教室等への避難ができましたが、改めて体育馆へのエアコン設置が重要であると感じました。

学校施設は、生徒の学習や生活の場であることから、安全で安心して学校生活を過ごすことができる学習環境の確保を最優先に、地震や台風など災害時ににおける地域住民の避難場所としての機能を確保するためにも、近年の気象状況に応じたエアコン設置が不可欠と考えております。

そこで、県教育委員会は県立学校へのエアコン設置についてどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

最後に、教員の資質向上に向けた研修の充実についてであります。  
急速な社会の変化の中で、子供たちには、自ら問い合わせを立て、課題を探究し、他者と協働しながら自分の人生を切り開いていく力が求められています。

子供たちに今求められている資質、能力を育成していくためには、教員にも子供を主語とした探究的な学びを展開していく力が必要となります。

このため、子供たちの学びのみならず、教員の学びにおいても、主体的、対話的で深い学びを実現することが求められており、教員の資質向上に向けた研修の充実が不可欠です。

現在、県教育委員会では、国機関に年間を通して派遣した研修員の知見を生かし、教育センターや特別支援教育センター、各課等が実施する研修を対話的なものに刷新するなど、全国的に見ても先進的な取組を行つて いると伺つております。

そこで、県教育委員会は教員の資質向上に向け、研修の充実にどのように

取り組んでいくのかお尋ねいたします。

以上で私の代表質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

●議長(矢吹貢一君) 執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

●知事(内堀雅雄君) 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

令和八年度当初予算についてであります。

震災と原子力災害から間もなく十五年が経過する中、農産物の輸出量が過去最大を更新し、観光客入り込み数や移住者数も過去最多を記録するなど明るい光が見える一方、長引く物価高騰の影響や頻発化、激甚化する自然災害への対応、急激な人口減少など、本県は多くの課題に直面しております。

私は、こうした課題を乗り越え、総合計画に掲げた将来の姿を実現するには、これまでの取組の成果を土台に、地域の実情を的確に捉え、様々な主体と連携・共創しながら、未来を切り開く強い思いを持つて挑戦を続けていくことが重要であると考えております。

来年度は、県政百五十周年を迎えるとともに、新たな復興・創生期間が始まる重要な年であります。

このため、新たに生じる課題にも対応しながら復興を着実に進めることはもとより、若者や女性の県内定着・還流の促進をはじめ、結婚、出産、子育てしやすい環境づくり、健康長寿県の実現、移住、定住の促進などの人口減少克服に向けた取組や交流人口の拡大、基幹産業である農林水産業や商工業の振興など、本県の復興と福島ならではの地方創生の実現に向けた施策を両輪として推進してまいります。

また、度重なる自然災害に備えるための防災力強化を進めるとともに、物価高騰にも適切に対応してまいります。

さらに、復興財源や一般財源総額の確保に努め、安定的な財政基盤を堅持しながら当初予算を編成し、県民の皆さんのが希望を持ち、安心して暮らすことができる福島を築き上げてまいります。

次に、復興祈念公園についてであります。

私たちの日常を一変させた未曾有の複合災害からの復興は今なお途上にあり、同じ悲劇を繰り返さぬよう、震災の記憶と教訓を後世に引き継ぐとともに、一人一人が未来への希望を持って復興への歩みを進めていくよりどころが必要です。

このような思いの下、本公園においては、震災遺構として、当時の被災の実情を見て、直接感じていただける被災集落の保存や、福島に思いを寄せる方々が集い、復興に向けた様々な活動に利用できる多目的広場等の整備を進めているところであり、献花台を備えた国の追悼・祈念施設と併せ、来年四月二十五日に開園することといたしました。

また、公園内では、帰還された方に加え、避難されている方、福島を応援する皆さんと震災前の集落の面影を再生する植栽活動を進めていきます。

参加した学生からは、「福島の復興が多くの方に支えられていると感じた。次は友人も誘つて参加したい」との声が寄せられるなど、本県への共感の輪が広がり、御縁が育まれていることを実感しています。

開園後は、東日本大震災・原子力災害伝承館と連携を図りながら、教育旅行やホープツーリズム等による来園の機会を捉え、公園内の伝承施設等を巡るガイドツアーを実施するなど、多くの方々に福島の今への理解を深めていただけるよう、そして次世代を担う若者たちが未来へ向けた思いを育む公園となるよう、積極的に取り組んでまいります。

次に、デフリンピックについてであります。

日本で初めての開催となる今大会のサッカー競技が福島復興のシンボルで

あるJヴィレッジで開催されたことを感慨深く受け止めております。

私も実際に試合を観戦し、デフサッカーならではのハンドサインや素早いアイコンタクトを駆使し、音のない世界でお互いにコミュニケーションを取りながら戦う選手の姿に魅了されるとともに、県内の子供たちをはじめJヴィレッジに詰めかけた観客の皆さんが、聞こえる、聞こえないに関係なく、手話の動きを交えながら一体となって応援する姿に、今大会が共生社会実現への一助となるものと確信しました。

大会期間中は、国内外から訪れた一万五千人を超える観客の皆さんを県や市町村、高校生などの心の籠もったおもてなしでお迎えし、福島の魅力をお伝えしたほか、東日本大震災・原子力災害伝承館への直通バスの運行などにより、本県の復興への着実な歩みを実感していただけたと感じております。

さらに、本県ゆかりの選手では、柔道競技の蒲生和麻選手が個人戦、団体戦ともに銅メダルを獲得されたことや、バスケットボール競技の越前由喜選手と山田洋貴選手が躍動する姿を見せてくれたことは、私たち県民に元気と勇気、そして感動を届けてくれました。

今後ともデフスポーツの魅力や価値を発信するとともに、スポーツを通じて多様性への理解を深めながら、誰もが個性を發揮することができる共生社会の実現に向け、引き続き関係機関等と連携して取り組んでまいります。

次に、最低賃金の引上げに伴う県内事業者への支援についてであります。

本県の最低賃金は、来月から過去最大、七十八円引き上げられ、千三十三円となります。

県ではこれまで、奨励金等による働き方改革の推進やDXの導入により生産性を高める取組の促進、さらに価格転嫁を進めるための機運醸成に取り組むなど、経営環境の改善に努めてまいりました。

その結果、価格転嫁や生産性向上の動きは徐々に広がっておりますが、一

方で急激な賃金の引上げに加え、長引く物価高や米国関税措置等の影響により、特に中小企業や小規模事業者からは、「資材等の高騰に利益を削って対応しており、これ以上は賃上げできない」といった切実な声が寄せられております。

そのため、こうした声を真摯に受け止め、県独自の支援策として、本県の最低賃金以上まで時給を引き上げた事業者を対象に、引上げに要する経費の一部を補助することで賃上げしやすい環境を整え、経営への影響を緩和する考えであります。

今後とも、価格転嫁と生産性の向上を両立しながら、人材不足や物価高等の課題に的確に対応し、県内事業者の経営の安定化と雇用維持に全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁させますので、御了承願います。

（企画調整部長五月女有良君登壇）

#### ●企画調整部長（五月女有良君）お答えいたします。

人口減少対策につきましては、官民連携の基盤であるふくしま共創チームにおいて、県内各地域で学生を中心に議論を重ねており、これまで、「若手がチャレンジしやすい職場風土が重要」、「幼少期から地域や地元企業に関する機会が必要」など、様々な意見が出されております。

こうした意見を今後の施策に反映するとともに、来年二月に開催予定の報告会を通じ、企業や団体をはじめ県民の方々と広く共有しそれぞれの取組を促すなど、引き続き若者の視点を大切にしながら、官民連携による持続可能な県づくりに取り組んでまいります。

（生活環境部長宍戸陽介君登壇）

#### ●生活環境部長（宍戸陽介君）お答えいたします。

ふくしまグリーン復興構想につきましては、これまで国立・国定公園を中心的に、施設整備やトレイルルートの設定など、魅力向上や周遊促進に取り組んでまいりました。

次期構想においては、対象エリアを県全域に拡大し、これまでの成果を生かしながらさらなる魅力の発信などに取り組むこととしており、その一つとして、令和十年山の日全国大会の本県開催に立候補することといたしました。引き続き市町村等と連携し、自然公園等のさらなる磨き上げを進めながら構想の実現に取り組んでまいります。

次に、地域公共交通の維持確保につきましては、広域バス路線における利便増進実施計画の見直しのほか、只見線や会津鉄道に加え、新たに阿武隈急行における鉄道事業再構築実施計画の策定を進めるなど、国の特例措置を活用しながら、持続可能な交通体系の構築に取り組んでおります。

また、交通空白解消に向け、A-Iを活用したデマンド交通やライドシェアを含めた実証事業、バス、タクシーの運転手確保に係る補助など、市町村が行う生活交通対策への支援の充実強化を図っているところであります。

今後も地域の実情等を丁寧に伺いながら、市町村や交通事業者と連携し、地域公共交通の維持確保に取り組んでまいります。

次に、ツキノワグマによる被害の拡大防止に向けた狩猟者の確保と育成につきましては、狩猟免許取得をはじめ、わなや猟銃の購入、射撃訓練等に係る経費の助成のほか、若手狩猟者を対象とした捕獲技術向上のための研修等を実施しているところであります。

今後は、緊急銃猟の対応をはじめ、狩猟者向けの研修や実地訓練を充実強化するとともに、他の都道府県の動向も注視しながら、国のクマ被害対策パッケージを踏まえた対策について検討するなど、引き続き市町村や猟友会等と連携し、高度な捕獲技術を持つ狩猟者の確保と育成に取り組んでまいりま

す。  
（保健福祉部長菅野俊彦君登壇）

●保健福祉部長（菅野俊彦君）お答えいたします。

地域医療を支える診療所医師の定着につきましては、医師の高齢化や地域の人口減少などにより、診療所の減少及び地域による偏在が懸念されることから、県医師会と連携し、医業承継バンクによる診療所の承継支援等に取り組んでまいりました。

今後は、新たに承継、開業した診療所の運営費についても、開設地域や収支等に応じた支援を実施することとしております。

引き続き、安定的な地域医療提供体制が確保されるよう、診療所医師の定着に取り組んでまいります。

次に、健康経営の推進につきましては、従業員等の健康の維持増進や人材の定着を図る上で重要であることから、これまでの取組に加え、今年度は新たに企業にアドバイザーを派遣し、健康課題の把握や取組方針の検討などをサポートする伴走支援の実施や、女性の健康づくりに関する奨励金交付制度の創設などにより取組の充実を図ってまいりました。

その結果、健康経営優良事業所の認定を受けている企業の数が五百八十社に達するなど、取組の輪は着実に広がっております。

引き続き、従業員の健康づくりや企業の魅力向上と人材確保を支援するため、健康経営の推進に取り組んでまいります。

（商工労働部長小貫 薫君登壇）

●商工労働部長（小貫 薫君）お答えいたします。

ドローンの社会実装につきましては、県民生活の利便性向上や業務の効率化を図る商用運航に向けた検証を積み重ねることが重要であり、これまで過疎地や災害時を想定して生活用品等を搬送する実証事業に取り組んでまいり

ました。

先日は、国家戦略特区制度を活用した、本州初となる市街地における目視外での飛行のほか、複数の機体を同時に飛ばす実証にも着手したところであり、引き続き国や県内企業等と連携し、実用化に向けた運航の安全性や採算性等を検証しながら、ドローンの社会実装につながるよう取り組んでまいります。

(農林水産部長沖野浩之君登壇)

●農林水産部長（沖野浩之君）お答えいたします。

福島牛の生産基盤の維持拡大につきましては、生産者に対し、規模拡大のための施設整備や繁殖雌牛の増頭、省力化に向けた分娩監視システムの導入などを支援していることに加え、特に肥育農家に対しては、子牛価格の動向に左右されないよう、繁殖から肥育まで一貫した生産への転換を図るため、雌牛の導入を支援しているところであります。

また、肉質の向上に向け、県内産の優良な肥育素牛の導入を支援するとともに、生産者団体や流通関係者等と連携した販路拡大を進めるなど、引き続き福島牛の生産基盤の維持拡大に取り組んでまいります。

次に、沿岸漁業の生産拡大につきましては、就業者の確保に向けた長期研修の取組や漁船の取得、漁具の導入等を支援するとともに、効率的な操業に必要となる漁場に関する情報の提供に取り組んでいるところであります。

また、水揚げした県産水産物を売り切ることができるよう、流通販売体制の充実強化も重要であることから、漁協や産地の流通、加工業者が必要とする人員の確保や事業拡大に必要な保冷トラック、冷凍設備、加工機器等の導入を支援するほか、常磐ものを取り扱う量販店の拡大を図るなど、引き続き県産水産物における生産から流通・加工までの一体的、総合的な取組を支援し、沿岸漁業のさらなる生産拡大を図つてまいります。

次に、地球温暖化に対応した農業生産の技術確立につきましては、新品种の開発や地域の実情に応じた生産技術の実証により収量と品質の安定化を図るため、高温に強い水稻や需要の最盛期に出荷できる桃等の品種開発、気象変動に対応した新たな生育予測モデル等の技術開発に取り組んでおります。

さらに、ミスト噴霧と遮光資材を組み合わせ、トマト等の栽培施設内の温度を下げる技術や、高温下でも品質が確保できるトルコギキョウの苗を活用した栽培技術の実証を進めるなど、今後も地球温暖化に対応し、生産者が安心して営農でできる技術の確立に取り組んでまいります。

(土木部長矢澤敏幸君登壇)

●土木部長（矢澤敏幸君）お答えいたします。

除排雪体制の強化につきましては、関係機関との検討結果を踏まえ、大雪時に集中的に除排雪を行う路線や新たな雪捨場等を除雪事業計画に位置づけるとともに、県有機械の市町村への貸与手続の制度化、さらには他の道路管理者が県管理道路へ雪を押し出し、県がまとめて排雪する、いわゆるスクラム除雪の取組などにより、道路管理者間の連携強化を図ったところであります。

(避難地域復興局長市村尊広君登壇)

●避難地域復興局長（市村尊広君）お答えいたします。

特定帰還居住区域における住民帰還の促進につきましては、帰還する方が安心して生活できる環境の整備が重要であります。

現在、大熊町の特定復興再生拠点区域において、公設民営型商業施設の建築工事が進んでいるほか、双葉町においては、先月四日から一部行政区の立

入規制が緩和されるなど、住民の帰還に向けた環境整備が着実に進んでおります。

引き続き、希望される方々が一日も早くふるさとに帰還できるよう、市町村の意向を伺いながら、生活環境の整備や産業、なりわいの再生、住宅再建への支援などに取り組んでまいります。

(観光交流局長藤城良教君登壇)

●観光交流局長（藤城良教君）お答えいたします。

D C本番に向けた海外への情報発信につきましては、国が公表した外国人宿泊者数に占める本県の割合が全国三十三位という状況にあることから、全国的に旺盛なインバウンド需要を本県に呼び込むことが重要であります。

このため、来年二月から開幕する大ゴッホ展との連携を強化することともに、海外のインフルエンサーによる本県の魅力の発信や台湾でのプロモーションを積極的に展開したいと考えております。今後も海外からの誘客促進に向けて、JRや関係団体等と連携しながら、伝わる情報発信に取り組んでまいります。

(教育長鈴木竜次君登壇)

●教育長（鈴木竜次君）お答えいたします。

県立学校へのエアコン設置につきましては、生徒が多くの時間を過ごす全ての普通教室への設置を完了しており、現在、情報処理室など室温調整が必要な教室への設置や、PTA等が普通教室に整備したエアコンの更新を優先して進めています。

未設置となつてている特別教室や体育館への整備については、近年の猛暑下における適切な学習環境の確保はもとより、防災機能強化の観点からも重要なことを踏まえながら着実な整備に向けて検討を進めてまいります。

明十二月十一日は、定刻より会議を開きます。

本日は、以上をもつて議事を終わります。

次に、研修の充実につきましては、教員が探究心を持つて自律的に学び続ける力を高めることが重要であります。

そのため、教員研修を支援する国の機関と探究型の研修プログラムを開発し、数か月にわたって自身の設定課題について学校現場での実践や振り返りの機会を設けるとともに、校種や教科の異なる教員同士の対話を通して新たな気づきを得られるようにするなど、教員の学びを深めているところであります。

●警察本部長（森末 治君）お答えいたしました。

ツキノワグマによる人身被害の防止につきましては、県や市町村等の関係機関と緊密に連携し、ツキノワグマの出没に関する情報を共有しながら、随時 POLICEメール等を活用して情報発信を行っているほか、現場周辺における警戒や広報活動等を実施しております。

また、市町村において緊急銃猟を行う場合は、緊急銃猟が安全かつ速やかに実施できるよう市町村と連携し、現場周辺の交通規制や住民の避難誘導などを実施することとしております。

今後もツキノワグマが住宅街等に出没した場合は、関係機関と連携しながら、県民の安全確保を最優先とした対応に努めてまいります。

議事日程は、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第四

十七号までにに対する質疑並びに知事提出議案第四十八号から第六十一号まで  
に対する知事説明及び休会の件であります。

これをもつて、散会いたします。

午後二時散会



# 令和七年十一月十二日（金曜日）

午後一時一分開議

午後二時四分散会

議事日程

午後一時開議

一、日程第一 県の一般事務に関する質問

二、日程第二 知事提出議案第一号から第四十七号まで

付議議案に対する質疑

三、日程第三 知事提出議案第四十八号から第六十一号まで

付議議案に対する知事説明

四、日程第四 休会の件

本日の会議に付した事件

一、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第四十七号までに対する質疑

二、知事提出議案第四十八号から第六十一号まで

1 知事説明

三、休会の件

出席議員

一 番 金澤 拓哉君	二 番 誉田 憲孝君
三 番 木村 謙一郎君	四 番 矢吹 貢一君
五 番 石井 信夫君	六 番 佐藤 徹哉君
八 番 半沢 雄助君	九 番 猪俣 明伸君
十 番 山田 真太郎君	十一 番 吉田 誠伸君

説明のため出席した者

十二番 山口 洋太君	十三番 佐々木 恵寿君
十四番 山内 長君	十五番 渡辺 康平君
十六番 鈴木 優樹君	十七番 渡邊 哲也君
十八番 江花 圭司君	十九番 鳥居 作弥君
二十番 真山 祐一君	二十一番 安田 成一君
二十六番 山口 信雄君	二十三番 三村 博隆君
二十四番 大橋 沙織君	二十五番 水野 透君
二十六番 渡部 英明君	二十七番 佐藤 郁雄君
二十八番 佐藤 義憲君	二十九番 佐々木 彰君
三十番 高宮 光敏君	三十一番 水野 さちこ君
三十二番 伊藤 達也君	三十三番 荒秀一君
三十四番 橋本 徹君	三十五番 大場 秀樹君
三十六番 宮本 しづえ君	三十七番 山田 平四郎君
三十八番 佐藤 政隆君	三十九番 西山 尚利君
四十番 先崎 温容君	四十一番 鈴木 智君
四十二番 佐藤 雅裕君	四十三番 鈴木 泰男君
四十四番 三瓶 正栄君	四十五番 佐久間 俊男君
四十六番 佐藤 雅裕君	四十七番 安部 泰男君
四十八番 高野 光二君	四十九番 佐久間 俊男君
四十八番 宮川 えみ子君	五十番 渡辺 義信君
五十番 滿山 喜一君	五十一番 長尾 トモ子君
五十二番 今井 久敏君	五十三番 佐藤 憲保君
五十四番 太田 光秋君	五十五番 佐藤 憲保君
五十六番 亀岡 義尚君	五十七番 瓜生 信一郎君
五十八番 神山 悅子君	

總

務

部

佐川 藤菅紺市半岸岸矢沖小菅宍五月細國佐鈴内  
藤侯 城野野村澤澤澤野貫野戸女川分藤木堀  
良寿香尊浩浩孝孝敏浩俊陽有宏正雅  
譲基 教井里広司志志幸之薰彦介良了守隆晃雄  
君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君

議會事務局職員	議事課長	政務調查課長	總務課長	事務局次長	事務局長	監查委員	監查委員	監查委員	勞働委員會	公安局員會	人事委員會	選舉管理委員會	教育委員會	病院局長	企業局長
---------	------	--------	------	-------	------	------	------	------	-------	-------	-------	---------	-------	------	------

中後市菅佐白渡長森高岸皆鈴菅挾阿  
村藤川野藤石辺根末橋川木野間部  
康新尚孝由良敏由竜章俊  
大治吾義美之仁子治行恵香次崇博彦  
君君君君君君君君君君君君君君君君

議事課主任主査兼  
委員会係長 齋藤幸恵君

午後一時一分開議

●議長（矢吹貢一君）ただいま出席議員が定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

## ●県の一般事務に関する質問及び知事提出議案 第一号から第四十七号までに対する質疑

●議長（矢吹貢一君）直ちに日程に入ります。

日程第一及び日程第二を一括し、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第四十七号まで、以上の各案に対する質疑を併せて行います。通告により発言を許します。二十二番二村博隆君。（拍手）

（二十二番二村博隆君登壇）

●二十三番（三村博隆君）県民連合議員会の三村博隆です。会派を代表して質問いたします。

初めに、令和八年度当初予算編成についてです。

来年春、ふくしまデステイネーションキャンペーンがいよいよ本番を迎える

ますが、県内における観光客入り込み数が昨年、震災前の水準を初めて上回りました。

また、本年度の新規就農者数が過去最多を記録するなど、震災及び原子力

災害からの復興が確実に前進していると実感しています。

一方、国の大震災の概算要求において、本県の要望はおおむね反映されたものの、本県の復興はまだ途上にあり、来年度から始まる第三期復興・創

生期間においても切れ目なく取組を進めることが必要であると考えます。また、長引く物価高騰が県民生活や県内企業へ及ぼす影響に加え、若い世代の県外流出などによる深刻な人口減少、頻発化、激甚化する自然災害など、本県は様々な課題に直面しており、その克服に向けた県の適切な対応が求められます。

このため、令和八年度当初予算においては、これらの課題に対応するため、必要な財源をしっかりと確保しながら、復興や地方創生、物価高騰対策などを前へ進めていくことが重要です。

そこで、令和八年度当初予算編成に向けた知事の基本的な考え方についてお尋ねいたします。

次に、県民の安全・安心の確保の観点から質問してまいります。

まず、公共土木施設の防災・減災対策についてです。

平成二十三年の東日本大震災の発災以来、関連の復旧・復興事業が現在も継続して進められています。

この間にも、令和元年東日本台風、令和三年、四年に二年連続で発生した地震、令和五年の線状降水帯による豪雨、そして今年発生した豪雪、雪崩など、県内各地で自然災害による度重なる被害が発生しています。

災害が発生し、公共土木施設などが被災すると、復旧までにかなりの時間を要します。

この間、県民の日常生活や経済活動において支障が出るのみならず、新たな災害の危険など、県民の安全・安心の観点からもその影響は計り知れません。

公共土木施設の被害の防止、あるいは被害の軽減に向けた対応策の強化は、まさに喫緊の課題です。

そこで、県は度重なる自然災害を踏まえ、公共土木施設の防災・減災対策

にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、雪害への対策についてです。

本年二月の大雪は、短期間での集中的な降雪により、会津地方を中心には農業被害のほか、除雪が追いつかず多数の道路渋滞が発生し、緊急車両の通行や通勤通学、物流、家庭ごみの収集など、市民生活や経済活動に支障をしました。

降雪シーズンを迎えて、その備えが求められるところですが、昨シーズンの教訓を踏まえて対策を講じることが重要です。

これまで以上に関係機関との情報共有を行い体制を整えるなど、大雪への対応を円滑に実施できるようになればなりません。

今後、より深刻な降雪の影響で、除雪の困難な高齢者世帯や孤立集落の発生も懸念されます。大雪の情報や雪害への備えについて、事前に県民に広く周知していく必要もあると考えます。

そこで、県は今後の大雪に備え、積雪への対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、ツキノワグマの被害防止対策についてです。

今年は、全国的に熊の出没が秋以降になつて増え続けています。ここ数か月間は、毎日のように被害のニュースが報道されています。

本県でも熊の目撃や人身事故の件数が過去最多を記録するなど、まさに異常な事態となっています。

自宅のすぐ近くでの被害や通勤途中での被害といった、私たちの生活の身近なところで遭遇するケースも多発していて、安心して外を出歩くこともできないという、平穀な日常が脅かされる状況にあります。

このような状況は、熊の餌となるドングリなどの堅果類の凶作により、熊が餌を求めて人里に出没していることによるものと言われています。

その一方、人口減少による里山の環境変化などで人里近くにすみつく熊が増加しているのではないかという意見もあります。

熊の出没を抑制し、人的、物的な被害を防止するためには、緊急的な対策を進めるとともに、環境の変化を踏まえ中長期的な視点から熊の生息数を把握し管理するなど、県民が安心して生活を送るため、より効果的な対策の実施が求められます。

そこで、ツキノワグマの被害防止対策にどのように取り組んでいくのか、知事のお考えをお尋ねいたします。

次に、若手医師の確保についてです。

本県の医師数は、東日本大震災と原発事故の後、大幅に減少しましたが、県や関係機関等の粘り強い取組により医師数は徐々に増加し、平成二十八年には震災以前の水準にまで回復し、その後も増加傾向にあると聞いております。

また、来年度からの卒後臨床研修を希望する医学部生と県内の臨床研修病院とのマッチング数が過去最多と報道されるなど明るいニュースもあります。

一方、厚生労働省が示した医師偏在指標では、本県は医師少數県に位置づけられており、さらなる医師確保の要請は高く、また、本県の六十五歳以上の医師数の割合は都道府県の中でも高い水準にあることから、地域医療を長期にわたって安定的に確保していくため、次世代を担う若手医師を確実に確保していくことが喫緊の課題です。

若手医師を確保するためには、より多くの医師が県内の臨床研修病院で研修を行うことや、当該病院で研修を開始した医師のその後の県内定着が重要であり、そのための取組の強化が求められます。

そこで、本県における若手医師の確保にどのように取り組んでいくのか、知事の考え方をお尋ねいたします。

次に、県政百五十周年記念事業についてです。

本県は、明治九年八月二十一日に旧福島県、磐前県、若松県の三県が合併し、現在とほぼ同じ福島県の姿が誕生しました。

令和八年八月二十一日で百五十周年を迎えます。

県は、令和八年の一月から一年間、県政百五十周年記念事業に取り組むと聞いております。

その基本理念は、先人たちが郷土の発展のため、様々な困難を乗り越え、積み重ねてきた歴史を振り返り、それらを礎とした新たな時代の福島県の創造に挑戦することにあります。

来年は、震災から十五年の節目の年でもあります。

県政百五十周年を通して、本県の魅力や復興の姿を県内外に広く発信するとともに、未来の担い手である子供たちに本県の自然や伝統文化、食などの福島の宝を継承していくことが必要と考えます。

本県の百五十周年の歩みは明るいことばかりではなく、度重なる自然災害など多くの苦難もありましたが、その苦難を乗り越えてきた姿をしっかりと伝え未来につなぐためにも、来年迎える百五十周年を県全体で盛り上げていかなければなりません。

そこで、県は県政百五十周年記念事業にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、県内蔵元への技術支援についてです。

県産日本酒は、五月に開催された全国新酒鑑評会で三十銘柄が入賞し、そのうち十六銘柄が金賞を受賞するという成果を上げました。

金賞受賞数日本一の三年ぶりの奪還です。

このことは、県内の蔵元にとって大きな誇りであると思います。

私たち県民にとっても大変喜ばしいニュースでした。

県産日本酒の魅力は、米へのこだわり、多様な味わい、造り手の思いにあります。

そして、それぞれの地域の異なる気候や風土を生かし、地域ごとに生み出される多種多様な酒は、王道の吟醸酒から個性派の酒まで、飲み手に豊かな選択の幅を提供しています。

一方、飲み手の嗜好の多様化などへの対応も求められております。

これからも挑戦が必要ですが、そこには福島県の日本酒製造の新たな成長のチャンスが広がっているのではないでしょうか。

福島の蔵元がこれまで以上に日本全国、さらには世界で注目されるためには、これまでの杜氏の豊かな経験と勘から紡ぎ出される伝統的な製造方法に加え、さらなる品質の向上を目指した取組を行っていく必要があると思います。

そこで、県は県内蔵元への技術支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、人口減少対策について質問してまいります。

ここでは、私よりずっと若い二十代、三十代、また現役の子育て世代の方などの声も参考にして質問をまとめてみました。

まずは、改めて申すまでもなく、本県の人口減少は非常に厳しい状況にあります。

人口減少対策は、東日本大震災からの復興・再生と並び、最優先に取り組まなければならない大きな課題です。

特に本県では、進学、就職期の若年層の転出超過が顕著です。

県は、昨年から人口減少に関する若年層アンケートを実施するなど、若者のニーズを踏まえた対策を進めていますが、若者の定着・還流を促進するためには、若者たちの感覚を強く意識することが重要だと思います。

その際、広い県土を有する福島県にあつては各地域に特性があり、その地域に若者が何を求めるかを把握することが大切であつて、地域ごとに若者と目線を合わせながら協働するような対策の展開が求められるのではないでしょうか。

そこで、人口減少対策は地域の若者と共に進めていくべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

次に、若者の出会いの機会の創出についてです。  
深刻化する少子化の要因の一つに、婚姻件数の減少が挙げられます。

国の人口動態統計によると、令和七年上半期の本県の婚姻件数は二千五百八十六件と、前年比で百二十九件の減少となり、減少率では全国を上回る大変厳しい状況になっています。

一方で、昨年県が実施した結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査によると、独身者の約七割は将来的には結婚したいという希望を持つております。

現在独身でいる理由として、約四割の方は出会いの機会がないという趣旨の回答をしております。

私ごとではありますが、先日県の結婚世話やき人に登録させていただきました。

その際、お説いたいたいた議員、またお答えいたいたいた職員の皆様には大変お世話になりましたが、まずは応援する立場の私たちも行動起こすことが大切だと思いますし、そのような中、聞くところ、思うところを含めて質問させていただいております。

県は、これまで結婚世話やき人をはじめ様々な取組により、結婚を希望する方の出会いの機会の創出に尽力していると承知しております。

しかし、特に若い世代では、結婚を前提とした婚活イベントなどへの参加

に抵抗感がある方も少なくないと感じております。  
結婚という目標を目前に据えて、がつがつとした感じではなく、参加しやすい出会いの機会を創出し、きめ細かに支援していくことが重要であると考えます。

そこで、県は若者のニーズを踏まえた出会いの機会の創出にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

国土は、令和五年十二月に子ども・子育て政策の強化に向け、子ども未来戦略を策定しました。

国土交通省では、このこども未来戦略を踏まえ、公営住宅を活用した住まいの子育て支援実施要領を定め、公営住宅における子育て支援の取組を促進しています。

令和五年に国交省が実施した住生活総合調査では、借家住まいの子育て世帯において、住宅の広さや間取りへの不満などから、今後住み替えたいという方の割合が七割に上っています。

県営住宅には世帯向けの間取りが多いと聞いており、このような子育て世帯の住み替え先として大いに活用すべきと考えます。

本県でも昨年の合計特殊出生率が一・一五となるなど、急速な少子化、人口減少に直面し、その対策が急務となる中、子育て世帯が子供を産み育てやすい住環境をいかに確保していくかが喫緊の課題です。

そこで、県は子育て世帯の県営住宅への入居促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、長大なトンネル等の維持管理についてです。

道路は県民の生活に必要不可欠なインフラであり、地域間の交流、経済活動を支える物流や観光などにも大きく寄与することから、県内各地域で長大なトンネルや自動車専用道路などの道路整備が進められています。

県内では、あぶくま高原道路、国道三百八十九号甲子道路、そして国道四百一号博士トンネルなどが整備され、今年八月にはふくしま復興再生道路として整備が進められてきた小名浜道路が開通し、地域の利便性が高まりました。

また、来年の秋以降には、本県と新潟県を結ぶ国道三百八十九号八十里越の開通が予定されており、さらなる地域の活性化や物流機能の向上が大いに期待されます。

一方、インフラを安全かつ快適に利活用するためには、その維持管理が重要です。

長大であるほど管理技術やコストなどの課題も大きくなりますが、技術開発の進展を受け、その活用による、より効果的、効率的な維持管理を行うことが必要と考えます。

そこで、県は県管理の長大なトンネルや自動車専用道路の効率的な維持管理にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、福島空港についてです。

福島空港台湾便が令和六年一月に就航し、間もなく二年を迎えます。

台湾便就航の二か月後のことですが、私は日台友好議員連盟による台湾訪問のために利用させていただきました。

空港の国際線ロビーは、多くの台湾からの観光客でにぎわい、大変うれしく感じたことが思い出されます。

福島空港は、本県の交通の利便性を高め地域経済の活性化を図る上で重要であり、観光やビジネスなどによる利活用の推進が求められます。

観光庁宿泊旅行統計調査によると、台湾からの旅行者は本県の外国人延べ宿泊者数全体の約半数を占めており、観光業の活性化を図る上で重要な就航先の一つですが、震災前の福島空港では、上海やソウルへの定期便が飛んで

おり、福島空港に期待される役割を發揮していくためには、台湾便の搭乗率を上げるとともに、ベトナムなど台湾以外の国々ともチャーターベン便を利用した観光や経済活動などの交流を拡大し、インバウンド、アウトバウンド双方での空港利用を一層推進すべきと考えます。

そこで、県は国際チャーターベン便の誘致にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、農業の振興について質問してまいります。

まず、有機農業の推進についてです。

近年、農業においてもSDGsや環境負荷低減への関心が高まっています。県内でも地元で生産された有機農産物が学校給食の食材として提供され、また生産から消費まで地域ぐるみで有機農業を推進するオーガニックビレッジが増加するなど、有機農業の取組が広がりを見せております。

本年十一月には、鮫川村が県内で三例目となるオーガニックビレッジ宣言を行い、堆肥などの地域資源を活用した持続可能な地域づくりを目指しております。

有機農業は、手間やコスト面から敬遠される向きもありますが、環境負荷低減に加え、農産物の付加価値を高め、また地域の魅力発信にもつながることから、その取組のさらなる拡大を推進すべきと考えます。

そこで、県は有機農業の推進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、県産花卉の輸出拡大についてです。

国の貿易統計によると、切り花の輸出額は、令和六年は十六億円となつており、令和三年から徐々に近隣アジア各国向けを中心に輸出が増加しております。国は、切り花を輸出重点品目に位置づけ、令和十二年までに輸出額を四十六億円に伸ばす目標を掲げています。

本県は、栽培面積が全国二位のカスミソウや四位のリンドウ、六位のトルコギキョウなど全国でも有数の花卉の産地ですが、本県産の花卉のさらなる生産振興と生産農家の経営安定を図るためには、国内市場のみならず多様な販路を確保するため、海外市場へも目を向ける必要があると考えます。

本県における花卉の輸出額は、令和五年度は約一億円ですが、県はこれまで中国やベトナム、シンガポールなどにおいて、需要や規格等の調査、試験販売などに取り組んだと聞いております。

県産花卉の輸出を拡大するため、これらの調査結果などを踏まえながら、積極的に輸出に取り組む産地を育成することが重要だと思います。

そこで、県は県産花卉のさらなる輸出拡大に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、農業水利施設の老朽化対策についてです。

取水堰や農業用水路などの農業水利施設は、農業用水を安定的に供給するのみならず、環境保全や国土保全などの多面的な機能を有する重要な施設です。

しかし、設置から相当の年数が経過し老朽化が進み、いつ壊れてもおかしくない状態になつていて施設が増加していると聞いております。

また、温暖化に伴う藻の繁殖に起因する設備の故障などへの対策など、新たな課題も発生しております。

施設が壊れれば、地域農業へ与える影響は甚大です。

施設管理者である市町村や土地改良区、農家の経済的負担が大きな課題となることも懸念しております。

地域農業に重要な役割を担う農業水利施設は、適切な時期に施設を補修、更新していくことが重要です。

そこで、県は農業水利施設の老朽化対策にどのように取り組んでいくのか

お尋ねいたします。

次に、教育行政について質問してまいります。

まず、児童生徒の不登校対策についてです。

文部科学省から令和六年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果が公表されました。全国の小中学校における不登校児童生徒数は昨年度から約七千人増加し、過去最多の約三十五万人となりました。

本県の公立小中学校の不登校児童生徒数も、十七人と微増ながら過去最多の四千二百九十五人となり、増加率は全国と比べ小さいながらも、十三年連続で増加しております。

各学校では、日頃から教職員の皆さんが子供たちに丁寧に対応されていますが、引き続きの尽力をお願いしたいと思います。

子供たち一人一人の人格の完成や社会的な自立を目指すためには、子供が安心できる環境で人と関わり、学ぶことが重要です。

誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの健やかな成長を支えるために、一層の対策が必要です。

そこで、県教育委員会は公立小中学校における児童生徒の不登校対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、校務処理のDX化についてです。

本県の教育の質を維持し、さらに向上させるためには、教職員の皆さんが心身ともに健康で情熱を持って仕事に取り組める環境を整備することが不可欠です。

教職員の皆さんが本来の使命である子供たちと向き合う時間を確保するため、教育現場のデジタルransform、DXによる抜本的な働き方改革が必要です。

現在の教育現場では、子供たちも教職員もそれぞれが端末を持つなど、デジタル化が大きく進んでおります。

一方で、学校に様々なシステムが導入され、システムの使いやすさやデータの連携など、デジタル技術の利活用に向けた課題があるとも聞いております。

校務処理のDX化の推進は、教職員の働き方を改善し教育現場の負担軽減につながるものであり、その先にこそ子供たちの個性を伸ばすきめ細かな指導を実現できる教育環境が待つております。

本県の教育の未来を切り開く上で、DXを強力に推進していくことが重要です。

そこで、県教育委員会は公立学校教職員の校務処理のDX化にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

今年度実施する県立高等学校と県立特別支援学校高等部の令和八年度入学者選抜からウェブ出願が導入されます。

これまでの紙による出願手続では、志願者や保護者の手書きの作業、中学校による取りまとめや持参、そして出願先高校における紙情報のデータ化など、関係者の作業や業務負担が大きかつたと聞いております。

ウェブ出願の導入はこれらの負担を解消し、志願者と保護者の利便性向上につながるものであります。

同時に、教職員の働き方改革やDXを推進する上でも極めて重要な事業であり、これによりDX化の効果が最大限に発揮されることが望れます。

一方で、入学者選抜は志願者の人生を大きく左右する重要なものであり、出願手続におけるミスやトラブルを避け、確実な実施を担保するために、万全の準備が不可欠です。

そこで、県教育委員会は県立学校の入学者選抜におけるウェブ出願の円滑

な実施に向け、どのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

次に、警察行政について質問してまいります。

まず、自転車利用者に対する飲酒運転の防止についてです。  
昨年十一月一日の改正道路交通法の施行により、自転車の酒気帯び運転や運転中のながらスマホといった、自転車利用者による危険な運転に対する罰則が整備されました。

自転車も酒酔い運転だけではなく、自動車等と同様に酒気帯び運転も取締りの対象になりました。

改正から一年がたちましたが、いまだに県内では自転車利用者の酒酔い運転などが後を絶たず、多くの利用者が検挙されていると聞きます。一部の利用者には、飲酒運転の危険性に対する認識がまだまだ浸透していないのではないかと危惧しております。

自動車同様、自転車も車両です。誤った運転をすれば重大な事故につながります。

悲惨な交通事故をなくすためにも、県警察には自転車の飲酒運転の根絶に向けた取組を強くお願いしたいと思います。

そこで、県警察は自転車利用者に対する飲酒運転防止にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

最後に、県内の企業、団体に向けたサイバー攻撃への対策についてです。

現代社会では、サイバー空間は地域や年齢、性別を問わず、全国民が参加し、重要な社会経済活動が営まれる公共空間への変貌を遂げており、金融や医療といった生活に密接な活動が営まれる場所にもなっています。

サイバー空間と私たちの実生活とは、もはや切っても切り離せないほど密接に結びついておりますが、その一方でサイバー攻撃の脅威が深刻さを増し、大きな社会問題となつております。

最近では、全国大手の飲料会社が身代金要求型ウイルス、ランサムウエアによる攻撃を受け、生産に大きな影響が生じ、また二百万件近くの個人情報が流出したおそれがあるとニュースで報じられました。

サイバー攻撃は、時間と場所を問わずに発生します。県内の企業や団体も被害を受けるおそれがあります。

県内の企業、団体が安全を脅かされることなく経済活動を行うためにも、サイバー攻撃への対策は今後ますます重要性を増すことだと思います。

そこで、県警察は県内の企業、団体に向けたサイバー攻撃への対策にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

以上で私の代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

#### ●議長（矢吹貢一君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君）三村議員の御質問にお答えいたします。

令和八年度当初予算についてであります。

来年度は、第三期復興・創生期間という新たな復興のステージの初年度として、復興と地方創生の取組をさらに前へと進めていくための重要な一年であります。

また、長期化する物価高騰の影響や度重なる自然災害への対応、さらには喫緊の課題である人口減少対策など、本県は多くの困難を抱えており、今後も長く厳しい戦いが続きます。

こうした課題を克服し、復興や人口減少対策をはじめとする地方創生の実現に向けては、確実に財源を確保していく必要があります。

このため、第三期復興・創生期間の財源フレームに基づく復興財源に加え、安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保について、私自身先頭に立ち、国に強く求めてきたところであります。

来年度の当初予算編成に当たっては、これらの財源を最大限活用しながら、総合計画の八つの重点プロジェクトに対して最優先に予算を配分し、避難地域の復興をはじめ、出会いや結婚などの希望をかなえる支援、安全・安心な県民生活の確保、関係人口の拡大、産業やなりわいの再生の取組等により、力強い復興と福島ならではの地方創生を着実に進めてまいります。

さらに、近年の自然災害を踏まえた防災力の強化を進めるとともに、物価高騰にも適切に対応し、誰もが安心して暮らすことができる県づくりに向けて挑戦を続けてまいります。

次に、ツキノワグマの被害防止対策についてであります。

今年は、全国的に熊の出没が多発し、本県においても目撃件数や人身被害件数は過去最多を記録し、冬眠時期に入った現在も市街地等への出没が続いているおります。

県民の皆さんからは、「散歩に出るのも怖い」、「通学する子供が毎日心配だ」といった切実な声が寄せられ、観光地では、熊を恐れて宿泊のキャンセルが発生するなど、県民生活や経済活動等、あらゆる分野に深刻な影響を及ぼし、まさに災害レベルの非常事態になつております。

このため、補正予算や予備費により、市町村に専門家を派遣する人的支援や捕獲に必要な資材を提供する財政的支援、河川の刈り払いや注意喚起などの緊急対策に取り組んできたところであり、今後は国のクマ被害対策パッケージを踏まえ、冬眠しない熊や早期に冬眠明けする熊の増加に備えて、市町村への支援の拡充や農業被害防止、観光地対策の追加的な対応を検討するなど、切れ目のない対策を講じてまいります。

さらに、近年、熊の大量出没が数年ごとに繰り返される傾向が見られるところから、国と連携した科学的な調査を基に中長期的な視点から適正な個体数の管理を強化するなど、市町村や関係団体等と連携しながら、県民の皆さん

の安全・安心を守るため、実効性のある熊被害防止対策に一層取り組んでまいります。

次に、若手医師の確保についてであります。

将来にわたり、安定的に地域医療提供体制を維持していくためには、次世代を担う若手医師を確保していくことが極めて重要であります。

このため、県立医科大学医学部の入学定員の増や修学資金貸与枠の拡充、県内二十の臨床研修病院で構成される福島県臨床研修病院ネットワークと連携した受入れ体制の強化やキャリア形成支援による県内定着の促進などに取り組んでまいりました。

その結果、今年度の県内臨床研修医の採用数が百三十一名と過去最高となるとともに、来年度の臨床研修医マッチング数も十月時点で過去最多の百二十三名となりました。

私自身、八月に開催された研修会に赴き、臨床研修医の皆さんお一人お一人を激励し、意見交換を行いました。

その際、若手医師の皆さんのが福島の地域医療に貢献したい、福島の医療を明るくしたいなどの熱い思いに直接触れ、本県の医療を支えていく若い力に希望と心強さを感じました。

今年度は、若手医師のさらなる確保を図るため、修学資金貸与枠を十八名拡大とともに、指導医の招聘を通じて臨床研修や専門研修の体制を拡充するなど、医師確保対策を強化しております。

引き続き、県立医科大学や関係機関等と緊密に連携し、県民の皆さんのが健康で安心して暮らしていくことができるよう、若手医師の確保に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁させますので、御了承願います。

（危機管理部長細川 了君登壇）  
●危機管理部長（細川 了君）お答えいたします。

雪害への対策につきましては、市町村や国、防災関係機関と共に本年二月の大雪対応を振り返り、相互の連携体制や県民向けの広報の在り方について意見交換を行ったところであります。

今後は、これを踏まえ、円滑かつ効果的な大雪への対応に向け、関係機関ごとに発災前からの防災行動を時系列で整理し共有を図るとともに、大雪の際に取るべき行動について、県の防災アプリ等により県民に向け適時の注意喚起を図るなど、関係機関と一層連携を密にし、雪害対策に取り組んでまいります。

（企画調整部長五月女有良君登壇）

●企画調整部長（五月女有良君）お答えいたします。

人口減少対策につきましては、若者等の視点を大切にしつつ、地域の魅力や強みを生かしながら進める必要があります。

そのため、今年度から各地方振興局の取組を強化し、地域の若者等と協働した事業を開催しており、大学生と共に企画した移住希望者向けのツアーや若者の提案による首都圏での文化交流事業、学生と地元企業が気軽に交流し、就職への関心を高めるイベントなどを実施することとしております。

引き続き、若者をはじめ、あらゆる主体の方々と力を合わせて人口減少対策に取り組んでまいります。

（商工労働部長小貫 薫君登壇）

●商工労働部長（小貫 薫君）お答えいたします。

県内蔵元への技術支援につきましては、高品質な日本酒を造る上で重要であり、これまでハイテクプラザにおいて県内蔵元との連携を強化し、清酒アカデミーにおける人材育成の支援、蔵元への巡回訪問、麹の活用技術の確立

などに取り組んできたところであります。

酒造りにおいては、仕込みの際のきめ細かな温度管理が重要な要素の一つであることから、今後は蔵元と共に新たにI・O・Tを活用し、遠隔でリアルタイムに醸造タンクの温度を管理する実証研究に取り組むなど、質の高いふくしまの酒造りに向けて、県内蔵元の技術力の向上を支援してまいります。

(農林水産部長沖野浩之君登壇)

●農林水産部長(沖野浩之君)お答えいたします。

有機農業の推進につきましては、消費者の関心の高まりや有機農産物の需要の拡大に加え、挑戦意欲を持つ若い農業者も増加していることから、農業者に対し、必要な機械の導入や販売業者等とのマッチングを支援しているところであります。

さらに、地域ぐるみでの有機農業の取組を拡大するため、今月新たに設置した県、関係市町村で構成するふくしまオーガニックビレッジ連絡会議において市町村間の連携や情報共有を図るほか、さらなる消費拡大に向けたマルシェを開催するなど、引き続き生産から流通、消費に至る有機農業の総合的な推進に取り組んでまいります。

次に、県産花卉の輸出拡大につきましては、輸出手先の需要動向を把握し、商品企画の提案や産地情報の発信等に戦略的に取り組むことが重要であるため、従来の流通形態とは異なる輸出事業者を介して産地と販売店が結びつく新たな仕組みを構築したところであります。

今年度は、この仕組みを活用してグアムへの輸出に挑戦した昭和かすみ草の産地に対して、現地の志向に合わせた商品の展開や産地PRのイベント開催等の取組を支援したことにより、計画を上回る実績を上げております。

引き続き、産地の創意工夫による他国産との差別化や需要開拓等の取組を支援し、県産花卉の輸出拡大を図つてまいります。

次に、農業水利施設の老朽化対策につきましては、施設の長寿命化等に向け、機能診断に基づいた保全計画を策定し、適切な時期に補修、更新工事を実施することが重要であるため、施設管理者である市町村や土地改良区を対象に研修会や施設の合同点検の実施を通じて支援しており、今年度末までに基幹的な施設の約八割で計画が策定される見込みであります。

今後は、残る約二割の施設の計画策定を引き続き推進するとともに、策定済みの施設については、適切な時期の工事実施に向け、活用可能な補助事業の提案に加え、工法などの工事全般に関する技術的な助言を行い、農業水利施設の老朽化対策に取り組んでまいります。

(土木部長矢澤敏幸君登壇)

●土木部長(矢澤敏幸君)お答えいたします。

公共土木施設の防災・減災対策につきましては、頻発化する自然災害を踏まえ、阿武隈川、夏井川水系の再度災害防止のほか、緊急輸送道路における橋梁の耐震補強や落石対策等に取り組んでいるところであります。

今後は、特定都市河川に指定した逢瀬川等の治水対策の強化や会津縦貫道をはじめとする基幹的な道路の整備等により、強靭で信頼性の高い道路網の構築を進めるとともに、公共土木施設の定期的な点検や早期修繕の実施により各施設の機能を長期的に確保するなど、様々な災害リスクを想定した防災・減災対策の強化に取り組んでまいります。

次に、子育て世帯の県営住宅への入居促進につきましては、広さや家賃が手頃な住宅を求める子供が三人以上いる世帯や、独り親世帯の優先的な入居を認めているほか、就学前の子供がいる世帯が入居できる収入要件の緩和に加え、広い浴槽の設置や水回りの充実など、子育て世帯の暮らしやすさに配慮した住宅への改修工事等を行つております。

引き続き、子育てに優しい住まいへのニーズを的確に捉え、子育て世帯が

低廉な家賃で一定の広さや設備を備えた住宅を確保しやすくなるよう、子育て世帯の県営住宅への入居促進に着実に取り組んでまいります。

次に、長大なトンネルや自動車専用道路につきましては、災害や事故等が発生した際に長時間の通行止めが生じ、物流や緊急車両の通行に大きな影響を及ぼすことが想定されるため、県内に点在するこれらの施設について、迅速かつ的確に道路状況を把握できる維持管理の体制構築が重要であります。

このため、施設ごとに行っている監視業務を集約し、新年度から一元的に監視する体制に移行することとしており、今後は監視業務の精度を一層高めるため、走行状況等の異常をAIにより検知する新技術を取り入れるなど、管理の高度化を図りながら効率的な維持管理に取り組んでまいります。

（文化スポーツ局長紺野香里君登壇）

●文化スポーツ局長（紺野香里君）お答えいたします。

県政百五十周年記念事業につきましては、今年十月に記念事業ロゴマークを発表するとともに特設ウェブサイトを開設し、事業の趣旨に賛同いただけた民間企業等の募集を開始したほか、現在、本県百五十年の歩みを後世に伝える記念誌や子供版リーフレットの製作を進めているところであります。

これまで先人たちが困難に立ち向かってきた挑戦の歴史と守り育んできた誇りを将来の世代へとつないでいけるよう、来年一月に開催するオープニングイベントを皮切りに、市町村や民間企業等と連携した事業を県内全域で展開し、官民一体となつて取組を進めてまいります。

（こども未来局長菅野寿井君登壇）

●こども未来局長（菅野寿井君）お答えいたします。

若者のニーズを踏まえた出会いの機会の創出につきましては、昨年度から共通の趣味等をテーマとした体験型の交流イベントを開催し、自然な出会いを促進してまいりました。

今年度は、ライフケーション等のセミナーに交流の場を設けた異業種交流会を新たに開催しており、先月の中通りの会場では、グループでの交流後に自発的に連絡先を交換する姿が多く見られ、事業の効果を実感しております。今後とも様々な工夫を重ねながら、若者が参加しやすい出会いの機会の創出に積極的に取り組んでまいります。

（観光交流局長藤城良教君登壇）

●観光交流局長（藤城良教君）お答えいたします。

国際チャーター便の誘致につきましては、今年度ベトナム航空による春の連続チャーター便、秋にはインバウンド、アウトバウンド双方向での運航が実現したほか、来年五月には七年ぶりのモンゴル便の運航が決定したところであります。

また、現在運航されている福島空港台湾便は、本県の観光産業においても重要な路線であり、今月、台湾人インフルエンサーにより本県の食や冬の魅力を発信するなど、同路線のさらなる利用促進を図つてまいります。

今後も東南アジアを中心に各種プロモーション等を行い、国際チャーター便の誘致に取り組んでまいります。

（教育長鈴木竜次君登壇）

●教育長（鈴木竜次君）お答えいたします。

公立小中学校における児童生徒の不登校対策につきましては、安心して他者とつながることができる居場所づくりが重要であります。

このため、県内四十校に専任教員を配置して、校内での居場所となるスペシャルサポートルームを設置し、学校における学びに不安を持つ児童生徒が学習に取り組めるよう支援しているところであります。

今後は、学習支援のポイント等をまとめた手引を作成して、来月末に各校へ配付し不登校児童生徒の学びの保障につなげるなど、一人一人の状況に応

じたきめ細かな支援に努めてまいります。

次に、公立学校教職員の校務処理のDX化につきましては、全ての県立学校に学習の成績や保健等のデータを処理する統合型校務支援システムを導入するなど、教職員の負担軽減につながる環境整備を進めてまいりました。

現在、県内の教育長協議会や校長会等と共に立ち上げた協議会において、校種を超えたシステムの統一化や教育を取り巻く状況の変化に柔軟に対応できる次世代の校務支援システムについて検討しているところであります。今後、市町村教育委員会とも連携し、当該システムの導入を促進するなど、校務処理のDX化のさらなる推進に取り組んでまいります。

次に、県立学校のウェブ出願につきましては、確実な実施体制を構築し、志願者が安心して選抜に臨めるようになります。

そのため、現在、各学校において出願システムを用いて、出願手順やシステムの操作の事前練習を実施するとともに、出願に当たり、中学校等による登録内容の確認を必須とし出願ミスを防ぐ仕組みとしたほか、システム利用者を支援するため、自動応答による二十四時間対応の問合せサービス等を提供しております。

引き続き、円滑で確実な入学者選抜の実施に向け、丁寧に準備してまいります。

(警察本部長 森末 治君登壇)

●警察本部長（森末 治君）お答えいたします。

自転車利用者に対する飲酒運転の防止につきましては、昨年十一月の改正道交法の施行に伴い、悪質、危険な自転車の違反者に対する交通指導取締りを強化するとともに、交通教室や関係機関、団体と連携したキャンペーンを通じ、県民に対する法改正の周知や自転車の安全利用を呼びかけております。

また、県警察のホームページ内に飲酒運転根絶サイトを設置するとともに、

広報チラシ、SNS等の媒体を活用して、飲酒運転の危険性や罰則の内容、交通事故が発生した際の悲惨さを伝える啓発を行つております。

次に、企業、団体に向けたサイバー攻撃への対策につきましては、これまでネットワーク・セキュリティ連絡協議会の設立や金融機関との共同対処協定の締結など、官民が連携し、サイバーセキュリティに関する情報共有や広報啓発に努めております。

また、企業、団体との連携協定等に基づく各種セミナーや講演会を通じて、現状における最新のサイバー情勢を踏まえた各種対策などの注意喚起を行つているほか、昨年から新たに重点事業として、ランサムウエア被害防止などに関する実践的な研修会を開催しております。

引き続き、企業、団体に向けたサイバー攻撃への対処能力の向上に努めてまいります。

●議長（矢吹貢一君）これをもつて、三村博隆君の質問を終わります。

## ●知事提出議案第四十八号から第六十一号まで

### (知事説明)

●議長（矢吹貢一君）この際、知事より別紙提出書のとおり議案提出の通知がありますから、御報告いたします。

(議案別冊参照)

提 出 書

議案第四十九号 令和七年度福島県国民健康保険特別会計補正予算（第一号）  
議案第五十号 令和七年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計補正予算

（第一号）

議案第五十一号 令和七年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第二号）  
議案第五十二号 令和七年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第一号）

議案第五十三号 令和七年度福島県立病院事業会計補正予算（第二号）  
議案第五十四号 県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する  
条例

議案第五十五号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第五十六号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第五十七号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第五十八号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正  
する条例

議案第五十九号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正す  
る条例

議案第六十号 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を  
改正する条例

議案第六十一号 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に  
関する条例の一部を改正する条例

上記のとおり提出します。

令和七年十二月二二日

福島県議会議長 矢吹貢 一様

福島県知事 内堀雅雄

●議長（矢吹貢一君）日程第三、知事提出議案第四十八号から第六十一号まで、

以上の各案を一括議題といたします。  
付議議案に対する知事の説明を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君）本日追加提出いたしました議案につきまして、その概要  
を御説明申し上げます。

令和七年度一般会計補正予算案についてであります。これは職員、特別  
職及び議員の給与について、県人事委員会勧告等に基づき改定するものであ  
り、その所要額を追加計上することといたしました。

これにより追加する一般会計補正予算の総額は六十七億三百万円となり、  
本年度予算の累計は一兆三千七十一億三千三百万円となります。

次に、特別会計等補正予算案につきましては、企業会計を含め五会計につ  
いて補正額を追加計上いたしました。

また、改正条例案八件については、給与改定等を行うため、それぞれ所要  
の改正を行うものであります。

慎重に御審議の上、速やかな御議決をお願いいたします。

●議長（矢吹貢一君）次に、ただいま議題となりました知事提出議案第五十五  
号及び第五十七号から第六十一号まで、以上の各案は人事委員会の意見を聞  
くことになっておりますので、議長より同委員会に対し手続をいたしており  
ますから、御了承願います。

## ●休会の件

●議長（矢吹貢一君）次に、日程第四、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。十二月十五日は、議事都合のため休会とすることに御  
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●議長(矢吹貢一君) 御異議ないと認めます。よつて、十二月十五日は議事都合のため休会とすることに決しました。

本日は、以上をもつて議事を終わります。

明十二月十三日及び十四日は県の休日のため休会、十五日は議事都合のため休会、十六日は定刻より会議を開きます。

議事日程は、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第六十一号までに対する質疑であります。

これをもつて、散会いたします。

午後二時四分散会

# 令和七年十一月十六日（火曜日）

午後一時一分開議

午後四時十七分散会

午後一時開議

議事日程

午後一時開議

議長提出報告第五号

二、日程第一 県の一般事務に関する質問

三、日程第二 知事提出議案第一号から第六十一号まで

付議議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

一、議長提出報告第五号

二、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第六十一号

までに対する質疑

出席議員

一 番 金澤 拓哉 君	二 番 言田 憲孝 君
三 番 木村 謙一郎 君	四 番 矢吹 貢一 君
五 番 石井 信夫 君	六 番 佐藤 徹哉 君
八 番 半沢 雄助 君	九 番 猪俣 明伸 君
十 番 山田 真太郎 君	十一 番 吉田 誠君
十二 番 山口 洋太 君	十五 番 佐々木 恵寿 君
十四 番 山内 長君	十九 番 渡辺 康平 君
十六 番 鈴木 優樹 君	十七 番 渡邊 哲也 君
十八 番 江花 圭司 君	二十一 番 安田 成一 君
二十二 番 渡部 英明 君	二十三 番 三村 博隆 君
二十四 番 大橋 沙織 君	二十五 番 佐々木 透 君
二十六 番 山口 信雄 君	二十七 番 佐藤 郁雄 君
二十八 番 佐藤 義憲 君	二十九 番 佐々木 彰 君
三十 番 高宮 光敏 君	三十一年 水野 さちこ 君
三十二 番 伊藤 達也 君	三十三 番 荒秀一 君
三十四 番 橋本 徹 君	三十五 番 大場 秀樹 君
三十六 番 宮本 しづえ 君	三十七 番 山田 平四郎 君
三十八 番 佐藤 政隆 君	三十九 番 西山 尚利 君
四十 番 先崎 温容 君	四十一 番 鈴木 智 君
四十二 番 佐藤 雅裕 君	四十三 番 安部 泰男 君
四十四 番 三瓶 正栄 君	四十五 番 佐久間 俊男 君
四十六 番 高野 光二 君	四十七 番 古市 三久 君
四十八 番 宮川 えみ子 君	四十九 番 長尾 トモ子 君
五十 番 滿山 喜一 君	五十一 番 渡辺 義信 君
五十二 番 太田 光秋 君	五十三 番 佐藤 憲保 君
五十四 番 今井 久敏 君	五十五 番 宮下 雅志 君
五十六 番 亀岡 義尚 君	五十七 番 瓜生 信一郎 君

県  
副副知  
知知事  
事事

説明のため出席した者

佐鈴内

藤木堀

宏正雅

隆君

病院事業管理者	病院事業管理者	企業局長	企業局長	總務課長	秘書幹長	觀光部長	商工部長	文化部長	保健部長	文化部長	避難地域整備部長	企画部長	土木部長	農林部長	商工部長	保健部長	生活環境部長	危機管理部長	企画調整部長	總務部長	
						こども未来局長部	健労働局長部	文化スポーツ局長部	保健福祉局長部	文化スポーツ局長部	企画調査復興局長部	企画調査復興局長部	会計管理者	土木部長	農林水產部長	商工勞働部長	保健福祉部長	生活環境部長	危機管理部長	企画調整部長	總務部長
													出納局長(兼)	風評・風化戦略担当理事							
														原子力損害対策担当理事(兼)							
挾間章博君	阿部俊彦君	佐川讓基君	川君	藤俣君	蓑城君	菅野君	紺野君	市村君	半澤君	半澤君	岸澤君	岸澤君	岸澤君	矢澤君	沖澤君	小野君	菅原君	宍戸俊君	五月女君	細川有君	

委員会主任係長兼	議事課長	議事課長補幹	議事課長兼	政務調査課	政務調査課	議事課長	総務局次長	事務局長	事務局長	監査委員	監査委員	監査委員	監査委員	事務局長	警務本部長	警察本部長	委員長	委員長	教育委員会	病院局長

齋惠君	中大君	富誠君	後治君	市吾君	菅義君	佐尚君	白孝君	渡仁君	長由里子君	森未治君	江根治君	大陽君	成峰君	鈴尻君	大良治君	成峰君	鈴尻君	大良治君	鈴尻君

午後一時一分開議

●議長（矢吹貢一君）ただいま出席議員が定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

## ●議長提出報告第五号

●議長（矢吹貢一君）この際、議長より報告第五号を提出いたします。

（参考照）

報告第五号 職員に関する条例を制定することについて

## ●県の一般事務に関する質問及び知事提出議案

### 第一号から第六十一号までに対する質疑

●議長（矢吹貢一君）これより日程に入ります。

日程第一及び日程第二を一括し、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第六十一号まで、以上の各案に対する質疑を併せて行います。

通告により発言を許します。一番金澤拓哉君。（拍手）

（一番金澤拓哉君登壇）

●一番（金澤拓哉君）自由民主党議員会、東白川郡選挙区選出の金澤拓哉です。

本県が直面する最大の課題の一つに、人口減少があります。中でも若年層、とりわけ若い女性の流出率が全国で最も高い水準にあるという現実は極めて深刻であり、県の将来そのものに関わる問題であると認識しています。

若い世代が県外に流出するということは、働き手が減るということにとど

まらず、地域の産業や暮らし、そして次の世代を育む基盤の弱体化につながります。

なぜ福島を離れるのか。どうすれば福島が選ばれるのか。

本日は、こうした問題意識の下、人の流れ、働く場としての産業振興、そして安心して住み続けられる生活環境という観点から質問をさせていただきます。

初めに、人口減少対策についてです。

先日、県立白河高校の進路に関するアンケートを見ました。そこには「地元に戻りたい」、「できれば戻りたい」と答えた生徒がおよそ一〇%にとどまつた一方、「戻りたくない」と答えた生徒が三五%に上っていました。

その理由として多かつたのが、「地元には働く場所がない」、「やりたい職種がない」というものです。

しかし、私はこれが福島に本当に仕事がないことを示すものではないと思います。地元企業や働く人との接点が乏しいまま進路選択をしていることが影響していると考えます。

特に進学校と呼ばれる学校ほど地元企業と触れ合う機会が少なく、地元には魅力がないという思い込みが生まれやすい環境にあります。

若者が仕事を選ぶ際に重視する基準は、給与よりも職場の人間関係や雰囲気であるという調査結果が複数示されています。

リクルートワークス研究所やキヤリタスの調査でも、企業選択理由の上位は社員の人柄、職場の雰囲気です。

また、厚生労働省の調査によれば、離職理由のトップは人間関係です。

つまり、若者にとっては、どこで働くか以上に誰と働くかが決定的に重要なことがあるということが見えてきます。

私自身、人との距離を縮めたい場面では「何を食べるかではなく、誰と食

べるかですよね」とよく申し上げていますが、まさにそれと同じです。

これは、考えてみれば当然のことかもしれません。人間は社会的な存在であり、喜びや苦労を誰かと分かち合うときこそ、生き生きと力を發揮する生き物だからです。

だからこそ、企業の魅力を伝えるには、待遇だけでなく、そこで働く人の姿や思いを伝えることが最も効果的です。

若者流出を防ぐ鍵は、働く場所を増やすこと以上に働く人を見る化し、若者とつなぐことにあるのではないでしようか。

私は、全ての若者が福島に残るべきだとは思いません。それぞれの才能や能力を生かし、それぞれの夢や志に向かつて全国、世界のどこであれ活躍してほしいと願っています。

しかし、情報不足から進路の幅が狭められ、生まれ育った地域が過小評価されることはあまりにも残念です。

若者の進路選択の段階から地元企業や産業の魅力を正しく伝え、福島で働く未来を見える形で示すことが重要であると考えます。

そこで、産業人材の確保に向け、若者の還流・定着にどのように取り組んでいくのか、知事のお考えをお尋ねいたします。

また、近年では、本業を持ちながる地域と関わる、いわゆる副業、パラレルキャリアによる関係人口の拡大が注目されています。

本県においても、パラレルキャリア人材共創促進事業として、県内の事業者の事業課題とそれを解決できる専門人材のマッチングサイトを運営し、多くの好事例が生まれているとお聞きしています。

案件に当たった専門人材は、福島に全くゆかりのない人も多くいますが、仕事を通じて福島のことを知り、興味を持ち、つながりを持ち続けてくれている方が増えています。

一方で、本事業の認知度がまだまだ低い状況でありますので、この取組を一層推し進めていくべきと考えます。

そこで、県は副業による関係人口の拡大にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

副業や二拠点居住など、多様な関わり方を受け入れ、人と地域の接点を増やしていくことは、人口減少が進む中でますます重要になつていくと考えます。

この点において、福島、茨城、栃木三県と二十六市町村などでつくるFIT構想推進協議会では、平成二十一年から地域づくりや交流、二拠点居住、広域観光交流等に関する各プロジェクト事業を実施し、三県の県境にある地域の振興を図つてまいりました。

FIT構想の推進期間は今年度で終了するとのことです、県をまたいだ自治体の広域連携は交流人口、関係人口の増加に寄与することはもとより、地域内外の人材が交流することで、新たな発想や視点から地域課題の解決につながるなど、地域の振興にとつて重要なと考えます。

そこで、FIT構想推進協議会の今後の在り方について、県の考えをお尋ねいたします。

次に、選ばれる福島になるために必要な産業の振興についてです。

まず、林業の振興についてです。

森林は、木材を生産するだけでなく、水を蓄え、土砂災害を防ぎ、私たちの生活や産業を足元から支える極めて重要な資源です。

その森林の姿は、自然に任せてできるものではなく、人の手によつて育てられてきたものであります。

我が国の森林の多くは、戦後、燃料や生活資材として広葉樹が伐採され、その後、復興と木材需要の高まりを背景に針葉樹が計画的に植えられてきま

した。

しかしながら、その後、輸入材の台頭などによつて木材価格が下落し、山に手を入れても採算が合わない時代が長く続いてきました。

その結果、切つて植えて育てるという森林の循環が滞り、伐採時期を迎えた森林は増える一方で、次の世代を担う若い森林が少ないといういびつな構造が生まれたと考えています。

本来、森林は伐採後に再び植林し、人が手を入れることで次の世代へと受け継がれていくものです。

しかし、植栽後の下刈り作業や傾斜地での間伐作業は危険性が高く、苛酷な作業となっています。

この負担の大きさが再造林が進まない大きな要因の一つであり、林業を志す若者にとつても高いハードルとなつているのが現状です。

こうした現状を踏まえれば、林業をきつい仕事として我慢するのではなく、技術と仕組みで支えることで、魅力的な稼げる産業へと転換していくことが重要だと考えています。

令和四年に開校した林業アカデミーふくしまでは、知識と技術を備えた人材育成が進められており、その成果として、林業の技能を競う世界大会で活躍する武藤唯さんをはじめ若い林業者が活躍していることは、本県林業にとって大変明るい話題であると感じています。

この流れを加速させ、林業を持続可能で若者に選ばれる、さらに魅力的な産業にしていくためには、伐採や造林といった現場作業にとどまらず、森林経営計画など将来を見据えた森づくりに取り組める人材の育成が重要であると考えます。

そこで、県は林業アカデミーふくしまにおいて、地域林業を担う人材の育成をどのように進めていくのかお尋ねいたします。

また、森林資源を将来にわたり生かしていくためには、先ほども述べたように再造林の推進が不可欠であります。

再造林率を直接示す統計はありませんが、令和六年公表の福島県森林・林業統計書によれば、県内の人工林は二十万四千ヘクタールと非常に広い中で、植えてから五十年を超える樹齢の高い林が十四万二千ヘクタール、全体の約七割を占めています。

一方で、植えてから五年以内という若い林は五百八十七ヘクタールと全体の〇・三%に過ぎません。

これらのデータから、新しい植林がほとんど行われず、再造林が進んでいないことが見て取れます。

こうした背景には、森林の管理作業が危険を伴う重労働であることに加え、扱い手の高齢化や人手不足、再造林に係る費用負担の大きさがあると考えます。

そこで、県は森林資源の循環利用に向けた再造林の推進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

また、就業環境の厳しさがそもそももの課題であり、若い世代にとつて魅力ある産業とするためにも、就労環境の改善は欠かせないと考えます。

そこで、県は林業における就労環境の改善をどのように支援しているのかお尋ねいたします。

次に、森林認証についてです。

現在、世界的には森林が環境や社会に配慮して適切に管理されていることを示す手段として、森林認証材を選択する動きが広がっています。

特に欧米を中心に、企業の調達方針や公共調達において認証材を重視する流れが強まりつつあります。

一方で、国内に目を向けると、認証を取得したからといって直ちに木材価

格が上昇するわけではないため、事業者がメリットを感じづらいのが現実であります。

しかしながら、森林認証は短期的な価格上昇を目的とするものではなく、持続可能な森林経営を社会に示し、将来にわたって選ばれる産地となるための土台づくりであると考えます。

世界的に脱炭素や環境、社会に配慮した企業活動を求める動きが加速する中、今後、調達段階での環境配慮がこれまで以上に問われるようになれば、認証を受けていない森林は市場から選ばれにくくなる可能性も否定できません。

本県が今のうちから森林認証の取得を進めることは、将来の市場変化に備え、福島の木材を安心して選ばれる資源として位置づけていく上で、大きな意味を持つものと考えます。

そこで、県は森林認証の取得促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、畜産業の支援についてです。

本県の畜産業は、東日本大震災と原発事故以降、枝肉価格の下落や風評による販売不振など、極めて厳しい状況に直面してきました。

生産者の皆さんには、先の見えない中にあつても地道な努力を続け、安全性の確保に真摯に向き合つてこられました。

国や県による検査体制の充実により、安全性を科学的に示す仕組みが構築されたことは、本県畜産業の大きな強みであり、他県にはない信頼の基盤となつていると考えます。

現在では、「福柏花」などブランド牛をはじめ、本県の畜産物が高い評価を受け、全国の市場においても福島産の価値が着実に認められるようになつてきました。

このような流れを一過性のものとせず、生産から流通、消費までを見据えた取組により、本県畜産業の持続的な発展につなげていくことが重要であると考えます。

そのような状況において、本県の畜産業を支える県職員の獣医師が不足していることは大きな課題であると認識しています。

県職員獣医師は、家畜伝染病の発生予防や早期対応、屠畜検査や食肉の安全確保、さらには生産現場への技術的支援など、畜産業の根幹を支える役割を担っています。

もし県職員獣医師の不足が続けば、疾病対応の遅れによる経営リスクの増大や検査体制の維持が困難になること、さらには生産者が安心して経営を続けられなくなることも懸念されます。

こうした事態を防ぎ、本県畜産業の持続的な発展を支えていくためにも、県職員獣医師を安定的に確保することは、将来への投資としても極めて重要なと考へます。

そこで、県は畜産業を支える県職員獣医師の確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、畜産農家の支援についてです。

県内の農家戸数は年々減少しており、畜産業においても同様に減少が続いている。

中でも、酪農家や肉用牛農家の減少は顕著であり、今後の畜産業を支える担い手の確保は喫緊の課題であると認識しています。

畜産業を志す人を増やしていくためには、将来に希望が持てる、明るい未来を描ける産業であることが不可欠です。

そのためには、毎日の餌やり、健康管理など、家畜の管理に伴う負担を軽減していくことに加え、収益性を高め、安定した経営が見通せる体制づくり

が重要であると考えます。

そこで、県は担い手が減少する中、畜産農家をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

若者の定着には、産業振興と併せて地域の安全・安心を支える生活基盤の充実が不可欠です。

まず、消防団への取組についてです。

消防団は地域防災の要であり、自分たちの地域は自分たちで守るという当事者意識、主体者意識を体現する存在であります。

消防団活動を通じて育まれる地域への愛は、災害時の対応のみならず、地域を守り、次の世代へつないでいく力にもなつていると考えます。

一方で、団員の確保が年々難しくなる中、活動環境を取り巻く条件も変化しています。

特に近年の運転免許制度の改正により、若い団員の中にポンプ車など消防車両を運転できないケースが増えているとの声を現場から聞いております。

制度改正の趣旨は、交通安全の観点から理解できるものの、その結果として、災害時に車両はあっても運転できる団員が集まらず、初動対応に支障が生じているのであれば、地域防災の観点から見過ごすことはできません。

こうした状況は、消防団員一人一人の負担増加にもつながり、活動の継続を難しくする要因となりかねません。

だからこそ、装備や訓練の工夫、制度面での支援、さらにはデジタル技術の活用などを通じて、消防団員が安全かつ円滑に活動できる環境を整えていくことが重要であると考えます。

そこで、県は消防団員が活動しやすい環境づくりにどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

次に、中山間地域における道路整備についてです。

中山間地域において、道路は単なる移動手段ではなく、通勤通学、通院、さらには農林業などの産業活動を支える日常生活の基盤そのものであります。人口が減少する中につつても、中山間地域は里山を守り、農業や林業を行う場としての役割を持ち、本県にとつて欠かすことのできない重要な地域であると考えます。

しかしながら、車同士が擦れ違うことができない道路や十分に整備が行き届いていない区間が残されており、日々の生活に不安やストレスを感じている住民も少なくありません。

こうした日常の負担の積み重ねが、ここでは暮らしにくいという意識を生み、若者が地域を離れる一因となつている可能性もあると考えます。

そこで、県は中山間地域の道路整備にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、河川や道路の維持管理についてです。

河川や道路の維持管理においては、県や市町村による管理だけでは対応しきれない箇所も多く、その補完として、地域住民や愛護団体の皆さんのが自発的に除草作業などに取り組まれています。

こうした活動は、景観の維持や防災・減災に資するだけでなく、郷土を愛し、守り、次の世代へと引き継いでいく意識を育む大切な役割を果たしていると考えます。

一方で、道具や資材の調達、安全確保、活動に伴う負担など、地域の善意だけに頼り続けることには限界があります。

そこで、県は愛護団体等が行う県管理の河川及び道路の除草作業をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

最後に、医療的ケア児の支援についてです。

医療的ケア児を取り巻く環境は、令和三年に医療的ケア児及びその家族に

対する支援に関する法律が施行されて以降、着実に改善しています。

棚倉町では、本年度、医療的ケア児である伊藤翼沙君の幼稚園での受入れが始まるという大きな前進がありました。

受入れに関して、関係者が協議を開始してから実に一年と七か月の時間を要したと聞きます。関係者の御尽力に心からの敬意と感謝を申し上げます。

先日、その様子がテレビで特集されました。いつも気丈で明るい御両親の目に浮かんだ喜びと安堵の涙に、当事者にしか分からぬ不安や苦しみがつたことを感じました。

幼稚園においては、翼沙君もたくさんの刺激を受けて成長しています。同時に、翼沙君がいることで、周りの園児たちにもお友達に手を差し伸べる優しい心が育まれています。

こうした前進がある一方で、その責任を負う市町村の規模や人員体制によって支援に差が生じている可能性も否定できません。

医療的ケア児がどこで生まれても、地域で安心して暮らしていくよう支えていくことは、広域自治体である県の責任であると考えます。

そこで、医療的ケア児の支援体制のさらなる充実に取り組むべきと思いますが、県の考え方をお尋ねいたします。

人口減少対策は、個々の施策を積み重ねるだけではなく、人の流れ、働く場、暮らしを支える環境を一体として捉えていくことが重要だと思います。

若い世代が「ここで働きたい」、「ここで暮らしたい」、「ここで子供を育てたい」、そう思える福島県を実現するため、県の積極的な取組を期待し、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

●議長(矢吹貢一君) 執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

●知事(内堀雅雄君) 金澤議員の御質問にお答えいたします。

若者の還流・定着についてであります。

本県では、多くの若者が県内企業や福島で働く魅力を十分知らないまま、進学等のタイミングで福島を離れ、そのまま県外に就職している現状があります。

そのため、「感動!ふくしま」プロジェクトにおいて、高校生を対象にした社会人講話の実施や小中学生向けの工場見学などを通じて、より早い段階から地域への愛着や職業観の醸成を図つてまいりました。

先日、私と一緒に工場見学に参加した小学生からは、「この会社の製品が世界一売れていることを知つて感動した。ここで働きたい」といった感想が寄せられ、県内企業の魅力がしっかりと伝わることを実感したところであります。

今年度は新たに、進学を希望する高校生を対象とし、県内企業に就職した技術者が大学進学後にUターンした経緯を伝える講話や、県内の研究施設で先端技術を体験する見学会を実施するなど、将来地元で活躍する選択肢を広げるための事業にも取り組んでおります。

今後も教育機関等と連携しながら、本県産業の将来を担う若者の県内への還流・定着を積極的に推進してまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

(危機管理部長細川了君登壇)

●危機管理部長(細川了君) お答えいたします。

消防団員が活動しやすい環境づくりにつきましては、個人の状況に応じた活動を可能とする機能別団員制度や火災等の情報を共有できる消防団アプリの導入などについて、市町村に対し検討を促しております。

また、被雇用者である団員には、事業所の協力が不可欠であるため、事業所を直接訪問し、活動への理解や出動時の柔軟な取扱い等を働きかけるな

ど、今後も消防団員が活動しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

（企画調整部長五月女有良君登壇）

●企画調整部長（五月女有良君）お答えいたします。

副業による関係人口の拡大につきましては、首都圏等の副業人材と受入先となる県内事業者との丁寧なマッチングを行うことで、これまで延べ約七百名の副業人材との関わりを創出してまいりました。

今年度は新たに、副業人材の活用に関心を持つ県内事業者向けにワーケンショッピングを開催し、必要な人材のイメージを具体化していただくなど、活用促進に向けた取組を強化しており、引き続き副業による関係人口の拡大に向け、県内事業者等との連携を深めてまいります。

次に、F I T構想推進協議会につきましては、関係者の連携による地域づくり活動の進展や、観光交流の拡大等の一定の成果が得られたことなどを踏まえ、このたび当協議会の総会において、令和七年度をもつて活動を終了することが決定されたところであります。

令和八年度以降は、これまで長年にわたり交流を重ねてきた枠組みを生かした新たな会議を設置し、市町村間の柔軟かつ多様な交流や連携を促すこととしており、引き続き福島、茨城、栃木三県の県際地域等の活性化に取り組んでまいります。

（農林水産部長沖野浩之君登壇）

●農林水産部長（沖野浩之君）お答えいたします。

林業アカデミーふくしまにおける人材の育成につきましては、森林・林業に関する幅広い知識や作業技術の習得に加え、現場で必要な各種資格の取得、林業の現場等を体感できる就業体験を柱とした研修を実施しております。

今後は、林業分野におけるDXの進展等、情勢の変化を踏まえ、森林資源の循環や収益の向上につながる先端技術を学ぶ講座を充実させるなど、地域

林業の新たな課題を解決し、未来を担う人材の育成を進めてまいります。次に、森林資源の循環利用に向けた再造林の推進につきましては、伐採後の植栽や下刈りの低コスト化を進め、森林所有者の費用負担を軽減するため、伐採から再造林までの期間短縮や作業負担の軽減が可能となる一貫作業を支援しております。

さらに、下刈り回数を低減できるほか、早期の伐採が期待できる成長の早い苗木の植栽を促進するなど、引き続き森林資源の循環利用と持続可能な経営につながる再造林を進めてまいります。

次に、林業における就労環境の改善につきましては、森林内で作業する際の安全の確保や身体的負荷の低減、効率の向上が図られることが重要であるため、林業事業体に対し、作業時の連絡手段となる通信機器や暑さ対策のための空冷装置付作業服、デジタル技術を活用した測量機器等の導入を支援しております。

今後も、林業事業体からの要望や人材の定着に向けた課題を把握しながら、就労環境の改善に必要な取組を支援してまいります。

次に、森林認証につきましては、森林経営の持続性や環境保全への配慮を証明する国際的な制度であり、県内では約二万二千ヘクタールの森林と十六の木材加工業者等が取得しております。

近年、企業等の環境保全に対する意識の高まりにより、認証材の需要の増加が期待されることから、県産材の販路拡大に向け、研修会の開催等を通じて認証制度の内容やそのメリットの周知を図るとともに、取得に要する費用の一部を支援するなど、引き続き森林認証の取得促進に取り組んでまいります。

次に、県職員獣医師の確保につきましては、県で働くやりがいや魅力を感じてもらえるよう、大学訪問やインターネット登録を複数回実施し効果を上げ

ているほか、獣医師志望者の増加に向け、今年度から新たに高校生を対象とした職場見学を実施するなど、長期的な視点からも採用者の確保に努めています。

また、採用後も意欲を持つて業務に取り組めるよう、最新の知見を学ぶ学会への参加機会を増やすなど、今後も県職員獣医師の確保に多角的に取り組んでまいります。

次に、畜産農家への支援につきましては、家畜の導入による経営規模の拡大に加え、搾乳、飼料の給与、子牛の哺乳などの作業を自動で行うロボットや、家畜の状態を遠隔で監視するシステム等の導入による省力化の取組を後押ししております。

さらに、ゲノミック評価を活用した家畜の改良に加え、生乳の成分分析等を通じて飼養管理の課題を把握する牛群検定を推進するなど、魅力ある畜産業の実現に向け、今後も生産性の向上と経営の安定化に取り組む畜産農家を支援してまいります。

(土木部長矢澤敏幸君登壇)

●土木部長（矢澤敏幸君）お答えいたします。

中山間地域の道路につきましては、地域住民の利便性の確保や地域内外の交流促進等を図るため、安全で円滑な通行が可能となるよう整備を進めていくことが重要であります。

このため、近隣の都市へつながる幹線道路や集落間を結ぶ生活道路等において擦れ違い困難箇所の解消を図るとともに、屈曲部の見通しを改善するなど、地域の声に耳を傾けながら、中山間地域の持続的な発展の基盤となる道路整備に着実に取り組んでまいります。

次に、愛護団体等が行う県管理の河川及び道路の除草作業への支援につきましては、除草機械の貸出しに加え、作業に必要な用具や燃料等を提供して

いるところであります。

今後とも、団体等の作業の省力化につながる自走式の除草機械の導入を拡大するほか、意見を丁寧に聞きながら、活動内容に応じて資機材等を柔軟に提供するなど、愛護団体等が継続的に除草作業を実施できるよう必要な支援を行ってまいります。

(こども未来局長菅野寿井君登壇)

●こども未来局長（菅野寿井君）お答えいたします。

医療的ケア児の支援体制のさらなる充実につきましては、支援に携わる人材を継続的に確保し、関係機関が連携して取り組むことが大変重要であることから、看護師が医療的ケアの技術を学ぶ研修の実施に加え、子供が地域で適切な支援を受けられるよう調整するコーディネーターの養成等に努めております。

今後とも人材確保を着実に進め、医療、福祉、教育等の関係機関と緊密に連携しながら、支援体制のさらなる充実を図つてまいります。

●議長（矢吹貢一君）これをもって、金澤拓哉君の質問を終わりります。

(二十一番安田成一君登壇)

●二十一番（安田成一君）県民連合議員会の安田成一です。通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、人口減少対策についてです。

総務省の住民基本台帳人口移動報告によりますと、昨年一年間で本県の人口は約二万四千人の減少となりました。

特に、県外からの転入と県外への転出のバランスを見ますと、昨年は六百八十三人の転出超過で、これは全国ワースト五位、二十九年連続での転出超過という非常に厳しい状況となつており、このまま人口の流出が続けば、

地域の担い手不足や県全体の活力低下につながる、大変憂慮すべき事態だと懸念しております。

一方で、内閣官房の東京圏に在住する若年層の移動に関する意識調査報告書を見ますと、東京圏の若者の四割以上が地方への移住に関心を示しております。

こうした傾向は、本県が移住施策を進めていく上で追い風になり得るものとを考えます。

実際に、本県への移住者は毎年増加傾向にあり、令和六年度の移住者数は過去最多の三千七百九十九人を記録したところでもあります。

私自身、県外の複数の知人から、本県を含めて地方への移住を考えているといった相談を受けたことがあります。地方移住への関心が全国的に高まっていることを実感しております。

人口減少に歯止めをかけるためには、社会減対策としての移住、定住の促進が極めて重要であり、こうした地方移住を志向する流れをしつかりと捉えながら、移住に関心を示す方々を着実に本県へ呼び込んでいくことが必要と考えます。

そこで、移住、定住の促進にどのように取り組むのか、知事の考えをお尋ねいたします。

次に、風力発電関連産業についてです。

本県は、二〇四〇年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の一〇〇%以上

に相当するエネルギーを再生可能エネルギーで生み出すとの目標に向けて様々な再エネの導入が進んでおり、令和六年度における本県の再生可能エネルギーの導入量は、県内のエネルギー需要量との比較で約六〇%になるなど、再エネの導入は着実に進んでいるものと認識しております。

また、今年二月に閣議決定された第七次エネルギー基本計画においても、

二〇四〇年度の電源構成において、再生可能エネルギーを最大の電源と位置

づけ、その割合を全体の四割から五割程度に拡大する方針が示されました。

その中でも、風力発電の割合を四%から八%程度とする目標を設定しております。

こうした中、本県においても、今年四月に国内最大の陸上風力発電所である阿武隈風力発電所が運転を開始し、その目標の達成に向けて、風力発電の導入は今後も進んでいくものと思います。

こうした一連の動きは、県内企業にとつても施設整備やメンテナンスなどビジネスチャンスとなり、県としても、これらを地元の意欲ある企業のマッチングなど、販路開拓につなげていくことが重要であると考えます。

そこで、県は風力発電関連産業における県内企業の販路開拓をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

次に、使用済み太陽光パネルについてです。

本県は東日本大震災以降、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりを目指し、再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組んでいます。

様々な再生可能エネルギーの中でも、とりわけ太陽光発電については、国による電気の固定価格買取制度もあり、本県のエネルギー種別導入実績でも最も大きな割合を占めております。

一方、太陽光パネルの寿命については、一般的に二十年から三十年と言わされており、国の資料によれば、二〇三〇年代後半から使用済み太陽光パネルが大量に廃棄されることが見込まれており、導入が進んでいる本県も例外ではありません。

国では、こうした大量廃棄を見据え、太陽光パネルのリサイクルの在り方について検討を進めておりますが、県においても現場で十分に対応できる体

制の構築に向けて、太陽光パネルのリサイクル関連産業の育成・集積を進めしていく必要があると考えます。

そこで、県は太陽光パネルのリサイクル関連産業の育成・集積にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、除去土壤等についてです。

原子力発電所事故に伴う県内の除染で発生した除去土壤は、中間貯蔵施設で集中的に一時保管されており、国は二〇四五年三月までに福島県外で最終処分することを責務としています。

また、最終処分量を減らすために除去土壤の再生利用が推進されており、その促進に向けて、国民との知見共有や実証事業、啓発活動を通じて理解と信頼を得るための環境整備も進められております。

一方で、先日の新聞報道によれば、全国の自治体の首長を対象とした除去土壤などの県外最終処分をめぐる調査結果では、回答を得た九百一人のうち、四二・七%に当たる三百八十五人が土壤の大半を公共工事で再生利用する国の方針について「知らなかつた」と回答し、また県外最終処分を「知らなかつた」という回答も三割を超えるなど、政府が目指す再生利用事業の全国展開に向け、受け入れの可否を判断する自治体のトップに事業そのものの認知度が広がっていない実態が浮き彫りになりました。

原子力災害からの県内の環境回復を果たすためには、除去土壤の処分について国民の認知、関心を高め、その必要性について理解を深めていくことが非常に重要であると考えます。

そこで、除去土壤等の県外最終処分の実現に向け、国民の理解醸成が重要な思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

民間の信用調査会社による県内企業の休廃業、解散に関する調査によれば、

今年一月から八月までに休業、廃業、解散した県内企業は六百五件で、前年同月比で百七件の増となり、現行の基準で統計を取り始めた二〇一六年以降では最多ペースとなっているとの報道がありました。

同じく、同期間の県内の倒産件数は五十件で、昨年度から減少とはなつているものの依然として高い水準で推移しており、足元では厳しい経営環境が続いているものと認識しております。

その背景は、長引く原材料費や資材費の高騰が大きく影響しているほか、来年一月から予定されている最低賃金の引上げなど、人件費の増も企業経営にとつては大きな負担となり、今後、中小企業を取り巻く経営環境はますます厳しさを増すものと考えております。

加えて、連合は二〇二六年春闘の基本方針で、ベースアップと定期昇給を合わせて全体で5%以上、中小企業は6%以上の賃上げを求める方針を決定いたしました。

こうした動きがある中で、中小企業者の倒産などを未然に防ぐためには、経営支援にしつかりと取り組むことが重要であると考えます。

そこで、県は物価高などにより厳しい経営環境に置かれている中小企業者への経営支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、地区防災計画についてです。

東日本大震災を受けて、二〇一三年に災害対策基本法が改定され、地区防災計画制度が新たに創設されました。

地区防災計画は、地域で助け合い、支え合いながら災害から身を守るために、町内会や自主防災組織などが作成する共助の計画であり、地区の特性をよく知る住民が地区防災計画の作成に参加することにより、実情に即した地域密着型の計画になることで、地域防災力の向上につながる効果が期待されています。

一方で、地区防災計画の作成は住民の自主性に任せられているため、令和六年四月時点での県内の地区防災計画の作成状況は、十九市町村五十四地区にとどまっているのが現状です。

高齢化や人口減少、加えて地域コミュニティーの希薄化など、住民の自主性に任せるだけでは作成が進まないとの見方もあり、改めて災害に強い地区づくりに取り組んでいく必要性があると考えます。

そこで、県は地区防災計画の作成支援にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

次に、浜通りの観光振興についてです。

来年は県政百五十周年、また私の地元であるいわき市も市制施行六十周年を迎えます。

そのような記念の年に、ふくしまDC本番を迎える、いわき市をはじめ浜通り地域の観光振興にとって絶好のチャンスであり、国宝の白水阿弥陀堂や常磐ものなど魅力あるコンテンツに加え、九月十一日の道の駅いわき・ら・ら・ミュウのグランドオープンや小名浜道路の開通など、さらなる復興に向けた明るい話題が続いております。

一方で、東日本大震災から十五年が経過する中、震災の記憶を風化させない取組も重要であり、現在、県では、本県ならではの旅であるホープツーリズムを浜通りの観光振興の中核として位置づけ、令和六年度の参加が四百三十八団体、一万九千七十一人と過去最高となつたことは非常に喜ばしいことあります。

今後、さらに関西圏をはじめ、国内外に幅広くホープツーリズムを知つていただき、浜通りの観光振興につなげていくことが重要であると考えます。

そこで、県はホープツーリズムを活用した浜通りの観光振興にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、小中学校の児童生徒の不登校についてです。

文部科学省による令和六年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、全国の小中学校における不登校児童生徒数は過去最多の三十五万人を超えた、本県の公立小中学校の不登校児童生徒数も過去最多の四千二百九十五人となりました。

この調査からは、不登校の要因や背景が複合化、多様化している中、生活リズムの不調や学校生活への意識の低下などが大きな要因の一つとなつてゐるとのことです。

子供たちが学校で安心して学び、生活することは健やかな成長に必要不可欠であり、各学校においても、先生方が熱心にその防止や復帰に向けて鋭意取り組んでいることは承知しておりますが、不登校となる要因や背景の複合化、多様化に伴い、対応に当たる教員のスキルも今まで以上に高いものにしていく必要があると考えます。

そこで、県教育委員会は公立小中学校における児童生徒の不登校の防止にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

次に、事前伐採に向けた事業者との連携についてです。

先週、八日夜の青森県東方沖を震源とする地震では、青森県八戸市で震度六強を観測したほか、福島県沿岸にも津波注意報が発令され、本県を含む百八十二の市町村を対象に北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されました。改めて、いつ何どき来るか分からぬ災害に対し、しつかり備えなければならぬと感じた方も多かつたこと思います。

同じ意味からすれば、ある程度気象の予想がつく台風や大雨、大雪などの自然災害への備えも同様だと思います。

台風や大雪などの自然災害では、強風や雪の重みによる倒木等により、電線の断線や電柱の倒壊などの損傷が生じるほか、道路が通行止めになつた場

合には復旧作業が長期化するケースが発生し、過去の災害では停電が解消するまで長期間を要した事例もあります。

こうした中、経済産業省から全国の各自治体に対し、災害時の停電防止のための事前伐採に係る通達が発出されており、自治体によつては事業者と連携を図りながら、樹木の事前伐採への取組が進められているところもあります。

近年の災害は広域化、頻発化してきており、こうした事前伐採の取組は停電の発生等を未然に防ぐためにも非常に有効であると考えます。

そこで、県は災害時の倒木による停電を防ぐために、事前伐採に向けた事業者との連携にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

次に、外国人住民との共生についてです。

本県では、人口減少が進む中、地域社会を支える重要な担い手として外国人住民の存在が大きくなっています。

県内の外国人住民数は、十年前のほぼ二倍となり、昨年十二月末時点では一万九千六百五十人で、県民総人口に占める割合も一・一二%に及び、二〇七〇年には全国総人口の一割に達するとの推計もあり、地域の中で外国人がより身近な存在となっています。

外国人住民が増加する一方で、私自身、最近国際結婚をされた知人から、「県の相談窓口の存在を知らず、必要とする支援につながらなかつた」という声を伺いました。

現に、県が令和四年度に外国人住民を対象にしたアンケートでも、回答者の約六割が相談窓口を「知らない」と回答するなど、相談窓口を整備しても必要な方に必要な情報が行き届かなければ、それは十分な支援体制とは言えません。

また、外国人支援や日本語学習への対応にも、市町村ごとに温度差がある

と言わており、市町村を支援する県の役割がますます重要になつてきていると思います。

そこで、県は外国人住民との共生にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

今年四月に、県内では三番目となる中高一貫校、県立安積中学校が開校いたしました。次に、県立中高一貫校の設置についてです。

倍率五・一二倍の狭き門を突破した一期生六十名が入学され、同校の教育スローガンである「未来を描き、未来を創る開拓者」の下、次世代の福島を牽引すべく、学びを深めております。

文部科学省が生徒の個性や創造性を伸ばすことを目的に平成十一年度から導入した中高一貫教育制度は、多様な能力の育成や学校の魅力化、教職員の意識改革、指導力など、全国的に様々な成果が報告されています。

こうした中、先月、十一月二十七日、いわき市はいわき市医師会、いわき商工会議所と共に、県教育委員会に対し、併設型中高一貫校の設置等を求める要望書を提出いたしました。

要望書には、県の中高一貫校実施計画に併設型中高一貫校のいわき市への設置を位置づけていただきこと、また理数系や英語教育を特色とする指導体制の整備充実、国際防災都市の実現に資する実践的な教育プログラムの導入などを求めており、いわき市は令和五年七月にも同様の要望を行つて从此から、中高一貫教育に対するいわき地区の期待も年々高まつてきていてを感じております。

そこで、今後の併設型中高一貫校の在り方について、県教育委員会の考え方をお尋ねいたします。

最後は、県有施設のLED化についてです。

従来の蛍光灯などの照明器具をLED化することは、消費電力の大幅な削減が見込まれ、二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けて、非常に効果的な取組の一つであると思います。

また、二〇二七年には蛍光灯の製造、輸出入が禁止になることが決定しており、こうした動きを受けて、全国の自治体でも蛍光灯からLED照明への切替えを促進する動きが見られます。

例えば千葉県では、今年十月に照明の脱炭素化をテーマとした千葉県LED照明設備一括切替等支援事業を開始し、県と協定を締結した支援事業者が仲介役となり、公共施設を含む事業者における照明のLED化を一括発注できるスキームを導入するなど、照明の脱炭素化の先駆けとなる先進的取組を展開しています。

このような動きを踏まえれば、今後、より一層照明器具のLED化を推進していきたいと思います。

そこで、県は県有施設におけるLED照明の導入にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。(拍手)

●議長（矢吹貢一君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君）安田議員の御質問にお答えいたします。

移住、定住の促進についてであります。

先月、総務省が公表した昨年度の移住相談実績において、本県への相談件数が初めて二万件を超えた、全国二位となりました。

また、都内で開催した全県規模の移住相談会では来場者が過去最多となるなど、本県への関心が高まっています。

こうした中、一人でも多くの方に移住していただきためには、丁寧な相談対応はもとより、暮らしやすさや県民性など、本県ならではの魅力を多様な

手段で、より分かりやすく伝えていくことが大切です。

先日、福島にUターンされ、会津地方で宿泊交流施設を営む御夫婦にお会いしました。その御夫婦から、福島に戻る決め手となつたのは、地域の方々の心の温かさであり、自分たちもまた温かく人を受け入れていきたいとの思いを伺い、これまで力を入れてきた人と人とのつながりを大事にする取組の重要性を改めて実感しております。

引き続き、首都圏でのセミナーや県内ツアーなど、様々な場において地域の皆さんと移住を希望される方との縁を結び、人が人を呼ぶ好循環を創出するなど、移住、定住のさらなる促進に向け、市町村や関係機関と一丸となって取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（危機管理部長細川了君登壇）

●危機管理部長（細川了君）お答えいたします。

地区防災計画の作成支援につきましては、地区の災害リスクを把握するために、県職員と地域防災サポーターが住民と実際にまちを歩き、危険箇所等を防災マップにまとめるとともに、避難行動のタイミングや適切な避難ルートの設定方法など、計画で定める具体的な内容に関し、住民による図上訓練において助言を行つてあるところであります。

引き続き、関係機関と連携しながら、地域防災力の向上につながる地区防災計画の作成を支援してまいります。

次に、樹木の事前伐採につきましては、災害時において、倒木による道路の寸断とそれに伴う物流の停滞や孤立集落の発生、さらには停電被害を未然に防ぐため、平時から電気事業者との相互の連携強化を図ることが重要であります。

このため、伐採箇所の選定や樹木所有者との交渉に係る役割分担、費用負

担の在り方など具体的な取組等について、他県の状況も参考に、電気事業者と連携しながら調整を進めてまいります。

(生活環境部長宍戸陽介君登壇)

●生活環境部長（宍戸陽介君）お答えいたします。

除去土壤等の県外最終処分の実現に向けた国民の理解醸成につきましては、国において様々な手法を検討し、工夫を重ねながら、国民の理解を深める取組を着実に進めるべきものと考えております。

県といたしましては、県外最終処分の確実な実施に向け、政府一丸となつて国民の理解醸成を図り、最後まで責任を持つて対応するよう求めてまいります。

次に、外国人住民との共生につきましては、共に安心して暮らせる環境づくりのため、多言語に対応した生活相談窓口の設置のほか、出前講座による異文化理解の促進などに取り組んでいます。

また、円滑な意思疎通に重要な日本語教育の推進のため、新たにコーディネーターを配置し、市町村等のニーズに応じた日本語教室の開設支援等を行っております。

引き続き、相談窓口等の周知を図りながら、市町村や関係団体と連携し、外国人住民との共生に取り組んでまいります。

次に、県有施設のLED照明につきましては、温室効果ガス排出量の削減のため、府内にプロジェクトチームを設置し、各部局と連携の下、国の交付金等を活用しながら導入促進を図つてまいりました。

今後は、導入目標の設定やリース方式による導入を検討するなど、県自らが率先して照明のLED化に取り組んでまいります。

(商工労働部長小貫 薫君)お答えいたします。

●商工労働部長（小貫 薫君）お答えいたします。

風力発電関連産業における県内企業の販路開拓につきましては、再生可能エネルギー産業フェアにおける風車メーカーや発電事業者との商談会開催のほか、産業支援機関によるきめ細かなマッチング等の伴走支援やメンテナンス業務の受注に向けた人材の育成・確保に取り組んでおります。

引き続き、関係機関と連携し、企業ニーズの把握に努めながら、風力発電関連産業における県内企業の販路開拓を支援してまいります。

次に、太陽光パネルのリサイクル関連産業の育成・集積につきましては、これまで県が主催する研究会において、最新動向に関する情報の共有や再資源化に向けた技術開発の支援に取り組んできたところであります。

また、使用済み太陽光パネルのリユースやリサイクルを促すためのモデル事業を実施し、課題の整理や検討を進めており、事業化に向けた環境も整えながら、引き続き関連産業の育成・集積に取り組んでまいります。

次に、中小企業者への経営支援につきましては、経営支援プラザ等での相談対応や価格転嫁を促進するためのセミナーのほか、省エネ設備への更新に係る補助などを行つてているところであります。

また、十月から新たに中小企業診断士等の専門家派遣と経営力強化に必要な経費の支援を一体的に行う事業を開始するなど、引き続き中小企業者の実情に応じたきめ細かな経営支援に取り組んでまいります。

(観光交流局長藤城良教君)お答えいたします。

ホープツーリズムを活用した浜通りの観光振興につきましては、これまで本県ならではのスタディーツアーとして、いわき震災伝承みらい館や各地域の震災遺構を行程に組み入れた広域周遊を促進してまいりました。

引き続き、ホープツーリズムの学びの要素と浜通りの新たな観光コンテンツや常磐ものをはじめとする食の魅力などを組み合わせ、交流人口や関係人

口の拡大を図りながら、浜通りの観光振興に取り組んでまいります。

(教育長鈴木竜次君登壇)

●教育長（鈴木竜次君）お答えいたします。

児童生徒の不登校の防止につきましては、子供の不安や悩みとその兆しを的確に捉え、チームで支援することが重要であります。

このため、一人一人の状況に寄り添う教育相談体制の強化に向けた研修会や、学びのつまづきを把握して支援するための研修会等を実施しているところであり、引き続き教育相談や学習支援に当たる教員の力量を高め、組織的な対応を図ることにより、不登校の防止に努めてまいります。

次に、併設型中高一貫校につきましては、これまで会津地区、双葉地区及び県中地区にそれぞれ設置し、六年間を見通した計画的、継続的な教育を開ける中で、生徒一人一人の資質能力の育成を図るとともに、社会性や豊かな人間性の醸成に取り組んでいるところであります。

今後は、既設校の成果等を踏まえるとともに、県内の中等教育の現状や社会情勢をしつかりと把握しながら、併設型中高一貫校の在り方について検討してまいります。

●議長（矢吹貢一君）これをもって、安田成一君の質問を終わります。  
通告により発言を許します。十四番山内長君。（拍手）

(十四番山内 長君登壇)

●十四番（山内 長君）自民党議員会、山内長です。令和七年十二月定例会一般質問をいたします。

まず初めに、連日メディアを騒がせている熊対策についてお尋ねします。

今年、二〇二五年、県の熊対策の取組の現状としては、県内の熊の目撃件数、人身被害件数とも過去最多のベースで急増し、目撃情報は十二月十日時点です千八百件超、人身被害も二十四件発生しています。

県は、これまでツキノワグマの出没警報等を各地域に発令し、県民に警戒を呼びかけています。

また、十月には、補正予算約三千万円の専決処分によりツキノワグマ緊急対策事業を実施し、県によるパトロール強化や専門家支援など、市町村との連携強化などを進めており、予備費の活用など、追加的対策にも取り組んでいます。

市町村レベルでも、例えば県庁と市町村、関係機関による緊急連絡会議が開催され、今後の対応強化が図られているところです。

緊急銃猟制度の導入や、一部地域では熊忌避音響装置（高周波など熊ががる音を発する装置）の設置といった手段も講じられております。

住民への啓発としては、ごみ出し方法の徹底、未収穫果実やペットフードの放置をしない、電気柵の設置、やぶ、雑草の刈り払いなど、熊を引き寄せないための基本的な生活者向けの対策を促す案内が出されています。

さらに、知事は国（環境省）への緊急要望を行い、国はハンターの配置、大規模モニタリング調査の実施など、より広域、計画的な熊管理体制の強化を打ち出しています。

県としても非常事態と認め、緊急対応を進めていますが、熊被害が頻発するする時代に入つたのであれば、必要なのは目先の緊急対応だけではなく、個体数管理、生息環境管理を含めた中長期の戦略であります。

そこで、県は中長期的な観点から、ツキノワグマの被害防止対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、農業の振興についてです。

国では昨年、四半世紀ぶりに農政の基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法を改正し、食料安全保障の抜本的な強化や環境と調和の取れた産業への転換、人口減少における農業生産の維持発展と農村地域のコミ

ユニークの維持の実現に向け、各種施策を展開しているところであります。

そのような中、高市総理は所信表明演説において、地域の活性化と食料安全保障を確保するため、五年間の農業構造転換集中対策期間を設け、別枠の予算を確保すると明言されました。

これは、植物工場や陸上養殖、先端技術の導入、輸入促進などを進め、稼げる農林水産業への転換を図るというこれまでにない構造改革を伴う方針であります。

鈴木農林水産大臣は、「十年後を見通せる農政を実現する」と述べ、需要に応じた生産への転換を打ち出しております。

国が大きく農政の方向性を変えようとしている今、地方自治体が主体的に将来ビジョンを描くことが求められています。

本県においても、九月定例会で福島県農業・農村振興条例を改正し、農業・農村政策の基本的枠組みが整えられたところであります。

これまで、県は農業・農村の動向や施策実施状況を毎年公表し、農業振興審議会において中間見通しの検討など、制度面の基盤整備を進めてきました。

しかしながら、人口減少、高齢化、耕作放棄地の拡大、担い手不足、気候変動への対応など、農業を取り巻く課題は依然として大きく、本県農業の将来のビジョンをいかに実現していくかを示すことが強く求められております。

本県農業は、果樹、畜産、施設園芸、水田農業など多様な形態を持ち、地域ごとに中山間地、平地、復興地域など置かれている条件も大きく異なります。また、農業は単なる食料生産だけではなく、地域経済や雇用を支え、地域コミュニティーを支える基幹産業であります。

若者、移住者の呼び込みや地域の再生、環境保全型農業や災害に強い農地整備など、持続可能な地域づくりとも密接に関連しております。

そこで、国の重要な農政転換を踏まえつつ、重点分野の選定、地域ごとの農業モデル、担い手確保、付加価値の創出、地域振興との連動などを踏まえ、知事は本県農業の目指すべき将来像の実現に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、教育旅行についてです。  
まず、本県の教育旅行について伺います。  
福島県への教育旅行は、令和六年、二〇二四年において、延べ宿泊者数が約五十万人泊に達し、コロナ禍前の水準をほぼ回復したとの報道がありました。

団体数も例年を上回る六千七百校余りとなり、回復基調が明確であります。

さらに、震災や復興、防災を学ぶホーリープツーリズムについても、令和六年度は一万九千人と過去最多を更新し、本県ならではの学習プログラムへの評価が高まっております。

その一方で、農家民泊など体験型学習の受入れ体制充実、県外校への補助制度の周知、宿泊、交通手段の確保、訪日教育旅行の新規開拓など、多くの課題が残されています。

県では現在、体験学習のメニューを造成、地域ごとに受入れ体制整備などを進めていると承知しております。

しかし、教育旅行の需要は全国的に大きく回復しており、本県への誘致競争は厳しさを増しております。  
復興、防災学習の充実に加え、農村体験、自然体験、文化体験、スポーツ合宿など、多様なニーズに応える受入れ体制を一層強化する必要があります。

そこで、県は教育旅行のさらなる推進に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、海外からの教育旅行についてであります。全国的にインバウンドが増加する中、訪日教育旅行の新規開拓も重要と考えます。

実際に、今年台湾の学校関係者と保護者による訪問団が視察のために本県を訪れたと聞いております。

そこで、県は海外からの教育旅行誘致にどのように取り組んでいるのかお尋ねします。

次に、DCについてです。

二〇二六年四月からスタートするふくしまデステイネーションキャンペーン本番に向け、市町村や観光事業者との調整、地域の受入れ体制の強化、観光案内、プロモーションの充実など多くの課題に対し、一つ一つ着実に準備を進めていかなければなりません。

その一つとして、県は九月補正予算において、来春開催されるデステイネーションキャンペーンに向けた観光誘客のさらなる推進として一億四千八百二十九万五千円を計上し、観光コンテンツの効果的な発信や有名キャラクターを生かした企画展の開催準備など、誘客拡大に向けた取組を強化する方針を示しております。

具体的には、テレビ、新聞、SNSなど、メディアごとの特性を踏まえた効果的な観光プロモーションを開拓するとともに、幅広い世代に高い人気を有するポケモンと連動した観光誘客企画展の開催に向け、実行委員会を設立し、本格的な準備を進めていると承知しております。

このように、県内で取組を進める団体や事業者と連携し、地域の資源を最大限活用し、全国的な注目を集めやすいコンテンツに仕上げ、いかに効果的

に発信し、県内全域への誘客効果につなげていくことが非常に重要な視点だと思います。

そこで、県はDC本番に向け、地域と連携した誘客促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、川口高等学校についてです。

県教育委員会は、県立高校改革計画において、川口高等学校を地域との協働による教育内容の充実により、地域創生の核となり社会に貢献できる人づくりを担う地域協働推進校に位置づけるとともに、コミュニティ・スクールを導入し、地域と共にある学校として魅力化を図つてまいりました。

さらに、川口高等学校が立地する金山町が身元引受人となり、地区外や県外の生徒を受け入れるために寮を整備し、県と共同で運営するなど、学校と地域が連携し、温かく生徒を受け入れ、豊かな心を育む取組を実践してきたことにより、県外などの他地域からの入学生が増加する傾向にあります。

このような流れをより確かなものとするため、さらなる魅力化を図つていくことが重要であると考えます。

そこで、県教育委員会は川口高等学校の魅力ある学校づくりにどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、県立宮下病院についてです。

県立宮下病院の建て替え事業がいよいよ本格的に始まります。

現在地から国道二百五十二号沿いの町運動公園へ移設される新病院は、柳津町、金山町、昭和村、三島町を基幹とする奥会津医療の中核として大きな期待が寄せられています。

医師、看護師不足や医療偏在、さらには地域包括ケアシステムの構築など、奥会津地域が抱える課題解決に向け、県が努力を重ねていることに敬意を表します。

今後は、地域住民とのコミュニケーションを一層密にし、地域に真に愛さ

れる病院として発展されることを強く望みます。

そこで、以下三点について質問いたします。

第一に、地域産材の活用についてです。

県議会議場も七十年余りの歴史の中で初めての改修となりました。県産材のヒノキ、杉、ケヤキ、キリをふんだんに使用し、内装、什器を全面改修し、洗練された明るい議場が創出されました。

宮下病院の建て替えに際し、地元からは地域木材を利用してほしいとの要望が数多く寄せられています。

本地域は杉、キリをはじめ豊かな森林資源を有しており、地産地消により地域経済への波及効果も期待できます。

入札手続上の制約があることは承知していますが、院内のモニュメントや内装の一部など、可能な範囲で地域色を生かした整備を検討いただきたいと考えます。

県立宮下病院の建て替えにおいて、奥会津地域の木材を活用すべきと思うが、県の考え方をお尋ねします。

次に、通院手段の確保についてです。

奥会津地域は高齢化が進み、通院手段の確保は切実な課題です。

県は、県立宮下病院の新施設に通院する患者の負担軽減にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

第三に、開院時期について伺います。

現在、開院は令和九年を予定されていますが、奥会津は年末から厳しい積雪期になります。開院を円滑に行うためにも、可能な限り降雪前の開院となるよう配慮をお願いいたします。

県立宮下病院の新施設は降雪期前の開院を目指すべきと思うが、県の考え方

をお尋ねします。

次に、大雪対策についてであります。

今冬、令和七年一月九日から続いた降雪は、これまでの気象予測を大きく上回る記録的なものであり、県民生活や地域経済に多大な影響を及ぼしました。

特に二月四日以降に襲った大雪では、会津地方を中心に二メートルを超える積雪を観測した地域もあり、通学通勤、通院など、日常生活のあらゆる場面に深刻な影響が生じました。

二月定例会の総括質疑で質問ましたが、今年もまた厳しい冬の季節が到来します。

昨冬のような記録的大雪がいつ発生してもおかしくないと危機感を持つて、万全の備えを整えることが重要です。

とりわけ雪捨場の確保、除排雪機械の整備、増強、オペレーターを含む作業員の確保、さらには深夜、早朝における出動体制の強化など、事前に講じるべき対策は多岐にわたります。

特に道路の除雪におきましては、連日続く大雪の中、除雪オペレーターの昼夜を問わない懸命な除雪作業により、県民生活を守る対応が続けられたところですが、これらの除雪作業を支えるオペレーターにつきましては高齢化や扱い手不足が叫ばれており、今後はオペレーターの人員確保や除雪作業の省力化が極めて重要と考えております。

また、除雪を担う企業は、雪が少ない年においてもオペレーターの人員や機械の体制を万全に整えており、今後も安定的な除雪を行うためには、除雪業務における環境の改善が重要と考えております。

そこで、県は冬期間の円滑な交通を支える除雪体制の確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、会津地方の道路整備についてであります。

会津地方にとって、道路は地域経済の発展と安全・安心な生活を支える最も重要な社会資本であり、県土の均衡ある発展や地域間連携、自立による多様性に富んだ県土づくりを実現するために欠くことのできない基盤施設であります。

特に会津地方は豪雪地帯であるとともに、急峻な地形が多く、冬期間の通行止めや通行不能区間が存在し、経済や産業活動、医療・福祉、防災など、日常生活に大きな支障を来している現状にあります。

また、都市部のように多様な交通機関が整備されていないため自動車交通に依存せざるを得ない状況であり、安全で災害に強い道路網の整備は、地域間連携や交流促進においても極めて重要な課題であります。

このような状況において、私は、国道四百一号改良整備促進期成同盟会等の要望活動に同行し、国道四百一号新鳥居峠や福島県檜枝岐村と群馬県片品村間の未供用区間、国道四百号舟鼻工区、田島バイパス三工区、金山町小栗山地内、南会津町高野地内、杉崎工区、県道会津若松三島線大谷工区、柳津昭和線、湯野上会津高田線、大内会津高田線、下郷会津本郷線の道路整備等の要望を行つてまいりました。

地域住民にとって、道路整備は生活の安定や地域振興に直結する切実な課題であり、引き続き整備推進をしていく必要があるものと考えております。

そこで、県は会津地方の道路整備にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

以上、会津地方の道路整備は地域経済や日常生活の安全・安心を支える基盤であり、国土の均衡ある発展や地域間交流の促進に不可欠な施策です。

今後も地域住民の切実な声を踏まえ、重点的かつ計画的な道路整備の推進に十分配慮されますよう、強く要望いたします。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

◎議長（矢吹貢一君）執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

○知事（内堀雅雄君）山内議員の御質問にお答えいたします。

本県農業の目指すべき将来像の実現についてであります。

国の調査によれば、本県の農業経営体数は、五年前に比べ二六・五%減少しております、多様な農業者の確保・育成や生産性の向上が急務となつております。

私は、県民の命と地域経済を支える本県農業の発展のためにには、農業者の皆さんが十分な所得を確保し、夢、希望、やりがいを持つて生き生きと活躍できることが重要であると考えております。

また、若い農業者や就農体験をしている方々との意見交換を通じて、若者や女性の参入を促進し、多様な経営体の育成を図ることが将来の農業発展のために必要不可欠であると強く感じているところであります。

県といたしましては、引き続き農業経営・就農支援センターを中心に農業者の確保・育成を図るとともに、農地の集積、集約化、スマート農業の導入等により、参入しやすく生産性の高い農業を推進してまいります。

これらの施策を通じて、本県農業が未来に向かつて発展していくことができるよう、「もうかる」「誇れる」共に創るふくしまの農業の実現に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

(生活環境部長宍戸陽介君登壇)

◎生活環境部長（宍戸陽介君）お答えいたします。

中長期的な視点からのツキノワグマの被害防止対策につきましては、カメラによる個体数推定やGPSの装着による行動調査、人里近くに住む熊の試

験的捕獲など、生息数の把握等に取り組んでまいりました。

今後は、来年度に改定予定の熊管理計画において、国と連携した科学的な調査を基に適正な個体数の管理を強化するなど、専門家の意見も伺いながら、中長期的な視点に立った対策を講じてまいります。

(土木部長矢澤敏幸君登壇)

●土木部長（矢澤敏幸君）お答えいたします。

除雪体制につきましては、除雪オペレーターの担い手不足や高齢化等の課題を踏まえ、今年度から免許の取得費用への補助の増額や、稼働状況にかかるわらず待機費用を補償する制度の拡充により、オペレーターの確保に取り組んでいるところであります。

今後は、オペレーターの負担軽減を図るため、ICTを活用した設備の導入を検討するなど除雪作業の環境改善に努め、安定的な除雪体制の確保に取り組んでまいります。

次に、会津地方の道路整備につきましては、安全で安心な生活環境を確保し、魅力ある地域づくり等を支援するため、冬期交通不能区間の解消により通年通行を可能とした国道四百一号の博士峠工区や、奥会津地域の暮らしと安心を支える国道二百五十二号の本名バイパス等の整備を進めてきたところであります。

引き続き、国道四百号の舟鼻工区等幹線道路の整備を進めるとともに、生活道路における擦れ違い困難箇所の解消に取り組むなど、会津地方の道路整備を着実に進めてまいります。

(観光交流局長藤城良教君登壇)

●観光交流局長（藤城良教君）お答えいたします。

教育旅行のさらなる推進につきましては、全国各地の学校を訪問する官民一体となつた誘致キャラバン活動等により、首都圏や関西圏からの来訪者が

増加しております。

引き続き、全国の教員や学生を対象としたホープツーリズムのPRや、本県の奥深い歴史や伝統文化など教育旅行に適した地域素材を紹介する各種セミナーの開催に加え、バス経費の補助制度を周知するなど、本県への教育旅行のさらなる推進に取り組んでまいります。

次に、海外からの教育旅行誘致につきましては、台湾現地での教育旅行セミナーの開催や学校訪問等を通じ、本県の多彩な魅力を積極的に紹介してきました結果、台湾の複数の高校が来県し、学校、生徒間での相互交流が進展しているところであります。

今後とも、台湾や豪州等に設置する現地窓口等と連携し、ホープツーリズムや本県の歴史、伝統文化、自然体験、農家民宿等、各種教育プログラムを広くPRすることで、海外からの教育旅行の誘致に積極的に取り組んでまいります。

次に、DC本番に向けた地域と連携した誘客促進につきましては、これまで全国七か所で県内の観光事業者等と共に、本県の魅力を直接発信する説明会を開催してまいりました。

今後、インフルエンサーによるSNS配信や首都圏等でのテレビCMなど、複数のメディアを活用した国内外へのPRのほか、DC特設サイトにおいて市町村等と連携し、県内各地の魅力や特色を幅広く伝わる形で発信することで観光誘客のさらなる促進につなげてまいります。

(病院局長菅野 崇君登壇)

●病院局長（菅野 崇君）お答えいたします。

県立宮下病院の建て替えにつきましては、ふくしま県産材利用推進方針に基づき、広く県内の森林から生産された木材を活用することとしております。また、森林資源が豊富な奥会津地域の木材の活用については、地域振興の

面からも意義があると考えていることから、有効な活用方策を検討しながら、地域の方々に親しまれる施設となるよう整備を進めてまいります。

次に、県立宮下病院の新施設に通院する患者の負担軽減につきましては、県内でも高齢化率が高く、面積も広い奥会津地域においては通院手段の確保が難しいことから、現在の県立宮下病院では、診療圏である柳津町、三島町、金山町、昭和村を巡回する送迎バスを運行しているところであります。

新施設でも、地元町村と連携しながら、地域の実情を踏まえた患者の通院負担軽減に努めてまいります。

次に、県立宮下病院の新施設の開院時期につきましては、特に降雪量が多く、積雪の影響を受けやすい地域であることから、降雪、積雪の状況を十分考慮し、来年度速やかに建築工事に着手するとともに適切な工程管理に努め、可能な限り早期の開院を目指してまいります。

(教育長鈴木竜次君登壇)

●教育長（鈴木竜次君）お答えいたします。

川口高等学校の魅力ある学校づくりにつきましては、小規模校ならではの少人数教育をはじめ、地域の教育資源を最大限に生かした教育活動や福祉に関する専門的な事業を開拓するなど、地域に根差した特色ある学びを推進しているところであります。

今後も同校が掲げる教育目標「一人ひとりが光り輝く主人公」の達成に向け、地元自治体等との連携を図り、より魅力ある学校づくりに取り組んでまいります。

●議長（矢吹貢一君）これをもって、山内長君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は、午後二時といたします。

午後二時四十四分休憩

午後三時二分開議

●副議長（佐藤雅裕君）この際、私が議長の職務を行います。

休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

直ちに、質問を継続いたします。

通告により発言を許します。八番半沢雄助君。（拍手）

（八番半沢雄助君登壇）

●八番（半沢雄助君）県民連合議員会の半沢雄助です。このたび質問の機会をいただきました会派の皆様、そして日頃より御指導、御協力いただいている皆様方に改めて深く感謝を申し上げ、通告に従い質問させていただきます。

初めに、介護事業者への支援についてです。

これまで何度も一般質問で取り上げておりますが、依然として介護事業所の運営は大変厳しい状況が続いています。

二〇一四年の介護報酬改定では、訪問介護事業所における基本報酬が引き下げられ、さらに資材高騰や人件費増が追い打ちをかけ、廃止に追い込まれる事業所が後を絶ちません。

昨年度、県内では五十五件の事業所が廃止を届け出るなど、事業継続が困難な状況下にあります。

ある事業所では、職員の高齢化が進み、職員九十七名中六十歳以上が三七%、七十五歳以上も四名働いているとのことで、いかに若い職員が集まらないかが分かります。

加えて、最低賃金が年明け一月から時給千三十三円に引き上げられます。募集するには、千五十円程度にしないと人が集まりにくく、正規職員も多少なりとも賃金を上げないと公平性が保てないため、人件費がかさみます。

國の方針で来年度、臨時の介護報酬改定が行われる見込みですが、それま

では事業所の収入が特段増えるわけではありません。

利用料を引き上げれば、利用者やその家族の大きな負担になってしまします。

気温が下がり、光熱費もかさむこの季節、安心して介護サービスを利用できる環境を整えるためにも、何らかの支援を行うことが今まさに求められています。

そこで、厳しい経営環境に置かれている介護事業所への支援にどのように取り組んでいくのか、知事の考えをお尋ねいたします。

次に、ツキノワグマ被害への対応についてです。

本年のツキノワグマの出没は、非常事態と言える状況です。

福島市では、通報件数が昨年の六倍に達し、ピーク時には休む暇もないほど現場対応が続いたと伺っております。

県でも、本定例会までに専決処分や予備費により追加で熊対策を実施されておりますが、特に人身被害のおそれがある場面に出動する現場の皆様への支援こそ急務です。

現場に急行する猟友会などの民間ハンターは、銃刀法や火薬類取締法により銃器管理が厳格に定められており、道路上ではケースに入れないと持ち歩くことが禁止されていることから、丸腰で出動せざるを得ないケースすらあると聞きます。

追い払いには花火を用い、必要に応じてわなを設置しますが、その際も有害鳥獣捕獲許可が必要です。

やむなく緊急銃獵を行った際は、発砲できるハンターの要件、角度、場所など細かい規定があり、万が一誤射してしまうと大きな危険を伴います。

こうした背景から、麻酔銃への期待は大きいものの、取扱いには麻薬及び精神薬取締法の規制が及び、獣医師などの専門職しか扱えません。

県内で麻酔銃を扱える人材はごく少数で、緊急時でも現場到着まで時間を要する事例が生じています。

また、自治体が雇用するいわゆるガバメントハンターがいない市町村では、民間ハンターが唯一の戦力となるため、担い手の確保と育成は待ったなしです。

こうした課題がある中、最前線で対応に当たる猟友会や市町村などが緊時にしっかりと対応できるように支援することで、ツキノワグマの被害から住民の皆様を守ることが重要であると考えます。

そこで、県はツキノワグマの市街地出没時における住民の安全確保に向けて、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、ふくしま医療センターこころの杜についてです。

先日、私たち県民連合議員会の部会調査で現況や課題などを調査させていただきました。

精神科領域を中心に診療を行つており、令和四年の新改築を機に児童思春期外来を開設し、子供たちの心のケアにも御尽力をいただいております。

また、心神喪失状態で、犯罪など重大な害をなした者への医療及び観察を行う、いわゆる医療観察法の入院医療機関にも指定されており、県内外問わず患者を受け入れ、退院後のケアも含めた幅広い対応がなされています。

精神疾患には様々な要因があり、身体的症状がほとんど一緒に根底にある要因は多岐にわたるため、診断には高い専門性が求められます。

また、治療が長期化することも多く、自分で治つたと判断してしまったり、時間的制約などで通院をやめてしまうケースもあると言われています。

患者さんへ適切な治療を行うため、病院から自主的に患者宅へ訪問する、いわゆるアウトリーチを行うなど、患者さんに寄り添った取組が進められています。

一方、精神科領域の医師不足が深刻で、現場の負担も大きくなっています。

特に小児領域を専門に診察できる医師が少なく、他の領域の医師と協力しながら必死に対応されていると伺っています。

また、能登半島地震では、県としてD.P.A.Tをいち早く派遣し、被災者の皆様の命と健康を守るために、大変な御苦労をされたと伺っています。

未曾有の複合災害を経験している本県だからこそ、目の前の患者さんや災害時の対応を含め、精神医療体制をさらに充実させ、県民の皆様の心と体を守る取組をもっと進めていくべきと考えます。

そこで、ふくしま医療センターこころの杜において、医師の確保や医療従事者の負担軽減に取り組むべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。続いて、県立宮下病院の新施設についてです。

県立宮下病院は、ベッド数を十九床とし、有床診療所として生まれ変わります。

あわせて、県の事業である奥会津在宅医療センターと協働されていますが、会津医療センターからのスタッフ派遣を終了し、宮下病院の職員が直接診療を担うことになります。

現在は、内科や耳鼻科、整形外科などの外来、入院診療を担いながら、訪問看護や通院が困難な方向けの無料送迎バスを運行するなど、地域のニーズに応じた医療サービスを提供しています。

少子高齢化が急速に進み、意思疎通が困難な方や転倒のリスクが高い患者さんも多く、新規職員の確保が困難になつてている状況も相まって、病院の運営は大変厳しいとの声もいただいております。

そのような状況で在宅診療を担うには、必要な人材の確保が最優先であると考えます。

昨年度の入院患者数は、一日平均六・七人であり、ベッド数からすると大

きい数字ではありません。

場合によつては、外来と病棟の職員を柔軟に配置して運用するとの考え方も示されていますが、現実的には難しいとの声もあります。

外来では、診察の補助やケアに高い専門性が求められます。

また、訪問看護では、ケアプランに基づいた必要なケアと報告書の作成が求められ、いずれも一朝一夕でできるものではないと聞いております。職員の高齢化も進む中、人員の確保、人材育成を早急に進め、診療所としての体制や在宅診療、訪問看護業務を維持し、県民の皆様への安心・安全な医療提供体制を整えていくべきと考えます。

そこで、県は県立宮下病院の新施設に求められる医療機能の確保に向けて、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

続いて、教職員不足への対応についてです。

六月定例会でも取り上げましたが、小中学校を中心に教職員が不足している状態が続いています。

福島市で今年度当初七十七名の未配置があり、採用を進めていただいている状況ですが、現在も半分以上埋まつていません。

管理職も出向かないと現場が回らない状態であり、あまりの多忙さに新任の教員が休んでしまい、さらに多忙を極めている状況もあると伺っています。

小学校一年生のクラスでは、幼稚園や保育園を卒園したばかりの子供たちをきめ細かく指導していくために高い教育スキルが必要である上、クラス担任が確保できないために三十人学級を維持できず、三十三人前後のクラスもあるなど、教員の負担は増すばかりです。

定年延長になつているものの、六十歳で退職してしまう方が約二割にも上ります。

一方、応募も年々減つており、小学校教職員の応募倍率は一・一倍で、正

規採用に至らなかつた方を非常勤講師として採用することも困難になり、従来の教員配置ができなくなっています。

出身地での採用や南会津での地区採用など様々な工夫がなされていますが、地域間格差を是正し、学校の規模を問わず、子供たちが安心して伸び伸びと学べる環境を整えるためにも、教職員の確保を今まで以上に強化していくべきと考えます。

そこで、県教育委員会は公立小中学校における教員の確保にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

あわせて、必要なのは教職員の皆様の負担軽減です。

まず、ICT支援員についてです。

GIGAスクール構想の下、デジタル技術を駆使した教育が進められていますが、端末操作やアプリの使い方、通信トラブルなどへの対応に苦労する状況をよく耳にします。

教職員の中にはICTに強い方もいらっしゃると思いますが、必ずしも全員が詳しいわけではなく、対応に時間がかかたり詳しい職員に頼らざるを得ない状況が少なからず起きています。

そのような状況に対応するためICT支援員が配置されており、各種トラブルへの対応や教職員へのサポートを行い、円滑な教育活動に大変重宝されています。

現場の先生方からは、「学校には欠かせない存在で本当に助かっている」、「もっとICT支援員を派遣してほしい」との声もいただいています。

県では、県立学校へのICT支援員の配置を進め、より質の高い教育のため御尽力いただいていると伺っておりますが、児童生徒の皆さんにより豊かな学びと教職員の皆様の多忙化解消のためにも、ICT支援員の皆様にもっと活躍していただく環境をつくっていくことが重要と考えます。

そこで、県教育委員会は教職員の負担軽減に向け、県立学校におけるICT支援員の活用にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

二〇二一年八月、教職員の働き方改革の一環で学校教育法施行規則が改正され、スクール・サポート・スタッフの配置が進められてきました。印刷物の配布や実験の補助など、教職員の皆様をそばでサポートすることで先生方が教育活動に専念しやすくなり、多忙化解消には欠かせない存在となっています。

教育現場の皆様は、喉から手が出るほど人手を欲しがっている状況で、一時間でもよいかから働いてもらえないかと問合せがあるほどです。予算の関係や働き手不足などから、配置できる人員や勤務時間が限定的であると伺っています。

特に教職員の未配置が多い福島市やいわき市など、地域の実情や学校の実態に応じて配置していくことが重要であり、必要な予算の確保も含めて取組を強化していくべきと考えます。

そこで、公立学校におけるスクール・サポート・スタッフの配置について、県教育委員会の考えをお尋ねいたします。

次に、県職員の多様な働き方についてです。

本定例会で提出されている職員の勤務時間、休暇等に関する条例改正案ですが、職員の皆さんの働き方を多様化し、働きやすい環境をつくっていくことで若手を中心とした人材確保につなげるとされています。

例えば週休二日を可能とするフレックスタイム制は、職員が週休三日を希望する場合、条例で定める一週間当たりの労働時間である三十八時間四十五分を残り四日間で柔軟に調節できるものであり、希望しなければ、今までの週休二日制で働くこともできます。

また、これまで育児部分休業を申請できるのはお子さんが未就学児まででした。新たに子育て部分休暇を新設することで、小学校三年生まで短時間勤務が可能になります。

放課後児童クラブに入れなかつた場合や、いわゆる小一ギャップに配慮することが狙いで、私が労働組合活動に携わらせていただいた折にも、女性部の方々を中心につづと要求していた内容でした。

これらの制度の導入は歓迎されるべき内容ですが、懸念もあります。

ただでさえ長時間労働が問題になつてゐる今、週休二日を選んだとしても、

一日の勤務時間が長くなつて疲労が増してしまつては、導入の意味がありますせん。

多忙過ぎる職場環境から、短時間勤務を解除してしまう事例も多く目にしきました。

適正な人員配置をはじめ、全ての職員の皆さんのが働きやすい環境を整備することが何より重要と考えます。

そこで、県職員が仕事と生活の調和を図ることができる職場環境を整備すべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

次に、がん検診の受診率向上についてです。

がんは死因の第一位で、患者数も増加し続けています。

本県でも、直近のデータでは四人に一人ががんで亡くなつており、令和六年には第四期となる福島県がん対策推進計画が策定され、市町村や医療機関などと連携しながら取組を進めています。

何より大切なのは予防です。一次予防である生活習慣の改善、二次予防である検診での早期発見、三次予防である罹患後の早期かつ適切な治療です。どれも非常に重要ですが、今回触れたいのが、二次予防である検診での早期発見です。

がんは早期発見、早期治療が最も大切なのは言うまでもありませんが、特定健康診断や人間ドック、がん検診を含め、受診率が伸び悩んでいるのが現状です。

全てのがん検診で受診率六〇%を目指していますが、市町村が実施するがん検診の受診率で最も高い乳がん検診でも四七・九%、最も低い大腸がん検診では三〇%にとどまっています。

時間的制約や負担感があり、心配なときはいつでも医療機関を受診できるし、検診に行くのが面倒という意見も聞かれます。

県内で検診を請け負う事業者の中には、事前予約や問診票の入力をデジタル化して利便性を向上させ、結果の送付に一ヶ月以上かかるものを十日前後に短縮するなど、受診しやすい環境整備に力を注いでいるところもあります。

そういうふた事業者や市町村等と連携を図りながら、受診しやすい環境を構築するとともに、早期発見するほど治療の負担が減り生存率が上がることを分かりやすく啓発することで、納得して検診を受診してもらう取組をもつと進めるべきと考えます。

そこで、県はがん検診の受診率向上にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、避難所におけるアレルギー対応食の導入についてです。

食物アレルギーの罹患率は年々増加しており、二歳児では十人に一人が食物アレルギーを持っていると言われています。

近年は、特定原材料九品目の表示が義務化され、食物アレルギーへの理解醸成が進んでいますが、災害時では必ずしも低アレルゲン食品が手に入るとは限りません。

私の身近にもアレルギーを持つ子供がいますが、常に原材料表示を気にし

ながら食品を選ばざるを得ず、災害時に食料が確保できるか心配されます。

県内の市町村によって状況は異なり、それぞれの自治体の判断に委ねざるを得ない部分もあると思いますが、食材を調達する予算やストックする場所の確保など、考えられる課題は多くあります。

特に大規模な災害時では食料が限られることが想定されるため、県と市町村、食料品関連企業など幅広く連携を図りつつ、災害時にどう対応するかを行政と住民の間で確認し合い、いつ起きたか分からず自然灾害に常に備えるべきと考えます。

そこで、県は災害に備え、食物アレルギーに対応した食料の備蓄にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

最後に、福島松川スマートインターチェンジの拡充についてです。

昨年度も一般質問で取り上げましたが、地元住民の皆様をはじめ拡充を心待ちにする方々がたくさんいらっしゃいます。

先日、新聞報道で大玉村にスマートインターチェンジが新設されるというニュースが話題となりましたが、松川のスマートインターチェンジはどういう状況かとの問合せも多くいただいており、福島松川スマートインターチェンジへの期待の大きさがうかがえます。

例年行われている地区協議会での報告では、地元松川町水原地区でのクマガイソウ群生地で行われる里祭りをPRするなど、観光協会と連携し、利用促進が図られています。

また、近隣にある福島大学では水素エネルギー総合研究所が設置され、福島市立金谷川小学校跡地を利用し、研究が行われることが決まっています。圧縮水素用のトレーラーのサイズは九メートル以上のものが一般的で、現在のゲートでは出入りできません。

産学官連携による水素関連産業の創出を後押しするためにも、県として積

極的に関わり、福島松川スマートインターチェンジの拡充に取り組んでいくべきと考えます。

そこで、福島松川スマートインターチェンジにおける車両の長さの制限解除について、県の考え方をお尋ねいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。(拍手)

#### ○副議長（佐藤雅裕君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

○知事（内堀雅雄君）半沢議員の御質問にお答えいたします。

介護事業者への支援についてであります。

長引く物価高騰や人件費上昇などの影響により、介護事業者の多くは非常に厳しい経営を余儀なくされております。

危機的とも言えるこうした状況においては、待ったなしの対応が求められることから、私が全国知事会の社会保障常任委員会委員長として直接国を訪問し、介護現場の窮状を訴えるとともに、事業継続に向けた介護報酬の臨時改定や緊急的な財政支援などを実施するよう、繰り返し強く求めてまいりました。

今般の国の総合経済対策において、重点支援地方交付金による物価高騰対策のほか、職員の賃上げや職場環境の改善など、介護事業者を様々な側面から支援するパッケージが示されたことは、本県をはじめ全国の切実な声が受け止められたものと考えております。

引き続き、国における補正予算の動向等を注視しながら、高齢者への安定した介護サービス提供体制の維持確保に向け、介護事業者への支援に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（総務部長國分 守君登壇）

●総務部長（國分 守君）お答えいたします。

仕事と生活の調和を図ることができる職場環境の整備につきましては、これまで福島県職員男女共同参画推進行動計画に基づき、働き方改革や業務の効率化などに取り組んできたところであります。

新年度からは、より柔軟な働き方が可能となるフレックスタイム制等を導入することとしており、制度の周知を十分に図りながら、働きやすい職場環境の整備に取り組んでまいります。

（危機管理部長細川 了君登壇）

●危機管理部長（細川 了君）お答えいたします。

食物アレルギーに対応した食料の備蓄につきましては、小麦や卵など特定原材料等二十八品目を含まない主食用米飯の備蓄のほか、ドラッグストア等との応援協定に基づく調達体制を構築するとともに、市町村に対し、避難所運営マニュアルにより食物アレルギーを有する避難者への配慮を促しております。

今後とも住民が安心して避難できるよう、必要な食料の備蓄に取り組んでまいります。

（生活環境部長宍戸陽介君登壇）

●生活環境部長（宍戸陽介君）お答えいたします。

ツキノワグマの市街地出没時における住民の安全確保につきましては、市町村の判断による緊急銃猟制度の導入に伴い、付近住民の避難や通行制限など、二次被害を回避しながら緊急的な対応を行うことが求められております。このため、県警察や獣友会等と協力して緊急銃猟を円滑に実施できるよう、マニュアルの策定や熊出没を想定した訓練の実施など、市町村への支援を通じ、住民の安全確保に取り組んでまいります。

（保健福祉部長菅野俊彦君登壇）

●保健福祉部長（菅野俊彦君）お答えいたします。

がん検診の受診率向上につきましては、働く世代を含めたあらゆる世代の県民が受診しやすい環境整備と効果的な受診勧奨が重要であります。

このため、休日の商業施設における乳がん検診の実施に加え、今年度は新たに受診のための休暇制度の創設等に取り組む事業所への補助を行つております。

今後は、市町村の検診データを分析し、効果的な受診勧奨の研修会を開催するなど、さらなる受診率の向上に取り組んでまいります。

（土木部長矢澤敏幸君登壇）

●土木部長（矢澤敏幸君）お答えいたします。

福島松川スマートインターチェンジにおける車両の長さの制限解除につきましては、現在、福島市において、必要性や採算性等の検討に必要な大型車利用の需要把握のため、周辺企業へのアンケート調査等を行つてているところであり、今後は市の調査結果を踏まえ、国等の関係機関との協議調整が進むよう技術的な助言を行うなど、市の取組を支援してまいります。

（病院局長菅野 崇君登壇）

●病院局長（菅野 崇君）お答えいたします。

ふくしま医療センターこころの杜につきましては、県立医科大学との連携や民間紹介事業者の活用等により専門的な医師の確保に努めるとともに、同病院の特徴的な取組である児童思春期外来や、患者の地域移行に伴う訪問支援等に必要な看護師や心理士等を適切に配置するなど、医療従事者の負担軽減に取り組みながら、政策的な精神科医療を提供してまいります。

次に、県立宮下病院の新施設につきましては、県内でも特に高齢化率が高く、また医療資源が限られているという診療圏の状況を踏まえ、県立診療所

として現在の外来、入院、救急機能を維持するほか、奥会津地域において二  
一の高い在宅医療を行うこととしております。

そのため、必要な職員の確保はもとより、新たに訪問看護に従事する看護  
師等の育成や体制の充実に努めるなど、地域に求められる医療機能の確保に  
取り組んでまいります。

(教育長鈴木竜次君登壇)

◎教育長（鈴木竜次君）お答えいたします。

教員の確保につきましては、二十回を超えるペーパーティーチャー相談会  
の実施や県内外の大学での説明会の拡充など、人材の発掘と獲得に向けた取  
組を強化しているところであります。

また、教員採用試験においては、他県等で教職経験がある志願者の選考試  
験の一部を免除するほか、大学三年生特別選考を行うなど、幅広く受験しや  
すい環境を整備しております。

今後とも、本県の教育を支える教員の確保に取り組んでまいります。

次に、県立学校におけるICT支援員の活用につきましては、全ての県立  
学校に支援員を派遣し、ICT機器の設定や管理等の環境整備を中心に、教  
職員へのきめ細かな支援を行つてあるところであります。

今後は、ICTを活用した授業の改善や教材作成支援等の具体的な事例を  
示すことで、学校現場においてICT支援員の専門的知識がより効果的に活  
用され、教職員の負担軽減につながるよう取り組んでまいります。

次に、スクール・サポート・スタッフにつきましては、教員業務の円滑な  
実施に必要な支援を行う職員として貴重な人材であることから、ほぼ全ての  
公立学校へ配置しております。

今後も、従事する業務の好事例の共有などにより、効果的にスクール・サ  
ポート・スタッフを活用しながら、教職員の負担軽減に努めてまいります。

◎副議長（佐藤雅裕君）これをもって、半沢雄助君の質問を終わります。  
通告により発言を許します。二十四番大橋沙織君。（拍手）

(二十四番大橋沙織君登壇)

◎二十四番（大橋沙織君）日本共産党の大橋沙織です。一般質問を行います。  
高市政権が発足して僅か一ヶ月半、国民生活も国際情勢も一層悪化してい  
ます。

異常な物価高騰の中で、国民生活が深刻な圧迫を受けているにもかかわら  
ず、政府は医療費四兆円削減など社会保障を抑制し、大軍拡を推進させてい  
ます。

高市首相の「台湾有事は存立危機事態になり得る」との発言は、特定の國  
を名指しして軍事介入、戦争があり得ると宣言したもののです。

一九七二年の日中国交正常化の際の共同声明で、日本は「台湾は中国の領  
土の不可分の一部である」とする中国政府の立場を「十分理解し、尊重する」  
とし、二〇〇八年、日中共同声明では双方は互いに脅威とならないことで合  
意しています。

高市首相は、歴代政権が踏襲してきたこの立場を踏み越え、憲法をも踏み  
にじりました。問題解決には発言撤回しかありません。

同時に、日本共産党は中国側に対し、一部の右翼的な潮流と日本国民全体  
を区別し、イベントや観光、経済活動にリンクさせないこと、事実に基づづ  
かない言動や対立をあおる言動を慎むことなど、理性的な対応を求めています。  
今日にも国の補正予算が成立する見込みですが、国民の暮らしを守る太い  
柱はなく、国民の願いである消費税減税も盛り込まれませんでした。

今、高市首相にも政治と金の問題が直撃しています。

自身が代表を務める支部が、企業から年間上限を超す多額の寄附を受けた  
ことが問題になっています。

自民党は、裏金パーティー券問題に決着をつけ、企業団体献金こそ禁止すべきです。

国民には増税を求め、自らは利権と特権を温存する。

こうした姿勢が政治不信を極限まで深めたことを厳しく指摘しなければなりません。

衆議院の定数削減は、地方の声や多様な民意をますます切り捨てるものです。

今国会に提出されている法案は、議論がまとまらなくとも一年後には自動的に成立するとしており、横暴の極みであり、廃案しかありません。

身を切るというのであれば、税金山分けの政党助成金こそ廃止すべきです。民主主義を壊し、暮らしを切り捨て、軍事を優先させる高市政権から暮らしどと命を守る県政がより一層求められています。

その立場で以下質問します。

初めて、柏崎刈羽原発の再稼働についてです。

十一月二十一日、新潟県の花角知事は東京電力柏崎刈羽原発の再稼働を認める発言をしました。

二十五日には、再稼働に抗議するヒューマンチエーン行動が行われ、新潟県周辺を千二百人もの人々が囲み、福島県内からの参加もあり、私も現地で行動に加わりました。

福島県内でも新潟に呼応し、再稼働への抗議アクションが行されました。

また、北海道知事は泊原発三号機の再稼働に同意しましたが、今年二月に国がエネルギー基本計画を改定し、原発推進にかじを切つたことで、原発回帰路線が一気に強まっています。

福島原発事故から間もなく十五年、私たち県民が受けた苦しみや悔しさを踏みにじり、各地の原発を再稼働させていく政府の動きに、避難者をはじめ

福島県民から不安や抗議の声が上がっています。

とりわけ柏崎刈羽原発は、福島の原発事故を起こした東京電力です。なりわい裁判の最高裁判決でも、原発事故の責任は東京電力にあると断罪されています。

しかし、東電は原発事故の反省もなく、今もなお隠蔽などの不正を繰り返しています。

二〇二一年には、柏崎刈羽原発のテロ対策の設備不備が長期間放置されていたことが発覚し、原子力規制委員会が事実上の運転停止命令を出しました。極めて厳しい措置であり、異例の対応です。

福島原発は、事故前に政府の長期評価で津波対策の必要性が指摘されていましたにもかかわらず、それを怠り放置していたために、あの原発事故が発生しました。

津波対策が取られていれば、事故は防げた可能性が高く、内堀知事も認めているとおり、原発事故は人災です。

廃炉作業でもトラブルが続いています。

昨年八月、デブリの試験的取り出しの際には、パイプの並び順を間違えるという初步的ミスが明らかになりましたが、その作業現場に東電社員がいかつたという大問題が起きました。

東電は、不正などが発覚するたびに再発防止を約束してきましたが、事故やトラブルは繰り返されています。

東京電力には原発を運転する資格はなく、原発事故の被災県として柏崎刈羽原発の再稼働中止を求めるべきと思いますが、知事の考えを伺います。

除去土壌についてです。

除去土壌の再生利用について、環境省は全体の四分の三に当たる八千ベクレル以下の土壌を使うとしています。

再生利用した際には、国が責任を持つて管理すると説明していますが、高速道路の土盛りなど公共工事に使用した際、その後災害などが発生すれば、土砂の流出が想定されます。

全国各地で再生利用された場合、国が除去土壤の管理を到底やり切れるとは思えません。

現在再生利用されているのは、官邸で僅か二袋、ほかには省庁の小規模な花壇のみです。

除去土壤の再生利用について、国が管理責任を果たすとしていますが、国民の納得が得られると思うのか、県の考えを伺います。

最低賃金の引上げに伴う県内事業者支援についてです。  
終わりの見えない異常な物価高で、暮らしも経営も危機的状況です。

国の補正予算には、世論の求めである消費税減税が盛り込まれず、さらに政府が目標としてきた最低賃金千五百円への引上げ目標すら投げ捨てました。

国民の暮らしの苦しさには背を向け、軍拡にひた走る高市政権の異常さが表れています。

先月二十六日、県は独自の最賃引上げ支援策を発表しました。中小・小規模経営者、最賃審議会、労働組合等に加え県議団も繰り返し求め、実現したことは前進です。

しかし、今回の支援策は雇用保険加入が要件となつており、対象外となる労働者も出てしまっています。

中小企業賃上げ緊急一時支援事業については、支援対象を雇用保険加入者に限定すべきではないと思いますが、県の考えを伺います。

中小企業賃上げ緊急一時支援事業について、予算が不足した場合には、再度補正予算を計上すべきだと思いますが、県の考えを伺います。

熊対策についてです。

県内でも熊の出没が相次ぎ、朝夕の散歩や子供の登下校への不安、ごみ出しや新聞配達も危険が伴い、日常生活が脅かされています。

現状では、獣友会などが箱わなの設置や熊の捕獲などを行っていますが、まさに命がけのボランティアです。

熊捕獲の活動経費補助は、国、県それから八千円ずつ支給されますが、市町村では満額支給されていないのが現状です。

県の予算要求に対し、国はこれまで六割程度しか交付していません。  
鳥獣被害防止総合対策交付金の満額交付を国に求めるべきだと思いますが、県の考え方を伺います。

捕獲の際の補助が、熊とイノシシで同額でよいのかという議論もあります。  
岩手県花巻市では、熊対策として緊急銃猟の報酬引上げを実施しました。狩猟者への出動手当は一人一万円、熊を一頭駆除すれば、成功報酬として一人当たり三万円を補助します。

本県の狩猟者は、有害捕獲の報酬引上げも要望しています。  
熊の有害捕獲を行う狩猟者への補助額を引き上げるべきだと思いますが、県の考え方を伺います。

熊被害の深刻化は、林業の衰退と中山間地域の荒廃など、農林業政策をおろそかにしてきたことが要因です。

県内の市町村では、林業従事者が足りないために、森林環境税を使つた事業を行うことができず、毎年繰り越していると聞きました。

中山間地域は高齢化が深刻で、環境的にも営農の不利地といえます。  
加えて、熊やイノシシなどによる被害が多く、緩衝帯の整備や電気柵の設置などの対策が取られていますが、侵入等を防ぎることはできず、営農や市民生活にも影響が及んでいます。

中山間地域で営農を継続できるようにすることは熊対策の要であり、根本

的な農林業の転換が求められていますが、国のクマ被害対策パッケージには農林業の衰退に対する予算は含まれていません。

スイスの農業予算は二・八兆円、農家の平均年齢は四十八歳、条件不利地

の支援を手厚くしており、山岳地帯の農家はさらに若くなっています。

今国会で農水大臣は、中山間地域などへの支援強化が必要だと認めました。

遊休農地の発生防止を図るため、中山間地域等直接支払制度による農家への支援を強化するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

稻作農家等への支援についてです。

米の価格高騰は、自民党農政が招いた事態です。市場任せをやめ、政治の責任で食と農を守るべきです。

今年の農林業センサスで国内の農家数は過去最大の減少率となり、県内は二七・八%と全国平均を上回る深刻な状況です。農家経営を支えることが求められています。

農家の経営を守るため、農産物の価格保障と農家の所得補償を行うよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

昨今の情勢を踏まえ、稻作農家の担い手確保はより一層重要です。定年退職延長も稻作農家の確保に影響するのではないかと不安も出ています。

現状は、貯金をはたいて米を作る農家が一般的で、稻作の分野でも経営が成り立つ農業へと転換させていくことが重要です。

稻作の場合には特に機械購入費用が莫大で、新規就農者や高齢農家にとって負担が大きく、担い手確保や営農継続の大きなハードルとなっています。ここへの手立てが必要です。

一本松市では、稻作農家の機械購入を支援しています。農業版グループ補助金ともいえるこの制度は、複数農家による機械の共同購入費用の一部を市が負担するものです。

稻作農家の確保と経営の継続を図るため、農業機械の共同購入に対する補助を行なうべきだと思いますが、県の考えを伺います。

食料品の物価高騰も深刻です。今年の食品値上げは二万品目を超え、昨年の一万二千品目から大幅増となっています。

新米の時期が来ても、新米は高過ぎてとても買えないと言われるほどです。一番の景気対策である消費税減税に踏み出すべきです。

国の補正予算では、食料品の物価高騰に対する特別加算が措置されました。交付金の活用については市町村の判断となります。

また、食料品の物価高騰への支援は、都道府県も事業の実施が可能です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生活者の暮らしを直接支援すべきだと思いますが、県の考えを伺います。

医療介護施設の経営支援についてです。

赤字経営に陥っている病院は全国で七割を超えて、公的病院の九割で経営がままならず、県内でもやむなく病院の休業を発表する自治体も出ています。

昨年度、県は国の交付金を活用して、病院や施設に物価高騰対策支援金を支給しました。

今年は国が補正予算を組みましたが、それだけでは不十分だと現場から指摘されています。

病院や介護施設等が経営を続けられるよう、県としても支援を行なうべきだと思いますが、県の考えを伺います。

医療機関や介護施設等に対し、国の物価高騰対策に上乗せして支援すべきだと思いますが、県の考えを伺います。

賃金引上げが追いつかず、病院勤務の看護師が減少し、経営面でも物価高

騰の影響が大きく、来年度の診療報酬改定では現在の診療報酬の一〇%を超える引上げが必要です。

来年度の診療報酬改定は、物価高騰を踏まえた引上げとするよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

#### 学校給食費の無償化についてです。

政府は、ようやく来年度から小学校の学校給食費無償化実施を明言、しかし、県に半額負担を求め、全国知事会から唐突で極めて乱暴だとの意見書が提出されるなど二転三転しましたが、本日、国が原則全額負担する方向と報じられました。

市町村立小学校の給食費を国が全額無償化するよう求めるべきだと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

県内では、既に六五%の自治体で小学校、中学校ともに給食無償化を実施しております、一部補助を含めれば九割の自治体が実施しています。

ある保護者は、「県内の以前住んでいたところでは給食が無償だったのに、別の市に引っ越したら給食費の保護者負担があつて驚いた。どこでも無償にしてほしい」と話しています。

憲法第二十六条、義務教育は無償との立場で国が中学校も完全無償にすべきですが、県の役割も求められています。

市町村立中学校の給食費を県が無償化すべきと思いますが、県教育委員会の考え方を伺います。

#### 私立高校の入学金についてです。

長年の運動の成果が実り、文科省は今年六月、私立大学に対し入学しない学生への入学金負担軽減を図るよう通知を出しました。

しかし、実際に入学辞退者に入学金を返還したのは都内で四校のみであり、大学への私学助成増額が必要です。

私立高校でも同様に、入学しない生徒への入学金返還を進めるべきです。滑り止めのための私立高校受験に伴う入学金の負担は非常に重く、それによつて受験を諦めざるを得ない状況です。

一方、私立高校にとつては経営に直結する問題もあります。

私学助成の増額で私立高校の運営に県が責任を持つべきであり、授業料無償化に続き、入学金の負担はなくすべきです。

私立高校の入学金について、入学辞退者の納付が不要となるよう、私立高校への運営費補助の拡充を図るべきだと思いますが、県の考えを伺います。

#### 最後に、共生社会の実現についてです。

今年夏の参院選で、新興政党が外国人への差別や排除を公然と発言して以降、差別的な言動を意図的にあおる人たちが目につきます。

特に高市発言以降は、全国各地で外国人排除を主張するヘイトスピーチが行われ、県内でも十一月十三日にいわき市で、同月三十日に福島市で行われました。

生活苦の原因は外国人ではありません。自民党の悪政です。不満や不安の原因をすり替え、差別や分断をあおる政治の在り方こそ厳しく問われなければなりません。

差別はエスカレートし、より弱い立場の人々にその矛先が向いていくことは歴史的にも明らかです。

憎しみの連鎖を断ち切るために、差別は許されないと改めて主張することが今求められています。

先月、Jヴィレッジで開催されたデフリンピックのサテライト開会式で県内の高校生がフラダンスと手話を合わせて披露した際には、海外の選手も一緒に踊つて楽しんでおり、国籍などの違いを乗り越えて交流する姿に感動しました。

七月の全国知事会で青森宣言が採択されました。

宣言の冒頭には、争いよりも対話、異なる意見を尊重し、困難なときこそ温かい心で、誰一人として置き去りにしないこと、排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指すことがうたわれています。

本県も当然この宣言に基づき、年齢や性別、国籍、障がいの有無などの違いにかかわらず、誰もが安心して暮らすことができる社会にしていく必要があります。

多様性を認め合う社会の実現に向け、取組を強化すべきだと思いますが、県の考え方を伺います。

以上で質問を終わります。（拍手）

●副議長（佐藤雅裕君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君）大橋議員の御質問にお答えいたします。

原発の再稼働につきましては、国の原子力政策に関わるものであり、福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国の責任において検討されるべきものと考えております。

県といたしましては、引き続き、いまだ途上にある県内原発の全基廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進めるよう、国と東京電力に強く求めるとともに、二度と本県のような苛酷な原発事故を起こしてはならないということを国内外に発信してまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長から答弁をさせます。

（総務部長國分　守君登壇）

●総務部長（國分　守君）お答えいたします。

私立高校の入学金につきましては、各学校設置者が自らの判断により定めているところであり、全体の半数程度の私立高校においては、併願者の入学

金の納付時期や方法について配慮がなされております。

県といたしましては、今後とも私立高校の教育環境の維持向上に向け、支援の充実に努めてまいります。

（企画調整部長五月女有良君登壇）

●企画調整部長（五月女有良君）お答えいたします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した生活者の暮らしの支援につきましては、LPGガスを使用する方の料金負担を軽減するなど、光熱費等の高騰の影響を緩和するための措置を講じる必要があると考えております。

引き続き、県民生活への影響を注視しつつ、臨時交付金を活用した支援に取り組んでまいります。

（生活環境部長宍戸陽介君登壇）

●生活環境部長（宍戸陽介君）お答えいたします。

除去土壌の再生利用につきましては、県外最終処分の実現に向けた国の取組の一つと受け止めております。

県といたしましては、国において科学的な知見に基づく正確な情報を分かりやすく説明するなど、国の責任の下で国民の理解醸成を図ることが重要であると考えております。

次に、多様性を認め合う社会の実現につきましては、年齢や性別、国籍にかかわらず互いを尊重し、差別なく、共に助け合う機運を醸成することが重要であります。

このため、小学生向けの体験学習会やプロスパートと連携した人権啓発マッチの開催など様々な普及啓発に取り組んでおり、今後とも県民の理解が深まるよう、こうした取組を充実強化しながら、多様性を認め合う社会の実現を目指してまいります。

(保健福祉部長菅野俊彦君登壇)

●保健福祉部長（菅野俊彦君）お答えいたします。

医療機関や介護施設等への支援につきましては、物価高騰の影響による厳しい経営環境を踏まえ、必要な支援に取り組んでまいります。

次に、来年度の診療報酬改定につきましては、これまで物価高騰の影響等を反映した改定の実施や緊急的な財政支援等について、全国知事会を通した緊急要望を五月と十一月の二度にわたり行ってまいりました。

引き続き、社会経済情勢を適切に反映した診療報酬の改定を国に求めてまいります。

(商工労働部長小貫 薫君登壇)

●商工労働部長（小貫 薫君）お答えいたします。

中小企業賃上げ緊急一時支援事業の支援対象につきましては、継続して雇用されていることが明確に確認できることに加え、保険料を負担している事業主の経費負担が大きいことから、雇用保険被保険者を支援対象としたものであります。

次に、中小企業賃上げ緊急一時支援事業の予算につきましては、今回に限り、県内に事業所を有する中小企業や小規模事業者等を対象として支援するものであり、福島労働局の労働市場年報統計を基に三万二千人分の予算を計上しております。

(農林水産部長沖野浩之君登壇)

●農林水産部長（沖野浩之君）お答えいたします。

鳥獣被害防止総合対策交付金につきましては、これまでの交付額が要望を下回っていることから、引き続き国に対し必要な予算を確保するよう要望してまいります。

次に、熊の有害捕獲を行う狩猟者への補助額の引上げにつきましては、国

のクマ被害対策パッケージに示された捕獲単価の増額を含む捕獲の強化を検討しております。

引き続き、放任果樹の伐採、防護柵の設置などを含め、熊被害の防止に向け、総合的な対策に取り組んでまいります。

次に、中山間地域等直接支払制度による農家への支援につきましては、国に対し必要な予算の確保を要望しているところであります。

また、国において条件不利地域の実態に配慮した支援の拡大を検討することとされており、その状況を注視してまいります。

次に、農産物の価格保障と農家の所得補償につきましては、農家が安心して農業経営を行うことができるよう、収入保険や農業共済への加入のほか、経営所得安定対策の活用を促進するとともに、農家所得の向上のために必要な予算の確保を国に求めてまいります。

次に、稲作農家における農業機械の共同購入につきましては、農業者が組織する団体等に対し、収益性の向上等を目指す国の補助事業のほか、県オリジナル水稻品種の生産拡大に向けた県独自の補助事業により支援しております。

(教育長鈴木竜次君登壇)

●教育長（鈴木竜次君）お答えいたします。

市町村立小学校における給食費の無償化につきましては、国に対して全国都道府県教育長協議会等を通じ、地方に負担を転嫁することのないよう、国の責任と財源において実施することを求めているところであります。

次に、市町村立中学校における給食費の無償化につきましては、これまでも財源を含め、国の責任で実施すべきと求めてきたところであります。引き続き、無償化に向けた制度設計も含め、国の動向を注視してまいります。

●二十四番（大橋沙織君）再質問を行います。

初めて、知事に原発再稼働の中止を求めるべきということで質問をいたします。

これは、知事自身が原発事故の被災県の知事として、トラブルが続いている東電に再稼働中止を求めなくてよいのかということです。

意見だと懸念を知事が伝えないのであれば、福島で事故を起こした東京電力が再び原発を動かすことに知事も賛成しているということになってしまふのではないでしようか。

事故を起こし、繰り返してはならないと答弁ありましたけれども、それは多くの県民の思いでもあると思います。

福島県民だつて柏崎刈羽の原発再稼働には不安を感じています。

大熊町から避難をしている女性は、「私たちのような経験は二度と誰にもしてほしくない」と話しています。この女性は今、新潟県で暮らしていて、避難先で再稼働に不安を抱いています。

こうした県民の声を受け止めて、県民の立場で東京電力に意見を伝えていただきたいです。

原発事故を経験した私たち多くの県民は、二度と原発事故を起こしてほしくないと思っています。

処理水の海洋放出の際、県民から海洋放出をやめてほしいという意見もあって、漁業者と国の約束もありましたけれども、結局海洋放出はされてしまっています。そのときに、知事は最後まで海洋放出の中止を求めるることはありませんでした。

今回の柏崎刈羽原発の再稼働は、ほかの原発の再稼働とは全く質が違うと思います。事故を起こした、そして福島県が被害を受け続けている、その東京電力が原発を再稼働させようとしている、そういうときに被災県の知事で

ある内堀知事がどう対応するのかということです。

県民の立場で東電に再稼働中止を求めるべきだと思いますが、再度質問いたします。

もう一点は、商工労働部長に伺います。賃上げ支援の対象拡大についてです。

いろいろ保険の要件とかとのことで答弁はありましたけれども、この制度はやっぱり多くの方から実施されて本当によかつたという歓迎の声がこちらにもたくさん届いていますし、長年労働運動に関わってきた方からも感慨深いとコメントが寄せられました。

同時に、今の制度だと対象外になってしまう労働者が出ることに懸念の声も寄せられています。

最低賃金は、当然働く人全てに適用になりますし、企業側は最賃を満たさなければ法律違反になります。

最賃の遵守が義務となるところで、賃上げ対応に頑張る中小企業を支援していくためにも、雇用保険の加入とか、そういう要件はつけずに全ての労働者を対象にしていくことが必要ではないかなと思つておりますので、再度賃上げ支援の対象拡大について質問をいたします。

○知事（内堀雅雄君）大橋議員の再質問にお答えいたします。

原子力政策につきましては、国の責任において検討されるべきものであり、県いたしましては、福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえること、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先にすべきこと、この二点をおろそかにしてはならないということを国に対して繰り返し求めてまいります。

○商工労働部長（小貫薰君）再質問にお答えいたします。

保険料を負担している事業主の経費負担が大きいことから、雇用保険被保険者を支援対象としています。

●二十四番（大橋沙織君）再々質問いたします。

知事にもう一度伺います。

国の責任において、現状と教訓を踏まえて安全・安心にということですけれども、この間、福島の原発の廃炉に向けた作業の中でも、トラブルや不正、問題がたくさん繰り返されてきました。

柏崎刈羽原発も、福島の原発事故後もトラブルや不正、重大な問題が起っています。

そういうときに東電が、安全・安心を守れる企業だと思うのかということ

も福島県には問われると思います。

先ほどの答弁で廃炉の話もありましたけれども、当然東電が柏崎刈羽原発を再稼働すれば、その片手間で福島原発の廃炉に携わらざるを得なくなると思います。

廃炉は何年かかるか分からぬ大変な状況ですので、東電は当然廃炉に全力で集中するべきだと思います。

先ほども申し上げましたけれども、ただでさえ、今再稼働しないで廃炉作業をやっているところですけれども、その廃炉作業の現場に東電社員がいなとか、下請任せでトラブルが続発している状態で再稼働されれば、廃炉作業だつてままならないのではないかと思いますし、この廃炉作業に東電が集中すべきだということは、福島県の知事なら直接言えると思います。

新潟県のほうでも、原発事故の検証委員会のメンバーだった除本教授は、

東電が柏崎刈羽原発を動かそうとしているのは、ほかの原発とは異なる重さがあると発言しています。

これは技術的にクリアしているのかとか、地元理解は得られたかということがだけでなく、社会的に許容されるのかが問われていて、国民的議論が不可欠だと述べています。

また、新潟の話ですけれども、新潟県が行つた県民意識調査では「東電が原発の運転をすることが心配だ」と答えたのは実に七割です。

これだけ新潟県民も不安を持っている、そして福島原発事故を受けて、一度事故が起きれば取り返しがつかないということを日本社会全体も、もちろん県民もですけれども、分かつたわけですよね。

このまま再稼働すれば、それは事故のリスクを将来世代にも負わせるということになると思います。そのときに、原発事故を経験している福島県から何も言わなくてよいのかなと思います。

大きな地震は、冬とか春にかけて発生しています。新潟では、この降雪時の避難について、課題がまだまだ残っている状況です。

そういう中でも再稼働させようというのが、今の国や新潟の動きになつてゐるわけですが、住民の安全・安心の確保を最優先にという答弁もありましたけれども、今の状況を踏まえれば、当然再稼働できるような状況ではないと思います。

二度とあのような苛酷な事故を起こしてはならないということは、それは発言もありましたけれども、多くの県民もそれは同じ思いだと思います。

その立場に立つて、東電に柏崎刈羽原発の再稼働中止を知事が求めるべきだと思います。再度伺います。

もう一点は、教育長に中学校の学校給食費無償化について質問したいと思います。

憲法第二十六条の立場で、当然国が中学校も無償にすべきということは大前提です。

ただ、現状を見れば、国は、今は小学校しか考えていませんよね。そういう中で、これまで市町村が独自の取組で頑張つて学校給食の補助や無償化に取り組んできました。

今、県内五十九市町村のうち五十五の市町村、率で言えば九三・二%が無償化や補助に取り組んでいます。

世論の高まりも受けて、国がやっと重い腰を上げて、小学校のほうはやるとなつたわけですので、これまでと状況は大きく変わったのだと思います。

そういうときに、県は市町村任せでよいのかなど、国の話でよいのかなど思います。

子育てしやすい福島県づくり条例でも、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとしていますし、県民や子育て世代からの強い要望ですので、ぜひ中学校の給食無償化、県が実施すべきだと思いますが、再度伺います。

●知事（内堀雅雄君）大橋議員の再質問にお答えいたします。

県として、これまで様々な機会を通じて福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえるべきであること、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先にすべきであることを訴えてまいりました。

引き続き、県内原発の安全かつ着実な廃炉を国及び東京電力に対し求めてまいります。

●教育長（鈴木竜次君）再質問にお答えいたします。

中学校の給食費無償化につきましても国が検討するとしていることから、県教育委員会といたしましては、引き続き国の動向を注視してまいります。

●副議長（佐藤雅裕君）これをもって、大橋沙織君の質問を終わります。

本日は、以上をもつて議事を終わります。

明十二月十七日は、定刻より会議を開きます。

議事日程は、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第六十一号までに対する質疑並びに請願撤回の件であります。

これをもつて散会いたします。

午後四時十七分散会



令和七年十二月十七日（水曜日）

六、議長提出報告第六號  
請願文書表

午後一時一分開議

議事日程

午後一時開議

# 一、日程第一 県の一般事務に関する質問

## 二、日程第二 知事提出議案第一号から第六十一号まで

1  
付議議案に対する質疑

各常任委員会付託 2

三 日程第三 請願撤回の件

四 議長提出報告第六号 請願文書表

## 本田の会議に付した事件

### までに対する質疑

### 二、 知事提出議案第一号から第六十一号まで各常任委員会付託 三、 知事提出議案第六十二号から第六十四号まで

1 知事説明

3 各常任委員会付託

#### 四、議員提出議案第百十七号から第百三十七号まで

1 付議議案に対する質疑

2 各常任委員会付託

五、請願撤回の件

## 県

説明のため出席した者  
 四十八番 宮川 満山 喜一君  
 五十九番 えみ子君  
 五十番 太田 光秋君  
 五十二番 神山 義尚君  
 五十四番 今井 久敏君  
 五十六番 亀岡 俊君  
 五十八番 山悦子君  
 五十九番 長尾 トモ子君  
 五十一番 渡辺義信君  
 五十三番 佐藤憲保君  
 五十五番 瓜生信一郎君  
 五十七番 佐藤憲保君  
 五十九番 トモ子君  
 原子力損害対策担当理事(兼)  
 風評・風化戦略担当理事  
 避難地域復興調整局長部

企画部	会計課	土木課	農林水産部	商工労働部	保健福祉部	生活環境部	企画調整部	危機管理部	総務部	副務部	副事務部	副事務部	副事務部	副事務部
長	長(兼)	長	長	長	長	長	長	長	長	長	事	事	事	事

市半岸	岸矢	沖小菅	宍国	佐鈴	内
村澤澤		澤野貫野戸	五月女	川分藤木	堀
尊浩浩	孝孝敏浩	俊陽有		宏正雅	
広司司	志志幸之	薰彦介良君	了守君	隆晃君	雄君
君君君	君君君	君君君	君君君	君君君	君君君

労働委員会	公安局	人事委員会	選挙管理委員会	教育委員会	病院局	企業局	総務部	文化企画部
事務局長	警察本部長	委員会事務員	委員会	教育	病院	企業	総務部主幹	保健福祉局長
長	長	長	長	長	長	長	長	長
根由里子君	森末良治君	高橋賢君	伊千葉君	菅野浩君	鈴木竜君	菅野章君	阿部俊彦君	佐藤徳基君
					挟間崇君	章博君	阿俊君	川藤君
						君	君	君
								紺野君

監査委員

監査委員 渡辺仁君

議会事務局職員

事務局次長	白石之君
事務課長	佐藤尚孝君
政務調査課長	菅野義君
議事課主任主幹兼 議事課主任主査兼 委員会係長	後藤新吾君
齋藤幸恵君	富塚誠君
中村大君	大治君

(十八番江花圭司君登壇)

●十八番（江花圭司君）十八番、自由民主党議員会、江花圭司です。新議場で、この音声もしっかりとライブ配信されております。集音の機能が前回、旧議場よりも増しておりますので、しっかりと県民の皆様に伝わりますよう一般質問させていただきます。

まず初めに、市町村への財政措置についてであります。

少子高齢化や人口減少が急速に進んでいる市町村においては、企業の集積も乏しく、厳しい経済状況が続いております。

税収等の自主財源の確保が困難となっており、そのような中、増加する社会保障費などの経費が市町村の財政を圧迫しており、今後健全な財政運営を図つていけるのか、大変懸念しているところでございます。

そのため、人口減少に適応した各種施設のダウンサイジングや公共施設マネジメントを推進しつつ、それぞれの市町村が抱える地域課題の解決に向かた取組を進めるなど、単なる節約ではない財政戦略が求められております。

今後、各市町村が地域活性化の視点を取り入れた持続可能な財政運営を行っていくためには、安定的な財源の確保が不可欠と考えております。

そこで、人口減少などの課題を抱える市町村に対して十分な財政措置がなされるべきと思いますが、県の考えを伺います。

次に、消防団への若者の入団促進についてでございます。

消防団活動を行ってきた私の身としては、郷土愛を育む公的な精神修練の場と考えています。

●副議長（佐藤雅裕君）直ちに日程に入ります。

日程第一及び日程第二を一括し、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第六十一号まで、以上の各案に対する質疑を併せて行います。

通告により発言を許します。十八番江花圭司君。（拍手）

自助、共助、公助の意識は強く求められており、地域社会の中核を担う消防団は単なる防災組織にとどまりません。徴兵制度を持たない日本において、消防団活動は地域の財産と愛する人を守るという国益を住民自らの手で守る誇りは、住民意識を醸成する重要な機

会となります。

この消防団活動を義務ではなく、誇りとして若者に認識してもらい、地域社会のヒーローとして若者が誇りを持つことが現代日本における郷土愛を育む道であると考えます。

そこで、県は消防団への若者の入団促進にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、医療と介護についてでございます。

まず、生活支援体制の充実について、急速に高齢化が進む中、高齢者が住み慣れた地域で生きがいある活動を、人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムは市町村で構築されていますが、会津地域全体では著しく医療や介護資源の地域偏在が見られます。

地域においては、住民同士や地域運営組織などが生きがいづくり、草刈り、独居老人宅の管理、除雪ボランティアなど、高齢者の生活を支えるためには様々なことが取り組まれています。

地域には様々な課題がありますが、その中でも県内全域で、年齢を重ねても地域で生き生きと安心して生活できる高齢者を支える体制の充実を図ることが不可欠であります。

そこで、県は地域包括ケアシステムの構築に向け、生活支援体制の充実にどのように取り組んでいくのか伺います。

また、県は介護サービス提供体制の確保に向け、介護事業者をどのように支援していくのか伺います。

次に、医師少数区域に対する医師の派遣についてであります。

本県は医師少數県であり、県全体として地域医療を担う医師を確保することが課題の中、過疎・中山間地域などを含む医師少數区域では高齢化が進ん

でおり、高齢化率に対する医療需要に対応していくためにも、持続可能な医療提供体制の構築は必須です。

私の地元の喜多方市地域・家庭医療センターには、県立医大から総合診療医の継続的な派遣を受けており、地域の安心にもつながっています。

医師少数区域に対する継続的な医師の派遣は、今後さらに重要度を増しています。

そこで、県は持続的な地域医療提供体制を確保するため、県内の医師少数区域への医師派遣にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、観光振興についてであります。

まず初めに、南会津から喜多方までを結ぶ広域観光について、令和八年四月からふくしまデステイネーションキャンペーンが始まります。

それを機に、東武鉄道、野岩鉄道、会津鉄道における南会津を会津の南の入り口と位置づけ、会津若松、喜多方へとつながる会津全体の広域観光ルートの形成を図りたいと考えている方々が大変多いことに感銘を受け、一緒に活動を始めたところでございます。

南会津での取組を地域内だけではなく、会津全域の回遊性向上と滞在型観光への転換を促し、広域での観光消費拡大と地域ブランドの強化につなげられます。

南会津には、会津の良寛様と呼ばれた如活様に象徴される会津の精神性、会津高原駅前の阿賀川、恋路橋における縁結びのストーリー性、浅草から南会津への集客ができる仕組みづくりなど、会津南部から会津北部まで縦断する会津のストーリー観光を構築できる素材があります。

この広域連携を実現するためには、南会津を出発点とする統一ストーリーの構築、会津縦断周遊ルートの造成、着地型体験メニューの商品化、デジタル施策による域内回遊促進などが重要です。

本県は浜通り、中通り、そして会津と歴史、文化、食などとそれぞれに特色ある魅力が数多くあります。

来年に控えるDCでは、このような県内各地の観光コンテンツを地域が主体となつてレガシー化させていくことが大切であると考えます。

そこで、DCを契機とした持続可能な観光振興に対する知事の思いを伺います。

次に、奥会津の観光振興と土木行政の連携についてです。

本来稼ぎどきでもある紅葉シーズンに、工事による渋滞や熊対策を理由とした第一、第二、第四橋梁の主要撮影スポットへの立入りが禁止されています。

さらに、新潟側からのアクセス道路も繁忙期に冬季封鎖されるなど、大きな機会損失と満足度の低下が懸念される一方、早期の工事完了に向けても進めていかなくてはなりません。

そこで、県は観光情報と併せて県内道路通行規制情報等の発信について、どのように取り組んでいくのか伺います。

次に、農政について、オーガニック有機農業などの環境負荷低減推進についてでございます。

近年、オーガニックや有機農業、特別栽培といった環境に配慮して生産された農産物の需要が高まり、国のみどりの食料システム戦略に基づき、地球に優しい育て方をした野菜や果物が店舗やマルシェなどで見て分かるようになりました。

毎週末、私は公務での移動の際に、道の駅に設置された直売所やマルシェに寄り、生産者とお話をし、生産者のお勧めする商品を購入することがよくあります。

先日は食用のホオズキ、また日本唯一のオリジナルオーガニックメロン

「トルクメナバード」を見つけ購入しました。

これらは農業における環境負荷低減の取組として、これまで稻わらと堆肥の交換による耕畜連携等が行われ、会津地域では伐採された雑木や下水汚泥から肥料としての有機性資源に生まれ変わり、循環による環境負荷低減の取組が進められています。

環境負荷低減の取組の推進は、有機農業を市町村単位で進めるオーガニックビレッジをはじめ、生産から消費まで一体的な取組を進めていきたいと考えております。

そこで、県は農業における環境負荷低減の推進にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、農地の集約についてでございます。

六月の議会でも質問させていただきました。限られた担い手で地域農業を推進、維持するには、農地の集積から集約化を進める必要があります。

昨年度までに、将来農地を誰が担っていくのか、地域ごとの話合いに基づき地域計画が策定されたことで、農地の集積は一定程度進んでいるようです。

しかし、担い手が規模拡大していくためには、集積により分散している農地においては集約化を進めていく必要があります。

そこで、県は農業担い手への農地の集約化をどのように進めていくのか伺います。

次に、相続未登記や空き家対策についてでございます。

公共土木工事における民有地の取得について、現在整備が進められている通称、西会津町縦貫道路の県道奥川新郷線は、山間部と町場を結ぶ重要な道路で早期の整備完了が求められております。

しかし、このような山間部の道路工事は山林の用地取得が必要なケースが多く、相続登記がなされていない民有地が存在し、権利者の特定に時間がかかります。

かるものや、調査しても権利者が特定できないケースがあり、用地取得に支障が出ております。

そこで、県は公共土木工事に必要な相続未登記の民有地の取得をどのように進めていくのか伺います。

次に、相続と空き家対策についてでございます。

喜多方や猪苗代町などで、空き家や空き店舗の相続人が相続を放棄したり、権利関係者が複雑だつたり、相続人が多数かつ県外在住のため管理できないといった理由や、所有者本人が亡くなれていったり、認知症や高齢などで介護施設に入所しているといった理由で長い間利活用されず放置され、朽ちていく空き家や空き店舗が見受けられます。

長く放置された空き家は、まちの景観やにぎわいを損ね、周囲に建材が飛散したり熊が侵入するなど、周辺の住環境に悪影響を及ぼしております。

このような放置された空き家の多くは、関係者に連絡が取れない、あるいは相続問題で利活用できない物件で周辺住民が支援したくも支援できず、その取扱いに苦慮しているのが現状です。

一方、それらの物件の中には時を経て味わい深いものになり、利活用したい方と所有者や相続人とのマッチングにより、その建築の美しさを生かして利活用すれば、周辺の住環境はもとより、まちの景観やにぎわいづくりによりよい効果をもたらします。

そのため、私はもっと積極的に取り組むべきと考えます。

このような空き家対策の主体は市町村でありますが、人口や世帯の減少に伴い空き家が増加する中、どの市町村でも問題となつております。

空き家対策に積極的に取り組む市町村もあれば、ノウハウがない市町村もあり、それぞれの対応や取組に温度差を感じております。

放置された空き家に何も手を施さず、朽ちていくのを見ているのではなく、

使える社会資源として有効活用し、良好な住環境の維持に加え、まちの景観形成やにぎわいづくりなどよい効果をもたらすためにも、市町村の取組を県が支援する必要があると感じています。

そこで、県は空き家対策に取り組む市町村をどのように支援していくのか伺います。

これで江花からの一般質問を終わりますが、原発事故から十五年がたとうとしております。

当時の主体だった世代が私たち世代に主体は移行しており、僻地、中山間地である在の地域を守る我々としては、郷である町場において収益を得られる、昔からの在郷町としての住環境と仕組みづくりはこれから県政発展にも絶対に必要であると思つております。

私たちも汗をかき、背中を見せ、主体的に活動をしてまいりますので、期待の持てる答弁をよろしくお願いいたします。御清聴ありがとうございます。(拍手)

#### ◎副議長（佐藤雅裕君）執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

#### ◎知事（内堀雅雄君）江花議員の御質問にお答えいたします。

D Cを契機とした持続可能な観光振興についてであります。

本県の美しい自然や温泉、奥深い歴史や伝統文化、おいしい食、県民の温かさなど、これら全てがD Cの魅力であり、来年二月から開幕する大ゴッホ展と併せて地域の宝、ふくしまアートとして、県内外の皆さんにより強力にアピールしてまいります。

古来より仏教文化が栄えた会津地方では、数多くの仏像や寺院が今もなお日本遺産、会津の三十二觀音めぐりとして多くの旅行者に親しまれているよう、私はこうした県内各地で脈々と受け継がれてきた人々の思いや地道な

努力こそが地域の観光資源を将来につなぐ大きな原動力だと考えております。

来年四月からのDC本番に向けては、各地の隠れた観光資源の磨き上げ、おもてなしの向上などのさらなる「シンカ」を後押しするとともに、観光商談会等でのトップセールスにより、私自身が事業者の皆さんとの取組、福島の宝を直接発信し、未来につながる観光誘客を推進してまいります。

DCを通じて、また来たいと思つていただける福島県を目指して、JRや事業者の皆さんと共に取組を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

(総務部長國分 守君登壇)

●総務部長（國分 守君）お答えいたします。

人口減少などの課題を抱える市町村に対する財政措置につきましては、課題を克服するための基盤となる財源の充実強化が重要であることから、これまでも地方財源の確保、充実を強く国に要望してきました。

今後とも、市町村の声を丁寧に伺いながら、実情に応じた十分な財政措置がなされるよう、様々な機会を捉えて国に求めてまいります。

(危機管理部長細川 了君登壇)

●危機管理部長（細川 了君）お答えいたします。

消防団への若者の入団促進につきましては、消防団が人命や地域を守る重要な役割を担つてることや、その活動が地域貢献につながるという消防団員としてのやりがいを防災イベントやSNS等で発信するとともに、高校生向けに団員が直接魅力を伝える出前講座を実施しております。

また、若者が体験入団する様子の動画配信や市町村向けの若者に響く広報の研修会により、消防団活動の意義や魅力のさらなる発信を進め、若者の入団促進に取り組んでまいります。

(保健福祉部長菅野俊彦君登壇)

●保健福祉部長（菅野俊彦君）お答えいたします。

高齢者の生活支援体制の充実につきましては、様々な主体による見守りや買物支援など、地域で支える仕組みづくりが重要であります。

このため、市町村が行う体制の整備や先駆的な取組に補助するとともに、今年度から新たに、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村への伴走型支援を実施しております。

引き続き、関係機関等と連携しながら、生活支援体制の充実を図つてまいります。

次に、介護事業者への支援につきましては、これまで職員の人件費の引上げや介護助手の募集などの経費に対する補助のほか、処遇改善加算の取得促進に向けた専門家の派遣等を実施してまいりました。

さらに、今年度は事業継続に向けた介護報酬の臨時改定や緊急的な財政支援などを、全国知事会を通じて繰り返し国に求めてきたところであります。

引き続き、処遇改善やサービスの質の向上に取り組む介護事業者を支援してまいります。

次に、県内の医師少数区域への医師派遣につきましては、これまで県立医科大学と連携して、地域医療支援教員等を派遣してまいりました。

さらに、今年度から地域医療支援教員を十名増員し、うち五名を会津医療センターに配置したほか、僻地医療に携わる専任医師を県として配置するなど体制を強化いたしました。

引き続き、県立医科大学と連携し、医師少数区域への医師派遣に取り組んでまいります。

(農林水産部長沖野浩之君登壇)

●農林水産部長（沖野浩之君）お答えいたします。

農業における環境負荷低減の推進につきましては、地球温暖化の防止や持

続可能な農業の実現にも寄与することから、有機栽培等の拡大に必要な機械、施設の導入を支援するとともに、優良事例の表彰等により理解促進や技術の普及拡大を図っております。

さらに、温室効果ガスの抑制に効果的な水田の中干し期間の延長や果樹剪定枝等の未利用の有機性資源の利活用を支援するなど、環境負荷低減の取組を推進してまいります。

次に、農業担い手への農地の集約化につきましては、近接した農地で効率的に作業を行うことができ、集積の加速化にもつながることから、市町村等と連携して地域の話合いに積極的に参画し、県内モデル地区等の取組事例の紹介や担い手の意向を反映した地図の提示等により、担い手間の調整や地域計画の更新を促進してまいります。

さらに、団地化に取り組む地域へ協力金を交付するとともに、担い手の規模拡大のための機械導入を支援するなど、今後も、さらなる農地の集約化を進めています。

(土木部長矢澤敏幸君登壇)

●土木部長（矢澤敏幸君）お答えいたします。

公共土木工事に必要な相続未登記の民有地の取得につきましては、相続人が多数に上ることが多く、権利者の把握等に時間を要するため、調査や用地交渉の外部委託により効率的に進めているところであります。

また、権利者が不明な場合には、裁判所が選任した管理人との土地売買契約が可能となる所有者不明土地管理制度を活用するなど、工事に必要な用地取得に着実に取り組んでまいります。

次に、空き家対策に取り組む市町村への支援につきましては、国、県、市町村、不動産関係団体等で構成する連絡調整会議を通じ、空き家の放置抑制に向けた所有者への意識啓発手法や所有者不明等に対応する法的な事例に加

え、まちの景観形成に寄与する先駆的な取組事例などの情報を提供することで、技術的助言を行つてあります。引き続き、空き家対策に有用な様々な情報を収集し、関係者で共有を図るなど、市町村が空き家対策を円滑に推進できるよう、効果的な支援に取り組んでまいります。

(観光交流局長藤城良教君登壇)

●観光交流局長（藤城良教君）お答えいたします。

観光情報と併せた県内道路通行規制情報等の発信につきましては、県内の観光地を訪れる方に快適な旅行をしていただくため、一体的に発信することが重要であります。

そのため、観光客が県内各地の交通情報を適時適切に把握できるよう、道路通行規制情報等を県の観光情報サイトにリンクさせるなど、道路管理者や交通事業者等とも連携しながら、効果的な発信に努めてまいります。

●副議長（佐藤雅裕君）これをもつて、江花圭司君の質問を終わります。

通告により発言を許します。四十七番古市三久君。（拍手）

(四十七番古市三久君登壇)

●四十七番（古市三久君）県民連合の古市三久です。所感を述べて質問をいたします。

福島市に三十三歳の市長が誕生しました。

資本主義の総本山、アメリカの最大都市のニューヨークの市長選挙は、若干三十四歳の社会主義者でイスラム教徒のマムダニ氏が物価高、生活苦改善、富裕層課税などを訴え勝利している。シアトル市でも社会主義者が勝利した。

ニューヨーク市長の勝利の要因は、ミレニアルとZ世代のパワーの炸裂と言われている。

日米双方で政治の地殻変動が起きている。昨年からの衆参両院選挙を通じ

て示された民意と通底している。

参議院選挙は若者、現役世代が覚醒して、政治に参画する人が六百万人増えた。

若者、現役世代は、就職氷河期世代の以降の世代と重なり、一九九〇年代に学校を卒業した世代である。

民意の根底にあるのは、日米とも富の集中と不平等が頂点に達していることによる現状変革願望である。

失われた三十年と言われる日米経済の停滞は、コストカット型経済による低賃金、長時間労働である。

この間政治は非正規労働を容認、推進してきた。その結果、非正規労働者が増大して雇用の劣化を生み出した。

その数は、二〇一四年に一千百二十六万人で、雇用者全体のおよそ三七%に及んでいる。

その結果、非婚、少子化、人口減少、労働力不足、中間層の喪失、貧困層の増大により日本社会は衰退している。

その上、現在の日本の経済はインフレ、円安、物価高、実質賃金の低下を招き、家計は火の車である。

七月に開催された全国知事会、青森宣言は参議院選挙の民意を先取りして、知事は地方に責任を持つために、国をリードして声を上げなければならないとの決意表明をした。

若者が未来を自由に描き、実現できる国づくりを提言している。時宜を得た提言である。知事のリーダーシップに期待したい。

会計年度任用職員制度について。

非正規雇用は民間だけでなく、自治体は会計年度任用職員という名の非正規労働者が増大して七十万人を超えている。

批判を受けて、二〇一七年、会計年度任用職員制度を法に位置づけたが、民間の非正規労働者には適用される労働法の保護が公務員は除外されてしまう。

労働契約法の無期転換ルールや雇い止め規制、パート有期雇用労働法の均等・均衡待遇、これらが公務員には適用されない。

その結果、雇い止めなどの制度の濫用が危惧される。

非正規雇用は、有期雇用、短時間勤務、不公正な低賃金の三位一体で成立っている。仕事をぶつ切りにする偽装有期雇用が蔓延している。

一定期間ごとに行われる公募と選考業務など、無駄な管理業務も発生している。

非正規公務員は、住民サービスを提供する場面で重要な役割を担っている。ところが、非正規公務員に対する権利保障は著しく弱い。

会計年度任用職員制度導入時、両院とも以下の附帯決議がなされた。「任用の在り方の検討を引き続き行うこと。」、「本法施行後、施行の状況について調査検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずること。」しかし、いまだにこれらの検討や措置が行われていない。

昨年、石破総理は非正規社員から正社員への転換、そして会計年度任用職員の待遇改善に取り組むと発言した。

その四か月後、鳥取県は短時間制正社員制度を発足させた。

日本創生に向けた人口戦略の一環であり、若者、女性にとって魅力的な地方での職場環境づくりとして、子育てなどと両立でき、かつ安心して働く働き方と説明している。全国的な潮流になることを期待したい。

会計年度任用職員制度の不条理は、全国の自治体に共通している。会計年度任用職員制度の見直しを知事会提言に盛り込むことを知事にお願いをした

いと思う。

地方の責任者である知事に、若者、女性のための短時間制正社員制度の創設を期待したい。

一、知事部局における会計年度任用職員について、令和二年度から令和六年度における年度末の任期満了者数を尋ねたい。

二、知事部局における会計年度任用職員について、令和二年度から令和六年度にそれぞれ何人公募したのか尋ねたい。

三、知事部局における会計年度任用職員について、令和八年度末における任期満了数を事務、技術、技能及び労務ごとに尋ねたい。

四、知事部局における会計年度任用職員について、令和六年度末の任期満了者のうち、令和七年度の公募に応募したが採用されなかつた人数を尋ねたい。

五、同一の者について、公募によらない再度任用の限度を連続二回とするよう努めることとする技術的助言が総務省の会計年度任用職員制度の運用に係る事務処理マニュアルから削除されたが、県が従前の取扱いを継続する理由を尋ねたい。

六、知事部局における会計年度任用職員について、令和六年度に応募者数が公募人数に満たなかつた人数を事務、技術、技能及び労務ごとに尋ねたい。

七、知事部局における会計年度任用職員について、令和六年度の公募に対する応募状況を事務、技術、技能及び労務ごとに尋ねたい。

八、知事部局における会計年度任用職員について、令和七年度の公募による新規採用者数を事務、技術、技能及び労務ごとに尋ねたい。

九、知事部局における会計年度任用職員について、どのような手続で公募及び選考を行つてているのか尋ねたい。

十、短時間勤務でも、正社員としての待遇を保障する短時間勤務職員制度

を新設して必要な人材を確保すべきと思うが、県の考えを尋ねたい。

二、会計年度任用職員の実態調査について。

人事委員会は首長から独立した中立機関で、地方公務員の人事行政に対する専門的、中立的な機関である。職員の給与、勤務時間等の勤務条件について、議会と首長に勧告する権限がある。

様々な職種が存在する会計年度任用職員について独自の調査を行い、勧告、報告に反映すべきである。

不当な雇い止めも任期満了だと解されることが一般的だという。雇い止めの是非の検証も不可避である。

また、補助的な労働と強調され、低賃金、低労働条件も正当化されている。人事委員会は、会計年度任用職員に労働基準監督機能が十分に働いているかが問われる。

一、県人事委員会は、会計年度任用職員の業務内容等の把握及び評価を行つてているのか尋ねたい。

二、厚生労働省の職務分析実施マニュアルを参考にしたヒアリング調書を用いて会計年度任用職員の実態を調査すべきと思うが、県人事委員会の考えを尋ねたい。

三、会計年度任用職員に支払われる給与は総務省の会計年度任用職員制度の運用に係る事務処理マニュアルを踏まえたものになつてているのか、県人事委員会の考えを尋ねたい。

四、会計年度任用職員に支払われる給与は業務内容に見合つたものになつているのか、県人事委員会の考えを尋ねたい。

技能職の人材確保について。

近年の日本は道路陥没、水道管破裂、農業用水路の漏水など、インフラの経年劣化による事故が頻発している。

国交省によれば、市区町村の土木部門の職員は、昨年度までの二十年間で一三%減少と担い手不足が深刻になつてゐる。

本県も技術系職種で必要な職員を確保できていない実態にある。労働市場で民間に買い負けしていると言わわれてゐる。

一、技術職の過去十年間の採用予定人員に対する合格者数について、県人事委員会に尋ねたい。

二、技術職の人材確保に向け処遇改善、試験制度の改革などの取組について、県人事委員会に尋ねたい。

教員の働き方改革について。

令和七年九月公表の教員の勤務実態調査結果は、教頭先生の時間外勤務は依然として突出してゐる。校舎の解錠、施錠が大きな要因と言われてゐる。

四十五分の休憩時間の平均取得時間は、小中学校は四分の一以下、高等学校、特別支援学校は三分の一以下となつてゐる。労働基準法第三十四条違反改正給特法附帯決議は、学校・教師が担う業務に係る三分類の取組の確実な実施と財政措置等の条件整備を求めてゐる。

三分類の「教師以外が積極的に参画すべき業務」に学校の解錠、施錠も位置づけられた。設置者の責任にすべきではないか。

また、学校における働き方改革については、自治体の関係部署が一体となって取組を推進すること、教育委員会は教師不足の解消を図るために対策に万全を図ること、人事委員会は教育職員の働き方に相談できる体制の構築に努めることなど、それぞれの機関に特別の配慮を求めてゐる。

一、教頭の負担軽減のために、市町村立学校の解錠と施錠を担う人材を配置するよう各市町村長に働きかけるべきと思うが、県教育委員会の考え方尋ねたい。

二、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、令和八年一月から教職調整額が五%になる予定であるが、教職調整額を時間外勤務時間に換算すると何時間になるのか尋ねたい。

三、県教育委員会は、公立小中学校における実効性のある教員の休憩時間の確保に向け、どのように取り組んでいるのか尋ねたい。

四、県教育委員会が任用する公立学校非常勤職員の職種及び合計人数を尋ねたい。

五、県内の公立学校において、正規職員としての短時間勤務職員制度を新設すべきと思うが、県教育委員会の考えを尋ねたい。

福島第一原発の廃炉は、時間の経過とともに作業の困難が浮き彫りになつた。

先日の東京電力特定原子力施設監視・評価部会は、作業工程の遅延が説明された。高線量に阻まれ、作業が進められないことが遅延の要因になつてゐる。

廃炉には百年単位の時間を要することは、他国の事故処理を見れば明らかである。

事故炉の老朽化対策と併せて、地震対策の再検討が不可避である。

そのため、事故処理の安全確保は難問山積、三号機の燃料デブリの取り出しあは準備に十五年かかり、開始は最速でも二〇四〇年以降だと発表した。十九年の遅れになる。

二号機の燃料取り出しの見通しは立つてない。

現状は、福島第一原発の廃炉の見通しは不透明の一言に尽きる。

一、福島第一原発の廃炉の最終形として建屋の解体を求めていくのか、県の考え方尋ねたい。

二、福島第一原発の廃炉に向けた中長期ロードマップの見直しが必要と思うが、県の考えを尋ねたい。

三、福島第一原発の廃炉の現状と将来について、知事の考えを尋ねたい。

放射能物質を含む除去土壤について。

福島県外汚染土は各県に任せ、復興再生利用はせず最終処分する。

福島県内の汚染土は国が責任を持ち、福島県外で最終処分するはが、復興再生利用は福島県内でも利用可能になった。不合理と矛盾の極みの環境省、知らぬ顔の半兵衛を決め込む東京電力。

除去土壤について、廃棄物の排出者責任の原則に基づき、全量を東京電力が有する県外の敷地内で最終処分するよう国と東京電力に求めるべきと思うが、県の考え方尋ねたい。

県民健康調査について。

昨年十二月定例議会の私の質問に対する県の回答は、県は原発事故による放射線被曝の影響は考えていないとの印象を受ける。

しかし、検査四回目までの評価部会のまとめに対し、日本疫学会推薦の祖父江氏は賛同していない。

また、外部の科学者のグループから、部会まとめに対する科学的根拠が示されていないとの批判もある。

昨年の第六十七回日本甲状腺学会において、福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センターの甲状腺検査部門長の志村浩己氏は、二巡目と三巡目で検出された甲状腺がん患者の大部分は、その前の検査では結節がなかつたと発表している。

これは、福島で深刻な被曝を受けた住民の甲状腺がん症例が事故後に始まり、二年間で甲状腺がんが極めて急速な成長をしたことを示している。

甲状腺検査で検出された甲状腺がんのこののような特徴は、自然に発生する、

ゆづくりと成長する甲状腺がんとは全く異なるものであり、原発事故の影響は否定できないのではないかとの指摘がある。

二〇一五年十一月二十日に行われた第五十七回検討委員会では、過剰診断ではないとの委員の発言が多くを占めた。

原発事故後、県内の甲状腺がん罹患者数は、二〇一五年七月時点で四百名を超えて、手術を受けた人は三百四十八名を数える。

県民健康調査で甲状腺がんの診断を受けた方の多くは、がんに罹患した原因は原発事故と関係ないと医師から説明されることが多いと仄聞する。

甲状腺がんが見つかり手術を受けた方は再発し、リンパ節転移や静脈侵襲があり、当初の説明とは違い、甲状腺がん裁判の原告に加わった方もいる。

原告の方の裁判の陳述の一部を紹介する。

「高校二年生のときに甲状腺がんが見つかって、手術をすることになりました。どうしてがんになつたのか先生に聞くと、この大きさになるには十年以上かかるから、原発事故の前にできたものと説明されました。私は原発事故と関係ないというその言葉を素直に受け入れました。

裁判のためにカルテを開示すると、一回目の検査のときは、がんどころか結節もありませんでした。僅か二年で一センチのがんができるのです。しかも、リンパ節転移や静脈侵襲がありました。事故前からあつたという医師の発言はうそでした。

この事実を知り、私の精神状態は悪化し、提訴後、会社を辞めました。私にとって福島で育つということは、国や社会は守つてくれないということを感じることでした。十分過ぎるほど諦め、失望しました」。

このような福島の若者を、県は放射線の影響ではないとの一言で見放すべきではありません。

七月二十五日の第五十六回検討委員会で、重富座長は「ここで承認すると

かしないとかという問題ではない」、「まとめは放射線と関係がないとは断定していい」と発言している。

この発言は、専門の異なる意見を県に届けるのが検討委員会の役割で、最終判断は県に委ねるとしたのが結論と考える。

放射線の影響である可能性を考慮した県民対応と健康被害から若者を救済する施策を講じること、さらに科学的な検討により、県民の理解が深まる検討委員会にすることを県に期待したい。

一、県民健康調査検討委員会において、甲状腺検査評価部会のまとめに関する報告があつた際に、検討委員会座長も「ここで部会のまとめを承認するとかしないという問題ではない」と発言したこと踏まえ、まとめの取扱いに対する県の考え方尋ねたい。

二、甲状腺検査評価部会のまとめにおいて、甲状腺がんと放射線曝露との関連について、県民健康調査検討委員会座長が「まとめでは放射線との関係がないとは言つていな」と発言したことを踏まえ、まとめに対する県の考え方尋ねたい。

三、甲状腺検査評価部会のまとめに関して、県民健康調査検討委員会委員が「基となるデータが正しいかどうか私たちは分からぬ」と発言したことを踏まえ、甲状腺検査評価部会が解析に用いるデータを公開すべきと思うが、県の考え方尋ねたい。

四、医療現場で甲状腺がん患者に対し「放射線との関連がない」と断定的な説明があつたとの声を聞くが、甲状腺検査評価部会のまとめは現時点の評価であることを踏まえ、断定的な表現は控えるべきであることを医療機関に周知する必要があると思うが、県の考え方尋ねたい。

五、国際環境疫学会からの甲状腺がんリスク調査の協力に関する福島県への申入れについて、県の考え方尋ねたい。

六、県民健康調査検討委員会及び甲状腺検査評価部会で構成員以外の研究者から意見聴取をした実績について、具体的な内容を尋ねたい。

七、県民健康調査検討委員会等の構成員以外の研究者から幅広く調査に関する意見を聴く機会を設けるべきと思うが、県の考え方尋ねたい。

八、甲状腺検査評価部会の解析で用いる甲状腺等価線量において、平成二十三年三月十五日から十六日にかけて中通りを襲つた最大の放射性プルームをどのように評価したのか、県の考え方尋ねたい。

公文書等の管理について。

震災から十四年が経過して、伝承館の開館から五年、宮城県のデジタルアーカイブは公開から十年、岩手県は八年になつた。

一方、本県はいまだ方針が決まらず、一般公開には至つていない。二十九万点に及ぶ資料の進捗状況も不透明である。

体制整備を急ぎ、公開可能なデータから順次速やかに公開すべきである。震災等関連文書の保管場所の確保、公文書のデジタル化など、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、公文書等の管理を適切かつ効果的に行う仕組みが急がれる。

一、東日本大震災・原子力災害伝承館に保存されている資料のデータベース化を進め、速やかに一般公開すべきと思うが、県の考え方尋ねたい。

二、震災等関連公文書の保管場所を確保し、厳格に管理すべきと思うが、県の考え方尋ねたい。

三、公文書でデジタル化を進めるためのスキヤナード導入すべきと思うが、県の考え方尋ねたい。

四、公文書のデジタル化に対応した公文書管理条例を制定すべきと思うが、県の考え方尋ねたい。

五、福島県歴史資料館をデジタル化時代にふさわしい公文書館にリニューアル

アルすべきと思うが、県の考え方を尋ねたい。

いわき市内の公共土木工事について。

道路は、生活道路と呼称されるように生活に欠かせないもの。不具合が生じた場合速やかに回復して、県民の利便性を確保すべきである。

近年、未曾有の水害が日常化する状況にある。外水氾濫を防ぐ治水対策が急がれる。

一、県道小野四倉線いわき市小川町上小川地内の路肩崩落箇所の復旧見通しについて尋ねたい。

二、県は真似井川の中平橋から上流の未改修区間について、どのように整備していくのか尋ねたい。

三、原高野川の改修区間における整備状況と今後の見通しについて、見通しを尋ねて、以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

●副議長（佐藤雅裕君） 執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

●知事（内堀雅雄君） 古市議員の御質問にお答えいたします。

福島第一原発の廃炉につきましては、この十月に現地を視察し、一号機を覆う大型カバーや、二号機の使用済み燃料を取り出す設備の設置をはじめ、ALPS処理水の海洋放出によって空となつたタンクの解体など、廃炉に向けた取組が着実に進んでいることを実感しました。

一方、現状においては、今後燃料デブリの本格的な取り出しや取り出した燃料デブリの処分など、前例のない困難な取組が予定されていることを踏まえれば、依然として廃炉に向けた長い道のりの途上にあるものと考えております。

福島第一原発の廃炉が安全かつ着実に進められることが本県復興の大前提

であり、県民の強い思いであります。

そのため、国及び東京電力においては世界の英知を結集し、技術的課題を一つ一つ解決しながら、安全を最優先に作業を進めることが極めて重要であると考えております。

引き続き、国と東京電力の責任において廃炉を成し遂げるよう、求め続けてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

(総務部長國分 守君登壇)

●総務部長（國分 守君） お答えいたします。

知事部局における会計年度任用職員の事務、技術、技能及び労務の年度末の任期満了者数の合計につきましては、令和二年度は六百三十五人、三年度は五百九十九人、四年度は六百二十九人、五年度は六百三十七人、六年度は六百三十九人となつております。

次に、知事部局における会計年度任用職員の事務、技術、技能及び労務の公募人數合計につきましては、令和二年度は八百二十四人、三年度は四百五十八人、四年度は四百五十一人、五年度は六百三十六人、六年度は四百五十五人となつております。

次に、知事部局における会計年度任用職員の令和六年度末の任期満了者数につきましては……

(何事か呼ぶ者あり)

●総務部長（國分 守君） 失礼いたしました。令和八年度末の任期満了者数につきましては不明でございます。

次に、令和六年度末の任期満了者のうち、令和七年度の公募に応募した方で採用されなかつた人數につきましては、二十三人となつております。

次に、会計年度任用職員の公募によらない再度任用につきましては、でき

る限り広く募集し、採用を希望する全ての方の応募機会を確保するため、公募によらない再度任用の回数を連続二回までとする取扱いを継続しているところであります。

次に、知事部局における会計年度任用職員の令和六年度応募者数が公募人數に満たなかつた人数につきましては、事務が三人、技術が一人、技能が六人、労務が四人となつております。

次に、知事部局における会計年度任用職員の公募に対する令和六年度の応募状況につきましては、合計で事務が公募二百六十人、応募九百九十七人、技術が公募二十六人、応募三十四人、技能が公募七十四人、応募七十六人、労務が公募九十五人、応募百五十五人となつております。

次に、知事部局における会計年度任用職員の公募による令和七年度の新規採用者数につきましては、事務が二百十一人、技術が二十六人、技能はなし、労務が八十九人となつております。

次に、公募及び選考の手続につきましては、ハローワークを通して募集し、書類選考及び面接により選考を行つております。

なお、任用する職によつては必要な能力実証を行うため、面接等に加え、実技試験を実施しているところであります。

次に、短時間勤務職員制度につきましては、育児または介護を行う職員を対象に、育児短時間勤務や介護時間等の制度を設け、短時間勤務を希望する職員が働き続けられるよう取り組んでいるところです。

制度の新設には課題もあることから、他県の状況などを注視してまいります。

次に、震災等関連公文書につきましては保存期間を延長し、適切に管理しております。

また、保管場所については、本府分は文書法務課において、出先機関分は

各出先機関において保管しており、今後とも適切に管理してまいります。

次に、公文書のデジタル化につきましては、昨年七月から文書管理システムにおける電子決裁機能の運用を開始し、デジタル化を推進しているところであります。

また、既存の紙文書のデジタル化につきましては、その手法を含め、総合的に検討してまいります。

次に、公文書の管理につきましては、これまで福島県文書等管理規則などに基づき、適切な管理・保存に努めているところであります。

今後とも、電子決裁に係るマニュアル等の周知を図りながら、デジタル化に対応した公文書の適切な管理に取り組んでまいります。

次に、公文書館につきましては、公文書館法により、歴史的価値のある公文書を管理する施設として位置づけられております。

県では、福島県文書等管理規則などに基づき、歴史的資料等は福島県歴史資料館において管理することとしており、今後とも適切に対応してまいります。

●危機管理部長（細川 了君）お答えいたします。  
（危機管理部長細川 了君登壇）

福島第一原発の廃炉の最終形につきましては、国に対し、燃料デブリを安全かつ確実に取り出し、燃料デブリを含めた放射性廃棄物を国の責任において県外で確実に処分するよう、繰り返し求めしてきたところであります。

廃炉の最終形を考える上では、この二点が重要であることから、引き続き国及び東京電力に対し、総力を挙げて取り組むよう求めてまいります。

次に、廃炉に向けた中長期ロードマップにつきましては、これまで国において、廃炉の進捗状況を踏まえ、数次にわたり見直しが行われてきたところであり、その必要性については国において判断されるものと承知しております。

す。

(生活環境部長宍戸陽介君登壇)

●生活環境部長（宍戸陽介君）お答えいたします。

除去土壤につきましては、二〇四五年二月までに県外最終処分することが国の責務として法律に定められております。県といたしましては、県外最終処分の実現に向け、最後まで責任を持つて対応するよう国に求めてまいります。

(保健福祉部長菅野俊彦君登壇)

●保健福祉部長（菅野俊彦君）お答えいたします。

県民健康調査検討委員会における甲状腺検査評価部会のまとめの取扱いにつきましては、部会の専門的な議論を踏まえて作成され、検討委員会に報告されたものであります。

検討委員会では報告を受け、県民健康調査に関し助言を行うものと認識しております。

次に、甲状腺検査評価部会のまとめにおける甲状腺がんと放射線被曝との関連につきましては、検査五回目までの結果において、関連があるとは認められなかつたとの見解が示されております。

●土木部長（矢澤敏幸君）お答えいたします。

県といたしましては、今回のまとめや今後の議論を踏まえ、引き続き適切に対応してまいります。

次に、甲状腺検査評価部会の解析に用いるデータの公開につきましては、個人情報保護の観点から非公開としております。

次に、甲状腺検査評価部会のまとめの医療機関への周知につきましては、県立医科大学が開催し、県内外の検査実施機関が参加する会議において、適切な周知に努めてまいります。

次に、国際環境疫学会からの甲状腺がんリスク調査の協力に関する福島県

への申入れにつきましては、平成二十八年に書簡が届いております。

県においては、専門的見地から広く助言を得る観点で県民健康調査検討委員会を設置しており、委員会は必要に応じ、外部専門家等の意見聴取を行っているところであります。

次に、県民健康調査検討委員会等における構成員以外の研究者から意見聴取をした実績につきましては、委員会が設置されて以降、四回実施されております。

具体的には、県が実施する内部被曝検査に対する評価や妊産婦調査の結果に対する意見聴取などが行われたところであります。

次に、県民健康調査検討委員会等の構成員以外の研究者からの調査に関する意見につきましては、検討委員会等の議論を踏まえ、必要に応じ、検討委員会等において聴取がなされるものと認識しております。

次に、甲状腺検査評価部会の解析で用いる、甲状腺等価線量における放射性プルームの評価につきましては、部会が専門的な議論の下、個人の行動記録や放射性物質の拡散の影響を踏まえ、個人ごとの外部被曝と内部被曝線量の合算値から甲状腺等価線量を算出しているものと認識しております。

(土木部長矢澤敏幸君登壇)

県道小野四倉線いわき市上小川地内の路肩崩落箇所につきましては、通行の安全を確保した上で、復旧工事のための調査設計を実施してきたところであり、今後工事に向けて準備を進めてまいります。

次に、真似井川の中平橋から上流の未改修区間ににつきましては、現在、河川の流下能力や洪水が氾濫した場合の影響範囲等を調査しているところであり、今後は下流区間の改修工事の進捗を図りながら、上流の未改修区間の整備内容を検討してまいります。

次に、原高野川の改修につきましては、J.R常磐線から上流約一・一キロメートルの区間で堤防等の整備を進め、これまでに下流側の約七百メートルの区間が完成しており、引き続き、残る区間の早期完成に向け、工事を推進してまいります。

(文化スポーツ局長紺野香里君登壇)

◎文化スポーツ局長（紺野香里君）お答えいたします。

伝承館に保存されている資料につきましては、約八割のデータベース化が終了しております。

今後は、残りの資料のデータベース化を進めるとともに、資料の公開に必要となる基準を設定するなど、有識者の意見も踏まえながら、一般公開に向けた準備を進めてまいります。

(教育長鈴木竜次君登壇)

◎教育長（鈴木竜次君）お答えいたします。

市町村立学校の解錠と施錠を担う人材の配置につきましては、解錠と施錠の時刻を定めていない学校もあることから、まずは適切に時刻を設定するよう働きかけるなど、市町村教育委員会と連携しながら、教頭の負担軽減を進めてまいります。

次に、教職調整額につきましては、時間外勤務時間の長短や正規の勤務時間の内外を問わず包括的に評価するものとして、法令により一律に支給しております。

そのため、教職調整額を時間外勤務時間に換算することは困難であります。

次に、教員の休憩時間の確保につきましては、ほぼ全ての公立小中学校に配置したスクール・サポート・スタッフの業務支援により教員の負担軽減を図っているところであり、今後も教員への業務支援の好事例を共有し、その活用を促しながら、教員の休憩時間の確保に努めてまいります。

次に、県教育委員会が任用する公立学校非常勤職員の職種及び合計人数につきましては、令和七年五月一日現在で非常勤講師、スクール・サポート・スタッフ、スクールカウンセラーなど、十一の職種で合計二千三百八十六人であります。

次に、県内の公立学校における短時間勤務職員制度につきましては、育児または介護を行う職員を対象に、育児短時間勤務や介護時間等の制度を設け、短時間勤務を希望する職員が働き続けられるよう取り組んでいるところであります。他県の状況等を注視してまいります。

(人事委員会委員長千葉悦子君登壇)

◎人事委員会委員長（千葉悦子君）お答えいたします。

会計年度任用職員の業務内容等につきましては、任命権者において制度運用をしており、これまで県人事委員会では、個々の状況に関する把握及び評価は行っておりません。

次に、会計年度任用職員の実態調査につきましては、令和二年度の制度導入から一定期間が経過したことを踏まえ、任命権者と運用上の課題などを確認し、調査の必要性を検討してまいります。

次に、会計年度任用職員の給与につきましては、任命権者において、総務省の事務処理マニュアルなどを踏まえ、給与等の条例、規則を定めるものと考えております。

次に、会計年度任用職員の業務内容等に応じた給与の定め方につきましては、職務給の原則、均衡の原則等に基づき、任命権者において業務内容等を考慮し、適切に対応すべきものと考えております。

次に、技術職の過去十年間の採用予定人員に対する合格者数につきましては、平成二十八年度は七十一名に対し八十八名、二十九年度は九十二名に対し百二名、三十年度は六十四名に対し七十二名、令和元年度は七十六名に対

し八十二名、二年度は九十三名に対し八十七名、三年度は百十三名に対し九十名、四年度は百三十九名に対し百十六名、五年度は百五十八名に対し百八名、六年度は二百三十七名に対し百二十九名、七年度は二百二名に対し百八名です。

次に、技術職の人材確保に向けた取組につきましては、職員採用候補者試験の先行実施枠に農業や建築など五職種を加えるとともに、転職希望者を意識した説明会を実施するなど、受験者の確保に努めております。

今後も処遇改善を含め、技術職の人材確保に効果的な方策を研究してまいります。

●四十七番（古市三久君）再質問をいたしますが、まず一つは県民健康調査検討委員会について、ちょっと質問いたしますけれども、今度の最後のまとめと記者会見の中で座長がいろいろ発言しているわけですが、それを見ると、多発については認めると。しかし、その原因是不明と言われているとおかつ重富座長は、いろいろ意見を出してもらつて、しかしながら評価部会のまとめはまとめで、検討委員会としては承認も非承認もしないということを言つているわけですね。

そして、今話したように、多発はみんな認めているのだけれども、原発との関係については、これは何とも言つていよいわけですね。

それをやっぱり検討委員会としては、県民の安心・安全、あるいは今裁判をやっている方などもいらっしゃいますけれども、がんになった方々に寄り添うという意味では、何が原因でそうなったのかという原因追求をしなくてはならないと思うのです。

これは科学ですよ、科学。私は科学論争をする気はないのだけれども、科学的に証明しなくてはならないと思うのです。

だから、それを県がどのように科学的に証明するかについて、やっぱりしつかりやつていかなくてはならないと思うのです。

結果は、要するに放射線による影響がなかつたということでもあつたということでもよいし、それを県が明確に証明するような体制をつくつていかなくてはならないと思うのです。私はそれが県の役割だと思っています。

先ほど保健福祉部長が、要するにデータについてはいわゆる個人情報だから公開できないとおっしゃいましたよね。確かに個人情報だから、その秘匿性をどういうふうにして、データを解析したものを公開するかという、ただ一定の人たちに公開して議論して、そしてその根拠をやっぱり明確にしないと、私は検討委員会のそういう決めたことについても、委員の方も何だから分からぬと言つているわけだから、その辺をどういうふうにこれから考えていくのか。

つまり、一つは科学的な証明とデータの公開、それから甲状腺がんの原因についてどういうふうにしていくのかをやっぱり県は考えていかなくてはならないと思うのですが、どういうふうにしてやつていくのかについて、考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

保健福祉部長に尋ねます。

●副議長（佐藤雅裕君）四十七番議員に申し上げます。

当該再質問の範囲は主質問の範囲を超えておりますので、データの公開についての再質問ということで答弁をさせますので、御了承をお願いいたします。

執行部の答弁を求めます。

●保健福祉部長（菅野俊彦君）再質問にお答えいたします。

データの公開につきましては、個人情報保護の観点から公開しない扱いとしており、統計処理後の解析結果を資料として公開しているところでござい

ます。

●四十七番（古市三久君）再質問しますけれども、今の質問はさておいて、つまり最初の質問で、このまどめに對する県の考えは助言するとおっしゃいましたよね。

これ検討委員会は県に助言するのですか。そういうことでよいのですか。

保健福祉部長に質問いたします。

それから、教育長に質問しますけれども、つまり教頭の時間外勤務という、要は解錠、施錠がかなり負担になっているわけですよね。

つまり、市町村によって、市町村が独自に人を雇つて解錠、施錠をしてい るわけですよ。

だから、その時間を決めればよいつて問題ではないと思うのです。市町村によつて差があると思うのです。

だから、これをどうするかは、教育委員会で考えればよいと思うのですけれども、やっぱり市町村とよく協議をすべきだと思うのです。そういう具体的なことをしないと、私はこの解錠、施錠の問題は解決しないと思う。

この給特法の附帯決議に地方自治体も関与して、財源措置をするとの話がありますよね。だから、そういうことをやつぱりきちと求めていく必要があると思うので、教育長に再度質問したいと思います。

それから、休憩時間の問題です。

休憩時間が取れないのは、先生方が忙しくて人がいないということだと思います。

だから、スクール・サポート・スタッフってさつきおつしやいましたけれども、そういうのをやつぱりもつと増やしていく必要があるのではないかと。

そのためには、もちろん財源が必要ですよね。その財源は国が措置するということなども考えているようなので、ぜひそういうことをきちっとやって

いただいて、人を増やしていただきたいなと思います。

それから、質問二の三に對する人事委員会の答弁で、任命権者が条例を定めるとおっしゃいましたけれども、今条例は定めてあるのですか。

つまり、人事委員会は、そういう条例がなければ条例を定めるように勧告しなければならないため、ちょっとお聞きしたいと思います。  
それから、会計年度任用職員の実態調査はやっぱりちゃんとやるべきだと思います。これまで県人事委員会としては、その数についてはずつと調査しましたよね。

しかし、その中身については全く調査していないので、その辺について、人事委員会の役割として、しっかりと調査をしていただきたいと思います。  
これは人事委員会に再質問したいと思います。以上です。

●副議長（佐藤雅裕君）四十七番議員に申し上げますが、人事委員会への質問二の三に関する再質問で、条例についてあるのですかとかありましたが、これは人事委員会が定めるものではないと思いますので、この質問の範囲での再質問ということでよろしくお願ひいたします。

執行部の答弁を求めます。

●保健福祉部長（菅野俊彦君）再質問にお答えいたします。

県民健康調査検討委員会設置要綱の第一条に、委員会の設置の目的として、福島県が実施する県民健康調査に関し、専門的見地から広く助言等を得るために検討委員会を設置するとあります。そのような認識であります。

●教育長（鈴木竜次君）再質問にお答えいたします。

教頭の負担軽減につきましては、まずは学校の解錠と施錠の時刻を適切に設定した上で、教頭に過度な負担がかからないような解錠、施錠の運用を図るなど、学校設置者である市町村教育委員会と連携しながら、教頭の負担軽減に努めてまいります。

次に、スクール・サポート・スタッフにつきましては、ほぼ全ての公立小中学校に配置しているところであり、今後も教員の負担軽減に向けて、より効果的な活用ができるよう取り組んでまいります。

●人事委員会委員長（千葉悦子君）再質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の実態調査につきましては、制度導入から一定期間が経過したということもありまして、まずは会計年度任用職員関係の条例、規則を所管する任命権者と運用上の課題などを確認することが必要だと考えております。

今後、任命権者との意見交換や他自治体の事例研究を行つてまいりたいと存ります。

●副議長（佐藤雅裕君）これをもつて、古市三久君の質問を終わります。

●二十九番（佐々木 彰君）議長、議事進行、二十九番。

●副議長（佐藤雅裕君）二十九番。

●二十九番（佐々木 彰君）ただいまの四十七番議員の再質問に対し、内容を精査したく思ひますので、議事録を明日までに提出願います。

●副議長（佐藤雅裕君）ただいまの記録の要求につきましては了承いたしました。

通告により発言を許します。十五番渡辺康平君。（拍手）

（十五番渡辺康平君登壇）

●十五番（渡辺康平君）自由民主党の渡辺康平です。このたび、歴史と伝統ある福島県議会において、七十一年ぶりに改装された新たな議場にて一般質問の機会を賜りましたこと、誠に光栄に存じます。

まずは、日頃より御支援を賜つております有権者の皆様、そして共に県政を担う会派の皆様に心より感謝を申し上げます。

議場は、新たな姿へと生まれ変わりました。

では、議会そのものは、果たして現代の地方自治にふさわしい姿へと進化しているでしようか。

私たち県議会には、政策を立案する機能、行政に対する監視機能、そして議決機関としての責務が課されており、それぞれを不斷に強化していくことこそ県民の皆様の負託に応える道であります。

変革を恐れることなく、伝統に根差しつつも、果敢に新たな挑戦を挑む姿勢こそがこれから議会に求められています。

まさに、今こそ福島県議会は歴史と伝統を軸に、未来志向の改革を推し進めるときになります。

我々は、県民の皆様から託された負託の重みを常に胸に刻み、誠実かつ果斷に行動しなければなりません。

その責任を果たすためにも、真に実効性ある政策の実現に向け、今後とも全身全霊をもつて改革に取り組んでまいろうではありませんか。

日々改革する福島県議会であることを念じ、それでは通告に基づき、質問に入らせていただきます。

まず初めに、市町村財政についてです。  
令和六年度の県内市町村の経常収支比率は、三十市町村が九〇〇%を超えており、財政の硬直性が問題となっております。

私の選挙区である須賀川市は、経常収支比率が一〇一・二%であり、人件費、扶助費、庁舎管理費等が五年間で三十億円以上増えました。

その理由として、令和元年東日本台風、新型コロナウイルス感染症、物価高といった災害や社会情勢を原因としたもの、また東日本大震災で倒壊した庁舎、公共施設の建て直し、新設など、これらの維持管理費が増大し、経常収支比率が上昇しています。

県市長会からの令和八年度県予算編成に対する要望では、県の施策立案に

当たっては、市町村の負担を前提としない制度とするか、または新たに市町村の負担を伴うものについては十分な時間を取り、事前に各市と調整するとされております。

県の事業に対して市が一部を負担する、または国の事業に対して市が一部を負担するような制度は限界が来ているという声が上がっています。

そこで、財政状況が厳しい市町村への支援にどのように取り組んでいくのか、知事の考え方尋ねます。

次に、県総合防災訓練についてです。

十月に白河市で実施された福島県総合防災訓練に参加いたしました。

地震や土砂災害など、複合災害を想定した内容となつており、多くの関係機関が連携した訓練であつたと評価しております。

一方で、改善すべき点も見受けられました。

現地には多くの警察、消防、消防団、自衛隊、医療従事者などが集結していたものの、その大半が実際には見学者であり、訓練全体が見せる訓練、いわゆる劇場型訓練になつていて印象を受けました。

劇場型訓練とは、シナリオや役割を事前に固定した演出重視の訓練であり、当日にシナリオを明かさず、状況に応じて各機関が臨機応変に対応することで災害時の判断力や連携体制を鍛える実効性の高い手法です。

また、今後の訓練においては、能登半島地震をはじめ、大分県佐賀県で発生した大規模火災への対応訓練や、県庁と市町村との通信が遮断された状況を想定した情報伝達訓練など、現実に即した、より深刻な危機を想定したシナリオを導入すべきと考えます。

そこで、福島県総合防災訓練において、より実践的な訓練を行うべきと思

いますが、県の考え方尋ねます。

次に、三、除去土壤等についてです。

環境省は、東京電力福島第一原発事故に伴う除染により発生した土壤のうち、放射性物質濃度が比較的低く、再生利用が可能なものについて、その呼称を「復興再生土」と定めました。

これは、最終処分の対象となる濃度が比較的高い土との呼び方を明確に区分することで、安全性に対する国民の理解を深めることを目的としています。従来は、放射性物質濃度が基準値を下回り、土木資材として再生利用できる土と、基準値を上回り、福島県外での最終処分が必要となる土の両方を一まとめに除去土壤と呼称しており、報道などでもこの違いが十分に区別されていませんでした。

特に、東京新聞は除去土壤を汚染土とあえて記し、反対運動をあおった結果、新宿区や所沢市にて再生利用に対する理解が進まず、混乱を招いてきました。

大多数の関心の薄い人々にとつては、そのような用語が定義として受け止められやすく、汚染水と処理水が異なるものであるように、呼称を明確に区別することは理解を促進するための重要な第一歩といえます。

先日の知事記者会見において、記者から「県としても、公文書や会議等でこの呼称を使用する予定があるのか」と問われた際に、知事は「今後検討する」と答弁しました。

そこで、国が決定した「復興再生土」の呼称を使用することについて、県の考え方尋ねます。

次に、四、熊の被害対策についてです。

全国的に熊の市街地出没が相次ぎ、従来の猟友会依存の体制だけでは、住民の生命と安全を守り切れない状況が続いております。

本県においても猟友会の高齢化、人員不足など現行体制の課題が既に顕在化しております。

さらに、近年はいわゆるアーバンベアの目撃件数が増加しています。

私の地元須賀川市でも、小学校付近やニュータウンなど、市街地での熊目撃情報が相次いでおり、市民は大きな不安を抱いています。

もはや里山の問題ではなく、市街地を含む生活圏全体をどう守るかが問われています。

こうした中、近年幾つかの自治体では、ガバメントハンターを配置しています。

例えば宮城県では、元自衛官二名、元警察官七名を会計年度任用職員として正式採用し、ガバメントハンターとして日々出動しています。

これらの職員は、四、五名体制でローテーションを組み、年間二千件規模の鳥獣被害対策を行う実動部隊として確立しています。

また、対象はイノシシが中心ではありますが、捕獲後には猟銃を用いたとどめ撃ちにまで対応しており、元自衛官、元警察官の訓練、知識、射撃経験が行政直営の鳥獣被害対策として実際に機能しています。

宮城県議会でも、熊対策にもこの職員を活用すべきと議論が始まっています。制度拡大の動きが出ています。

また、ガバメントハンターの導入については、自民党議員会の十二月要望にも記載されており、熊出没数が多い福島県こそ、県民の生命を守る実動部隊を整備すべきです。

そこで、自治体が雇用する鳥獣対策に関する専門人材、いわゆるガバメントハンターの設置について、県の考えを尋ねます。

次に、県警本部に伺います。

今回の熊問題は明らかに治安の問題であり、いかに住民の生命と財産を守

るのかという問題であります。

アメリカ、カナダなど諸外国では、危険鳥獣に対する対応は警察権を持つ武装専門官が担い、市街地や学校付近に危険鳥獣が出没すれば即時対応します。

一方、日本のように民間の猟友会に依存して危険動物対応を行う体制は、国際的に見ても極めて異例であり、住民保護という観点からも限界があります。

そして、猟友会はハンティング爱好者や自らの農地を守るために狩猟を始めた人々の組織であり、自衛隊のように、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて国民の生命を守るという任務を負う組織ではありません。

その猟友会に市街地での熊の駆除を要請することに対しても、猟友会内でも異論が出ており、ここに現在の有害鳥獣捕獲体制における構造的問題があります。

このような中、国はクマ被害対策パッケージを発表、十月二十四日付の警察庁通達では、全国の県警に対し緊急銃猟を含む対処訓練の実施、熊被害事案に対応する装備資機材の整備、関係機関との連携体制の強化を明確に求めています。

これらの規定を踏まえれば、本県警としても熊に備えるためにライフル銃等の装備を整備し、猟友会との共同訓練による、より実践的な対応力を高めることが不可欠と考えます。

そこで、警察官によるライフル銃を使用したツキノワグマ駆除について、県警の考えを尋ねます。

次に、五、外国人政策についてです。

高市政権は、外国人政策を看板政策の一つに掲げ、これまでの積極的受入れから一定のルールと管理の下で受け入れる、秩序ある受入れへと大きく方

針転換を行いました。

背景には、全国的に外国人の数が急増する一方で、地域社会の受入れ体制が追いつかず、生活習慣の違いによる地域トラブル、土地の買占め、さらには治安への懸念など、これまで顕在化してこなかつた課題が急速に表面化してきた現実があります。

加えて、今回の政権は自民党と日本維新の会による新たな連立政権であり、連立合意書には、外国人政策に関する制度の適正化と法規制の強化が明記されました。

これにより、国全体として外国人の受入れにおける秩序とルールの確立を重視する方向に政策の軸が移っています。

今後の外国人政策は、国のこうした基本方針の下、進められていくことが想定されます。

さて、福島県では、これまで多文化共生社会の実現を掲げて取り組んできましたが、今後は単に多文化を並列的に受け入れるだけではなく、日本の文化、価値観や地域社会のルールを基盤として、その上で様々な人種、民族が秩序を持つて社会を構成していくことが求められています。

昔から郷に入れば郷に従えという言葉があるように、日本には日本の歴史、文化、習慣があります。

これらの歴史、文化、習慣、さらに地域のルール、生活環境のルールが共

有されてこそ真の共生が成り立つと考えます。

そこで、外国人住民との秩序ある共生社会の実現について、県の考え方尋ねます。

なお、昨日の日本共産党の一般質問にて、参議院選挙で排外主義の主張が躍進したのは全て自民党のせいだという趣旨の演説がありましたので、あえて申し上げます。

これまで外国人による迷惑行為や違法行為について対策を求め、声を上げると、必ず一部の人たちから差別だ、排外主義だ、レイシズムだと批判の対象となっていました。

そうして声なき声を押し潰してきたからこそ、今回の選挙で争点化されたのではないでしょうか。

一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に対し、国民の皆様が不安や不公平を感じる状況が生じていることもまた事実です。

自民党は排外主義とは一線を画しますが、こうした行為には毅然とした対応を求めていきます。

次に、六、訪問看護についてです。

私は去る十一月二十一日、須賀川市内の訪問看護の現場を視察し、ALS患者や老老介護の利用者への在宅療養の事情を確認してまいりました。

訪問看護師の皆様からお話を伺う中で、極めて深刻な現状が見えてきました。

第一に、病院と訪問看護との情報連携がいまだにファックスが主流であり、医療DXが推進されている国の方針とは大きく乖離していることあります。

医療機関が電子カルテを導入し、データ共有の基盤整備が進められている一方で、在宅医療の要である訪問看護との連携は旧来の手段に依存したままでです。

第二に、利用者が病院で受けた検査や診療の内容が訪問看護師に十分共有されない仕組みになつているという実態であります。

本来、在宅療養の中心となる訪問看護側が最新の医療情報を把握できなければ、適切なケア計画を立てることは困難であり、利用者本人にとつても重大なリスクにつながります。

人口減少が進む本県において、在宅医療、訪問看護の役割はこれまで以上

に重要となります。

しかし、情報連携の遅れは在宅医療の質を下げ、地域包括ケアの機能不全につながりかねません。

そこで、県は訪問看護ステーションと医療機関との間で医療情報を共有する仕組みづくりをどのように支援していくのか尋ねます。

次に、七、林業の振興についてです。

JAS材は国が品質を保証した木材であり、公共建築や中大規模木造では強度や乾燥状態が明確なことから採用が進む一方で、県内の中小製材所では機械等級区分の設備導入や認証維持の負担が大きく、JAS材の供給体制が十分に整っていないとの声を多く聞きます。

他県では、岐阜県の認証取得費用の二分の一補助、熊本県の公共建築でのJAS材標準採用、奈良県での独自性能のデータ作成などによるJAS材の普及が大きく進んでおります。

さらに、今後は建築基準法改正や国の政策によって、公共建築物だけでなく非住宅分野でも木造化が進むため、強度が明確なJAS材の需要は確実に拡大していくと見込まれます。

こうした状況を踏まえ、本県として中小製材所が共同で利用できる強度測定等の体制整備、認証取得や追加費用の支援などを通じて、さらなる公共建築等でのJAS材優先利用を進め、総合的なJAS材普及策を講じ、生産拡大を図る必要があります。

そこで、県はJAS材の生産拡大に向け、どのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、八、県産米の振興についてです。

来年から三年間、本県で米・食味分析鑑定コンクール国際大会が開催されます。

須賀川市、会津若松市、そして双葉郡へとつながるこの開催は、県産米のおいしさと震災から立ち上がった本県農業の歩みを全国に示す絶好の機会であると考えています。

金賞受賞米は、市場において高値で取引され、中には一キロ一万円を超える極めて高い評価を受ける米もあります。

まさに、農家が努力によって勝ち取ることができる最高の栄誉であり、農家の夢そのものであります。

金賞は、生産者のやる気を引き上げ、新規就農の後押しにつながり、地域農業の未来を切り開く力を持っています。

本県は、全国新酒鑑評会において、日本酒の金賞受賞数が日本一という実績を誇っています。

次は米においても、金賞受賞数日本一を本気で目指すべきではないでしょうか。

日本酒に続く二冠を達成することこそ、福島県の農業ブランドをさらに高める道であると考えます。

そこで、県は米・食味分析鑑定コンクール国際大会の県内開催に向け、どのように支援していくのか尋ねます。

次に、九、国道百十八号の整備についてです。

国道百十八号は、県中地方と会津地方を結ぶ重要な幹線道路であり、地域間交流や連携強化を支える欠かせない路線です。

鳳坂トンネルの供用開始以降、峠越えが大幅に改善され、交通量も増大していることから、整備効果は明らかに現れています。

先日、期成同盟会の要望活動に同席した際には、天栄村から急カーブが連續する八十内地内の早期改良、さらには湯本温泉の集落を通過する区間の改良について切実な要望が寄せられました。

私自身、これまで一般質問を通じて国道百十八号の整備促進を訴えてきたところであり、引き続き後押ししていく考えです。

そこで、国道百十八号天栄村八十内地内から鳳坂トンネルまでの整備にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、十、警察行政について、最後にヤードについて伺います。

ヤードとは、鉄壁等で周囲を囲った作業場であり、主に海外輸出を目的として自動車の保管、解体、コンテナ詰めなどの作業が行われる施設を指します。

このようなヤードは、外部から内部の様子が確認しづらく、作業の実態が見えにくいため、近隣住民から治安面で不安があるといった声が上がっています。

最近、全国的に外国人グループによるヤードを拠点とした犯罪が複数報じられており、例えば今年十月、千葉県内のヤードでアフガニスタン国籍の男らが盗難車を保管していたとして逮捕された事件があります。

また、今年四月には、埼玉県内でヤード内に盗難車を保管、解体していたとして、パキスタン人やアフガニスタン人ら八人が逮捕された事例も報じられています。

もちろん全てのヤードが問題を抱えているわけではありません。しかしながら、こうした犯罪リスクがあるからこそ、そして住民の不安が無視できないうからこそ、ヤード対策を強化する必要があると私は考えます。

そこで、県警察は周囲を鉄壁等で囲まれ、自動車の解体、コンテナ詰め等を行う作業場、いわゆるヤード対策についてどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

以上、今回の質問は市町村財政、熊対策、外国人問題など、県民にとつて関心の高い課題について質問させていただきました。

県執行部と県警本部においては、県民の期待に応えられるよう真摯なる答弁を求め、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○五十八番（佐藤雅裕君）五十八番。

○副議長（佐藤雅裕君）五十八番。

○五十八番（神山悦子君）ただいまの十五番、渡辺康平議員の発言の中で、私ども県議団の質問に対する部分もありましたので、今の発言内容を精査したいので、資料を求めます。

○副議長（佐藤雅裕君）ただいまの記録の要求につきましては了解をいたしました。

では、執行部の答弁を求めてます。

（知事内堀雅雄君登壇）

○知事（内堀雅雄君）渡辺議員の御質問にお答えいたします。

財政状況が厳しい市町村への支援についてであります。

先日開催された福島県市長会との意見交換会では、厳しい財政事情を抱える市長から「財政の危機を立て直すため、施設の統廃合や歳入の確保に全力で取り組んでいる」との切実な声を伺いました。

県では、これまで将来の財政運営に関する財政診断の実施など、様々な機会を捉えて、各市町村の実情や財政需要を踏まえた技術的な助言等を行つてまいりました。

私は、健全な財政を維持していくために、市町村が財政改革をどのように進めていくかと共に考え、後押しをしていくことが広域自治体として重要な役割であると考えております。

そこで、市町村財政計画の策定については県のノウハウを生かし、共につくり上げていくスキームを構築してまいります。

また、市町村負担を伴う県単独事業については、県市長会や県町村会など、

関係機関と丁寧な協議を行つてまいる考え方であります。

さらに、財政状況が特に厳しい市町村に対し、福島県市町村振興基金を活用した支援の方法についても検討を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長から答弁をさせます。

（危機管理部長細川了君登壇）

●危機管理部長（細川 了君）お答えいたします。

県総合防災訓練につきましては、これまで予期できない突発的な事象に対処できるよう、訓練想定を事前に提示せず、災害現場の実態に即した訓練にも取り組んでまいりました。

今後は、より実践的で、災害時における判断力と行動力を向上させる訓練

内容の検討を行い、関係機関と緊密に連携しながら、災害対応能力のさらなる強化に向けた訓練の実施に取り組んでまいります。

（生活環境部長宍戸陽介君登壇）

●生活環境部長（宍戸陽介君）お答えいたします。

「復興再生土」の呼称の使用につきましては、国による県外最終処分の実現に向けた理解醸成の取組の一つと受け止めております。

県といたしましては、法律で定義された「除去土壤」の名称を従来どおり使用することを基本としながら、その状況に応じて、適時適切に「復興再生土」の呼称を使用しております。

次に、いわゆるガバメントハンターの設置につきましては、熊の市街地出没等における緊急時の対応や狩猟者が不足する地域における捕獲体制の確保に有効な手段であり、現在、県におきましては、緊急時に市町村に派遣し麻酔銃での捕獲を行う、狩猟免許を持った獣医師一名を配置しているところであります。

今後は、他の都道府県の動向も注視しながら、国の被害対策パッケージに

よる支援制度の活用も含め、ガバメントハンターの設置や運用について検討を進めてまいります。

次に、外国人住民との秩序ある共生社会の実現につきましては、外国人住民に対する生活上のルールや異文化の理解促進など、共に安心して暮らすための環境づくりが重要であると認識しております。

国において、来月を目途に、秩序ある共生社会の実現に関する基本的な考え方や取組の方向性を示すこととしており、県といたしましては国の動向も注視しながら、外国人住民との共生に取り組んでまいります。

（保健福祉部長菅野俊彦君登壇）

●保健福祉部長（菅野俊彦君）お答えいたします。

訪問看護ステーションと医療機関との医療情報の共有につきましては、これまでキビタン健康ネットによる医療情報のネットワーク化を推進するとともに、医療機関のＩＣＴ導入等を支援してまいりました。

引き続き、キビタン健康ネットのさらなる普及促進を図るとともに、国が導入を進めている全国医療情報プラットフォームの運用状況を注視しながら、医療情報の連携に資するＩＣＴの導入支援に努めてまいります。

（農林水産部長沖野浩之君登壇）

●農林水産部長（沖野浩之君）お答えいたします。

J A S材の生産拡大につきましては、ふくしま県産材利用推進方針において、品質や性能が明確なJ A S材の認証取得を促進することとしており、認証取得に係る費用や製造に必要な機器の導入を支援しております。

また、品質管理体制の整備等を単独で行うことが困難な中小製材工場の認証取得を促進するため、複数の工場が連携し製造工程を分担する、新たに国が示した方法の活用を登録認証機関と検討するなど、今後もJ A S材の生産拡大に取り組んでまいります。

次に、米・食味分析鑑定コンクール国際大会につきましては、本県産米のおいしさや魅力を伝える絶好の機会となることから、開催地となる市町村等に企画の立案などの助言を行つてあるところであります。

今後は、多くの方が出品されるよう周知するとともに、食味向上に向けて、品種の特性等に応じた施肥管理や土づくりの栽培技術等を丁寧に指導することにより、県産米の品質の向上が図られ、その魅力が国内外に発信される有意義な大会となるよう支援してまいります。

(土木部長矢澤敏幸君登壇)

●**土木部長(矢澤敏幸君)** お答えいたします。

国道百十八号天栄村八十内地内から鳳坂トンネルまでの整備につきましては、急カーブが連続する箇所があることから、これまでに地形条件等を把握するための航空測量や整備が必要な区間の選定を進めてきたところであります。引き続き地元の意見等を丁寧に聞きながら、急カーブの解消に向け、計画ルートや道路構造の検討など整備に必要な調査を計画的に進めてまいります。

(警察本部長森末 治君登壇)

●**警察本部長(森末 治君)** お答えいたします。

警察官によるライフル銃を使用したツキノワグマの駆除につきましては、県民の安全確保のための重要な任務と考えております。ライフル銃はもともと配備されているほか、今後警察庁から駆除という任務の特性に適したもののが追加配備される予定もあります。

県警察では、ツキノワグマの安全かつ確実な駆除に向け、今後、知見を有する猟友会等の協力を得ながら実践的な訓練を行うとともに、必要な体制の構築等を進めてまいります。

次に、いわゆるヤードの対策につきましては、県内で約二十か所のヤード

を把握しており、これらヤードが治安上の問題とならないよう、県をはじめとした自治体や関係機関と連携の下、関係法令に基づく立入り等を実施し、法令が確實に遵守されているかを調査するほか、各種警察活動を通じ、実態把握に努めています。

これらの取組により、法令違反が認められた場合には、積極的な行政指導と事件化の両面において厳正に対処してまいります。

●**十五番(渡辺康平君)** 大項目六、訪問看護について、保健福祉部長に再質問させていただきます。

在宅医療の要であり、訪問看護の必要性というのは県も認識されていると思います。

ただ、やはり、もう少し具体的な答弁を求めたかったと思つております。特にこの医療DXというのは、平時だけではなく災害時のDXにもなつてまいりますので、ここについて、やはりいかに具体的に医療情報連携に資するICTの導入等に努めていくのか非常に重要な役割になつてくると思います。

そこで、改めてお伺いします。

県は訪問看護ステーションと医療機関との間で医療情報を共有する仕組みづくりをどのように支援していくのか、保健福祉部長にお伺いいたします。

●**保健福祉部長(菅野俊彦君)** 再質問にお答えいたします。

訪問看護ステーションと医療機関の医療情報の共有につきましては、在宅医療を効率的、効果的に推進していく上で、今後ますます重要な役割を担うものと認識をしております。

県としましては、例えば訪問看護先でも患者さんの情報を閲覧できたり、赴いた先で記録ができる端末ですか、それに関するソフトウエア、そういった医療情報の連携を円滑にできるICT等の導入について、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

●副議長（佐藤雅裕君）これをもつて、渡辺康平君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は、午後二時二十分といたします。

午後三時二分休憩

午後三時二十一分開議

●議長（矢吹貢一君）休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

直ちに、質問を継続いたします。

通告により発言を許します。五十四番今井久敏君。（拍手）

（五十四番今井久敏君登壇）

●五十四番（今井久敏君）公明党県議団の今井久敏であります。通告により県政一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、公明党は本年十月、二十六年に及んだ連立政権を離脱し、新たな党建設と党勢拡大に向け、出発を開始しました。

私たち議員団も、ここ福島から新たな公明党の歩みを進めていきたいと深く決意をしております。

先月二十九日、全国県代表協議会におきまして、斎藤代表は「公明党は連立政権に区切りをつけ、新たな一步を踏み出した。日本政治の中で、中道改革の旗を高く掲げ、与野党の結集軸として新たな地平を力強く切り開く」と述べ、「生命の尊厳に立脚した、持続可能で幸福度の高い社会の実現を目指すとして、中道改革の旗印となる五つの政策の柱を掲げ、改革を進める」と力強く訴えました。

詳細は省きますけれども、長年公明党が研究してまいりましたベーシックサービスを主体にした社会保障モデルの構築をはじめ、離脱原因となつた政治資金改革など政治改革の五つであり、明年秋の全国大会を目指します。

参議院選以来、右派ポピュリズムによる排外主義的論調が目立ち始めおり、国民のための政策を進める中道の必要性がますます高まっているとの認識の下、だからこそ我が国の政治の安定と発展のため、国家でもイデオロギーのためでもなく、人間のための中道政治を推進する政治勢力、すなわち中道改革の勢力を再構築する必要があるとの結集の意義に応じ、私たち県議団も県政安定、発展、県民満足度の向上に向け、新生公明党の思いで、今後とも知事はじめ執行部の皆さんとしっかりと議論し、臨んでまいる決意ですので、御承知おき願います。

それでは、質問に入ります。

初めに、物価高騰対策についてであります。

十一月二十一日、閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策によれば、経済の現状認識、課題として、デフレ・コストカット型経済から新たな成長型経済に移行段階の分岐点であり、課題は潜在成長力の伸び悩みであり、世界経済の先行き不透明感としております。

足元の景気は緩やかな回復局面にあるものの、賃金の伸びは物価上昇に追いついておらず、食料品を中心とした物価高が家計の安心を揺るがしており、個人消費や民間需要の力強さを欠く状況が続いており、需給ギャップはほぼゼロ%近傍となつておりますけれども、景気は十分に強くなく、地方や中小企業まで景気回復の実感はまだ広がっていないと分析しています。

米国関税も含め、世界経済への先行き不透明感、また国内に目を転じれば、少子化や地方衰退等早急に克服すべき課題が深刻であり、デフレ・コストカット経済から脱し切れておらず、成長型経済への移行道半ばとの分析もされております。

こうした中の総合経済対策として、三つの柱を立てて臨むとしており、第一の柱に生活の安全保障、物価高への対応がありました。

物価高から暮らしと職場を守るとして、重点支援地方交付金二兆円が追加されました。

推奨事業メニューも提示され、米などの食料品対応のプレミアム商品券やお米券、電力、ガス、LPガスを含む負担軽減、小中学校給食費への支援等々例示されているところであります。

そこで、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰対策にどのように取り組んでいくのか、知事の考えをお伺いいたします。

次に、ラムサール条約湿地登録を契機とした猪苗代湖の保全と連携強化についてであります。

福島県のシンボルである猪苗代湖は国内四番目の広さを有し、磐梯山の雄大な姿を湖面に映す鏡のように美しいことから天鏡湖と呼ばれ、四季折々のその美しさは国内屈指であると自負しております。

猪苗代湖は、古くから会津地方や郡山市などを中心に住民の生活や産業の発展に貢献しており、県民にとつてはかけがえのない存在であります。

また、恵みとなる水や食料資源だけでなく、コハクチョウやアザサなど多様な動植物を育む重要な場所にもなっており、こうした貴重な環境を県民が一体となつて引き継いでいくため、今年七月、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約、いわゆるラムサール条約に基づき、国際的に重要な湿地として登録されたところであり、国内では五十四か所目、県内では尾瀬に次ぐ二か所目の登録湿地となつたところであります。

他のラムサール条約登録湿地を見ますと、国内では日本有数のシジミの产地であります島根県の宍道湖において「宍道湖シジミ」がブランド化され、水質保全と徹底した資源管理が行われています。

また、本州最大級のヨシを主体とする湿地が広がる栃木県、渡良瀬遊水地では、渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画に基づき、良好な環境の保全と

治水機能の向上に配慮しながら、遊水地全体の保全・再生が進められており、それぞれ地域資源を生かした保全と振興の両立に成功しております。さらに、海外ではイギリスのノーフォーク湿地において、湿地センターを起点とした質の高い環境保全やエコツーリズム、環境教育に取り組んでおり、国際的にも高い評価を得ているところであります。

これらの取組は、猪苗代湖の将来像を描く上でも、大いに参考になるものであります。

本条約では、保全・再生、賢明な利用、これらを促進する交流・学習の三つの柱を基本理念としており、それぞれの柱に沿った取組を一體的に推進することが重要であります。

本条約湿地への登録は、猪苗代湖の保全意識の醸成や国際的な認知度向上のほか、観光や産業振興、環境教育の推進など新たな一步を踏み出す機会となつております。保全と地域振興の両立に向けたリスタートであると考えております。

そこで、二点質問いたします。

まず、一つ目は猪苗代湖の保全についてであります。

条約の基本理念の柱の一つ、保全・再生に目を向ければ、猪苗代湖は近年、湖水の中性化に伴い、水質の自然浄化機能が低下し、水質汚濁の程度を表す化学的酸素要求量、いわゆるCOD値の上昇に見られるように、水質の悪化が顕在化しております。

このため、まずはこの県民の財産である猪苗代湖の水環境を守っていくための継続した保全活動が必要であります。

そこで、県はラムサール条約湿地登録を契機として、猪苗代湖の水環境保全にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

二つ目は、関係自治体との連携強化についてであります。

猪苗代湖やその周辺地域には、豊かな自然環境と文化的背景を有する一方、観光の季節偏重、人口流出など多岐にわたる課題を抱えています。

これらの課題解決に向けた取組として、猪苗代湖の潜在的な魅力や価値を引き出し、それらを最大限に活用すること、すなわち賢明な利用をしていくことが地域経済の発展や社会的課題の解決につながるものと考えております。

猪苗代湖の保全・再生や賢明な利用を推し進めていくためには、条約の基本理念の柱の一つ、交流・学習を踏まえたCEPA活動、すなわちコミュニケーション（交流）、エデュケーション（教育）、パートナーシペーション（参加）、アウエアネス（普及啓発）を地域に根づかせることが必要であります。例えば、猪苗代湖周辺の地域住民と観光で訪れる方との交流や未来を担う

子供たちへの環境学習、住民や民間企業の保全活動への参加、学びの体験を観光コンテンツとして広げていくことなど、様々な取組を推進していくことが美しい猪苗代湖を守り、持続可能な利用と社会発展に直結するものと確信しております。

一方、これらの取組には地元自治体や地域住民、研究者等だけでは限界があり、猪苗代湖の利用者、県内学校等との連携はもとより、国内外の関係団体等との連携を強化することで猪苗代湖の保全と利用の両立が進むものと思われ、猪苗代湖の豊かで持続可能な未来に向か、地元自治体や関係団体等との連携の強化が必要と考えております。

そこで、県はラムサール条約湿地登録を契機として、関係自治体等との連携強化にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次は、ツキノワグマの被害防止対策についてであります。

全国では、熊による死傷者が過去最大を大幅に更新し、国民の安心・安全

を脅かす深刻な事態となっています。

本県においても、熊による人的被害や農林業被害が深刻化しており、出没

件数の増加、生活圏への進入、農作物被害、さらには学校、公園等における確認事例も相次いでおり、地域住民の不安は日増しに高まっています。

こうした状況を受け、十一月十四日には、国において人の生活圏への出没防止や個体数管理、必要な人材の確保・育成などを盛り込んだクマ被害対策パッケージが決定されたところであります。

このパッケージを効果的に実行するためには、捕獲等の対策を担う狩猟者の役割が重要となります。しかし、高齢化や減少が課題となっていることから、狩猟者の負担を軽減し、より効果的な対策を進めるためには、野生鳥獣対策のための先進的な技術を導入し、省力化された取組を推進することが重要となります。

取組の具体例としては、センサー等により熊の接近を感じし、自動的に電気柵や音声威嚇装置を作動させる機器を設置することや、出没情報を地域住民が共有できるアプリを開発することなどが考えられます。

野生鳥獣被害からの地域の安全確保と持続可能な地域社会の維持のためには、こうしたICTを活用した福島県独自の先進的な取組を積極的に推進し、狩猟者の負担や地域住民の不安を軽減させることができます。

そこで、県はICTを活用したツキノワグマ被害防止対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次は、自動車運転代行業についてです。

運転代行業は、飲酒運転防止、交通安全確保など県民生活に広く貢献する重要な社会インフラです。

しかし、県内の正規認定事業者は、令和七年十一月末現在、平成三十年の三百十三社から二百五十八社へ、随伴車両も八百十八台から五百四十七台へ減少しました。

近年の物価高騰や人件費高に加え、最近では運転代行業を名のり、昼間だ

け営業する競合事業者が現れるなど、運転代行業の経営環境は厳しくなっています。

また、令和六年には六件、令和五年には四件の無保険営業による指示処分があり、無認定営業や無免許従事者による事件も発生しています。

適正料金が定着せず、事業者が必要な利益を確保できない構造的問題がその要因の一つではないかと考えられます。

事業者が安定的に事業を継続させていくためには、最低利用料金の設定が必要と考えます。

最低利用料金を設定することについては、国から必要性の根拠となる地域の実情の正確な把握、検討や自由競争を阻害しない配慮を行うなどとした上で、都道府県において、条例により地域の実情に応じて規定することが可能であるとの技術的助言があるところであります。

そこで、自動車運転代行業の最低利用料金設定に関する条例の制定について、県の考え方尋ねます。

次は、男性の更年期障害への対応についてであります。

令和七年六月に閣議決定された骨太の方針二〇二五において、性差に由来する健康課題への対応が示され、その中では男性の更年期障害への取組も明記されました。

これは、性別に応じた健康支援の充実に向けた重要な一步と受け止めていきます。

男性の更年期障害は、加齢に伴い、男性ホルモンであるテストステロンが減少することで引き起こされます。

四十代後半から多く見られますが、女性の閉経のような明確な時期がなく、徐々に進行します。

症状は、意欲の減退、抑鬱、不眠、疲労感など様々で、生活の質の低下だ

けでなく、職場での生産性の低下や社会的な孤立にもつながる深刻な課題であります。

しかしながら、更年期症状・障害に関する意識調査において、男性にも更多期にまつわる不調があることを知っていると回答した割合は男性の約一〇%と認知度が低い状況にあり、症状を年齢のせい、気の持ちようとして放置する傾向が強く、早期対応が困難です。

また、気軽に相談窓口や専門的な治療を受けられる医療機関が不十分であり、地域格差が強く懸念される現状にあります。

さらに、職場の理解が進んでいないことによる、安心して相談や治療が受けられる職場環境が整っていないこと、男性の健康課題に関する啓発活動が女性に比べて少なく、支援体制が脆弱であることとも課題として認識しています。

そこで、男性の更年期障害対策に取り組むべきだと思いますが、県の考え方をお尋ねいたします。

次は、奨学金返還支援制度についてであります。

本県は、県内企業の産業人材確保などを目的として、奨学金返還支援事業を展開しております。

本年度から公務員を除く全産業に対象を拡大した結果、一次募集では想定の二十五人を大きく上回る五十人の応募があり、九月定例会において補正予算の増額が行わたったところであります。

来年度の募集においても対象人数を増加させるなど、申請を希望する人が確実に支援を受けられるように対応することが望まれます。

現行制度では、自治体職員や教職員は対象外になっています。しかし、人口減少社会において、公務員の確保も困難な状況にあります。

例えば千葉県においては、技術系人材の確保のために奨学金返還支援を行

つており、自治体職員や教職員の採用に際しても、奨学金返還支援に取り組んでいくことが求められます。

一方、企業が従業員の奨学金返還を肩代わりする代理返還については、全国で約四千三百社が活用しているものの、地方では普及が進んでおりません。法人税控除など、企業側のメリットを知らない経営者も多いのが現状です。

企業による代理返還制度を含め、奨学金返還支援制度の周知を図るべきと考えます。

そこで、県は産業人材の確保に向け、奨学金返還支援制度の普及促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

最後、公営住宅入居者の損害保険についてであります。

先般、郡山市の市営住宅四階で火災が発生し、残念ながらお一人がお亡くなりになられました。

階下の五世帯の入居者は、消防活動による水損害も含めて大きな被害を受けました。

しかし、自治体が何とか工面できたのは見舞金の三万円のみであり、転居費用や生活再建費用は全て入居者の自己負担となります。

こうした現状では、被災者の生活再建が極めて困難であり、制度的な備えが欠けていると言わざるを得ません。

この事例は、郡山市営住宅のみならず、県営住宅やその他の市町村営住宅も含めた福島県内の公営住宅に共通する問題ではないかと考えられます。

これは、入居者が火災や災害に直面した際、十分な補償や支援を受けられないという構造的な問題を示しています。

入居時に保険制度の説明や加入勧奨がなく、住民が備えの機会を失つていいことも課題です。

そこで、県は公営住宅の入居者に対し、家財の損害保険の加入促進にどの

ように取り組んでいくのかお尋ねいたします。  
以上で私の一般質問を終わります。御清聴大変にありがとうございました。  
た。(拍手)

●議長（矢吹貢一君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君）今井議員の御質問にお答えいたします。

物価高騰対策についてであります。

県内において、毎月の消費者物価指数が前年の数値を上回る状況が続いているなど、物価高騰が県民生活や事業活動に広く影響を及ぼしております。

私自身も市町村長や県民の皆さんから直接お話を伺う中で、物価高騰による影響が非常に厳しい状況にあり、対策が急務であると痛感しております。

このため、今般、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、LPガス料金の負担軽減や省エネ家電の購入支援、農林水産事業者や医療機関、社会福祉施設などに対する光熱費等の補助、さらに中小企業等のエネルギーコストの削減や旅館、ホテル、地域公共交通事業者等への支援といった幅広い措置をスピード感を持って実施するため、必要な予算を今定例会に追加提案させていただくこととしております。

引き続き、臨時交付金を最大限に活用して適切に対策を講じ、県民の皆さんが安心して暮らし、事業を営むことができるよう積極的に対応してまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長から答弁をさせます。

（生活環境部長宍戸陽介君登壇）

●生活環境部長（宍戸陽介君）お答えいたします。

ラムサール条約湿地登録を契機とした猪苗代湖の水環境保全につきましては、地域の方々と連携した水草回収等の活動に加え、今年度から新たに回収

した水草の堆肥化や水質改善に向けた調査研究、さらには環境学習等の充実

に向け、水と親しむ場の創出の検討を進めているところであります。

今後とも、猪苗代湖の美しい自然を次世代に継承するため、県民や関係団体等と共に良好な水環境の保全に取り組んでまいります。

次に、ラムサール条約湿地登録を契機とした関係自治体等との連携強化につきましては、フォーラムの開催や国内外でのPR活動など、地元自治体や地域の環境保護団体等と連携し、情報発信等に取り組んでいるところであります。

今後は、条約が掲げる理念を具現化し、保全と利活用を両輪で進めるため、地元はもとより全国の登録自治体や環境NGOと交流を深め、多様な主体とのネットワークの構築を図るなど、関係自治体等との連携強化に取り組んでまいります。

次に、ICTを活用したツキノワグマの被害防止対策につきましては、会津大学と連携し、AIを活用した自動追い払い装置の実証を進めてきたほか、センサーカメラを利用し、市町村における捕獲作業の効率化や省力化を支援してきたところであります。

今後は新たに、出没リスクの高い地域において、通信機能付カメラやドローンを導入し、監視や住民への注意喚起を行いたいと考えております。引き続きICTを活用した熊被害防止対策に取り組んでまいります。

次に、自動車運転代行業の最低利用料金設定に関する条例につきましては、利用者が安全かつ安心して自動車運転代行を利用できる環境整備が重要であることから、県警察との合同による研修会や街頭指導、違反者への立入検査を実施するなど、法令等の周知徹底を図っているところであり、引き続き各都道府県の動向を注視しながら、自動車運転代行業の適正な運営の確保に取り組んでまいります。

(保健福祉部長菅野俊彦君登壇)

◎保健福祉部長（菅野俊彦君）お答えいたします。

男性の更年期障害対策につきましては、更年期の不調に関する正しい知識の普及が重要であると認識しております。また、関連学会のガイドラインでは、肥満やメタボリックシンドロームとの密接な関係が示されていることから、健康経営等の推進に併せて、更年期によく見られる症状やセルフケアなどの啓発を行うとともに、今後の対策については引き続き国の動向を注視してまいります。

（商工労働部長小貫　薰君登壇）  
◎商工労働部長（小貫　薰君）お答えいたします。

奨学金返還支援制度につきましては、県が実施する奨学金返還支援事業について、SNSによる情報発信や大学の学生食堂等における広報などにより、学生をはじめとする対象者に広く活用を呼びかけてまいりました。

また、企業が社員に対しても実施する代理返還支援制度についても、県ホームページで周知しているほか、経済団体等を通じて県内企業へ制度の導入を働きかけることにより、産業人材の確保を図つてまいります。

（土木部長矢澤敏幸君登壇）

◎土木部長（矢澤敏幸君）お答えいたします。

公営住宅入居者の家財の損害保険につきましては、火災等で被災した入居者が生活再建を図る上で重要なものであると認識しております。

このため、県営住宅においては、これまでの入居時の案内に加え、今後は入居中の方にも加入につながる資料を定期的に配付するとともに、県の取組を市町村へ周知するなど、公営住宅入居者の損害保険への加入が促進されるよう努めてまいります。

◎議長（矢吹貢一君）これをもって、今井久敏君の質問を終わります。

通告により発言を許します。二十五番水野透君。（拍手）

（二十五番水野透君登壇）

●二十五番（水野透君）自由民主党議員会の水野透です。

冒頭に、新議長に就任されました第七十七代矢吹貢一議長に敬意を表します。

七という数字は素数であります。

割り切れないという特性から特別、純粹でありますながら、どこか孤高の美しさを持つ数字であります。実直な矢吹議長にふさわしい数字と感じました。

ちなみに、前回の私の選挙の得票数は七千七百七十七票であります。  
また、矢吹議長はひつじ年と伺いました。ひつじ年の人には誠実、思いやりがあり、気配りができるそうです。

ひつじ年の人には悪い人はおりません。私もひつじ年であります。僭越ながら共通点を覚えます。

それでは、通告により一般質問をいたします。

初めに、福島空港国内線の充実についてであります。

令和七年度十月末の福島空港国内線利用者数は約十五万二千人となつております。

令和七年度十月末の福島空港国内線利用者数は約十五万二千人となつております。対前年同月比で一〇%を超えて増加しております。

この要因には、コロナ禍を経て観光需要が急激に回復してきたことや、十月中旬まで開催された大阪・関西万博の効果があると思われます。

一方で、昨今的人件費や燃料費の高騰、円安の影響により航空会社の収益確保が困難な状況となり、国内航空ネットワークが維持されずに利用者の利便が阻害されるおそれがあることから、国土交通省では国内航空の在り方に

関する有識者会議を開催するなど、国内航空路線の今後の方針性を検討しております。

国内航空路線は単なる移動手段ではなく、観光客の誘致を促進し、地域経

済の活性化や新たなビジネス機会の創出、企業誘致にも大きく貢献しております。

また、県民が全国各地に旅行ができます、学生の修学旅行などにも利用される福島空港は、県民にとって欠かせない重要な交通インフラであります。

現在、札幌便、大阪便が就航しておりますが、県民からの根強い要望があるのが沖縄便であります。

搭乗率の確保についての課題がありますが、沖縄から福島への搭乗率を上げることで好転できます。

沖縄の方は、地理的な事情から足代わりに飛行機を利用します。日常の交通工具として、飛行機に乗ることのハードルは低いそうです。

那覇空港の路線を見ると、石垣島、宮古島、与那国島、久米島などがあります。そこに福島があつても何の違和感もありません。

沖縄県民の皆様には、雪などの季節体験、果物、ラーメン、日本酒などの食の魅力、山と湖、温泉など、沖縄にはない福島の文化と自然をアピールすることによって双方の搭乗者数が増加することは間違ひありません。

まずは、国内線の充実であります。

そこで、県は福島空港国内線の利用促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

県立武道館の設置について。

先日、武道関係団体から全国規模の大会や研修会の開催が可能な県立武道館の建設を求める陳情書と四万七千二百一十九筆の署名が県に提出されたと  
いう記事を読みました。

これは武道が日本の心を育て、人間形成につながるものであることから、一日も早い建設を求めたものであり、全国で都道府県立武道館と称する施設を有していないのは、本県を含め八道府県だけだと聞いております。

その八道府県でも、県立武道館と称しないだけで大規模大会を開催できる施設が存在している道府県がほとんどありますが、残念ながら福島県には相当規模の武道館はありません。

他方、設置に当たっては、県民の声はもとより、費用対効果などを踏まえた慎重な判断が必要であると考えます。

そこで、県は県立武道館の設置についてどのように考えているのかお尋ねいたします。

公立中学校における部活動の指導員についてであります。

私は、中学生の頃野球部に所属しており、ピッチャーをやつておりました。球速が速かつたため、須賀川三中のダルビッシュと呼ばれていたかもしれません。

内野も守っていたのですが、内野フライをおでこに当ててしまい、水野ではなく宇野と呼ばれていました。

これまで学校で行われてきた部活動には、スポーツや文化芸術に触れることにより、その楽しさや喜びを味わったり、互いに競い、励まし、協力する中で友情を深め、人間関係の形成につながるといった教育的意義があり、これは県教育委員会が作成した学校部活動の在り方に関する方針にも示されております。

しかし、昨今の少子化により部活動の維持が困難となり、生徒のニーズに十分に応えられない状況にあると伺っております。

こうした課題を解決するため、国は現在、中学校部活動の地域展開を推進し、県内でも実施主体である各市町村において地域クラブ活動の仕組みが検討され、一部開始もされておりますが、その受皿となる団体や人材確保など課題も多くあると聞いております。

今後も意義ある活動を継続させつつ、地域の指導者として活動する人材を

確保するために、専門的な指導技術や知見を持つ部活動指導員を各校に派遣し、部活動をさらに充実させていくべきではないかと考えます。

そこで、公立中学校において部活動指導員を増員すべきと考えますが、県学校ごとの部活動だからできる教育的効果があります。

教育委員会の考え方尋ねいたします。  
教員志望者の確保について。

私は、テレビドラマの「熱中時代」教師編を見て、高校生の頃から教員を目指しております。

ちなみに、三歳年下の弟は刑事編を見て警察官になりました。

私は教員養成の大学を卒業しました。除籍ではありません。

当時、将来は中学校の英語教員になつて、卒業式の最後の授業でビリー・ジョエルの「オネスティ」を生徒に聴かせて感動させるという教師像をイメージしておりました。

しかし、教員採用試験に合格することができず、市役所に入庁しました。生徒たちに囲まれて、笑顔あふれる教員生活を思い描いておりましたが、市役所では土木課に配属され、土木技師のおじさんたちに囲まれて、笑顔のない役所生活を送ることになりました。

近年、全国的に教員の成り手不足が深刻な問題となつております。

本県においても、教員採用試験での志願者が減少傾向にあり、試験方法の工夫、改善に取り組んでいることは認識しておりますが、いじめ問題や不登校児童生徒の増加、学校が対応する課題は複雑化、困難化しており、それによる教職の魅力低下が影響し、教員離れが進んでいるのではないかと捉えております。

教員は福島の未来を担う児童生徒を育む職業であり、そのためには教職の魅力を積極的に発信し、優秀な志願者を確保することが重要だと考えま

す。昨日、半沢雄助議員の質問は、主に小中学校の教員志願者についてでありますので、ここでは高校の教員も含めます。

そこで、県教育委員会は教員志願者の確保に向け、どのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

福島ゆかりのコンテンツについて。

先月、須賀川市で特撮の神様と称される円谷英一監督がアメリカの視覚効果協会（V.E.S、ビジュアル・エフェクト・ソサエティー）で日本人として初めて殿堂入りしたと報道がありました。

円谷監督は、特撮という分野を開拓し、その功績は日本のみならず世界的にも高く評価されております。

地元須賀川市では、旧岩瀬公民館の建物を再利用した特撮アーカイブセンターに県内外や外国から多くの方が来場されているほか、同センターが主催する、市内の中高生が特撮映画作りを体験できるすかがわ特撮塾の活動は、様々なメディアで広く発信されております。

例えですが、関係人口拡大の手段として、福島県と須賀川市が連携して、うつくしま未来博を後世に伝える施設であるムシティックワールドを活用した特撮、アニメ、漫画文化の拠点整備を検討すべきではないと考えます。

円谷監督が生み出した特撮というコンテンツは、まさに世界に誇る福島県の地域資源であり、これを活用して国内外から観光誘客など、交流人口を拡大する地域活性化につなげていくことが重要であると考えます。

そこで、県は特撮など、福島ゆかりのコンテンツを活用した地域活性化にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

都市計画行政について。

私が住む須賀川市が含まれる県中都市計画区域は、市街化区域と市街化調

整区域の二つの区域区分から成る、いわゆる線引き都市計画区域となっています。

本県では、昭和四十五年十月十五日に県北、県中、会津及びいわきの四つの都市計画区域において区域区分が設定されてから五十五年が経過しておりますが、これまでほとんど見直しが行われていないと感じております。

一方、近年、人口の減少や高齢化、都市に対する住民ニーズや価値観の多様化など社会情勢の変化を捉え、他県においては区域区分の見直しや廃止を行っている自治体もあります。

これに対応した区域区分の見直しが必要であると考えます。

そこで、社会情勢の変化に対応した都市計画区域の区域区分の見直しについて、県の考えをお尋ねいたします。

次に、市町村が行う企業誘致への支援についてであります。  
先行きが不透明な国際情勢の中、特定の地域に過度に依存しないサプライチェーンを構築するため、企業の国内回帰や国内生産体制の強化の動きが強まっております。

こうした中、県内の各市町村では、若者の県外流出や人口減少が危機的な状況になつてることから、若者や女性をはじめ誰もが生き生きと活躍できる仕事場の創出に向け、企業誘致が大いに期待されているところであります。  
一方、市町村においては、これから工業団地の整備を検討する自治体もあるほか、企業訪問におけるマンパワーや企業の情報量にも限界があり、企業誘致を効果的に展開するに当たっては、県の支援が必要であると考えております。

そこで、県は市町村が行う企業誘致をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

県内経済の活性化についてであります。

本県経済は、長引く物価高の影響や慢性的な人手不足の問題に加え、米国の関税措置や来年一月から適用される最低賃金の大幅な引上げなど、県内事業者を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況が続いております。

こうした中、本県経済の持続的な発展を実現するためには、既存産業の振興にしつかりと取り組み、県内経済の活性化を図ることが極めて重要であります。

そこで、知事は県内経済の活性化にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

人材確保に向けた情報発信についてであります。  
人材の確保については、官民を問わず喫緊の課題となつており、民間企業における採用意欲が高止まりする中、全国的に公務員の人材確保が困難になります。

現在、私の次女は大学二年生で公務員を目指しております。

「スーパー過去問を何周も解いて、福島県庁や地元の役所、役場に合格してね」と励ましたところ、本人は裁判所事務官を考えているそうです。

理由を尋ねると、本人いわく、裁判所事務官は飲み会がほとんどないそうです。

今の時代は、県庁、役所、役場でも儀礼的な飲み会しかないことを説明し、福島県に戻つてきてくれるなどを促しております。

若者及び女性の県外流出は、福島県のみならず個別の家庭問題でもあります。

本県においても、採用候補者試験の受験者が減少傾向にあり、大学生等に本県を志望してもらえるように、多くの方に県職員として働く魅力が効果的に情報発信できる取組が必要であると考えます。

そこで、県人事委員会は人材確保に向け、大学生等に県職員の仕事の魅力

をどのように情報発信していくのかお尋ねいたします。

公務員の仕事は、一〇〇%マニュアル化できない場合もあります。

一方、仕事の内容を明確化することで効率的に進めることができます。

そのような仕事の仕組みを確立するのが、職員の働き方改革につながります。

公務員の事務引継についてでありますが、私の市役所勤務時代は事務引継書の様式が定まっておらず任意様式で、しかも人によって精度がばらばらでありました。

職員の人事異動に伴い、それぞれの職場で前任者から後任者への事務引継が行われていると思いますが、十分な引継ぎが行われていない場合には、円滑な業務の執行に支障を来すだけでなく、事務的な誤りにつながるおそれもあります。

定期的な人事異動を前提とする職場環境の中で安定的に行政サービスを提供するためには、職員同士の引継ぎをしつかりと行うことが大切であります。

また、県では震災からの復興・創生をはじめとする様々な行政課題に対応するため、震災前よりも職員の業務負担が大きい状態が続いております。

業務効率化や働き方改革の観点からも、引継ぎの重要性は増していると思われます。

そこで、県は県職員の適切な事務引継にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

次に、県職員の接遇についてであります。

最前線で県民と接する県職員のその場にふさわしい身だしなみや相手に安心感を与える笑顔での対応などは、県政への信頼そのものに直結し、県民満足度の向上にも寄与するものと思われます。

忙しさや慣れなどから県民に誤解を与えるような対応があると、県職員、

そして県庁の印象を損なってしまうおそれがあると感じております。

県民の立場に立つた接遇等については、改めて意識する機会を折に触れて持つべきと考えております。

そこで、県は職員の接遇向上にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

します。

今回、全面改修された議場での質問となりました。

議場の各座席の高さには意味があります。議員席、執行部席は、議論への参加と対等な関係を表します。一段高い壇上ですが、発言への注目を集めます。議長席は最も高く、権威と秩序を示します。

そして、さらに傍聴席が高いのは、県民が議会全体を監視する民主主義、主権在民の象徴であります。

このことは、議会の役割と参加者の関係性を視覚的に表しております。

私たち議員の日常は、地域を歩いて住民の声を聞くことが原点であります。言葉の比喩ではなく、歩いて、歩いて、歩いております。

通りすがりの電柱や散歩中の犬にも挨拶することもあります。

ある先輩は、一生懸命に政策を語ついたら、かかしだったそうです。古着で着飾つた人間そつくりのかかしがいたそうです。

このように広聴活動を行つて、私たち議員は県民の言葉を政策へと昇華させるこの議場で執行部に訴えております。

改めまして「県立武道館を設置します」という答弁を期待しまして、一段

高い壇上からの質問いたします。(拍手)

●議長（矢吹貢一君）執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

●知事（内堀雅雄君）水野議員の御質問にお答えいたします。

県内経済の活性化についてであります。

私は、県内経済が持続的に発展するためには、本県産業と地域社会の礎である県内中小企業の経営基盤強化が重要であると考えております。

このため、きめ細かな経営相談をはじめ、資金繰りや設備導入の支援など、中小企業の経営の安定に向けて取り組んでまいりました。

また、未来を担う人材の確保を図るため「感動！ふくしま」プロジェクトを進めており、私自身が参加した県内製造業で働く若者とのトークセッションでは、地元福島で世界に誇るものづくりの一端を担いたいとの熱い思いに触れ、心強く感じるとともに、こうした声をSNS等で広く発信することで、若者の県内への定着・還流を推進しております。

さらに、物価高や米国の関税措置などによる社会情勢や環境の変化に的確に対応するため、エネルギーコストの負担軽減や経営力の強化に資する経費の支援、価格転嫁の推進等の取組を進めているところであり、これらに加え、今回新たに最低賃金の大幅な引上げに要する経費の一部を支援する考えであります。

今後も、事業活動の維持と雇用確保の両立を図り、関係機関と緊密に連携しながら、本県経済の活性化に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

(総務部長國分 守君登壇)

●総務部長（國分 守君）お答えいたします。

県職員の事務引継につきましては、行政運営を円滑に進める上で、服務規程に基づき、書面により的確に行われる事が重要であることから、引継書への記載項目を例示するとともに、業務概要や懸案事項、年間計画等を記載する際のポイントを整理した手引に基づき事務引継を行つております。

今後も、業務の効率化や事務処理ミス防止の観点から適切な事務引継が行われるよう、丁寧に取り組んでまいります。

次に、職員の接遇向上につきましては、言葉遣いや身だしなみなどの留意事項に関する接遇の手引に基づき、全庁的な取組を進めているところであります。

手引では、接遇の基本姿勢を示すとともにチエックリストを掲載し、職員が定期的な自己評価を行い、日々の改善につなげられるよう工夫しております。

職員一人一人の適切な対応が県民との信頼関係を築く上でも重要であることから、引き続き接遇のさらなる向上に努めてまいります。

（企画調整部長五月女有良君登壇）

●企画調整部長（五月女有良君）お答えいたします。

特撮などの福島ゆかりのコンテンツにつきましては、これまでウルトラマンを題材としたデジタルスタンプラリーを実施しており、十回目となる今年度は、県内外から過去最多となる二万六千人を超える方々に参加いただくなど、交流人口の拡大に寄与しております。

引き続き、市町村をはじめ関係機関との連携を一層深めながら、福島ゆかりのコンテンツを活用した地域活性化に取り組んでまいります。

（商工労働部長小貫 薫君登壇）

●商工労働部長（小貫 薫君）お答えいたします。

市町村が行う企業誘致の支援につきましては、県と市町村で構成する協議会において、知事と市町村長によるトップセールスや企業誘致のノウハウを学ぶ研修会を実施するとともに、工業団地の整備に係る相談対応等に取り組んでまいりました。

今年度からは、市町村が実施する工業団地の適地調査や基本計画等作成への支援の拡充のほか、女性の働く場の確保に向けた補助制度を創設し、その活用を促すなど、引き続き市町村が行う企業誘致を支援してまいります。

（土木部長矢澤敏幸君登壇）

●土木部長（矢澤敏幸君）お答えいたします。

都市計画区域の区域区分につきましては、健全で秩序ある都市の形成を目的に、人口や産業などの動向を踏まえ、定期的な見直しを行つてきました。今後も、人口減少下におけるコンパクトな都市づくりの実現に向け、おむね五年ごとに実施する都市計画基礎調査の結果や市町村の意向等を踏まえ、広域的な観点から関係機関と調整を行うなど、適切に区域区分の見直しを検討してまいります。

（文化スポーツ局長紺野香里君登壇）

●文化スポーツ局長（紺野香里君）お答えいたします。

県立武道館の設置につきましては、現在、各種大会の開催状況や大会運営に当たつての課題など、競技ごとの具体的な支障事例について、関係団体から丁寧に聞き取りを行つているところであります。

今後は、聞き取り内容を踏まえつつ、競技人口の推移や大規模大会の開催状況等も分析しながら、既存体育施設の有効活用も含め、本県の武道館の在り方について調査研究を進めてまいります。

（観光交流局長藤城良教君登壇）

●観光交流局長（藤城良教君）お答えいたします。

福島空港国内線の利用促進につきましては、現在運航されている大阪と札幌の定期路線の搭乗率を確保することが重要であります。

今後とも、福島空港を利用した地域間交流や教育旅行への支援等を行うとともに、かつて直行便が運航していた九州や沖縄路線の再開を航空会社に働きかけるほか、利用者のニーズが高い各種チャーター便の旅行商品造成を行なうなど、国内線の利用促進に取り組んでまいります。

(教育長鈴木竜次君登壇)

●教育長（鈴木竜次君）お答えいたします。

公立中学校の部活動指導員につきましては、今年度さらに十名増員し、二十九市町村に百五十三名を配置しております。

専門的な知識や指導経験を有する指導員の配置は、教職員の負担軽減に寄与することはもとより、生徒のニーズに応える部活動の充実にもつながることから、引き続き部活動指導員の効果的かつ継続的な配置に努めてまいります。

次に、教員志願者の確保につきましては、パンフレット作成や動画配信、大学生を対象とした説明会等の実施により、広く教員の魅力発信に努めているところであります。

また、県立高等学校九校に教育コースを導入し、教員を志す高校生に向けた体験実習や講演会、大学と連携したセミナー等を実施し、教職への理解の促進や職業観の醸成を図るなど、魅力を伝える取組を行つております。

今後とも、本県の教育を支える優秀な人材の確保に取り組んでまいります。

（人事委員会委員長千葉悦子君登壇）

●人事委員会委員長（千葉悦子君）お答えいたします。

人材確保に向けた情報発信につきましては、県職員ならではの仕事ややりがいなどの魅力を分かりやすく発信し、志望者の増加につなげていくことが重要と考えております。

そのため、イノベーション・コースト構想等の本県ならではの事業をはじめ多岐にわたる業務内容について、若手職員が親しみやすく紹介するオンライン座談会等を実施しており、引き続きSNSも効果的に活用しながら、県職員の仕事を魅力を情報発信してまいります。

●議長（矢吹貢一君）これをもつて、水野透君の質問を終わります。

以上をもつて、日程第一及び日程第二の質問、質疑を終結いたします。

## ●知事提出議案第一号から第六十一号まで

### 各常任委員会付託

●議長（矢吹貢一君）この際、知事提出議案第一号から第六十一号まで、以上の各案は、別紙付託表記載のとおり、各常任委員会の審査に付することにいたします。

（付託表別冊参照）

## ●知事提出議案第六十二号から第六十四号まで

### （知事説明、各常任委員会付託）

●議長（矢吹貢一君）この際、知事より別紙提出書のとおり議案提出の通知がありますから、御報告いたします。

（参考照）

#### 提出書

議案第六十二号 令和七年度福島県一般会計補正予算（第六号）  
議案第六十三号 令和七年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第四号）

議案第六十四号 県の行う建設事業等に対する市町村の負担の追加及び一部変更について  
上記のとおり提出します。

令和七年十二月十七日

福島県議会議長 矢吹貢一様

●議長（矢吹貢一君）これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君）お諮りいたします。ただいま御報告いたしました知事提

出議案第六十二号から第六十四号まで、以上三件を本日の日程に追加し、一括議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よつて、知事提出議案第六十二号から第六十四号まで、以上の各案は日程に追加し、一括議題とすることに決しました。

直ちに各案を一括議題といたします。  
付議議案に対する知事の説明を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君）本日追加提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

令和七年度一般会計補正予算案につきましては、国の総合経済対策を受け、物価高に対応する県独自の取組をはじめ、医療分野等における処遇改善やツキノワグマ被害防止対策、自然災害に備えた防災力強化など、緊急に措置すべき経費について追加計上をいたしました。

これにより追加する一般会計補正予算の総額は六百一十八億九千万円となり、本年度予算の累計は一兆三千七百億二千三百万円となります。

企業会計につきましては、流域下水道事業会計について所要の経費を追加計上いたしました。

その他の議案といたしましては、県の行う建設事業等に対する市町村の負担の追加及び一部変更についての一件で、県政執行上重要な案件であります。

慎重に御審議の上、速やかな御議決をお願い申し上げます。

●議長（矢吹貢一君）御質疑ないと認め、質疑を終結いたします。

この際、知事提出議案第六十二号から第六十四号まで、以上の各案は別紙付託表記載のとおり、各常任委員会の審査に付することにいたします。

## ○議員提出議案第百十七号から第百三十七号まで 各常任委員会付託

●議長（矢吹貢一君）次に、議員提出議案二十一件、別紙議案提出書のとおり提出になっておりますから、御報告いたします。

（参考照）

議案提出書

令和七年十二月十五日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 鈴木智

同 佐々木彰

次の議案を別紙のとおり提出します。

私学助成の充実強化等を求める意見書

理由

私学助成の充実強化等を求めるため

議案第百十七号

私学助成の充実強化等を求める意見書

当県の私立中学校・高等学校は、建学の精神に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある質の高い教育を展開し、我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしてきた。

その一方で、深刻な少子化が進んでおり、当県及び我が国がこれからも発展していくためには、将来を担う子供たちの資質・能力の育成において、学校教育が果たすべき役割はこれまで以上に増しているが、私立中学校・高等学校を取り巻く状況を鑑みると様々な課題が山積している。

私立高等学校等経常費助成費補助金については、教員の維持・確保に必要な人件費の高騰や物価上昇への対応とともに、光熱費も高騰している中、猛暑により空調を使用せざるを得ない状況にある一方、一般補助はこうした社会情勢に追いついていない。特別補助についても、ICT支援員やスクールカウンセラー、障がいのある生徒への介助者等様々な支援員の拡充強化が望まれる。

そのほか、ICT環境の整備、特に端末の更新費用、学校施設の耐震化・高機能化、さらに昨今の学校への要望の多様化や保護者対応など学校運営に係る問題解決への支援も必要である。

あり、課題解決には、国による全面的な財政支援及び制度整備が不可欠である。

よって、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」における「公教育の内容や質を充実させる」との記載や、私立学校振興助成法第一条の「教育条件の維持及び向上」、「修学上の経済的負担の軽減」及び「経営の健全性を高める」の趣旨を踏まえ、私学助成に係る国庫補助制度を始めとする様々な支援を一層拡充するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年 月 日

衆議院議長  
参議院議長

内閣总理大臣  
総務大臣  
宛て

財務大臣  
文部科学大臣

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書

令和七年十二月十五日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 鈴木智

同 佐々木彰

次の議案を別紙のとおり提出します。

安定的皇位継承の議論促進を求める意見書

こうした課題は、当県の私立中学校・高等学校も同様に抱えているものである。

理由

安定的皇位継承の議論促進を求めるため

議案第百十八号

安定的皇位継承の議論促進を求める意見書

悠仁親王殿下におかれでは、本年九月、秋篠宮皇嗣殿下以来四十年ぶりとなる男性皇族として成年式をお済ませになられた。加冠の儀を始めとする成年式関連の諸儀式及び諸行事が滞りなく執り行われたことは、誠に慶賀に堪えない。

悠仁親王殿下は、皇位継承順位第二位であり、やがて皇位を御継承になられる可能性が高いと見込まれている。そのため、今後しばらくの間、皇位は安定していると考えられるが、皇族数の減少問題が表面化していることから、近い将来、悠仁親王殿下をお支えする皇族が一人もおられない事態も想定せざるを得ない状況にある。

政府から国会に、安定的な皇位継承を確保するための諸課題についての検討結果の報告が行われてから、まもなく四年になろうとしている。皇族数の確保はもとより、初代神武天皇から數え、今上陛下まで一つの例外もない男系による皇位継承の維持はわが国の根幹に関わる重大事であり、国民統合の基盤を守る観点から対策が急務である。

よつて、国においては、連綿と続く皇室の揺るぎない正統性を堅持し、皇統の安定を実現するため、皇位継承の安定化に向けた議論を早急に進め、一刻も早くその総意を取りまとめるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年 月 日

衆議院議長  
参議院議長宛て

内閣総理大臣  
福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書  
令和七年十二月十一日

福島県議会議長 矢吹貢一様  
提出者 福島県議会議員 宮本しづえ  
同 大橋沙織

次の議案を別紙のとおり提出します。

消費税五%への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書

理由

消費税五%への減税、インボイス制度の廃止を求めるため

議案第百十九号

消費税五%への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書

九月の消費者物価指数が前年同月比で二・九%上昇する一方で、実質賃金は前年同月比マイナス一・四%となり、九か月連続で減少している。実質賃金が下がり、物価高によつて家計が圧迫され続けている。

世界では消費税（付加価値税）の軽減・減税措置が広がり、百十六の国・地域が減税に踏み出しており、日本も加盟するOECD加盟国では、食品、医療、住宅、エネルギー、観光、文化などへの減税を通じて、国民生活を支援する動きが出ている。ベトナムは標準税率を一〇%から八%に引き下げ、タイでは標準税率一〇%から七%への減税措置を継続している。ドイツ、イタリア、スウェーデンでは、食品や文化、宿泊にかかる軽減税率を維持・拡

大している。また、O E C D 非加盟のインドでも、日用品や家電の税率が引き下げられている。世界の事例は、消費税引き下げが生活を守り、消費を刺激する効果を期待されていることを示しており、日本でも一刻も早い消費税減税が必要である。大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば消費税を廃止できる財源は生まれると試算している税の専門家もいる。

また、インボイス制度導入から二年が経過したが、インボイス登録によつて課税業者になつた小規模事業者やフリーランスの八割近くが消費税負担を価格に転嫁できず、消費税の納入が困難になり、「納税のために借金した」「負担を軽減する措置が終了したら廃業をせざるを得ない」など、悲痛な訴えが上がつてゐるといった調査結果もある。七月に行われた参議院議員通常選挙では、多くの野党が消費税減税とともにインボイス制度の廃止を公約としたことから、公約を守り負担軽減措置期間が終了する前にインボイス制度は廃止すべきである。

よつて、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 一 消費税を五%へ減税すること。
- 二 インボイス制度を廃止すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和七年 月 日

衆議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

福島県議会議長 矢吹貢 一

議案提出書

令和七年十二月十五日

福島県議会議長 矢吹貢 一様

提出者 福島県議会議員 今井久敏  
同 安部泰男

福島県議会議長 矢吹貢 一様

次の議案を別紙のとおり提出します。

地方税財源の充実確保を求める意見書

理由

地方税財源の充実確保を求めるため

議案第百二十号

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方公共団体は、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、地域の担い手や技術職等の専門人材が不足する中、行政サービスを安定的に提供するとともに、地域の実情に応じて創意工夫を凝らしながら、活力ある持続可能な地域社会を実現する必要がある。

一方で、地方財政の歳出は人件費の上昇や物価高等により拡大傾向にあり、これまでのように人件費や投資的経費等の削減により、社会保障関係費の増大を吸収するという構造から大きく変化している。

さらに、米国の関税措置が地方財政に及ぼす影響も見通せない状況が続いている。

このような状況の変化に的確に対応し、今後も地方公共団体が少子化対策やDX・GXの推進、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化や老朽化するインフラ整備等の取組を着実に推進することができるよう、地方税財源の充実確保を図る必要がある。

よつて、国においては、地方公共団体が増大する行政需要に対応し、住民に十分な行政サービスを提供できるよう、以下の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

一 地方公共団体が責任をもつて、地域の実情に沿つたきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画については、人件費増や物価高への対応など、今後も増大する地方の財政需要を適切に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保すること。

二 いわゆる年収の壁の更なる見直しや、ガソリンの暫定税率の廃止については、地方財政への影響を十分考慮し、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を確実に措置すること。

三 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。臨時財政対策債については、新規発行額ゼロを継続すること。さらに、中長期的な視点で、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること。

四 地方公共団体が担っている役割と責任に見合うよう、地方税財源の一層の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。

五 国が全国一律で行う子ども・子育て政策の強化に伴い生ずる地方負担の財源については、国の責任において確実に確保すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年 月 日

衆議院議長  
参議院議長

内閣総理大臣  
総務大臣

財務大臣  
内閣府特命担当大臣  
(子ども政策、少子化対策)

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書

令和七年十二月十五日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 佐々木彰  
同 佐藤義憲

次の議案を別紙のとおり提出します。

クマ被害防止対策への支援強化を求める意見書

理由

クマ被害防止対策への支援強化を求めるため

議案第百二十一号

クマ被害防止対策への支援強化を求める意見書

全国的にクマの生息域が拡大し、住宅街や学校の周辺等において人身事故が発生するなど、その危険度は、地域住民の安全・安心な日常生活を脅かす災害級の事態となっている。

当県においても、本年十月までの目撃件数や人的被害は過去最多を更新しており、十一月には、改正鳥獣保護管理法の施行後、県内で初めての緊急猟による駆除が行われるなど、クマの生息域拡大に伴い、地域住民の平穏な日常に危機が差し迫った状況にあることから、クマ被害防止対策を確実に推進していくことが求められる。

よつて、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 一 各自治体が実施するクマの出没防止対策をはじめ、緊急銃猟の実施体制の整備や、担い手の育成・確保への支援強化を図るとともに、ガバメントハンターの配備や、クマの個体群の適正な保護・管理の推進など、国が主体的に実効性のあるクマ被害防止対策を行うこと。

- 二 各自治体では、電気柵の設置や緩衝帯の整備等の対策を講じているが、クマの出没頻度や被害が急増し、さらなる被害防止対策が求められていることから、指定管理鳥獣対策事業交付金や鳥獣被害防止総合対策交付金の確保など各自治体に対する支援の充実強化を図ること。

- 三 改正鳥獣保護管理法を踏まえ、緊急銃猟ガイドラインの詳細な解説や現場対応を想定した研修会の開催など、クマ被害対策に関わる関係者が制度を円滑に運用できるよう支援の強化を図ること。

- 四 クマの駆除を行う捕獲従事者や各自治体に寄せられる過剰な批判への対策として、地域の安全を確保するための法に基づく駆除であることや、アーバンベアの危険性などの情報発信を強化し、幅広く社会の理解を求めていくこと。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年 月 日

衆議院議長

内閣総理大臣  
宛て

総務大臣

農林水産大臣

環境大臣

議案提出書

令和七年十二月十五日

福島県議会議長 矢吹貢一様  
提出者 福島県議会議員 宮下雅志  
同 三村博隆

次の議案を別紙のとおり提出します。

「災害対策及び東日本大震災復興特別委員会」の再編を求める意見書  
理由

「災害対策及び東日本大震災復興特別委員会」の再編を求めるため

議案第百二十一号

「災害対策及び東日本大震災復興特別委員会」の再編を求める意見書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から十四年が経過したが、その影響は継続しており、双葉地方のみならず県内全域に暗い影を落としている。七市町村には未だ帰還困難区域が存在し、複合災害がもたらされた被害の大きさを強く感じざるを得ない。風評被害も依然根強く、特に農林水産業について、米や牛肉など一部品目の販売価格が全国平均を下回る水準にあるなど厳しい状況に置かれている。

福島第一原子力発電所での廃炉作業については、燃料デブリの取出しなど前例のない困難な作業が続いている。また、東京ドーム十一個分にものぼる中間貯蔵施設内の除去土壤等についても、最終処分に向けたロードマップは示されたものの、具体策については未だ見通しが立っていない。

一方、震災への関心も歳月の経過とともに低下し、記憶の風化は加速的につき進んでいる。また、避難地域では、地域ごとに復興の進捗が異なり、地域

が抱える課題も個別化・複雑化している。

そのような中、参議院では、復興関連法案等を審議してきた「東日本大震災復興特別委員会」と、主に自然災害に関する諸問題への対応を審議してきた「災害対策特別委員会」を統合し「災害対策及び東日本大震災復興特別委員会」を設置した。しかし、原子力災害は継続中であり、風水害、地震などの自然災害とは大きく様相を異にする。また、特別委員会の統合により、所管する調査事項が広範囲に及ぶため、被災地域の実情に即した適時適切な復興政策への反映が困難となるばかりでなく、復興への議論が希薄になり、震災記憶の風化も一層進みかねない懸念がある。

国は、被災地域の方々が「復興が成し遂げられた」と実感する日まで、被災地に親身に寄り添い、真摯な姿勢で、迅速かつ的確な支援と対応を行う必要があるが、今回の特別委員会の統合は、復興途上にある避難地域の実情や意向に沿うものではなく、国会における震災復興に対する問題意識の低下や風化の現れと言わざるを得ない。

よって、国においては、参議院の「災害対策及び東日本大震災復興特別委員会」の在り方を再度見直し、これまでの「東日本大震災復興特別委員会」と「災害対策特別委員会」の二つに再編するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年 月 日

衆議院議長

参議院議長宛て

内閣総理大臣

福島県議会議長 矢吹貢一

令和七年十二月十五日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 鈴木智

同 佐々木彰

次の議案を別紙のとおり提出します。

国民の健康保持と国民皆保険堅持を求める意見書

理由

国民の健康保持と国民皆保険堅持を求めるため

議案第百二十三号

国民の健康保持と国民皆保険堅持を求める意見書

医療・介護は公定価格で運営されているが、物価・賃金の急激な上昇に、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス報酬等（以下「診療報酬等」という。）の改定が追いついておらず、医療機関・薬局・訪問看護ステーションや介護事業所等（以下「医療機関等」という。）は、著しく経営状況が逼迫し、危機的な状況に陥っている。

令和七年度の地域別最低賃金は、全国加重平均で六・三%の引き上げられ、また二〇二五年春季労使交渉では、日本労働組合総連合会の集計で定期昇給を含めた賃金引き上げ率の加重平均が五・二五%に達する等の賃上げの動きがあつたが、医療機関等は対応できるような状態ではない。

財源の確保を目的とした「適正化」等の名目で、これ以上診療報酬等が実質的に削減されれば、地域の医療・介護の崩壊は避けられない。

今後も、物価・賃金等が継続して上昇することが予想されることから、思い切った対策を講じて、適切な財源を確保した上で、医師をはじめとする医療従事者が職責を存分に發揮できる環境を整備し、国民の幸福の原点である

健康を守り続けていかなくてはならない。

よつて、国においては、国民の健康を守り、さらには国民皆保険を堅持していくため、次の施策を講ずるよう強く要望する。

一 令和八年度予算編成において、賃金上昇、物価高騰、高齢化の進展、医療技術の高度化に対応するため、診療報酬等について十分な引き上げを実施すること。

二 「適正化」を名目とした社会保障費の実質的な抑制を続けるのではなく、必要な財源を純増で確保し、いわゆる「真水」による思い切った対策を緊急に講ずること。

三 医療・介護を守り、維持していくため、医療機関等において、経営の安定、離職防止、人材確保が図られるよう継続的に財政支援を行うこと。以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年 月 日

衆議院議長  
参議院議長

内閣総理大臣宛て

財務大臣  
厚生労働大臣

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書

令和七年十二月十五日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 宮下雅志

同 三村博隆

次の議案を別紙のとおり提出します。

地域医療を守るために緊急対策の実施を求める意見書

理由

地域医療を守るために緊急対策の実施を求めるため

議案第二百二十四号

地域医療を守るために緊急対策の実施を求める意見書

厚生労働省の調査によれば、令和六年度決算で医業収支が赤字の施設割合は、一般病院で六割に上るなど、医療機関の経営は極めて厳しい状況にあり、地域医療の最前線を守るため、医療機関への支援は最重要課題である。

特に、へき地における医療、救急・小児・周産期などの収益性の低い医療分野、高度医療など重要な役割を担う公立・公的病院は厳しい経営を余儀なくされている。また、物価高騰の影響や人件費の増大などによつて、令和六年度の公立病院の経常収支は三千九百五十二億円と過去最大の赤字となつており、地域医療の最後の砦である公立病院を守る取組は急務である。

また、医療従事者の人員確保も困難になつてゐる。厚生労働省の調査によれば、医療・福祉の一人平均賃金の改定率は、産業全体の水準を下回つてしまり、医療機関が十分な賃上げに対応できていないことから、必要な人員の確保が困難になつてゐる。

このような現状を早急に改善し、安定した医療提供体制を維持することもに、地域住民の命を守る施策が求められている。

よつて、国に対し、以下の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

一 経営困難な医療機関支援として、病院に対しては病床単位での支援、診療所に対してはレセプト単位での支援を行うこと。合わせて、医療機関従事者に対して、処遇改善を行うこと。

二 医療機関の赤字の状況、物価高や人件費高騰に対応するため、次期診療報酬改定で上記一の内容を取り込んだプラス改定を目指すこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書

令和七年十二月十二日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 神山悦子  
同 宮本しづえ

次の議案を別紙のとおり提出します。  
すべての子どもにより良い幼児教育・保育の保障と無償化の拡充を求める意見書

理由

すべての子どもにより良い幼児教育・保育の保障と無償化の拡充を求める

ため

すべての子どもにより良い幼児教育・保育の保障と無償化の拡充を求める意見書

令和元年十月から幼児教育・保育の無償化が実施された。幼児教育・保育の無償化は、すべての子どもに質の高い幼児教育・保育の機会を保障する重要な施策である。

無償化に伴っては、幼児教育・保育の質が確保されること、地方自治体に新たな負担とならないこと、これまでも課題とされてきた待機児童解消や保育士の増員と待遇改善が必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

一 幼児教育・保育の無償化によって地方自治体の財政負担が生じないよう、必要な予算措置を講ずること。

二 保育士等の配置基準を見直し、待遇改善につながる公定価格の改定を行うなど、必要な措置を講ずること。

三 給食食材費は保育・食育の一環であるため、無償化の対象とすること。

四 認可外保育施設に対し、支援や指導を強化するなどして認可化の促進を図ること。

五 保育の量的拡充及び質の向上の推進のために、十分な予算を確保すること。特に待機児童の解消については、認可保育所整備計画を立て、就学前教育・保育施設整備交付金増額など支援の拡充に必要な予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年 月 日

衆議院議長  
参議院議長

財務大臣宛て

厚生労働大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣  
(子ども政策、少子化対策)

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書

令和七年十二月十二日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 宮川えみ子

同 宮本しづえ

次の議案を別紙のとおり提出します。

院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、  
診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書

理由

院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のために診療

報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求めるため

議案第百二十六号

院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、  
診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書

物価高騰は、国民生活を圧迫し、中小企業・小規模事業所の経営に影響を与える、地域経済の疲弊を招いている。特に、医療、介護、障害福祉、保育などの現場で働くケア労働者の労働実態は一段と厳しさを増しており、低水準

に抑え込まれた賃金が人手不足の要因となつて、現場体制の維持にも支障を来している。その結果、事業所の倒産や休廃業も広がりつつある。

医療、介護、福祉、保育などのケア労働者は、資格や専門性を要し、いのちや健康、暮らしを守る社会的役割を担つているにもかかわらず、介護職など一部のケア労働分野では、他産業に比べて賃金水準が低くなっている。医療・福祉分野全体の月収は全産業平均を下回る傾向があり、全国労働組合総連合の介護・ヘルパーネットによる調査では、介護正職員の月給が他産業平均より月額約十一万円低かつたと報告されている。また、学童保育指導員は、会計年度任用職員や非正規雇用が多数を占めており、このような不安定な雇用形態の元では、賃金改善を求める声を上げにくい実態がある。こうした低賃金や不安定な労働条件が人手不足をさらに深刻にさせ、提供されるサービスの質にも影響を及ぼしている。

ケア労働者の賃金は、診療報酬や介護報酬、障害福祉サービス等報酬、保育の公定価格など、国が定める「公定価格」に準拠している。しかし、この「公定価格」は、専門性を十分に反映したものとは言えず、財源の確保を目的とした「適正化」等の名目で算定されていることが、賃金の低迷につながつていると考えられる。

今後、令和八年度の診療報酬改定、令和九年度の介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定などが予定されている。安心して医療や介護、子育て支援などが受けられる持続可能な地域社会を実現するためには、国の責任において、医療や介護、福祉事業所などの主たる収入源であり、ケア労働者の賃金原資となる「公定価格」を早急に引き上げる必要がある。

よって、国においては、次の事項の実現に向けて措置を講ずるよう強く要望する。

一 診療報酬や介護報酬などの公定価格について、物価高騰や人件費増加に

対応できる水準まで速やかに引き上げること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

令和七年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣总理大臣宛て

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣  
(二)ども政策)

議案提出書

福島県議会議長 矢吹貢一

令和七年十二月十二日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 宮川えみ子

同 大橋沙織

次の議案を別紙のとおり提出します。

物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書

理由

物価上昇に見合う年金引き上げを求めるため

議案第二百二十七号

物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書

厚生労働省は、令和七年度の年金額改定について、物価変動率がプラス二・七%、名目賃金変動率がプラス二・三%と、物価と賃金がともに上昇し

たものの、賃金変動率が物価変動率を下回ったため、改定率の基礎には名目賃金変動率二・三%を適用した。

しかし、重大なことは、三年連続でマクロ経済スライドが適用され、名目賃金変動率二・三%から、令和七年度の調整（削減）分〇・四%が差し引かれたことである。その結果、改定率は一・九%のプラスとなったものの、物価上昇率との関係でみれば、実質的には〇・八%のマイナスとなる。近年、物価上昇が賃金上昇を上回る状況が続いている、公的年金の実質的価値は低下傾向にある。

七十五歳以上で一定の所得がある方は、医療費窓口負担が二倍に増加した。さらに、介護保険料や国民健康保険料などの社会保険料の引き上げ、物価高騰なども重なり、年金生活者の実質可処分所得は大幅に減少している。

その結果、働くを得ない高齢者が増加し、医療費や食費すら削らざるを得ないなど、基本的人権が十分に守られない深刻な事態となっている。また、高齢者世帯の多くは、公的年金に家計の大部分を依存しており、収入のほぼ全てを、年金が占める世帯也非常に多い。地域によっては、こうした高齢者世帯の割合が高く、このため、年金支給額の削減は受給者の購買力を低下させ、地域経済へ一定の影響を与えると考えられる。一方、年金額の引き上げは受給者の購買力を向上させ、生産と流通の活性化につなげ、地域経済全体に好影響を及ぼすことが期待できる。厚生労働省も基礎年金改善の検討を始めている。

よって、国においては、高齢者が安定した生活を送ることができることともに、若者が安心して老後を迎えるよう、物価上昇に見合う基礎年金等の支給額を改善することを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣宛て

財務大臣

厚生労働大臣

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書

令和七年十二月十五日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 安部泰男

同 伊藤達也

次の議案を別紙のとおり提出します。

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書

理由

脳脊髄液漏出症患者の救済を求めるため

議案第二百一十八号

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書

脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故等を契機に発症し、頭痛やめまい、倦怠感など多様な症状が生じる疾患である。平成二十八年からは診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいるが、社会的認知は十分とは言えない。

脳脊髄液減少症患者・家族支援協会からは、労働者災害補償保険（以下「労

災保険」という。）では障害等級十二級以上の認定が多く行われているが、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘がある。こうしたことから、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、支援体制の充実が求められる。

よって国においては、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に發揮されるよう、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

一 自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続きとして、高次脳機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）と同じように、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを構築すること。

二 被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に開示されること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣宛て

厚生労働大臣

国土交通大臣

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書

令和七年十一月十五日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 伊藤達也  
同 真山祐一

次の議案を別紙のとおり提出します。

地方の福祉人材等の確保の取組に向けた財政措置を求める意見書

地方の福祉人材等の確保の取組に向けた財政措置を求めるため

議案第二百二十九号

地方の福祉人材等の確保の取組に向けた財政措置を求める意見書

保育所等の公定価格や児童入所施設措置費等、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等については、国家公務員の地域手当の級地区分に準拠した地域区分に応じて算定されているが、その国家公務員の地域手当が令和七年四月から改定され、級地区分が見直された。

今回の地域手当の改定に伴い、保育所等の公定価格については、令和七年四月からの地域区分の見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくとされた。

一方、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等については、多くの対象施設が人材確保に苦慮しており、処遇改善が求められている状況であつたにもかかわらず、事前に自治体との調整が何ら行われることなく、通知により、令和七年四月から国家公務員の地域手当の級地区分に準拠して地域区分を見直すこととされた。

この見直しで引き下がとなつた自治体においては、対象施設の人材確保に

さらなる支障が生じる恐れがあり、施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況である。

また、本件について、対象となる施設関係者はもとより、他の社会福祉分野の関係者、特に、保育士、介護従事者・障害福祉サービス従事者等の福祉人材は、年間の給与額が全職種平均と比較して低い状況にあることから、地域区分の見直しが波及しないかと多くの不安の声が上がっている。

よつて、国においては、今後の地方における福祉人材等の確保の取組に支障が生じないよう、以下の事項について取り組むことを強く求める。

一 令和七年四月からの地域区分の変更により、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた自治体に対して、見直し前の水準に戻すために必要な財政措置を講じること。

二 今回の見直しの対象とならなかつた保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当の級地区分に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年 月 日

衆議院議長  
参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

(二) 内閣府特命担当大臣  
も 政策

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書

令和七年十二月十五日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 安部泰男  
同 真山祐一

次の議案を別紙のとおり提出します。

危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書

理由

危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求めるため

議案第百三十号

危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書

自治体病院は、地域の民間医療機関では採算の観点から対応が難しい救急医療や小児医療、周産期医療等の高度医療を担っている。さらに、感染症や災害への対応など、地域の医療提供体制の維持に欠かせない役割を果たしている。

しかし、公益社団法人全国自治体病院協議会の令和七年八月の調査結果にみるとおり、近年の人件費や物価の高騰により、自治体病院の運営に要する費用が大きく膨らむ一方で、現行の診療報酬はこうした実情に十分対応できていない。令和六年度決算では、自治体病院の約九割で経常収支が赤字となつており、多くの病院で自治体の財政支援が不可欠な状況となっている。実際、多くの自治体は一般会計から多額の拠出金を支出しており、自治体病院は行政の財政負担なしに安定した運営を続けることができない。

この状況が続けば、自治体病院は、地域住民の生命や健康、さらには社会の安全・安心を支える公的基盤としての役割を十分に果たせなくなり、周辺の市町村も含めた地域の医療提供体制の崩壊は免れない。そのため、地域の医療体制を守る自治体病院の経営改善を図ることは、国の責任において取り組むべき重要な課題である。

よって、国においては、以下の事項について早急に対応するよう強く要望する。

一 診療報酬については、物価高騰や賃金等の上昇に適切に対応する仕組みを導入すること。

二 特に、令和八年度の診療報酬改定については、入院基本料の大幅な引き上げを行うこと。

三 自治体病院の経営の現状を考慮し、当面の経営上の危機を回避するためにも、令和八年度の診療報酬改定を待つことなく、人件費や物価高騰などの費用増加に対応した、緊急的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年 月 日

衆議院議長  
参議院議長

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
宛て  
総務大臣  
財務大臣

福島県議会議長 矢吹貢一

令和七年十二月十五日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 鈴木智  
同 佐々木彰

次の議案を別紙のとおり提出します。

中小企業・小規模事業者への支援強化を求める意見書  
理由

中小企業・小規模事業者への支援強化を求めるため

議案第百三十一号

中小企業・小規模事業者への支援強化を求める意見書

中小企業・小規模事業者は、地域経済を下支えし、雇用やコミュニティの維持等に中心的な重要な役割を担う存在であるが、昨今の原材料高騰などに伴う物価高や米国関税措置等による経営環境の変化、人手不足、後継者不足、加えて、最低賃金の大幅な引き上げなどにより、極めて厳しい経営状況に置かれている。

このような状況の中、中小企業・小規模事業者が安定した経営を実現していくためには、販路開拓や生産性向上に向けた取組の促進等により、地域経済に新たな活力を生み出し、経済の好循環を創っていくことが重要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

一 物価やエネルギー価格等の高騰は、製造業・建設業・運輸業・小売業・サービス業などあらゆる業種に影響を及ぼしていることから、事業コストの負担軽減支援策やエネルギー価格低減策など、中小企業・小規模事業者が安定して事業を継続できるよう支援を強化すること。

二 最低賃金の引き上げは、中小企業・小規模事業者の収益を圧迫し、結果

として雇用維持の困難化を招くこともあることから、賃上げ原資確保のための価格転嫁を実現するための取組や賃上げを実施する事業者への支援を強化すること。

三 出生数の減少や若者・女性の県外流出など、急激に進む人口減少問題も影響し、幅広い業種において人手不足が深刻化していることから、若者や女性に選ばれる魅力ある職場づくりに対する支援の強化をはじめ、学生の地元定着率の向上や若年者のU.I.Jターンの促進に向けた取組を強化すること。

四 中小企業・小規模事業者が安定した経営を実現するため、伴走型の経営支援や近年多発している自然災害等に関する支援を強化するとともに、デジタル社会に対応するため、DXに取り組む事業者への支援を強化すること。

五 経営者の高齢化による廃業は中長期な課題であり、地域経済の維持のためにも、経営資源を次世代へ引き継ぐことが急務であることから、当県内での円滑な事業承継に対する支援の拡充をはじめ、地域企業間でのM&Aを推進するための支援体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
経済産業大臣  
デジタル大臣  
宛て

福島県議会議長 矢吹貢一

## 議案提出書

令和七年十二月十二日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 神山悦子  
同 大橋沙織

次の議案を別紙のとおり提出します。

防衛省「まるわかり！日本の防衛 はじめての防衛白書」の小学校への直接送付をやめることを求める意見書

## 理由

防衛省「まるわかり！日本の防衛 はじめての防衛白書」の小学校への直接送付をやめることを求めるため

## 議案第百三十二号

防衛省「まるわかり！日本の防衛 はじめての防衛白書」の小学校への直接送付をやめることを求める意見書

本年七月、国は防衛省作成の「まるわかり！日本の防衛 はじめての防衛白書二〇二四」を全国の小学校に配布した。文書はロシアによるウクライナ侵攻が起きた理由の一つを「防衛力が足りなかつた」、中国など特定の国を「威圧的」「大きな脅威」と記載しており、脅威をあおり軍事力強化を正当化し、意見が分かれる安全保障政策などについて政府の見解を一方的に主張する内容になっている。また、十一月上旬の国会答弁で高市早苗首相は、「台湾有事は存立危機事態になりうる」と発言した。これは、自衛隊が米軍とともに軍事介入し、日本が中国に対する参戦国になる可能性を認めた重大な答弁である。

## 理由

国の制度として「二十人程度学級」を展望した少人数学級の実現を求める意見書

## 理由

福島県議会六月定例県議会の一般質問で、防衛白書を学校現場で活用すべきでないとの質問に対し、県教育委員会は「防衛省発行の冊子につきましては、政府刊行物の一つとして、防衛省から各小学校に送付されているものと承知しております」と答弁している。各地の教育現場でははじめての防衛白書をめぐり、「戸惑いの声が上がつており、子どもたちの目に触れぬよう学校で保管としたところもあつた。教育は中立を保たなくてはならない」。

よつて、国においては、「まるわかり！日本の防衛 はじめての防衛白書」の小学校への直接送付をやめることを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣宛て  
防衛大臣

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書  
令和七年十二月十二日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 神山悦子  
同 大橋沙織

次の議案を別紙のとおり提出します。

国の制度として「二十人程度学級」を展望した少人数学級の実現を求めるため

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年 月 日

議案第百三十三号

国の制度として「二十人程度学級」を展望した少人数学級の実現を求める意見書

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律（以下「義務標準法」という。）」が令和三年二月に改正され、公立の小学校における学級編制の標準が四十人から二十五人に引き下げられた。文部科学省は、中学校も段階的に三十五人学級を実施するため、令和八年度予算の概算要求を行つており、引き続き中学校全学年、高等学校や特別支援学校、特別支援学級の編制の標準も早期に改善することが求められる。

学校は一人ひとりの子どもとじっくり向き合い、悩みに耳を傾け、個別の指導をすることが大切であり、教育現場からは少人数学級実現の要望が強く出されている。

日本教育学会は、以前から二十人前後の少人数学級が望ましいという見解を示し、十分な教育を保障するために教員を十万人増やすことと、抜本的に教育予算の増額を提案した。この提案は、コロナ禍以後の学校のあり方を示すものともなっている。

さらに、私学でも公立と同じ教育条件で学べるよう、私学助成の拡充で学級規模縮小の条件整備を行うことが、教育関係者の要望になつてている。

よつて、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

一 全ての小学校、中学校、高等学校で「二十人学級」を展望し、義務標準法を改正して、段階的に少人数学級を実現すること。

二 特別支援学校・学級の編制基準を八人から六人へ引き下げるのこと。

衆議院議長  
参議院議長

内閣总理大臣宛て

財務大臣

文部科学大臣

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書  
令和七年十二月十二日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 神山悦子

同 大橋沙織

次の議案を別紙のとおり提出します。

義務教育諸学校教職員給与費の「義務教育費国庫負担」を二分の一に復元することを求める意見書

理由

義務教育諸学校教職員給与費の「義務教育費国庫負担」を二分の一に復元することを求めるため

議案第百三十四号

義務教育諸学校教職員給与費の「義務教育費国庫負担」を二分の一に復元することを求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとつて極

めて重要である。

義務教育においては、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培い、育まれる教育水準の維持と向上、教育の機会均等を確保することは、国の責務であるとされている。

義務教育費国庫負担制度は、教職員配置の財政的な支えとして積極的な役割を果たしてきたが、長年、国が二分の一を負担してきたものが、平成十八年度から三分の一に削減されたため、当県の財政を圧迫するものとなつてゐる。

教育予算是未来への先行投資であり、子どもたちに最善の教育環境を保障していくことは社会的な使命である。

よつて、国においては、義務教育諸学校教職員給与費の国庫負担を二分の一に復元するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

宛て

福島県議会議長  
矢吹貢一様

議案提出書

福島県議会議長 矢吹貢一

令和七年十二月十二日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 神山悦子  
同 宮川えみ子

次の議案を別紙のとおり提出します。

最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書

#### 理由

最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求めるため

#### 議案第百三十五号

最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書

福島県最低賃金は、令和八年一月一日から、時間額千三十三円に引き上げられる。

今年度の最低賃金の引き上げが過去に例を見ない大きな引き上げであり、これまで以上に準備期間が必要であることから、福島地方最低賃金審議会では、発効日を例年より約三か月遅らせた。また、同審議会の答申の中では、当県における中小企業・小規模事業者の経営が、エネルギー、原材料価格の高騰等により、依然として非常に厳しい実態にあることを踏まえ、最低賃金を引き上げやすい環境整備に向けた国と当県に対する要望事項をまとめている。

当県も来年一月からの最低賃金引き上げにより経営への影響が懸念される中小企業に対して、賃上げに要する経費の一部を補助し、その影響緩和と雇用維持を図るために、令和七年度十二月補正予算で「中小企業賃上げ緊急一時支援事業」の経費を計上した。今後も継続して最低賃金を引上げていくためには、中小企業・小規模事業者に対するさらなる支援が不可欠である。

よつて、国においては、次の事項の実現に向けて措置を講ずるよう強く要望する

一 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者への支援策を抜本的に拡充・強化すること。

二 中小企業・小規模事業者から強い要望のある社会保険料事業主負担分の減免や給付型支援などを実施すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣宛て

厚生労働大臣

経済産業大臣

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書

令和七年十一月十二日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員

宮川えみ子  
同 宮本しづえ

次の議案を別紙のとおり提出します。

米の安定供給等を求める意見書

理由

米の安定供給等を求めるため

#### 議案第百三十六号

##### 米の安定供給等を求める意見書

国は、令和七年八月、米価の上昇は「需要に對して生産が不足していたことが要因」とする検証結果をまとめた。国は米不足をようやく認め、米の増産に踏み切ることを表明したが、新政権になり、増産から一転、「需要に応じた米生産が原則・基本」との考え方を示している。

気候危機が深刻化する中、農家は毎年、米の作柄を心配し、同時に価格下落への不安も感じている。これまで国は需給に対する責任を放棄し、生産者にその責任を押しつけてきた。その結果、米を作りたくても作れない、米を作り続けることができない、後継者がいないなどの状況を招き、二〇〇〇年代以降、米農家は百万戸以上が減少している。

消費者は「安心して日本の米が食べ続けられる」、農家は「安心して米を作り続けられる」など、農家の収入を支え、国民の食糧を守る政策の実現が求められている。

米の減産策から増産策に転換し、農家が意欲を持つて生産できるように、セーフティーネットとして価格保障・所得補償政策を確立し、さらに中山間地への支援、新規就農者支援の拡充など、抜本的な政策転換に国が踏み出す時である。

よつて、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

一 米を増産し、国を挙げて十分な備蓄を確保すること。

二 農家が安心して米を生産し、国民に安定供給できるよう農産物の価格保障、農家の所得補償政策を確立すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣宛て

財務大臣

農林水産大臣

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書

令和七年十二月十五日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 鈴木智

同 佐藤義憲

次の議案を別紙のとおり提出します。

復興を支えるインフラの整備促進を求める意見書

理由

復興を支えるインフラの整備促進を求めるため

議案第百三十七号

復興を支えるインフラの整備促進を求める意見書

当県は、東日本震災以降も度重なる自然災害により甚大な被害を受けており、地域の安全・安心の確保のため、地域の実情に応じたハード・ソフト両面からのきめ細かな対策の推進が急務となっている。とりわけ、復興を支えるインフラ等の環境整備は、県民の安全・安心を守る県土の形成はもとより、地方創生の実現と県民生活の向上にも資することから、長期的展望に立つて整備を進めていくことが極めて重要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

一 常磐自動車道及び磐越自動車道の全線四車線化、直轄国道や会津縦貫道等の広域的な地域連携を促進する道路ネットワークの構築をはじめ、(仮称) 小高スマートIC及び(仮称) 大玉スマートICの早期整備に確實に取り組むこと。

二 小名浜港及び相馬港について、国際物流ターミナル整備等の事業やカーポンニュートラルに向けた取組を推進すること。

三 水災害への集中的な対策として国が進める「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」の推進を図るとともに、プロジェクトに関連する県及び市町村の道路・河川事業に対する十分な支援を行うこと。

四 阿武隈川上流遊水地群の早期整備に当たっては、阿武隈川流域の住民への理解醸成に向けた取組を推進するとともに、国が主体となつて整備後の利活用も含めた整備地域での合意形成に取り組むこと。

五 令和八年春に完成予定の福島県復興祈念公園について、供用後の利活用促進を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年十二月 日

衆議院議長  
参議院議長

内閣総理大臣  
国土交通大臣

総務大臣  
宛て

内閣府特命担当大臣  
防災

福島県議会議長 矢吹貢一

●議長（矢吹貢一君）お諮りいたします。ただいま御報告いたしました議員提出議案第百十七号「私学助成の充実強化等を求める意見書」外二十件を本日の日程に追加し、一括議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よつて、議員提出議案第百十七号外二十件は日程に追加し、一括議題とすることに決しました。

直ちに各案を一括議題といたします。

お諮りいたします。各案は、説明を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よつて、各案は説明を省略することに決しました。

これより議員提出議案第百十七号から第百三十七号までに対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君）御質疑ないと認め、質疑を終結いたします。

この際、議員提出議案第百十七号外二十件は、別紙付託表記載のとおり、各常任委員会の審査に付することにいたします。

（参考）  
令和七年十二月福島県議会定例会 議員提出議案付託表

番号	件名	議案提出者	付託委員会	備考
117	私学助成の充実強化等を求める意見書	鈴木 彰智	総務	請願76号
		佐々木 鈴木	付託委員会	
		佐々木 彰智	総務	

番号	件名	議案提出者	付託委員会	備考
118	安定的皇位繼承の議論促進を求める意見書	鈴木 彰智	総務	
119	消費税五%への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書	宮本 しづえ	大橋沙織	
120	地方財源の充実確保を求める意見書	今井敏男	安部泰久	
121	クマ被害防止対策への支援強化を求める意見書	佐藤彰憲	佐藤義憲	
122	「災害対策及び東日本大震災復興特別委員会」の再編を求める意見書	三宮隆志	三宮博雅	
123	国民の健康保持と国民皆保険堅持を求める意見書	佐々木 鈴木	佐々木 鈴木	
124	地域医療を守るため緊急対策の実施を求める意見書	三村博志	三村博志	
125	すべての子どもにより良い幼児教育・保育の保障と無償化の拡充を求める意見書	宮山悦子	宮山悦子	
126	院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書	宮川えみ子	宮川えみ子	
		福祉公安	福祉公安	
		請願89号	請願88号	
		請願87号		

番号	件名	127	128	129	130	131	132	133	134	
物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書	脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書	128	127	129	地方の福祉人材等の確保の取組に向けた財政措置を求める意見書	危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書	中小企業・小規模事業者への支援強化を求める意見書	防衛省「まるわかり！日本の防衛はじめての防衛白書」の小学校への直接送付をやめることを求める意見書	国の制度として「二十人程度学級」を展望した少人数学級の実現を求める意見書	見書 義務教育諸学校教職員給与費の一に復元することを求める意 見書
議案提出者	宮川えみ子	伊藤泰也	大橋沙織	大神山沙悦	真安山祐一	佐々木彰智	大神山沙悦	商労文教	大神山沙悦	議案提出者 大神橋山沙悦織子
付託委員会	福祉公安	福祉公安	福祉公安	商労文教	福祉公安	佐々木彰智	大神山沙悦	商労文教	商労文教	付託委員会 商労文教
備考	請願90号								請願93号	備考 請願93号

### ◎請願撤回の件

●議長（矢吹貢一君）次に、各常任委員会において継続審査中の請願三件、別紙のとおり、紹介議員を経て撤回の申出がありますから、御報告いたします。

番号	件名	136	137
議案提出者	宮川えみ子	米の安定供給等を求める意見書	復興を支えるインフラの整備促進を求める意見書
付託委員会	商労文教	宮川えみ子	佐藤木義憲
備考	請願94号	農林水産	土木

## (參 照)

## 請願撤回申出一覽表

受理番号	請願の要旨	請願者住所氏名	紹介議員	受理年月日	付託委員会	撤回申出年月日
44	私立高校の生徒の授業料等学校納付金に対する就学支援事業の拡充を求めることについて					
45	私学に対する運営費補助の拡充を求めることについて					
53	教育予算の増額を求めることについて					
		宮川えみ子	神山悦子	神山悦子	総務	令七・一二・九
		橋沙織	本しづえ	本しづえ		令六・一二・三
			令六・一二・三	令六・一二・三		
				商労文教	総務	
				令七・一二・九	令七・一二・九	

●議長（矢吹貢一君）日程第三、請願撤回の件を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました請願撤回の申出は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よつて、本件は承認することに決しました。

●議長（矢吹貢一君）次に、議長より報告第六号を提出いたします。

なお、報告第六号請願文書表は「私学助成に関する意見書の提出について」外二十一件の請願であります。

この際、報告第六号の各請願は、それぞれ文書表記載の各常任委員会の審査に付することにいたします。

## ●議長提出報告第六号

## 請願文書表

受理番号	請願の要旨				
	請願者住所氏名				
	紹介議員				
80	79	78	77	76	私学助成に関する意見書の提出について
私立幼稚園に対する運営費補助金の増額並びに私立幼稚園・認定こども園に対する幼児教育の質の向上と少子化対策のための福島県独自の補助金を求めるについて	保護者納付金の公私間格差是正を求めることについて	私立小・中・高等学校に対する運営費補助金の充実を求めるについて	消費税五%への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書の提出について		
佐藤徹哉	佐藤徹哉	佐藤徹哉	大宮橋本沙織え	佐藤徹哉	
令七・一二・九	令七・一二・九	令七・一二・九	令七・一二・九	令七・一二・九	受理年月日
総務	総務	総務	総務	総務	付託委員会

番号 受理	請願の要旨	請願者住所氏名	紹介議員	受理年月日	付託委員会
85  私立高校の生徒の授業料等学校納付金に対する就学支援事業の拡充を求ることについて	84  特別支援を必要とする生徒への教育事業助成金（高等課程対象）の新設を求ることについて	83  職業実践専門課程認定校に対する助成金の充実を求ることについて	82  私立専修学校運営費助成金及び振興助成金の充実、教職員の処遇改善のための補助金の新設を求ることについて	81  私立幼稚園・認定こども園における「心身障がい児教育」「子育て支援推進事業」の助成充実を求ることについて	
宮本川しづえ えみ子	佐藤徹哉	佐藤徹哉	佐藤徹哉	佐藤徹哉	
令七・一二・九	令七・一二・九	令七・一二・九	令七・一二・九	令七・一二・九	
総務	総務	総務	総務	総務	

受理番号	請願の要旨	請願者住所氏名	紹介議員	受理年月日	付託委員会
92	私学に対する運営費補助の拡充を求めるについて 国民、患者、利用者の健康保持と国民皆保険堅持を 求める意見書の提出について	すべての子どもにより良い幼児教育・保育の保障と 無償化の拡充を求める意見書の提出について	院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる 環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格 の引き上げを求める意見書の提出について	物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提 出について	防衛省「まるわかり！日本の防衛　はじめての防衛 白書二〇二四」の小学校への直接送付をやめること を求める意見書の提出について
91	国の制度として「二十人程度学級」を展望した少人 数学級の実現を求める意見書の提出について	90	89	88	87
大神 橋山 沙悦 織子	大神 橋山 沙悦 織子	大宮 橋川 沙えみ子	宮本 川本 えみ子	宮山 しづえ	石井 信夫
令七・一二・九	令七・一二・九	令七・一二・九	令七・一二・九	令七・一二・九	令七・一二・九
商勞文教	商勞文教	福祉公安	福祉公安	福祉公安	総務

番号	受理	請願の要旨	請願者住所氏名	紹介議員	受理年月日	付託委員会
98	上記のとおり報告する。	米の安定供給等を求める意見書の提出について 教育予算の増額を求ることについて	防衛省作成の「まるわかり！日本の防衛」はじめての防衛白書二〇一四の活用の中止を求ることについて	少子化時代に対応した募集定員の設定を求ることについて	最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書の提出について	義務教育諸学校教職員給与費「義務教育費国庫負担」の二分の一への復元と制度充実を求める意見書の提出について
宮本川しづえ	大神橋山沙悦織子	大神橋山沙悦織子	佐藤徹哉	宮川えみ子山悦織子	大神橋山沙悦織子	
令七・一二・九	令七・一二・九	令七・一二・九	令七・一二・九	令七・一二・九	令七・一二・九	商労文教
農林水産	商労文教	商労文教	商労文教	商労文教	商労文教	

●議長（矢吹貢一君）　本日は、以上をもつて議事を終わります。

明十二月十八日及び十九日は各常任委員会、二十日及び二十一日は県の休日のため休会、二十二日は各常任委員会、二十三日は定刻より会議を開きます。

議事日程は、知事提出議案第一号から第六十四号まで並びに議員提出議案第一百十七号から第三百三十七号まで及び前回より継続審査中の議員提出議案並びに議長提出報告第六号及び前回より継続審査中の各請願並びに知事提出継続審査議案第三十五号から第三十九号までに対する審議であります。

これをもつて散会いたします。

午後四時三十三分散会

# 令和七年十一月二十三日（火曜日）

3 採 決  
4 繼続審査・調査付議

二、知事提出継続審査議案第三十五号から第三十九号まで

1 委員長報告

2 討 論

3 採 決

三、知事提出議案第六十五号から第七十二号まで

1 知事説明

2 採 決

四、議員提出議案第二百三十八号（即決）  
議案第二百三十八号 復興・創生推進対策について

1 採 決  
2 特別委員会設置、同委員、委員長及び副委員長の選任  
3 事件付託

五、議員提出議案第二百三十九号（即決）  
議案第二百三十九号 県民の安全・安心対策について

1 採 決  
2 特別委員会設置、同委員、委員長及び副委員長の選任  
3 事件付託

六、議員提出議案第二百四十号（即決）

議案第二百四十号 人口減少・地域活力創造対策について

1 採 決  
2 特別委員会設置、同委員、委員長及び副委員長の選任  
3 事件付託

本日の会議に付した事件

一、知事提出議案第一号から第六十四号まで並びに議員提出議案第二百十七号  
から第二百三十七号まで及び前回より継続審査中の議員提出議案並びに議  
長提出報告第六号及び前回より継続審査中の各請願

1 委員長報告  
2 討 論

七、復興・創生推進対策について

1 委員長中間報告

2 繼続調査付議

## 八、県民の安全・安心対策について

1 委員長中間報告書

総統調査委員会

九ノ口沢又一堤城治方創造文鏡にて

2 繼續調査付議

十一、閉會

出席議員

三	番	木	村	謙一郎	君	一	番	金澤	拓哉	君				
四	番	矢	吹	貢	一	番	佐藤	徹哉	君	君				
五	番	石	井	信	夫	君	九	番	吉	田				
六	番	佐	藤	徹哉	君	十	番	山	田	真太郎				
七	番	猪	俣	明伸	君	十一	番	半	沢	雄助				
八	番	猪	俣	明伸	君	十二	番	山	田	真太郎				
九	番	吉	田	誠	君	十三	番	佐々木	恵寿	君				
十	番	山	田	長君	君	十四	番	山	内	長君				
十一	番	吉	田	十五	番	渡	辺	康平	君	君				
十二	番	猪	俣	明伸	君	十六	番	佐々木	恵寿	君				
十三	番	吉	田	誠	君	十七	番	佐々木	恵寿	君				
十四	番	山	田	長君	君	十八	番	佐々木	恵寿	君				
十五	番	渡	辺	康平	君	十九	番	佐々木	恵寿	君				
十六	番	佐	藤	徹哉	君	二十	番	佐々木	恵寿	君				
十七	番	佐	藤	徹哉	君	二十一	番	佐々木	恵寿	君				
十八	番	佐	藤	徹哉	君	二十二	番	佐々木	恵寿	君				
十九	番	佐	藤	徹哉	君	二十三	番	佐々木	恵寿	君				
二十	番	佐	藤	徹哉	君	二十四	番	佐々木	恵寿	君				
二十一	番	佐	藤	徹哉	君	二十二	番	佐々木	恵寿	君				
二十二	番	佐	藤	徹哉	君	二十三	番	佐々木	恵寿	君				
二十三	番	佐	藤	徹哉	君	二十四	番	佐々木	恵寿	君				
二十四	番	佐	藤	徹哉	君	二十五	番	佐々木	恵寿	君				
二十五	番	佐	藤	徹哉	君	二十六	番	佐々木	恵寿	君				
二十六	番	佐	藤	徹哉	君	二十七	番	佐々木	恵寿	君				
二十七	番	佐	藤	徹哉	君	二十八	番	佐々木	恵寿	君				
二十八	番	佐	藤	徹哉	君	二十九	番	佐々木	恵寿	君				
二十九	番	佐	藤	徹哉	君	三十	番	高宮	光敏	君				
三十	番	高宮	光敏	君	三十一	番	水野	さちこ	君	三十一	番	水野	さちこ	君

県

## 説明のため出席した者

商工勞働部長  
保健福祉部長  
生活環境部長  
企画調整部長  
危機管理部長  
総務部長  
副知事  
副知事

小菅 実 五月 細國 佐鈴 内  
貫野 戸女 川分 藤木 堀  
俊陽 有 宏正 雅  
薰彦 介良 了守 隆晃 雄  
君君 君君 君君 君君 君君

五十七番	瓜生	信一郎	君
五十五番	宮下	雅志	君
五十三番	佐藤	憲保	君
五十一番	渡辺	義信	君
四十九番	長尾	トモ子	君
四十七番	古市	三久	君
四十五番	佐久間	俊男	君
四十三番	安部	泰男	君
四十一番	鈴木	智	君
三十九番	西山	尚利	君
三十七番	山田	平四郎	君
三十五番	大場	秀樹	君
三十三番	荒	秀一	君

人事委員会	選挙管理委員会	教育委員会	病院局	企業局	総務部								
委員長	教育長	病院事業管理者	企業局長	総務部主幹	秘書課長	觀商光交局長部	保健福祉局長部	文化スポーツ局長部	企画調整局長部	避難地域復興局長部	会計管理者	土木部長	農林水産部長
菅 鈴	菅 挾	阿 部	佐 川	藤 俣	城 俊	藤 良	菅 寿	紺 香	市 尊	半 浩	岸 孝	岸 敏	沖 浩
野 木	野 間	藤 俣	城 野	野 里	村 広	野 広	香 井	尊 井	澤 幸	澤 志	澤 志	澤 君	野 君
浩 竜	竜 章	俊 謙	良 基	寿 教	香 里	浩 広	香 里	浩 司	浩 司	浩 司	孝 君	孝 君	之 君
司 次	次 崇	博 彦	基 君	教 君	君 君	司 君	君 君	司 君	司 君	司 君	志 君	志 君	幸 君
君	君	君	君	君	君								

午後一時一分開議	●議長（矢吹貢一君）ただいま出席議員が定足数に達しております。	議事課主任主査	議事課長補佐兼	議事課長補幹	政務調査課長	議事課長	総務局長	事務局長	事務局長	監査委員	監査委員	監査委員	公安全委員会
中 村	富 塚	後 藤	市 川	菅 野	佐 藤	佐 康	白 石	渡 辺	渡 由	長 根	森 里	千 由	山 子
大 君	誠 君	治 君	吾 君	義 君	美 君	尚 君	孝 君	仁 君	仁 君	子 君	一 君	一 君	悦 君

● 知事提出議案第一号から第六十四号まで並びに

議員提出議案第二百十七号から第二百三十七号まで及び前回より継続審査中の議員提出議案並びに議長提出報告第六号及び前回より継続審査中の各請願（委員長報告、討論、採決）

● 議長（矢吹貢一君）この際、知事提出議案第一号から第六十四号まで並びに

議員提出議案第二百十七号から第二百三十七号まで及び前回より継続審査中の議員提出議案並びに議長提出報告第六号及び前回より継続審査中の各請願に対する審査報告書が各委員長より別紙のとおり提出になつておりますから、御報告いたします。

（報告書別冊参照）

● 議長（矢吹貢一君）これより日程に入ります。

日程第一、知事提出議案第一号から第六十四号まで並びに議員提出議案第二百十七号から第二百三十七号まで及び前回より継続審査中の議員提出議案並びに議長提出報告第六号及び前回より継続審査中の各請願を一括議題といたします。

付議議案、報告に対する各委員会の審査経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

企画環境委員長十八番江花圭司君。

（十八番江花圭司君登壇）

● 十八番（江花圭司君）企画環境委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案、議員提出議案及び議長提出報告の請願に対する委員会の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、十二月十八日、十九日及び二十二日の三日間開会、慎重に審査いたしました。

今回審査いたしました議案は、知事提出議案第一号令和七年度福島県一般

会計補正予算（第四号）のうち本委員会所管分、同第十七号福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例、同第二十九号公の施設の指定管理者の指定について、同第四十八号令和七年度福島県一般会計補正予算（第五号）のうち本委員会所管分、同第六十二号令和七年度福島県一般会計補正予算（第六号）のうち本委員会所管分、議員提出議案第二百二十一号クマ被害防止対策への支援強化を求める意見書、同第二百二十二号「災害対策及び東日本大震災復興特別委員会」の再編を求める意見書、以上七件であります。

これが審査に当たりましては、関係当局から詳細な説明を聴取し、質疑応答を重ね、各委員から活発な意見が述べられました後、採決いたしました結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議会閉会中において継続調査を要する事件につきましては、別途、継続調査申出書を提出しております。

以上、御報告申し上げます。

● 議長（矢吹貢一君）福祉公安委員長五十四番今井久敏君登壇

（五十四番今井久敏君登壇）

● 五十四番（今井久敏君）福祉公安委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案、議員提出議案及び議長提出報告の請願に対する委員会の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、十二月十八日、十九日及び二十二日の三日間開会、慎重に審査

いたしました。

会計補正予算（第四号）のうち本委員会所管分、同第三号令和七年度福島県国民健康保険特別会計補正予算（第一号）、同第十八号福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例、同第十九号福島県認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例、同第二十号福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、同第二十一号福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、同第二十二号福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、同第二十三号福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、同第二十四号福島県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、同第三十号及び同第三十一号公の施設の指定管理者の指定について、同第四十八号令和七年度福島県一般会計補正予算（第五号）のうち本委員会所管分、同第四十九号令和七年度福島県国民健康保険特別会計補正予算（第二号）、同第五十三号令和七年度福島県立病院事業会計補正予算（第二号）、同第六十二号令和七年度福島県一般会計補正予算（第六号）のうち本委員会所管分、議員提出議案第百二十三号国民の健康保持と国民皆保険堅持を求める意見書、同第百二十四号地域医療を守るため緊急対策の実施を求める意見書、同第百二十五号すべての子どもにより良い幼児教育・保育の保障と無償化の拡充を求める意見書、同第百二十六号院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書、同第百二十七号物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書、同第百二十八号脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書、同第百二十九号地方の福祉人材等の確保の取組に向けた財政措置を求める意見書、同第百三十号危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書並びに前回より継続審査中の議員提出議案第百七号及び同第百八号、以上二十六件であります。

これが審査に当たりましては、関係当局から詳細な説明を聴取し、質疑応答を重ね、各委員から活発な意見が述べられました後、採決いたしました結果、知事提出議案第一号のうち本委員会所管分外十五件及び議員提出議案第百二十三号については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、議員提出議案第百二十五号外二件については、いずれも否決すべきものと決定いたしました。詳細は、議案審査報告書のとおりであります。

次に、請願について申し上げます。

今回審査いたしました請願は四件でありますが、慎重に審査し、採決いたしました結果、「国民、患者、利用者の健康保持と国民皆保険堅持を求める意見書の提出について」は採択すべきものと決定し、「すべての子どもにより良い幼児教育・保育の保障と無償化の拡充を求める意見書の提出について」外二件は、いずれも不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、議会閉会中において継続審査または調査を要する事件につきましては、別途、継続審査及び継続調査申出書を提出しております。  
以上、御報告申し上げます。

○議長（矢吹貢一君）商労文教委員長十七番渡邊哲也君登壇

○十七番（渡邊哲也君）商労文教委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案、議員提出議案及び議長提出報告の請願に対する委員会の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、十二月十八日、十九日及び二十二日の三日間開会、慎重に審査いたしました。

今回審査いたしました議案は、知事提出議案第一号令和七年度福島県一般

会計補正予算（第四号）のうち本委員会所管分、同第五号令和七年度福島県奨学資金貸付金特別会計補正予算（第一号）、同第七号令和七年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第一号）、同第十一号福島県工業用水道条例の一部を改正する条例、同第二十七号外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の待遇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、同第三十二号公の施設の指定管理者の指定について、同第四十八号令和七年度福島県一般会計補正予算（第五号）のうち本委員会所管分、

同第五十二号令和七年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第一号）、同第六十号福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例、同第六十一号福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置

に関する条例の一部を改正する条例、同第六十二号令和七年度福島県一般会計補正予算（第六号）のうち本委員会所管分、議員提出議案第百三十一号中小企業・小規模事業者への支援強化を求める意見書、同第百三十二号防衛省

「まるわかり！日本の防衛　はじめての防衛白書」の小学校への直接送付をやめることを求める意見書、同第百三十三号国の制度として「二十人程度学級」を展望した少人数学級の実現を求める意見書、同第百三十四号義務教育諸学校教職員給与費の「義務教育費国庫負担」を二分の一に復元することを

求める意見書、同第百三十五号最低賃金引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書及び前回より継続審査中の議員提出議案第九十五号から同第九十七号まで、以上十九件であります。

これが審査に当たりましては、関係当局から詳細な説明を聴取し、質疑応答を重ね、各委員から活発な意見が述べられました後、採決いたしました結果、知事提出議案第一号のうち本委員会所管分外十件及び議員提出議案第百三十号については満場一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、議員提出議案第百三十二号については、多数をもって否決すべ

きものと決定いたしました。詳細は、議案審査報告書のとおりであります。次に、請願について申し上げます。

今回審査いたしました請願は十四件であります。慎重に審査し、採決いたしました結果、「少子化時代に対応した募集定員の設定を求める」とついては、満場一致をもって採択すべきものと決定し、「防衛省「まるわかれ！」日本の防衛　はじめての防衛白書」（〇二四）の小学校への直接送付をやめることを求める意見書の提出について」外一件は多数をもって、いずれも不採択とすべきものと決定いたしました。詳細は、請願審査報告書のとおりであります。

なお、議会閉会中において継続審査または調査を要する事件につきましては、別途、継続審査及び継続調査申出書を提出しております。

以上、御報告申し上げます。

### ◎議長（矢吹貢一君） 農林水産委員長十六番鈴木優樹君。

（十六番鈴木優樹君登壇）

### ○十六番（鈴木優樹君） 農林水産委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案、議員提出議案及び議長提出報告の請願に対する委員会の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、十二月十八日、十九日及び二十二日の三日間開会、慎重に審査いたしました。

今回審査いたしました議案は、知事提出議案第一号令和七年度福島県一般会計補正予算（第四号）のうち本委員会所管分、同第二十五号福島県農地中間管理事業の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、同第三十七号県の行う建設事業等に対する市町村の負担の一部変更について、同第四十五号工事施行変更協定について、同第四十八号令和七年度福島県一般会計補正予算（第五号）のうち本委員会所管分、同第五

十号令和七年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計補正予算（第一号）、同第六十二号令和七年度福島県一般会計補正予算（第六号）のうち本委員会所管分、同第四号令和七年度福島県回より継続審査中の議員提出議案第百十二号及び同第百十四号、以上十件であります。

これが審査に当たりましては、関係当局から詳細な説明を聴取し、質疑応答を重ね、各委員から活発な意見が述べられました後、採決いたしました結果、知事提出議案第一号のうち本委員会所管分外六件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、議員提出議案第百三十六号については否決すべきものと決定いたしました。詳細は、議案審査報告書のとおりであります。

次に、請願について申し上げます。

今回審査いたしました請願は一件でありますが、慎重に審査し、採決いたしました結果、「米の安定供給等を求める意見書の提出について」は不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、議会閉会中において継続審査または調査を要する事件につきましては、別途、継続審査及び継続調査申出書を提出しております。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 土木委員長二十六番山口信雄君。

（二十六番山口信雄君登壇）

●議長（矢吹貢一君） 土木委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案及び議員提出議案に対する委員会の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、十二月十八日、十九日及び二十二日の三日間開会、慎重に審査いたしました。

今回審査いたしました議案は、知事提出議案第一号令和七年度福島県一般会計補正予算（第四号）のうち本委員会所管分、同第六号令和七年度福島県下水道事業会計補正予算（第二号）、同第九号福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、同第十号福島県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例、同第二十六号福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、同第三十三号から同第三十六号までの公の施設の指定管理者の指定について、同第三十八号から同第四十四号までの工事請負契約の一部変更について、同第四十六号動産の取得について、同第四十七号民事調停の申立てについて、同第四十八号令和七年度福島県一般会計補正予算（第五号）のうち本委員会所管分、同第五十一号令和七年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第三号）、同第六十二号令和七年度福島県一般会計補正予算（第六号）のうち本委員会所管分、同第六十三号令和七年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第四号）、同第六十四号県の行う建設事業等に対する市町村の負担の追加及び一部変更について、議員提出議案第百三十七号復興を支えるインフラの整備促進を求める意見書、以上二十五件であります。

これが審査に当たりましては、関係当局から詳細な説明を聴取し、質疑応答を重ね、各委員から活発な意見が述べられました後、採決いたしました結果、知事提出議案第一号のうち本委員会所管分外二十二件及び議員提出議案第百三十七号については満場一致をもって、知事提出議案第六十四号については多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。詳細は、議案審査報告書のとおりであります。

なお、議会閉会中において継続調査を要する事件につきましては、別途、継続調査申出書を提出しております。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 総務委員長二十七番佐藤郁雄君。

（二十七番佐藤郁雄君登壇）

●二十七番（佐藤郁雄君） 総務委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案、議員提出議案及び議長提出報告の請願に対する委員会の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、十二月十八日、十九日及び二十二日の三日間開会、慎重に審査いたしました。

今回審査いたしました議案は、知事提出議案第一号令和七年度福島県一般会計補正予算（第四号）のうち本委員会所管分、同第二号令和七年度福島県土地取得事業特別会計補正予算（第一号）、同第十二号職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例、同第十三号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、同第十四号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、同第十五号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、同第十六号福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例、同第二十八号当せん金付証票の発売について、同第四十八号令和七年度福島県一般会計補正予算（第五号）のうち本委員会所管分、同第五十四号県議会の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、同第五十五号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、同第五十六号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、同第五十七号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、同第五十八号一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、同第五十九号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、同第六十二号令和七年度

福島県一般会計補正予算（第六号）のうち本委員会所管分、議員提出議案第百十七号私学助成の充実強化等を求める意見書、同第百十八号安定的皇位繼承の議論促進を求める意見書、同第百十九号消費税五%への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書、同第百二十号地方税財源の充実確保を求める意見書及び前回より継続審査中の議員提出議案第八十九号、以上二十一件であります。

これが審査に当たりましては、関係当局から詳細な説明を聴取し、質疑応答を重ね、各委員から活発な意見が述べられました後、採決いたしました結果、知事提出議案第一号のうち本委員会所管分外十三件及び議員提出議案第百十七号外一件については満場一致をもって、知事提出議案第五十四号外一件及び議員提出議案第百十八号については多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、議員提出議案第百十九号については多数をもつて否決すべきものと決定いたしました。詳細は、議案審査報告書のとおりであります。

次に、請願について申し上げます。

今回審査いたしました請願は十二件であります、慎重に審査し、採決いたしました結果、「私学助成に関する意見書の提出について」外七件は満場一致をもつて、いずれも採択すべきものと決定し、「消費税五%への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書の提出について」は多数をもつて不採択とすべきものと決定いたしました。詳細は、請願審査報告書のとおりであります。

なお、議会閉会中において継続審査または調査を要する事件につきましては、別途、継続審査及び継続調査申出書を提出しております。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 以上をもつて、各委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（矢吹貢一君） 御質疑ないと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告により発言を許します。五十八番神山悦子君。（拍手）

（五十八番神山悦子君登壇）

●五十八番（神山悦子君） 日本共产党の神山悦子です。県議団を代表し、討論を行います。

最初に、知事提出議案のうち、以下の二件に反対の立場から意見を述べます。

議案第五十四号「県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」並びに議案第五十六号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

県人事委員会は、今年度から人事院が行つた官民給与の較差方法を見直し、民間の比較対象企業規模を従来の五十人以上から百人以上に変更し、今年四月から民間との較差二・九七%月例給を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の特例給を〇・〇五月分引き上げることは歓迎するものであり、当然です。

しかし、県議会議員と知事など特別職の報酬は、県職員と比べても、県民の民間企業の給与と比べても高く、今回は期末手当を〇・〇五月分引き上げようとするものですが、これには反対です。

今、県民の暮らしは、新型コロナ以降物価高騰が止まらず、消費者米価の高騰など食料品をはじめ、生活必需品やあらゆる物価が値上げされ、一層厳しさを増しています。

県内中小企業や農家は、資材高騰や消費税の負担が重く、多くが経営難に

追込まれています。

医療機関や介護事業所は、ようやく十二月補正に物価高騰対策等の支援補助が計上されましたが、公定価格の引上げは示されなかつたため、職員の給与を上げたくても上げられずに慢性的な人員不足が続いており、資材高騰や消費税負担も含め、医療機関の七割が赤字経営で倒産寸前にあります。

こうした県民の厳しい実態を踏まえれば、議員自らの期末手当の引上げはやめるべきです。知事など特別職においても同様です。

よつて、議案第五十四号、第五十六号は否決すべきです。

追加議案第六十四号「県の行う建設事業等に対する市町村の負担の追加及び一部変更について」です。

これまで述べてきましたが、地財法第二十七条第一項の規定は、市町村に負担を求めることができる規定に過ぎません。義務ではありません。

市町村財政が厳しい現状にあることは、今議会の一般質問でも明らかになりました。県の建設事業への追加負担はやめるべきです。

次に、議員提出議案についてです。

まず、議案第百十八号「安定的皇位繼承の議論促進を求める意見書」については反対の立場から意見を述べます。

この意見書は、初代から現在まで、天皇の制度は男系男子によつて繼承されるべきということを不動の原則としていますが、天皇の制度は憲法の精神に基づいて議論し、検討すべきです。

日本国憲法は第一条で、天皇については日本国の象徴、日本国民の統合の象徴と規定しています。

この規定に照らせば、多様な性を持つ人々によつて構成されている日本国民の統合の象徴である天皇を男性に限定する合理的理由はどこにもありません。

女性天皇を認めることは、日本国憲法の条項と精神に照らし合理性があることから、正面から議論をすべきです。

よつて、議案第百十八号は否決すべきです。

次に、以下の新規意見書並びに請願については賛成の立場から意見を述べます。

議案第百十九号「消費税五%への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書」、請願七十七号についてです。

九月の消費者物価指数が前年同月比で二・九%上昇する一方で、実質賃金はマイナス一・四%となり、九か月連続で減少し、実質賃金が下がり、物価高で家計が圧迫され続けています。

世界では既に、消費税、付加価値税の軽減、減税に百十六か国、地域が踏み出しているように、世界でも消費税減税が生活を守り、消費を刺激する効果があることを示しています。

大企業や富裕層への優遇税制を正せば、消費税廃止の財源は生まれます。

また、インボイス制度導入から二年が経過しましたが、課税業者になつた小規模事業者やフリーランスの八割が消費税負担を価格に転嫁できず、「納入のために借金した」、「軽減措置が終了したら廃業せざるを得ない」など悲痛な声が上がっています。

今年七月の参議院選挙では、多くの政党が消費税減税やインボイス廃止を公約しました。

公約に照らし、物価高騰対策に有効な消費税の減税を今すぐ実施すべきです。

よつて、議案第百十九号は可決、請願七十七号は採択すべきです。

議案第百二十五号「すべての子どもにより良い幼児教育・保育の保障と無償化の拡充を求める意見書」、請願八十八号についてです。

二〇一九年十月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。地方自治体の財政負担が生じないよう必要な予算措置を講ずること、また保育士等の配置基準を見直し、待遇改善につながる公定価格の改定、給食食材費の無償化、認可外保育施設を支援し認可化や、保育の量的拡充と質の向上、待機児童の解消のため、認可保育施設の拡充などを求める意見書、議案第百二十一号は可決し、請願八十八号は採択すべきです。

議案第百二十六号「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書」、請願八十九号についてです。

医療、介護、障害福祉、保育などの現場で働くケア労働者は低賃金に抑え込まれ、それが人手不足の要因となつて現場体制の維持に混乱を來し、倒産や休廃業が広がっています。

資格や専門性に見合う賃金とし、物価高騰や人件費増加に対応できる水準とするためには、一〇%以上の引上げが必要です。

意見書第百二十六号は可決、請願八十九号は採択すべきです。

議案第百二十七号「物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書」、請願九十九号についてです。

今年度の年金額改定では、物価上昇率がプラス二・七%、名目賃金変動率がプラス二・三%と上昇したものの、マクロ経済スライドによつて二・三%から今年度の調整分〇・四%が差し引かれたため、改定率は一・九%になり、物価上昇率との関係では実質〇・八%のマイナスとなつています。

高齢になつても働かざるを得ない高齢者が増加しており、家計の大部分を公的年金に依存し、収入のほぼ全てを年金が占める世帯も多数です。

高市政権の下で、現役世代と同じように、七十五歳以上で一定所得のある人の医療費窓口負担が二割から三割へ、介護保険料や国保など、社会保険料

負担の引上げもさらに進めていくとしています。

年金削減をやめ、高齢者が安心して生活できることは、若者の将来の安心にもつながります。

物価高騰や賃上げに連動させるよう、マクロ経済スライドは廃止すべきです。

同様の意見書は、二本松市議会と大玉村議会の十一月議会で全会一致で採択されています。

よつて、意見書議案第百二十七号は可決し、請願九十号は採択すべきです。議案第百三十二号「防衛省「まるわかり！日本の防衛」はじめての防衛白書」の小学校への直接送付をやめることを求める意見書」と請願九十一号並びに請願九十六号「防衛省作成の「まるわかり！日本の防衛」はじめての防衛白書二〇一四」の活用の中止を求めるについて」です。

今年七月、防衛省作成の小学生向けの防衛白書二〇一四を全国の小学校に配布しましたが、この文書には、ロシアによるウクライナ侵攻が起きた理由の一つを防衛力が足りなかつたとし、中国など特定の国名を挙げて大きな脅威と記載しています。

脅威をあおり、軍事強化を正当化し、意見が分かれる安全保障政策などについて、政府の見解を一方的に主張する内容です。

高市政権は、十一月上旬の国会答弁で「台湾有事は存立危機事態になり得る」と特定の国を名指しして発言しましたが、日本に武力行使がなくとも、米軍を守るために自衛隊が中国に対する武力行使があり得ると宣言したことになります。

戦争放棄をうたつた日本国憲法をじゅうりんし、日中両国に甚大な被害をもたらす惨禍につながる、危険極まりない発言です。

行き過ぎた言動は今や外交問題となり、経済面でも影響が出ています。解

決の道は、首相が発言を撤回するしかありません。

我が党は中国政府に対しても、事実に基づかない言動、対立を殊さらある言動は慎むべきことなど、理性的な対応を求めています。

今年は戦後八十年、被爆八十年、日本が攻められていくなくても、米軍と共に参戦できる憲法違反の集団的自衛権の行使を認めた安保法制から十年です。今月十八日、高市政権の政府高官が「日本は核を保有するべきだ」と発言しましたが、唯一の戦争被爆国である日本が非核三原則を公然と否定する重大な発言です。

十九日、自民、維新は大軍拡の財源として、所得税額に一%を新たに付加する増税案を盛り込んだ二〇二六年度与党税制改正大綱を策定しました。

大軍拡のための防衛費を増やす一方で医療費を削減し、国民の暮らしへの予算を大幅に削れば、国民生活を一層困窮に追い込むことになるのは必至です。

また、生活の苦しさや生きづらさの原因は、外国人のせいではありません。迷惑行為や違反行為は、国籍にかかわらず許されないことであり、殊さら外国人を敵視したり、差別を助長したり、対立をあおることは国際法上も人道上も許されず、ヘイトスピーチ解消法にのつとり、厳に慎まれるべきです。

防衛白書の小学校への直接送付をやめようとする意見書議案第百三十二号は可決、請願九十一号と活用中止を求める請願九十六号は採択すべきです。

議案第百三十六号「米の安定供給等を求める意見書」、請願九十八号についてです。

今年八月、政府は米不足をようやく認め、増産に踏み切ることを表明しましたが、高市政権は一転して、需要に応じた米生産が原則、基本との考え方を示しました。

しかし、気候危機が深刻化し、米農家は毎年作柄を心配し、同時に価格下落の不安も感じています。

これまで、国は需給に対する責任を放棄し、生産者にその責任を押しつけてきました。

その結果、一〇〇〇年代以降、米農家は百万戸以上減少しています。

消費者は安心して米を食べられる、米農家は安心して米を作り続けられる、農家の収入を支え、国民の食料を守る政策の実現が求められています。

そのため、米を増産し国を挙げて十分な備蓄を確保すること、農家が安心して米を生産し、国民に安定供給できるよう農産物の価格保障、農家の所得補償政策を確立するよう求める意見書議案第百三十六号は可決、請願九十八号は採択すべきです。

以上で議案に対する討論を終わります。(拍手)

●議長（矢吹貢一君）以上をもつて討論を終結いたします。

お諮りいたします。知事提出議案第一号から第五十三号まで、第五十五号及び第五十七号から第六十三号まで、以上の各案を一括採決いたして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認め、一括採決いたします。

(参考照)

議案第一号 令和七年度福島県一般会計補正予算（第四号）

議案第二号 令和七年度福島県土地取得事業特別会計補正予算（第一号）

議案第三号 令和七年度福島県国民健康保険特別会計補正予算（第一号）  
議案第四号 令和七年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第二号）  
議案第五号 令和七年度福島県奨学資金貸付金特別会計補正予算（第一号）

号)

議案第六号 令和七年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第二号）  
議案第七号 令和七年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第一号）  
議案第八号 令和七年度福島県立病院事業会計補正予算（第一号）

議案第九号 福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第十号 福島県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例

議案第十一号 福島県工業用水道条例の一部を改正する条例

議案第十二号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第十三号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案第十四号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案第十五号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案第十六号 福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案第十七号 福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例

議案第十八号 福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

議案第十九号 福島県認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例

条例

議案第二十号 福島県幼保連携認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第二十一号 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第二十二号 福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第二十三号 福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第二十四号 福島県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第二十五号 福島県農地中間管理事業の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第二十六号 福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第二十七号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の待遇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案第二十八号 当せん金付証票の発売について

議案第二十九号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第三十号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第三十一号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第三十二号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第三十三号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第三十四号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第三十五号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第三十六号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第三十七号 県の行う建設事業等に対する市町村の負担の一部変更について

議案第三十八号 工事請負契約の一部変更について

議案第三十九号 工事請負契約の一部変更について

議案第四十号 工事請負契約の一部変更について

議案第四十一号 工事請負契約の一部変更について

議案第四十二号 工事請負契約の一部変更について

議案第四十三号 工事請負契約の一部変更について

議案第四十四号 工事請負契約の一部変更について

議案第四十五号 工事施行変更協定について

議案第四十六号 動産の取得について

議案第四十七号 民事調停の申立てについて

議案第四十八号 令和七年度福島県一般会計補正予算（第五号）

議案第四十九号 令和七年度福島県国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

議案第五十号 令和七年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計補正予算（第一号）

議案第五十一号 令和七年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第二号）

議案第五十二号 令和七年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第二号）

議案第五十三号 令和七年度福島県立病院事業会計補正予算（第二号）

議案第五十五号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第五十七号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第五十八号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第五十九号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

る条例

議案第六十号 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第六十一号 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に

関する条例の一部を改正する条例

議案第六十一号 令和七年度福島県一般会計補正予算（第六号）

議案第六十三号 令和七年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第四号）

議案第一号

議案第一号「令和七年度福島県一般会計補正予算（第四号）」外六十件を一括原案のとおり決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

◎議長（矢吹貢一君）議案第一号「令和七年度福島県一般会計補正予算（第四号）」外六十件を一括原案のとおり決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（矢吹貢一君）起立総員。よって、各案は一括原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。知事提出議案第五十六号及び第六十四号、以上の各案を一括採決いたして御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（矢吹貢一君）御異議ないと認め、一括採決いたします。

（参 照）

議案第五十六号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
議案第六十四号 県の行う建設事業等に対する市町村の負担の追加及び一部

変更について

部を改正する条例】外一件を一括原案のとおり決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（矢吹貢一君）起立多数。よって、各案は一括原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。知事提出議案第五十四号を採決いたして御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（参 照）

議案第五十四号 県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

◎議長（矢吹貢一君）議案第五十四号「県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」、本案を原案のとおり決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（矢吹貢一君）起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。議員提出議案第一百十七号、第一百二十号から第一百二十三号まで、第二百三十一号及び第二百三十七号、以上の各案を一括採決いたして御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（矢吹貢一君）御異議ないと認め、一括採決いたします。

議員提出議案第一百十七号「私学助成の充実強化等を求める意見書」外六件

を一括原案のとおり決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（矢吹貢一君）起立總員。よって、各案は一括原案のとおり可決されました。

(賛成者起立)

次に、お諮りいたします。議員提出議案第百十八号を採決いたして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（矢吹貢一君）御異議ないと認め、採決いたします。

議員提出議案第百十八号「安定的皇位継承の議論促進を求める意見書」、本案を原案のとおり決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（矢吹貢一君）起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。議員提出議案第百十九号、第百二十五号から第一百二十七号まで、第百三十二号及び第百二十六号、以上の各案を一括採決いたして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（矢吹貢一君）御異議ないと認め、一括採決いたします。

議員提出議案第百十九号「消費税五%への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書」外五件を一括原案のとおり決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（矢吹貢一君）起立少數。よって、各案は一括否決されました。

次に、お諮りいたします。請願七十六号、七八八号から八十四号まで、八十七号及び九十五号、以上の各請願を一括採決いたして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（矢吹貢一君）御異議ないと認め、一括採決いたします。

請願七十六号「私学助成に関する意見書の提出について」外九件を一括採

択と決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（矢吹貢一君）起立總員。よって、各請願は一括採択と決しました。

次に、お諮りいたします。請願七十七号、八十八号から九十一号まで、九十六号及び九十八号、以上の各請願を一括採決いたして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（矢吹貢一君）御異議ないと認め、一括採決いたします。

請願七十七号「消費税五%への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書の提出について」外六件を一括採択と決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（矢吹貢一君）起立少數。よって、各請願は一括不採択と決しました。

## ◎ 繼続審査、調査付議

◎議長（矢吹貢一君）次に、各常任委員長より、現に委員会において審査及び

調査中の事件につき、別紙のとおり議会閉会中における継続審査及び継続調査申出書が提出になつておりますから、御報告いたします。

(申出書別冊参照)

◎議長（矢吹貢一君）お諮りいたします。本件は、いずれも委員長の申出のと

おり、議会閉会中において各委員会が継続して審査及び調査を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よつて、本件は各委員会が議会閉会中も継続して審査及び調査を行うことに決しました。

## ●知事提出継続審査議案第三十五号から 第三十九号まで（委員長報告、討論、 採決）

●議長（矢吹貢一君）次に、知事提出継続審査議案第三十五号から第三十九号まで、以上の各案に対する審査報告書が決算審査特別委員長より別紙のとおり提出になつておりますから、御報告いたします。

（報告書別冊参照）

●議長（矢吹貢一君）日程第二、知事提出継続審査議案第三十五号から第三十九号まで、以上の各案を一括議題といたします。

各案に対する特別委員会の審査経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別副委員長二十三番三村博隆君。

（二十三番二村博隆君登壇）

### ●二十三番（二村博隆君）決算審査特別委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出継続審査議案第三十五号から同第三十九号までの各案に対する本委員会の審査経過及び結果について御報告申し上げます。

各案は、去る九月定例会に提出、二十一名の委員をもつて構成する本委員会に付託され、閉会中の継続審査事件として審査してきたものであります。

第一回の委員会は、去る九月二十五日に開会し、審査の方法及び日程等の基本的事項について協議、決定いたしました。

この決定に基づき、本庁については、十月二十日から二十二日までの三日間にわたり、関係当局の出席を求め、詳細なる説明を聴取し、疑義をただすとともに、事業実績とその効果等について慎重に審査いたしました。

また、公所については、十月二十八日から三十日までの三日間にわたり、三十三公所、一事業を対象に審査及び現地調査を行いました。

以上申し上げました審査の結果を踏まえ、十二月十七日に開催した委員会におきまして、各案に対する意見書の取りまとめ及び採決を行いました。初めに、取りまとめた意見を申し上げます。

今回審査した令和六年度決算は、長期化する物価高騰に対応しながら、震災、原子力災害からの復興や人口減少の克服に向けた福島ならではの地方創生を加速させるとともに、一つ一つの取組をさらに「シンカ」させていくために編成された当初予算に加え、令和七年一月四日からの会津地方を中心とした記録的な大雪等に対応するための除雪費の増額や、被災した農業者の農業用栽培施設の復旧等の喫緊の課題に対処するため十一度の補正を行い、引き続き大きな規模となつた。

本委員会は、当該予算の趣旨を踏まえ、復興・創生のための事業が迅速かつ適切に執行され、併せて行財政の円滑な運営と経営健全化が図られているかなどの観点から審査を行つた。

その結果、令和六年度の予算執行は、普通会計、企業会計とも議会の議決の趣旨に沿い、おおむね適正に執行されたものと認められる。

なお、各会計において改善または検討を必要とする事項は次のとおりである。

### ●普通会計について

人口減少対策に全庁を挙げ取り組み、震災、原発事故から十四年が経過した福島の復興再生と地方創生をさらに進めていくため、次の事項に留意の

上、事務事業に取り組むこと。

### 一 財務事務の適正化について

県発注の空港関連工事における設計金額等の入札情報漏えい事案及び虚偽の申請による超過勤務手当の不正受給事案は、県政に対する県民の信用を著しく失墜させた。

特に、令和四年度から同様の事案が続いて発生し、再発防止に取り組んでいる中で、設計金額等の入札情報漏えい事案が発覚したことは極めて深刻な事態であることから、県民の信頼を取り戻すため、職員のコンプライアンス遵守と再発防止策の徹底に管理職員が中心となって全庁を挙げて取り組むこと。

また、調定の算定誤りや遅延、報償費及び旅費の支払い遅延、手当の支給額誤り、入札事務における積算誤りなど、一部に不適切な事例が見られたことから、全局的な取組による不備の再発防止及び未然防止を図ることはもとより、業務の効率化により組織的なチェック機能を十分に果たし、内部統制の実効性向上に努めること。

### 二 業務執行体制について

新たな課題に迅速かつ的確に対応するため、専門職を含めた必要な人員確保に努め、引き続き職員の心身の健康に配慮しつつ、より柔軟で適正な配置を図るとともに、職員の資質向上に必要な研修機会を確保するなど、業務執行体制の充実強化に努めること。

### 三 収入未済について

県税については、前年度と比較して収入未済額が減少しているが、税負担の公平性を維持し、財源を適正に確保するため、引き続き滞納の実態に応じた適切で効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の縮減に取り組むとともに、県税以外の収入未済額についても積極的な徴収対策を講じ、収入の

確保に努めること。

また、併せて職員の業務負担を考慮しつつ、債務者の財産状況等の把握を徹底するなどの債権管理を行い、行方不明、破産等により現実的に回収が困難なものについては、適時適切な不納欠損処分に努めること。

### ◎流域下水道事業会計について

本事業は、令和二年四月一日に公営企業会計を適用して県行政や財務事務の透明性を確保し、また、令和三年三月に福島県流域下水道事業経営戦略を策定し、計画的な経営に取り組んでいるが、公営企業会計の適用の意義や経営戦略策定の目的をしっかりと認識し、次の事項に留意の上、適正かつ効率的な事業経営に取り組むこと。

### 一 経営健全化の推進について

経常収支比率、流動比率、企業債残高対事業規模比率などの経営指標について具体的な目標値を設定するとともに、福島県汚水処理事業広域化・共同化計画に基づく広域化、共同化や接続率向上による収益確保など、より一層の経営の効率化に努めること。

### 二 リスク管理について

各処理区の施設設備については、大規模な自然災害に備えた耐震、耐水化対策等による強靱化を計画的に進めること。

また、施設設備の老朽化が確実に進行しているため、福島県流域下水道ストックマネジメント計画書に基づく点検、修繕等を行うとともに、令和七年一月に埼玉県八潮市で発生した下水管路の破損に起因する大規模な道路陥没事故を受けた国の要請に基づき、令和七年度に実施している全国特別重点調査の結果を踏まえ、安全性の確保を最優先に、適切な施設の管理に努めること。

### ◎工業用水道事業会計について

良質な工業用水の安定供給に努めるとともに、令和三年十一月に策定した福島県企業局経営戦略の目的をしつかりと認識した上で、次の事項に留意の上、事業運営に取り組むこと。

### 一 経営健全化の推進について

計画的な修繕等による経費削減や工業用水道料金の改定により、単年度収支は黒字となつたが、企業債残高が大きいことに加え、福島県工業用水道中長期計画及び経営戦略に基づいた老朽施設の改築など、今後も多額の資金需要が見込まれることから、料金改定に当たっては利用者負担に配慮しつつ、さらなる経営の合理化、効率化を推進し、経営の健全化に努めること。

### 二 安定的な工業用水の供給について

中長期計画及び経営戦略に基づき、自然災害、地震等への強靭化、老朽化した施設の計画的な更新に加え、定期的な管路の点検を実施するなど、リスク管理を徹底し、安定的な工業用水の供給に努めること。

### ●県立病院事業会計について

県立病院事業経営強化プランの基本目標である地域に必要な医療の持続的な提供、効率的な病院経営の達成に向け、県民に期待され、信頼される医療機関として良質な医療の提供と健全な病院経営を実現するよう、次の事項に留意の上、適切な対応を取るよう努めること。

### 一 県立病院経営強化について

強化プランに基づき、中山間地域における政策医療の提供、先進的な精神科医療の提供、復興を支える医療提供体制の確保などに加え、病院経営の効率化に総合的に取り組むこと。

### 二 医業未収金について

個人に係る医業未収金については、訪問徴収の実施や弁護士法人への回

収委託等により減少しているが、引き続き未収金の早期回収及び適正な管理に組織的に取り組むとともに、新たな未収金の発生防止に努めること。

本委員会の意見は以上のとおりであります。

次に、議案の審査結果について申し上げます。

知事提出継続審査議案第三十五号決算の認定について外四件を採決いたしました結果、議案第三十五号については多数をもって、そのほかの各案については満場一致をもつて、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君）以上をもつて、委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対し、御質疑はありませんか。

（なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君）御質疑ないと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告により発言を許します。五十八番神山悦子君。（拍手）

（五十八番神山悦子君登壇）

●五十八番（神山悦子君）日本共産党の神山悦子です。県議団を代表し、継続議案第三十五号「決算の認定について」は、不認定の立場から討論を行います。

二〇二四年度決算は、長期化する物価高騰対策や十四年が経過する震災、原発事故からの復興、なりわいの再建、今年二月に発生した、会津地方を中心とした記録的な大雪被害に対する除雪対応や農業用ハウス被害への対応など、当初予算に加え十一度の補正が行われ、歳出決算は一兆二千三百四十億円となりました。

昨年前半まで政権を担っていた岸田政権は、原発はクリーンエネルギーなどとして、六十年を超える老朽原発の再稼働や新型原子炉の建設を推進する

G X 法を成立させました。

さらに、アメリカ政権言いなりに、憲法違反の敵基地攻撃能力の保有などを安保三文書を閣議決定し、防衛費、軍事費を五年間で二倍化し、GDP比二%、四十三兆円まで増額することを閣議決定するなど、戦後の安全保障政策を大転換しました。

ところが、政治と金の問題で批判を浴び、突然政権を投げ出し、秋に石破政権が誕生。総選挙を実施しましたが、自民党はこの総選挙で衆議院で少数与党になりました。

しかし、国民の暮らし応援よりも、岸田政権の大軍拡と原発再稼働方針をさらに推進したのが石破政権でした。

こうした政治情勢の下で、昨年度、県政はどう対応してきたのでしょうか。まず、県民の暮らしへの対応についてです。

国は昨年四月、訪問介護報酬を引き下げたため、県内でも介護事業所が倒産しています。保険あつて介護なしは、国家的詐欺ではないでしょうか。

昨年も物価高騰が止まらず、国の交付金を受けて物価高騰対策を実施しました。

県民向けの直接支援は僅かでしたが、県の医療や介護事業所等への物価高騰対策支援は全国でも高いレベルの支援となり、歓迎されました。

しかし、物価高騰対策で最も有効なのは消費税の減税です。

党県議団は、五%への減税とインボイスの廃止を何度も求めてきましたが、県は国が判断すべきものとし、県民に寄り添う姿勢はありません。

しかし、今回の決算審査の中で県が答弁したように、消費税は県の執行機関においても発生しており、県への地方消費税収入よりも消費税支出の負担ははるかに大きいことが明らかになりました。消費税は減税すべきです。

本県は、若者や女性の県外流出が全国に比べて多いことから、中小企業の

賃上げ支援を県が直接行い、最低賃金を大幅に引き上げるよう何度も求めていますが、昨年は実施されませんでした。

ようやく今議会で労働者一人三万円を補助する賃上げ支援が行われることになりました。

最低賃金は、物価高騰を踏まえ、中小企業を直接支援しながら、少なくとも早期に全国一律時給千五百円以上へ引き上げるとともに、賃金支援を国に求めるべきです。

昨年は、春頃から店頭で米が入手できなくなるなど、令和の米騒動が発生しました。

ところが、政府は「米は余っている。秋に新米が出回れば解消する」などとして、ほとんど手を打たずに放置していました。

新米が出回る秋になつても米価高騰が続き、ようやく備蓄米を放出したものの、今年も消費者米価の高騰は続いています。

これは、主食の米に政府が責任を負わず、市場任せにしてきた自民党農政の失政です。

次に、原発事故への対応と復興及び環境、災害対策についてです。

岸田政権が進めた原発推進政策を石破政権はさらに加速し、原発事故から丸十四年となる今年一月、福島の原発事故後は原発ができるだけ低減するとしてきました国とのエネルギー計画を大転換し、原発を最大限活用すると明記した

国の第七次エネルギー基本計画を今年一月十八日に閣議決定しました。

原発回帰への大転換に対し、県民世論調査で「原発はゼロにすべき」「原発は今より減らすべき」は五七・六%、約六割の県民が原発の最大限活用に反対を表明している中、内堀知事は「エネルギー政策は国が決める」との答弁を繰り返し、國の方針を事実上容認しました。

既に全国の原発を七発電所、十二基稼働させていますが、今年に入り、閑

西電力美浜原発、東京電力柏崎刈羽原発、北海道電力泊原発も地元知事に再稼働を容認させましたが、今年七月末のカムチャツカ半島地震や十二月初めに発生した青森県の東方沖を震源とする震度六強の地震があつたばかりです。

原発の建設計画があつた珠洲市は、能登半島地震で地盤が一メートルも隆起しました。

福島の原発事故を見ても、地震列島日本で原発の再稼働などとんでもありません。原発を廃止し、ゼロにすべきです。

また、国のエネルギー基本計画では、三から四割を化石燃料で賄うとして、石炭火力も推進する計画です。

しかし、異常気象によって頻発する自然災害の発生や記録的な猛暑が続く今日の事態を見れば、パリ協定違反、地球温暖化対策に逆行する石炭火力は廃止すべきです。

福島県も全国有数の石炭火発の集中立地県です。

党県議団は、県内の電力事業所に石炭火発廃止を要請すべきと求めていますが、県は後ろ向きです。

一方、原発事故後、県は県内で消費する電力の一〇〇%を再生可能エネルギーで賄う再生可能エネルギー先駆けの地を目指すことを県の復興ビジョンに掲げ推進してきましたが、目標数値を追いかけるあまり、メガ発電の進出が県内各地で大問題になっています。

県は、法律どおり林地開発の許可を出したに過ぎないとして、規制する考

えはまだないようですが、福島市の先達山メガソーラー発電をめぐる問題を見て、メガ発電への規制は必要です。

むしろ住民参加型、地産地消型、環境共生型の再生可能エネルギーと省エネルギーとの組合せで、新しい産業と雇用創出につなげる政策が求められます。

さて、原発事故からの復興についてですが、本県は復興・創生分として、二〇一一年度から二〇二三年度までの累計決算額は十三・九兆円、二〇一二年度は県分約二千四百億円、市町村分約一千億円、計約三千四百億円を計上しました。

県のイノベ関連予算是、二〇一六年度から二五年度当初予算までの十年間で約五千九百億円となり、そのうち復興道路は一路線に百億円以上が数本あり、この春供用開始した小名浜道路は七百三十億円を投入するなど、インフラ整備は五六・六%を占めています。

一方、原発の廃炉作業において、作業ミスやトラブルが相次ぎました。

前年度より、ALPS処理水の作業中に作業員が高濃度放射性廃液を浴びた事故や、昨年は燃料デブリの試験的取り出し作業で順番を間違える単純ミスも発生しましたが、いずれも現場に東電社員が不在だった、下請任せの実態が判明しました。

高線量下での廃炉作業を安全に確実に行なうことは当然であり、県民の原発事故賠償についても速やかに支払うなど、国、東京電力の加害責任を最後まで果たすよう、県が役割を發揮すべきです。

原発事故の避難者は、国、県の発表は県内外に約二万五千人としていますが、避難十二市町村の避難者は五万四千人と実態と乖離しています。

また、帰還困難区域の除染も避難者から要望があり、除染なしでの帰還方針は撤回すべきです。

避難市町村の医療、介護、福祉、子育て、買物、雇用、なりわいの再建もこれからです。

双葉診療所には精神科医が配置されていますが、今後は小児科医も必要と要望されました。

そもそも福島県は、全国平均より人口十万人当たり約八百人も医師が不足

しております、避難市町村やいわき市をはじめ、県内の医師不足は続いている。また、看護師や介護職員不足も深刻です。

会津地方や相双地方など、訪問介護事業ゼロは県内八市町村、一つだけの自治体は県中、県南を含め二十一町村もあります。

大企業や先端産業など惨事便乗型の復興ではなく、避難を余儀なくされた住民に寄り添い、当事者の声を聞いて復興事業に反映させるなど、県民の復興を実施すべきです。

また、原発被災地を含め、厳しさを増す本県の農林業、水産業を支援するため、新規就農者の支援を継続するとともに、農林水産業を今後も維持、継承できるよう、県独自の支援策を講ずるべきです。

いずれも東京電力の原発事故で県民の暮らしもなりわいも壊され、相次ぐ地震発生や自然災害にも見舞われました。

原発問題でも、国言いなりをやめ、県民や市町村を長期にわたり支援する県政への転換を求めます。

次は、教育行政とジェンダー平等の推進についてです。

本県は、県独自の三十人学級が維持できず、県教育長名で二年にわたり三十人学級編制を見直す通知を市町村教育委員会で出すほど教員不足は深刻です。

昨年五月一日現在で小学校百三十六人、中学校五十一年、計百八十七人不足し、今年度も教員不足は続いています。

一方で、不登校の児童生徒も増え続け、三千人以上になっています。正規教員を県独自でも増やすべきと求めてきましたが、改善されていません。

また、避難所にもなる学校体育館へのエアコン設置も進みません。

災害級の猛暑が続く中、命を守るため、普通教室や特別教室はもちろん、体育館へのエアコン設置を一気に整備すべきです。

市町村の頑張りで、九割を超える市町村が学校給食費の無償化などの補助を実施している一方で、県独自の学校給食費の無償化実施が必要と求めてきましたが、県は応えませんでした。

国は、来年度からようやく小学校の給食費無償化実施を表明したことは歓迎しますが、中学校の給食費無償化は残されています。

これらを実施するためにも、県の教育予算の大幅拡充が必要です。私たち共産党県議団も求めてまいりました県のパートナーシップ制度がようやく導入されました。引き続き、条例制定や制度の周知徹底が求められます。

また、政策決定に関わる県職員の女性管理職のさらなる比率引上げも必要です。

最後に、決算審査でも指摘された県職員による不祥事についてです。

昨年度は、福島空港の入札に関わる設計金額の漏えいをはじめ、教職員の性犯罪など相次ぐ県職員の不祥事に県民の信頼が揺らいでいます。

不祥事根絶に効果ある取組を行うため、専門家の知見や第三者の機関の設置など改善を求めます。

以上の理由から、継続議案第三十五号「決算の認定について」は不認定すべきものと述べまして、討論を終わります。（拍手）

●議長（矢吹貢一君）以上をもつて、討論を終結いたします。  
お諮りいたします。知事提出継続審査議案第二十六号から第三十九号まで、以上の各案を一括採決いたして御異議ありませんか。

（異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認め、一括採決いたします。

継続審査議案第三十六号「令和六年度福島県流域下水道事業会計決算の認定について」外三件を一括認定することに御賛成の各位の御起立を求めます。

●議長（矢吹貢一君）起立総員。よつて、各案は一括認定されました。

次に、お詣りいたします。知事提出継続審査議案第三十五号を採決いたして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認め、採決いたします。

継続審査議案第三十五号「決算の認定について」、本案を認定することに御賛成の各位の御起立を求めます。

(賛成者起立)

●議長（矢吹貢一君）起立多数。よつて、本案は認定されました。

## ●知事提出議案第六十五号から第七十二号まで

### (知事説明、採決)

●議長（矢吹貢一君）この際、知事より別紙提出書のとおり議案提出の通知が

ありますから、御報告いたします。

(参考照)

提出書

議案第六十五号  
教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第六十五号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第六十六号 土地利用審査会の委員の任命につき同意を求めることにつ

いて

議案第六十七号 土地利用審査会の委員の任命につき同意を求めることにつ

いて

議案第六十八号 土地利用審査会の委員の任命につき同意を求めることにつ

議案第六十九号 土地利用審査会の委員の任命につき同意を求めることにつ

いて

議案第七十号 土地利用審査会の委員の任命につき同意を求めることにつ

いて

議案第七十一号 土地利用審査会の委員の任命につき同意を求めることにつ

いて

議案第七十二号 土地利用審査会の委員の任命につき同意を求めることにつ

いて

上記のとおり提出します。

令和七年十二月二十三日

福島県議会議長 矢吹貢一様

福島県知事 内堀雅雄

議案第六十五号

教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

となるので、次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第四条第二項の規定により、同意を求める。

相馬市大曲字権浪十番地の二 午來勝顕

令和七年十二月二十三日提出

福島県知事 内堀雅雄

議案第六十六号

土地利用審査会の委員の任命につき同意を求ることについて

土地利用審査会の委員岩崎優一は、令和七年十一月二十四日をもつて任期

満了となるので、次の者を土地利用審査会の委員に任命することについて、

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第三十九条第四項の規定により、同意を求める。

郡山市麓山一丁目二番二十号

麓山共同宿舎四〇二号室 岩崎優二

令和七年十一月二十三日提出

福島県知事 内堀雅雄

議案第六十七号

土地利用審査会の委員の任命につき同意を求ることについて

土地利用審査会の委員佐藤栄一は、令和七年十一月二十四日をもつて任期

満了となるので、次の者を土地利用審査会の委員に任命することについて、

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第三十九条第四項の規定により、同意を求める。

郡山市菜根一丁目二番七号 佐藤栄一

令和七年十一月二十三日提出

福島県知事 内堀雅雄

議案第六十八号

土地利用審査会の委員の任命につき同意を求ることについて

土地利用審査会の委員丸睦美は、令和七年十二月二十四日をもつて任期満了となるので、次の者を土地利用審査会の委員に任命することについて、國

土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第三十九条第四項の規定によ

り、同意を求める。

福島市笛谷字桜水三十七番地の一 丸 瞳 美

令和七年十二月二十三日提出

福島県知事 内堀雅雄

議案第六十九号

土地利用審査会の委員の任命につき同意を求ることについて

土地利用審査会の委員竹内樹美は、令和七年十二月二十四日をもつて任期

満了となるので、次の者を土地利用審査会の委員に任命することについて、

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第三十九条第四項の規定により、同意を求める。

大沼郡会津美里町字瀬戸町甲三千百五十四番地 竹内樹美

令和七年十二月二十三日提出

福島県知事 内堀雅雄

議案第七十号

土地利用審査会の委員の任命につき同意を求ることについて

土地利用審査会の委員菊地裕は、令和七年十二月二十四日をもつて任期満了となるので、次の者を土地利用審査会の委員に任命することについて、國

土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第三十九条第四項の規定により、同意を求める。

福島市東浜町四番十九号 菊地裕

令和七年十二月二十三日提出

福島県知事 内堀雅雄

土地利用審査会の委員の任命につき同意を求めるについて  
満了となるので、次の者を土地利用審査会の委員に任命することについて、  
国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第三十九条第四項の規定により、同意を求める。

田村市船引町遠山沢字津間百七十八番地 矢吹盛一  
令和七年十一月二十三日提出

福島県知事 内堀雅雄

議案第七十二号

土地利用審査会の委員の任命につき同意を求ることについて

土地利用審査会の委員村上早紀子は、令和七年十一月二十四日をもつて任期満了となるので、次の者を土地利用審査会の委員に任命することについて、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第三十九条第四項の規定により、同意を求める。

福島市野田町二丁目三番四十号

クラロ・エスパシオ二〇一〇一号室 村上早紀子

令和七年十一月二十三日提出

福島県知事 内堀雅雄

これは、任期満了に伴う教育委員会の委員一名及び土地利用審査会の委員七名の後任委員の任命につきまして、それぞれ同意を求めようとするものであります。

速やかな御議決をお願い申し上げます。

◎議長（矢吹貢一君）お諮りいたします。知事提出議案第六十五号から第七十二号まで、以上の各案は質疑、常任委員会の審査及び討論等の議事手続を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（矢吹貢一君）御異議ないと認め、採決いたします。

初めに、知事提出議案第六十五号を採決いたします。

議案第六十五号「教育委員会の委員の任命につき同意を求めるについて」、本案に同意するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（矢吹貢一君）起立総員。よって、本案は同意されました。

出議案第六十五号から第七十二号まで、以上八件を本日の日程に追加し、一括議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よって、知事提出議案第六十五号から第七十二号まで、以上の各案は日程に追加し、一括議題とすることに決しました。

直ちに各案を一括議題といたします。

付議議案に対する知事の説明を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認め、一括採決いたします。

議案第六十六号「土地利用審査会の委員の任命につき同意を求める」として  
ついて」外六件に一括同意するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（矢吹貢一君）起立総員。よって、各案は一括同意されました。

## ●議員提出議案第二百三十八号（即決）

●議長（矢吹貢一君）この際、議員提出議案一件、別紙議案提出書のとおり提出

になつておりますから、御報告いたします。

（参考照）

議案提出書

令和七年十二月二十三日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員

三 村 博 隆  
佐々木 彰 隆

同 同 同 同 同 同

三 瓶 正 栄  
先 崎 温 容  
鈴 木 智 容  
西 山 尚 利  
宮 下 雅 志

次の議案を別紙のとおり提出します。

復興・創生推進対策について

提出理由

復興に向けての取組はいまだ継続していることから、第三期復興・創生期間における復興施策や廃炉作業の安全対策の取組を検証・強化し、復興・創生を推進するため

議案第二百三十八号

復興・創生推進対策について

本議会は、復興に向けての取組はいまだ継続していることから、第三期復興・創生期間における復興施策や廃炉作業の安全対策の取組を検証・強化し、復興・創生を推進するため、次の事項に関する調査を行うものとする。

- 一 第二期復興・創生期間における復興施策について
- 二 廃炉作業等の安全対策について

### 三 上記一及び二に関連する事項

●議長（矢吹貢一君）お諮りいたします。ただいま御報告いたしました議員提

出議案第二百三十八号「復興・創生推進対策について」を本日の日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よって、議員提出議案第二百三十八号は日程に追加し、議題とすることに決しました。

直ちに本案を議題といたします。

お諮りいたします。本案は、説明、質疑、常任委員会の審査及び討論等の議事手続を省略し、即決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認め、採決いたします。

議員提出議案第二百三十八号「復興・創生推進対策について」、本案を原案

のとおり決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

(賛成者起立)

●議長（矢吹貢一君）起立総員。よつて、議員提出議案第百二十八号は原案の

とおり可決されました。

### ●復興・創生推進対策について

(特別委員会設置、同委員、委員長及び

副委員長の選任、事件付託)

●議長（矢吹貢一君）次に、お諮りいたします。復興・創生推進対策について調査を行うため、委員の定数を十三人とする復興・創生推進対策特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認め、特別委員会を設置することに決しました。

次に、特別委員会の委員、委員長及び副委員長の選任を行います。

本件は、別紙の選任書により行います。

(参考照)

復興・創生推進対策特別委員・委員長・副委員長選任書

委 員	員	三 番	木 村 謙一郎	君
同	同	十二 番	山 口 洋 太	君
同	同	十三 番	佐 々 木 恵 寿	君
同	同	十六 番	鈴 木 優 樹	君
二十 番	真 山 祐	一 君		

●議長（矢吹貢一君）お諮りいたします。復興・創生推進対策特別委員、委員長及び副委員長は、別紙選任書記載のとおり、一括選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よつて、本件は別紙選任書記載のとおり、一括選任されました。

次に、お諮りいたします。復興・創生推進対策については、ただいま設置いたしました特別委員会の調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よつて、本件は特別委員会の調査に付することにいたします。

## ●議員提出議案第百三十九号（即決）

◎議長（矢吹貢一君）この際、議員提出議案一件、別紙議案提出書のとおり提出になつておりますから、御報告いたします。

（参考照）

議案提出書

令和七年十一月二十三日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 三村 博 隆

佐々木 彰

三瓶 正 荣

先崎 温 容

鈴木 智

西山 尚 利

宮下 雅 志

次の議案を別紙のとおり提出します。

県民の安全・安心対策について

理由

激甚化・頻発化する自然災害や身近な生活における不安の増大へ対応するため、防災・減災や生命・財産等の安全確保のための対策の強化を図るため

本議会は、激甚化・頻発化する自然災害や身近な生活における不安の増大へ対応するため、防災・減災や生命・財産等の安全確保のための対策の強化を図るため、次の事項に関する調査を行うものとする。

- 一 自然災害からの安全・安心について
- 二 身近な暮らしにおける安全・安心について
- 三 上記一及び二に関連する事項

◎議長（矢吹貢一君）お諮りいたします。ただいま御報告いたしました議員提出議案第百三十九号「県民の安全・安心対策について」を本日の日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よって、議員提出議案第百三十九号は日程に追加し、議題とすることに決しました。

直ちに、本案を議題といたします。

お諮りいたします。本案は、説明、質疑、常任委員会の審査及び討論等の議事手続を省略し、即決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（矢吹貢一君）御異議ないと認め、採決いたします。

議員提出議案第百三十九号「県民の安全・安心対策について」、本案を原案のとおり決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（矢吹貢一君）起立総員。よって、議員提出議案第百三十九号は原案のとおり可決されました。

議案第百三十九号

県民の安全・安心対策について

●県民の安全・安心対策について

(特別委員会設置、同委員、委員長及び

副委員長の選任、事件付託)

同 同 同 四十四番 三 瓶 正栄君

同 同 同 四十七番 三 古市久君

同 同 同 四十九番 長尾トモ子君

同 同 同 五十三番 佐藤憲保君

同 同 同 三十七番 山田平四郎君

同 同 同 十一番 吉田誠君

同 同 同 十四番 山内長君

同 同 同 佐藤誠君

●議長(矢吹貢一君) 次に、お諮りいたします。県民の安全・安心対策について調査を行うため、委員の定数を十三人とする県民の安全・安心対策特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●議長(矢吹貢一君) 御異議ないと認め、特別委員会を設置することに決しました。

次に、特別委員会の委員、委員長及び副委員長の選任を行います。

本件は、別紙の選任書により行います。

(参考照)

県民の安全・安心対策特別委員・委員長・副委員長選任書

委員	八番	半沢雄
同	十一番	吉田助君
同	十四番	山内誠君
同	十七番	山邊哲也君
同	十九番	鳥居也君
同	二十四番	佐藤也君
同	二十七番	大橋也君
同	三十二番	伊藤也君
同	三十七番	平四郎君

●議長(矢吹貢一君) お諮りいたします。県民の安全・安心対策特別委員・委員長及び副委員長は、別紙選任書記載のとおり、一括選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●議長(矢吹貢一君) 御異議ないと認めます。よって、本件は別紙選任書記載のとおり、一括選任されました。

次に、お諮りいたします。県民の安全・安心対策については、ただいま設置いたしました特別委員会の調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●議長(矢吹貢一君) 御異議ないと認めます。よって、本件は特別委員会の調査に付することにいたします。

●議員提出議案第百四十号(即決)

●議長(矢吹貢一君) この際、議員提出議案一件、別紙議案提出書のとおり提出になりますから、御報告いたします。

## 議案提出書

令和七年十二月二十三日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者	福島県議会議員	三 村 博 隆
同	佐々木 彰	
同	三 瓶 正 栄	
同	先 崎 温 容	
同	鈴 木 智	
同	宮 下 雅 志	
同	西 山 尚 利	

次の議案を別紙のとおり提出します。

## 人口減少・地域活力創造対策について

## 理由

人口減少により地域の活力低下が懸念されていることから、企業・団体、市町村などあらゆる主体との連携・共創を図り、社会経済施策を始めとする取組を強化して、人口減少社会における地域の維持・発展を推進するため

議案第百四十号

## 人口減少・地域活力創造対策について

本議会は、人口減少により地域の活力低下が懸念されていることから、企業・団体、市町村などあらゆる主体との連携・共創を図り、社会経済施策を始めとする取組を強化して、人口減少社会における地域の維持・発展を推進するため、次の事項に関する調査を行うものとする。

## 一 人口減少対策について

## ○人口減少・地域活力創造対策について

(特別委員会設置、同委員、委員長及び副委員長の選任、事件付託)

- 二 持続可能な地域づくりについて  
三 上記一及び二に関連する事項

○議長(矢吹貢一君) お諮りいたします。ただいま御報告いたしました議員提出議案第百四十号「人口減少・地域活力創造対策について」を本日の日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり)

○議長(矢吹貢一君) 御異議ないと認めます。よつて、議員提出議案第百四十号は日程に追加し、議題とすることに決しました。

直ちに、本案を議題といたします。

お諮りいたします。本案は、説明、質疑、常任委員会の審査及び討論等の議事手続を省略し、即決することに御異議ありませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり)

○議長(矢吹貢一君) 御異議ないと認め、採決いたします。

議員提出議案第百四十号「人口減少・地域活力創造対策について」、本案を原案のとおり決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(矢吹貢一君) 起立総員。よつて、議員提出議案第百四十号は原案のとおり可決されました。

○議長(矢吹貢一君) 次に、お諮りいたします。人口減少・地域活力創造対策



(申出書別冊参照)

●議長（矢吹貢一君）お諮りいたします。ただいま御報告いたしました復興・創生推進対策についてを本日の日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よって、復興・創生推進対策については日程に追加し、議題とすることに決しました。

直ちに、本件を議題といたします。

復興・創生推進対策について。

本件に対する特別委員会の調査経過について、委員長の中間報告を求めます。

復興・創生推進対策特別委員長三十四番橋本徹君。

(三十四番橋本 徹君登壇)

●三十四番（橋本 徹君）復興・創生推進対策特別委員長中間報告。

本委員会は、第二期復興・創生期間における復興施策について、廃炉作業等の安全対策について及びこれらに関連する事項について調査するために設置され、本日委員会を開催いたしました。

慎重に審議いたしました結果、復興・創生推進対策につきましては極めて重要な課題であり、今後とも相当の期間、調査をするものと認められたため、全員一致をもつて議会閉会中もなお継続して調査を行うことに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君）以上をもつて、委員長の中間報告は終わりました。

お諮りいたします。本件は、ただいまの委員長中間報告のとおり、議会閉会中において特別委員会が継続して調査を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よって、本件は復興・創生推進対策特別委員会が議会閉会中も継続して調査を行うことに決しました。

●県民の安全・安心対策について

(委員長中間報告、継続調査付議)

●議長（矢吹貢一君）この際、県民の安全・安心対策について、県民の安全・安心対策特別委員長より、別紙のとおり議会閉会中における継続調査申出書が提出になっておりますから、御報告いたします。

(申出書別冊参照)

●議長（矢吹貢一君）お諮りいたします。ただいま御報告いたしました県民の安全・安心対策についてを本日の日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よって、県民の安全・安心対策については日程に追加し、議題とすることに決しました。

直ちに、本件を議題といたします。

県民の安全・安心対策について。

本件に対する特別委員会の調査経過について、委員長の中間報告を求めます。

県民の安全・安心対策特別委員長三十七番山田平四郎君。

(三十七番山田平四郎君登壇)

●三十七番（山田平四郎君）県民の安全・安心対策特別委員長中間報告。

本委員会は、自然災害からの安全・安心について、身近な暮らしにおける

安全・安心について及びこれらに関連する事項について調査するため設置され、本日委員会を開催いたしました。

慎重に審議いたしました結果、県民の安全・安心対策につきましては極めて重要な課題であり、今後とも相当の期間、調査を要するものと認められるため、全員一致をもつて議会閉会中もなお継続して調査を行うことに決定いたしました。

以上、報告申し上げます。

◎議長（矢吹貢一君）以上をもつて、委員長の中間報告は終わりました。

お諮りいたします。本件は、ただいまの委員長中間報告のとおり、議会閉会中において特別委員会が継続して調査を行うことに御異議ありませんか。

（異議なし）と呼ぶ者あり

◎議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よって、本件は県民の安全・安心対策特別委員会が議会閉会中も継続して調査を行うことに決しました。

### ◎人口減少・地域活力創造対策について

#### （委員長中間報告、継続調査付議）

以上、御報告申し上げます。

◎議長（矢吹貢一君）この際、人口減少・地域活力創造対策について、人口減少・地域活力創造対策特別委員長より、別紙のとおり議会閉会中における継続調査申出書が提出になつておりますから、御報告いたします。

（申出書別冊参照）

◎議長（矢吹貢一君）お諮りいたします。ただいま御報告いたしました人口減少・地域活力創造対策についてを本日の日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よって、人口減少・地域活力創造対策については日程に追加し、議題とすることに決しました。

直ちに、本件を議題といたします。

人口減少・地域活力創造対策について、本件に対する特別委員会の調査経過について、委員長の中間報告を求めます。

人口減少・地域活力創造対策特別委員長五十番満山喜一君。

（五十番満山喜一君登壇）

◎五十番（満山喜一君）人口減少・地域活力創造対策特別委員長中間報告。

本委員会は、人口減少対策について、持続可能な地域づくりについて及びこれらに関連する事項について調査するため設置され、本日委員会を開催いたしました。

慎重に審議いたしました結果、人口減少・地域活力創造対策につきましては極めて重要な課題であり、今後とも相当の期間、調査を要するものと認められるため、全員一致をもつて議会閉会中もなお継続して調査を行うことに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎議長（矢吹貢一君）以上をもつて、委員長の中間報告は終わりました。

お諮りいたします。本件は、ただいまの委員長中間報告のとおり、議会閉会中において特別委員会が継続して調査を行うことに御異議ありませんか。

（異議なし）と呼ぶ者あり

以上をもつて、全部の議事を終わります。

## ●閉会挨拶

知事より挨拶があります。

(知事内堀雅雄君登壇)

●議長（矢吹貢一君）閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、十二月九日開会以来、本日まで十五日間に及びましたが、ここに全部の議事を終了し、閉会できることは、これもひとえに議員の皆様方の御精励と議事運営に対する御協力のたまものでありまして、深く感謝を申し上げます。

また、会期中における執行當局及び報道関係各位の御支援、御協力に対しましても厚く御礼を申し上げます。

今議会においては、当初提出議案に加え、国の総合経済対策を受けた物価高に対応する県独自の取組やツキノワグマ被害防止対策等を行うための補正予算を含め、一度にわたり追加議案が提出され、それら喫緊の課題に対し熱心に審議を重ねていただいたほか、本県が直面する諸課題への施策を強化すべく、三つの調査特別委員会を新たに設置し、活動を開始したところであります。

執行當局におきましては、地域経済の活性化に向けた取組や自然災害への備えなど、県民生活の安定向上に向けて引き続き効果的な施策を展開していくとともに、今年度末をもって第二期復興・創生期間が終期を迎えるに当たり、県民の皆さんに復興・創生をさらに実感していただけるよう、なお一層の取組を望むものであります。

議員の皆様方におかれましては、年の瀬を迎える、何かと御多端の折ではありますが、ますます御自愛の上、本県の復興と県政のさらなる進展に向けて、なお一層御尽力くださいますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

●知事（内堀雅雄君）十二月県議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、令和七年度一般会計補正予算案など重要な議案を提出いたしましたところ、議員の皆様には終始熱心に御審議の上、御議決を賜り、深く感謝を申し上げます。御議決をいただきました案件につきましては、その適正な執行に努めてまいります。

また、審議の過程において皆様からいただきました御意見、御提言を十分尊重し、誠意を持って県政に反映させ、最低賃金の引上げを踏まえた地域経済の活性化や物価高への対応、地域医療提供体制の充実などに取り組むとともに、震災と原発事故からの復興と地方創生の歩みを力強く前へと推し進め、県民の皆さんのが将来に夢や希望を抱くことができるよう、全庁一丸となつて取り組んでまいります。

年の瀬を迎え、多事多端の折から、皆様には御自愛の上、御健勝にて新年を迎えることをお祈り申し上げますとともに、今後も本県の復興と地方創生の推進のため御尽力、御協力くださいますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。

●議長（矢吹貢一君）これをもって、閉会いたします。

午後三時四十六分閉会









**リサイクル適性(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。